

新型インフルエンザ等対策推進会議（第 23 回）

日時：令和 8 年 7 月 16 日（木）10 時 00 分～11 時 30 分

場所：中央合同庁舎 8 号館 1 階 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（１）政府行動計画のフォローアップの結果について

（２）保健所業務の DX について

（３）国際的な動向等について

3. 閉 会

（配付資料）

資 料 1－1	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく取組のフォローアップのポイント
資 料 1－2	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における各分野のフォローアップ概要
資 料 1－3	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における 5 つの横断的視点からのフォローアップ概要
資 料 2－1	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（準備期）
資 料 2－2	「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（初動期・対応期）
資 料 3	感染症サーベイランスシステムによる届出状況について
資 料 4－1	クルーズ船におけるハンタウイルス感染症事例への対応状況について
資 料 4－2	コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況について
参考資料 1	新型インフルエンザ等対策推進会議委員名簿
参考資料 2	堀委員提出資料



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」 に基づく取組のフォローアップのポイント （令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく取組のフォローアップのポイント

- 令和6年7月に初めて全面改定した政府行動計画においては、その実効性を担保するために、毎年度定期的にフォローアップを実施することが記載されている。
- 今般、改定後2回目となるフォローアップを実施し、各省庁において進められている取組を確認した。
- 政府行動計画の6年ごとの見直しも見据えながら、今後も毎年度フォローアップを実施していく。

記載項目	主な取組	記載項目	主な取組
①実施体制	実践的な訓練による即応力の向上 - 政府対策本部や関係省庁対策会議の設置・開催訓練 - 国と47都道府県との間の緊急連絡会議訓練 - 都道府県が行う感染症危機管理対応訓練の伴走支援	⑧医療	医療提供体制の強化 有事の体制強化のため、平時から都道府県と医療機関の間で協定を締結 (R7.10.1時点) 病床確保 目標 45,681床 実績 49,179床 発熱外来 目標 41,643機関 実績 41,917機関
②情報収集・分析	国立健康危機管理研究機構（JIHS）との連携 JIHSや都道府県等と連携し、感染症情報の収集・分析能力を強化、感染症インテリジェンス体制を整備	⑨治療薬・治療法	重点感染症に対する研究開発 - 今後のパンデミックに備え、重点感染症のリストを更新 - MCM戦略（令和8年3月閣議決定）により治療薬、診断薬等を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を推進 - 臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を有する感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を本格稼働
③サーベイランス	重層的なサーベイランス - 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの開始(R.7.4) - 下水サーベイランスの拡充		
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	平時からの普及啓発 - 感染症対策に係るリーフレット、Q&Aを作成・公表 - リスコミの考え方や留意点、優良事例をとりまとめ - 関係省庁と連携し、合同記者勉強会を実施	⑩検査	検査体制の強化 有事の体制強化のため、平時から都道府県等と民間検査機関等の間で協定を締結するほか、地衛研等と訓練を実施 流行初期 目標 約10万件／日 実績 約26万件／日 (R7.10.1時点) 流行初期以降 目標 約44万件／日 実績 約50万件／日
⑤水際対策	体制の維持・強化 - 全国の検疫所（海港29カ所、空港23カ所）で総合訓練を実施 - 隔離や停留のため検疫所は189医療機関と協定を締結 - 停留や待機要請のため約2.6万室の客室等を確保	⑪保健	保健所の対応能力向上 - 全国の保健所において健康危機対処計画を策定 - IHEATの強化のため、国による専門講習や都道府県等が行う管理者研修への支援を実施
⑥まん延防止	対策への理解促進 - 事業者等向けの感染症対策の解説を作成・公表 - 国民等に向けた広報・啓発資料を作成・公表 - その他、情報提供・共有、リスクコミュニケーション分野に係る取組を引き続き確実に実施	⑫物資	感染症対策物資等の備蓄・配置 - 国において、医療機関向けマスク等の個人防護具を備蓄 - 協定締結医療機関における個人防護具・人工呼吸器の備蓄状況を把握 - 感染症対策物資等の生産・輸入を行う事業者の生産・輸入状況を確認
⑦ワクチン	早期開発・円滑な接種 - MCM戦略（令和8年3月閣議決定）によりMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を推進 - ワクチン製造拠点の整備等を実施 - 接種事務の円滑化に向けたシステム開発の推進	⑬国民生活・国民経済	事業者の対応能力向上 - 事業者に心がけていただきたい内容をまとめた資料を作成、事業者に対して周知し、業務継続計画策定を促進 - 中小事業者が活用可能な感染症有事を想定した業務継続計画モデルを作成



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における 各分野のフォローアップ概要（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

- 《 》は、令和8年7月16日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2－1「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（準備期）」の番号を記載しています。
- 【 】は、担当省庁の略称を記載しています。
内閣感染症危機管理統括庁：統、内閣府健康・医療戦略推進事務局：内、デジタル庁：デ、総務省：総、消防庁：消防、法務省：法、出入国在留管理庁：入、外務省：外、財務省：財、文部科学省：文、厚生労働省：厚、農林水産省：農、経済産業省：経、国土交通省：国、環境省：環、防衛省：防
なお、何も記載していない場合には、担当省庁は厚生労働省としています。
- 昨年度フォローアップから進展のみられた主な取組を赤字で示しています。

①実施体制

政府行動計画のポイント

- ・ 平時から、国、JIHS、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び医療機関等の関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する
- ・ 国及びJIHSにおいて、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保、活用を進める
- ・ 初動期の段階で、統括庁及び厚生労働省の体制を強省庁やJIHS、地方公共団体と緊密に連携しながら対策を実施する
- ・ 国や都道府県は、必要に応じて感染症法や新型インフル特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する

令和7年度までの主な取組

【実践的な訓練の実施】

- ・ 有事における政府の初動対応を確認する目的で、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）、関係省庁対策会議（訓練）、国と都道府県との緊急連絡会議訓練、情報連携訓練などの「感染症危機管理対応訓練」を実施。（2）【統】
- ・ 国と都道府県との緊急連絡会議訓練や都道府県が実施する、知事参加の対策本部設置訓練や、現場での対応訓練など、多数の機関が参加する実践的な訓練について技術的支援の実施等を通じて、国と都道府県等の連携体制の確認や体制構築の訓練を実施。（15、18）【統】

【関係者間における情報共有】

- ・ 地域ブロック会議、部局長会議、国・地方の実務担当者意見交換会等を通じて国と都道府県等の間で平時からの情報共有を実施。
全都道府県の行動計画の改定が完了。市町村行動計画改定に係る必要の支援を実施。（12、18）【統】

- ・ 関連分野（感染症疫学、工学、経済学等）の専門家等との意見交換会、新型インフルエンザ等対策推進会議、統括庁主催シンポジウム等を通じて、専門家との連携を強化。（6）【統】

- ・ 「指定公共機関情報連絡会」を開催し、業務計画の改定が完了していない指定公共機関に対し改定をはたらきかけ。（12）【統】

【専門人材の育成、確保等】

- ・ 地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ研修を実施（令和6年度から開始。これまでに、長期研修、短期研修あわせて49人修了）。（16）
- ・ JIHSの実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じて実地疫学専門家を養成（令和8年3月時点で139人修了）。（16）
- ・ 感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成（平成27年度から開始。合計31人修了）。（16）

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 令和7年度の訓練で得た知見等を踏まえ、引き続き、タイムラインを適宜修正するとともに、周知・活用を含む感染症危機管理対応訓練を実施し、初動対応の練度を向上。（2）【統】
- ・ 都道府県との意見交換の場を設けるとともに、平時から、統括庁、厚生労働省、JIHSにおいて定期的に情報を共有。（9、18）【統、厚】
- ・ 感染症危機管理リーダーシップ研修やFETPを通じた実地疫学専門家等の養成、IDES養成プログラムを継続。（16）

②情報収集・分析

政府行動計画のポイント

- JIHSを中心とした**感染症インテリジェンス体制を整備**し、国内外の関係機関や専門家との**ネットワークを形成・維持・向上**させる
- 臨床情報の収集に当たっては、**迅速な情報収集・分析に向けてDXを推進**する
- 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価**を行うとともに、**国民生活及び国民経済の状況を把握**する

令和7年度までの主な取組

【感染症インテリジェンス体制の整備】

- **感染症発生事案について、JIHSと連携し、平時から情報の収集、収集した情報の分析やリスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用**できるよう、関係者に共有を行う仕組みを整備。《37》

【国内外のネットワークの形成】

- 平時より、国際的な感染症情報に関して二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館やJICA等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析。《32》

【DXの推進】

- 平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる**感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）**について、**令和7年4月から本格稼働**。《40》
- 医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、**電子カルテと発生届の連携に向け、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案が令和7年臨時国会にて成立**。《40》

【国民生活・国民経済の状況の把握】

- **関連分野の専門家及び関係省庁等（厚生労働省、JIHS）と協力して調査研究を実施し、有事に速やかに科学的助言を得るための準備を推進**。《36》【統】

令和8年度以降の主な取組方針

- JIHSと連携のうえ、情報収集・分析やリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定や実務上の判断を実施。《37》
- **iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施**。《40》
- 引き続き、以下の取組等を実施。
 - 二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組みの維持・向上と関係国との間の連携を継続する。《32》
 - JIHS等と連携して研究の実施等を行い、データの収集・分析の準備を進める。《36》【統】

③サーベイランス

政府行動計画のポイント

- 関係機関との連携強化を含む**感染症サーベイランスの実施体制の構築**や電子カルテと発生届の連携に向けた検討を進める等の**DXの推進**を行う
- 平時から感染症サーベイランスを実施**するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、**状況に応じた感染症サーベイランスを実施**する
- リスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランス強化、感染症の特徴及び流行状況を踏まえた感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性を評価する

令和7年度までの主な取組

【実施体制の構築】

- 感染症事案が生じた場合は、必要に応じて各省庁やJIHSが参加する会議等においても共有し、リスク評価を実施。《43》
- 実地疫学専門家養成コース（FETP）**を通じた実地疫学専門家等の養成及び連携の推進を実施。（**令和8年3月時点で139人修了**）《44》
- 平時より、国際的な感染症情報に関して**WHO等と連携**し、情報共有・交換を実施。《45》

【DXの推進】

- 令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を本格稼働**。《51》
- 医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、**電子カルテと発生届の連携に向けた感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案が令和7年臨時国会にて成立**。《51》

【平時に行う感染症サーベイランス】

- 感染症法に基づく感染症の発生動向の把握（**令和7年度より急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスが開始**）、下水サーベイランス、**入国時感染症ゲノムサーベイランスによる海外からの感染症流入状況の把握**を実施。《46》【厚、国】
- 感染症サーベイランスシステム及びPathoGenS※**において情報を収集し、得られた情報について自治体へ還元するとともに、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に**感染症発生動向調査週報（IDWR）において公表等**を実施。《47》
※ 病原体のゲノム情報を集約するシステム（Pathogen Genomic data collection System）
- 自治体等に対して、鳥インフルエンザ（H5N1）に関する情報共有をはじめ、積極的疫学調査及び検査の実施等について依頼。各都道府県の家畜保健衛生所と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握。また、死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握。《48》【厚、農、環】

令和8年度以降の主な取組方針

- 引き続き、WHO等と連携して、国際的な感染症情報を共有・交換。《45》
- iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施。《51》
- 令和7年度から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを含むサーベイランス結果について、わかりやすく情報を公表**。また、下水サーベイランス及び入国時感染症ゲノムサーベイランスを引き続き実施。《46、47》
- 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症について、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して対策を実施。《48》【厚、農、環】

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

政府行動計画のポイント

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理

令和7年度までの主な取組

【感染症に関する情報提供・共有】

- ・広報・啓発資料として、政府行動計画のポイントや感染対策についてまとめた**Q&A形式冊子**を作成・公表。《53》【統】
- ・こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を目的として、統括庁のウェブサイト**にキッズページを新設**。《53》【統】
- ・地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表の考え方を提示。《61》

【双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進】

- ・リスコミの基本的な考え方や、優良な実践事例の紹介を含む具体的な実施方法、留意点等についてとりまとめて公表。《63》【統】
- ・感染症危機時における効率的かつ効果的な情報発信の実現に資するよう、情報発信の内容や情報の伝え方に関するインターネットアンケート調査を実施・分析。《63》【統】
- ・「感染症・予防接種相談窓口」のコールセンターを設置し、感染症に関する国民等からの相談に応じる体制を整備。《64》

【迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備】

- ・関係省庁との**ワンボイスでの情報提供・共有**や報道関係者との平時からの関係構築の観点から、統括庁主催のもと、厚生労働省、JIHS、農林水産省など**感染症対応機関合同の記者勉強会を実施**。《59》【統】
- ・地方公共団体や業界団体等との間で意見交換会等を実施し、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供・共有を行ったほか、感染症の特徴や発生状況、感染拡大に備えた体制の確認等を実施。《60》【統】

【偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発】

- ・「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、**人権教室の開催、動画配信サイトでの啓発資料の公表**等の人権啓発活動を実施。《54》【法】
- ・偽・誤情報対策を含む各種リスクに関する「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム」を作成・公表。幅広い世代のリテラシー向上に向けた官民が連携した意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」における広報活動を実施。《55》【総】

令和8年度以降の主な取組方針

- ・感染症に関する情報や感染対策等については、JIHS等の関係機関等とも連携しつつ、引き続き、適時に有用かつ信頼性の高い情報を提供。《53》【統、厚】
- ・統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を実施。《63》【統】
- ・SNSへの反響や問い合わせなどを通じ、国民等の感染症に対する意識等をより具体的に把握し、リスクコミュニケーションを充実・改善。《65》【統、厚】

⑤水際対策

政府行動計画のポイント

- 国内への新型インフルエンザ等の**病原体の侵入をできる限り遅らせ**、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する**準備のための時間を確保**する。また、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実施する
- 水際対策の決定に当たっては、病原体の性状等の状況を踏まえ、**対策の有効性や対策が国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案**し、その内容を検討し、実施する
- 水際対策については、**新たな情報を踏まえ、適切な対策へ切り替える**とともに、状況の進展に応じて必要性の低下した対策については、縮小・中止する等見直しを行う

令和7年度までの主な取組

【病原体の侵入をできる限り遅らせ、準備時間を確保】

- 水際対策訓練について、**より実践的な訓練を目指し**、令和8年末の開催に向けて**関係省庁と検討を実施**。《66》【統】
- 成田空港検疫所をはじめとする**全国の検疫所（令和7年度：海港29カ所、空港23カ所）**において関係機関と**総合訓練を実施**。《66》【入、財、厚、国】
- 検疫所において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、**1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制確保**に加えて、必要に応じて地方衛生研究所と協定を締結するなどの協力体制も構築。《69》
- 検疫所において、隔離・停留に必要な施設等との協定等を締結。
（医療機関：189機関、民間救急等：39機関（43件）、宿泊施設：約2.6万室）《67、68》

- 健康監視対象者に異状が生じた場合の都道府県への通知について、フローを整理《68》
- 帰国者等による質問票入力や情報共有等を円滑に行うための**検疫業務支援システムを整備。同システムとVisit Japan Webの接続改修を実施**。《70》【厚、デ】

【帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国の実施】

- 「たびレジ」や在留届の登録者に対して、情報を提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築。《73》【外】
- 防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、邦人退避の部隊を速やかに派遣できるよう待機態勢を維持。〔146〕
【防】

※〔 〕は、令和8年7月16日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2-2「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（初動期・対応期）」の番号を記載しています。

令和8年度以降の主な取組方針

- 感染症有事における**関係省庁間の適切な意思決定に資する、より実践的な水際対策訓練を実施**。《66》【統】
- 待機施設や患者移送体制については、定期的に状況を確認し、必要に応じて更新等を行うことにより体制を確保。《68》
- 検疫所職員の技術研修や検査機器の更新、地方衛生研究所との協力体制の確保等、今後も必要に応じて措置を実施。《69》
- 検疫所において、**検疫業務支援システムの利用を含めた訓練を実施**。《70》

⑥まん延防止

政府行動計画のポイント

- 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、**感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制**
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える**考え方を提示
- 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた**強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項**を整理

令和7年度までの主な取組

【対策の実施に係る参考指標等の検討】

- 関連分野の専門家との意見交換等を通じて、まん延防止対策の実施等にあたり参考とするべき社会・経済分野のデータの**分析方法等について調査研究を実施**。(75)【統】

【まん延防止対策への理解や準備の促進等】

- 広報・啓発資料として、**3種類のリーフレット**（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）、**政府行動計画のポイントや国民の皆様実践して欲しい感染対策などをまとめたQ&A冊子、キッズページ作成・公表**。(76)【統、厚】
- 感染症に対する基本的な対策について、HPやSNS等を活用して周知。(77)

- 年2回開催している都道府県教育委員会等の担当者が集まる**学校保健に係る会議**の場で、平時から求められる感染症対策や感染流行時等に検討することが考えられる**感染症対策について周知**。(77)【文】
- 感染症有事に業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とした「**事業者等の参考のための感染症対策の解説**」を作成。**厚生労働省やJIHS、農林水産省など感染症対応機関合同の記者勉強会を実施**。(78)【統】

令和8年度以降の主な取組方針

- 令和7年度までに作成した、全面改定された「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」に関する広報資材について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知。(76)【統】
引き続き、以下の取組等を実施。
- 社会科学等に関連した情報分析等を通じて、参考指標等を最適化。(75)【統】
- 都道府県教育委員会等の担当者が集まる**学校保健に係る会議**の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる**感染症対策について周知**。(77)【文】

⑦ワクチン

政府行動計画のポイント

- 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、**重点感染症を対象としたワクチンの研究開発**を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**。有事には、平時から構築された研究開発体制に基づき、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発を推進・支援する
- 平時から**予防接種事務のデジタル化**や接種の具体的な実施方法の検討等、着実に準備を進める。有事において速やかに**有効なワクチンを開発・製造・確保し、必要量を各接種場所に迅速に供給の上、円滑な接種を実施**する
- ワクチンに関し、**科学的根拠に基づく正しい情報の提供**を通じ、国民の理解を促進する

令和7年度までの主な取組

【研究開発】

- 令和6年度に重点感染症の見直しを実施。引き続きMCM利用可能性確保について検討。**《86》
- ワクチン戦略を改定し、**MCM戦略を令和8年3月に閣議決定**。これにより、感染症危機対応医薬品等の研究開発、製造等強化に必要な政策を推進。《80》【内】
- SCARDA支援の下、「**ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業**」で採択された大学での基礎研究等を支援し、ブレパンデミックワクチンの備蓄に資する研究の成果を得た（令和6年度）。これらの研究成果は一部「**ワクチン・新規モダリティ研究開発事業**」へも導出し、**ワクチン開発として累計10課題、革新的な新規モダリティの研究課題として累計36課題を採択**し、実用化に向けた研究開発の支援を実施（令和3年度～令和7年度）。《83》【内、文】
- 国内企業が重点感染症に対するワクチン開発の経験を重ね、必要な知見・技術を集積していくことを目的に「**ワクチン大規模臨床試験等支援基金**」を設置（令和6年度に2事業採択）。《83》

【デジタル化の推進】

- スマートフォン等を用いた予診票入力や、マイナンバーカードの接種券としての利用、マイナポータルからの接種勧奨や接種履歴の確認**等が可能な、デジタル庁が開発したシステムを活用し、希望自治体で**先行実施事業を令和5年度から開始**。当該取組による課題を踏まえつつ、**予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システムの開発を実施**。《113》
- 予防接種の有効性等の向上を図る調査等を行うことを目的とし、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに記録された情報やPMDAの副反応疑い報告に係る情報を匿名化して集約する**予防接種データベースの開発を実施**。《118》

【ワクチン製造体制】

- 平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができる**デュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手**。《101》【経】
※ ワクチン製造8拠点等に補助金の交付を決定し、整備を継続中。

【情報提供】

- 緊急時に迅速な薬事承認を可能とする緊急承認制度について、わかりやすくまとめたリーフレットを作成し、情報提供。《116》

令和8年度以降の主な取組方針

- 大規模臨床試験等に伴う費用補助を適切に執行するとともに、「**ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業**」や「**ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業**」を継続し、国産ワクチン開発に資する研究開発を支援。《83》【厚、内、文】
- 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム、予防接種データベースを令和8年度中に構築。《113、118》
- ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じ、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に実施。
（令和10年度までにmRNAワクチン約2億人分/年など幅広い種類のワクチンの製造体制が整う。）《101》【経】

政府行動計画のポイント

- 医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる
- 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、国民の生命及び健康を守る

令和7年度までの主な取組

【医療提供体制の整備】

- 令和5年5月に「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」等を発出し、各都道府県における協定締結を促進。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り協定を締結。《121》

(令和7年10月1日時点の協定締結状況)

①病床確保	目標：45,681床	実績：49,179床
②発熱外来	目標：41,643機関	実績：41,917機関
③自宅療養者等への医療提供		
病院・診療所	目標：23,481機関	実績：29,035機関
薬局	目標：31,053機関	実績：50,091機関
訪問看護事業所	目標：5,075機関	実績：6,224機関
④後方支援		
協定締結医療機関数	目標：4,318機関	実績：6,234機関
⑤医療人材派遣		
派遣可能医師数	目標：3,067人	実績：4,626人
派遣可能看護師数	目標：4,921人	実績：7,830人

- 令和7年度から、DMATの事務局をJIHSへ移管し、有事における健康危機対応を迅速に行う体制を構築。《135》

【人材の育成】

- 令和4年の改正医療法において、DMAT、DPAT及び災害支援ナースを「災害・感染症医療業務従事者」として法令上位置づけ、当該人材の養成・確保を実施。《135》

＜研修修了者数＞

日本DMAT：20,356人（令和8年3月時点）、日本DPAT：1,438人（令和8年3月時点）、災害支援ナース：11,472人（令和8年3月時点）

- 人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成するため研修会を実施。《136》 ※ 254人の医療従事者を対象に令和7年度に8回

【医療機関の設備整備・強化】

- 医療機関間の役割・連携の明確化や関係者間で救急搬送の現状や課題を共有し、具体的な対応方法等について協議するよう、関係者に事務連絡を発出し、依頼を行った。《147》【消防】
- 協定締結医療機関が実施する施設・設備整備（個室病室、病棟のゾーニング、簡易陰圧装置等）に対して支援を実施。《141》

令和8年度以降の主な取組方針

- 医療提供体制の整備状況について、毎年1回、協定締結医療機関に対し医療措置協定の準備状況に係る報告の求めを実施。《121》
- 医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について検討を行う。《121》
- 医療等の進歩や医療体制の変化等を踏まえ、感染症指定医療機関の指定基準について見直しの検討を進める《126》
- DMAT、DPAT、災害支援ナースについて養成・登録の状況を定期的に確認。《135》
- 引き続き、関係団体等のニーズを踏まえつつ、研修等を通じて人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成。《136》
- iCROWNにおいて、臨床研究が円滑に行われるようネットワークの整備および人材育成につながる支援を実施《139》
- 協定締結医療機関が実施する施設・設備整備に対して支援。《141》

⑨治療薬・治療法

政府行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等の発生時に、**速やかに有効な治療薬の確保及び治療法を確立**し、全国的に普及させることが重要
- 平時から**重点感染症に対する感染症危機対応医薬品の研究開発**を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築を支援する
- 有事には、平時に構築した体制を活用して**基礎研究から臨床、薬事承認、生産、配分、流通管理、確保等**の取組を進め、治療薬の公平な普及に努める
- 臨床情報やゲノム情報等の迅速な共有を実現するDXの推進や、抗インフル薬等の備蓄、対症療法薬の確保等に係る調整、中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等について平時から準備を進め、有事における危機対応能力の強化を行う

令和7年度までの主な取組

【重点感染症に対する研究開発の推進】

- **令和6年度に重点感染症の見直しを実施。引き続きMCM利用可能性確保について検討。**《152》
- AMED「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、重点感染症に対する感染症危機対応医薬品等（MCM）の開発に関する研究を推進。《151》
- **ワクチン戦略を改定し、MCM戦略を令和8年3月に閣議決定。**これにより、治療薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を推進。《151》【内】
- 臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を有する**感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を令和7年4月より本格稼働。**迅速な病態解明や治療薬等の研究開発を行う体制を維持。《154》

【DXの推進】

- 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）において、**医療機関の電子カルテから臨床研究に必要な情報の一部を自動抽出できるシステムを、一部の医療機関に実装化するための整備を実施。**《164》

【感染症危機対応医薬品等の生産、流通体制の整備】

- 製造販売業者に対して平時は6か月に1回、供給不足発生のおそれがある時は1か月に1回、供給不足発生後は1週間に1回の頻度で**感染症治療薬の在庫量や出荷量等の報告**を求めるとともに、これらのデータを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬等の増産に必要な**設備整備の補助**を行い、当該製造販売業者の生産体制を強化。《169》

【抗インフル薬等の備蓄】

- 国は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標を管理・備蓄し、都道府県に対し備蓄目標量を周知、現在の備蓄量について報告を得た。また、**令和7年度は備蓄薬の備蓄割合の変更を検討した。**《172》

令和8年度以降の方針

- iCROWNの対象感染症の拡大について、引き続き検討。また、iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、**電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施。**《154、164》
 - **MCM戦略に基づきMCMの研究開発及び確保等に関する具体的な検討を進める。**《151、152、156-158、160、162》
- 引き続き、以下の取組等を実施。
- **AMED事業を通じて、重点感染症に対するMCM研究開発を推進。**《151》
 - 感染症治療薬について製造販売業者に対して、必要に応じて増産要請や、在庫量や出荷量等の報告を求めるとともに、当該製造販売業者の必要な強化を実施。《169、174》
 - 抗インフルエンザ薬の備蓄を行うとともに、流通に係る医薬品卸等関係者等との調整を実施。《168、172、174》

政府行動計画のポイント

- 検査の目的は、**患者等を診断し早期に治療につなげる**こと、**流行実態の把握**、患者等からの**感染拡大防止**であり、その適切な実施は、まん延防止のための適切な対策の検討・実施、**機動的な切替えのための重要な要素**
- 必要な人が必要なときに迅速に検査にアクセスできることは、感染症発生後一定程度の時間が経過した段階において、まん延防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る
- 平時には機器や資材の確保、発生直後より検査の立上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた**検査実施の方針の柔軟な変更**を行う

令和7年度までの主な取組

【迅速な検査の立上げ】

- 都道府県による民間検査機関との**検査等措置協定の締結状況を確認**するとともに、**検査実施可能数を把握**するための調査を実施。

《178》

(令和7年10月1日時点)

流行初期 目標 約10万件/日 実績 約26万件/日
 流行初期以降 目標 約44万件/日 実績 約50万件/日

- 病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するため、令和6年度からJIHSと地方衛生研究所等とが協力して行う**病原体検査体制訓練を実施**。また、令和5年度から、**地方衛生研究所等の研修に係る支援**を行っているほか、**地方衛生研究所等の感染症検査室に係る施設整備**のための支援を実施。《179》

【実施体制の構築】

- 地方衛生研究所等の人材を対象に、**ウイルス研修、検査能力向上研修**、また、国立保健医療科学院による**新興再興感染症研修を実施**。《183》

【検査試薬等の研究開発支援】

- 次世代型医療機器開発等促進事業等において、**検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進**を目的とする研究開発支援を実施。《193》【経】
- ワクチン戦略を改定し、MCM戦略を令和8年3月に閣議決定**。これにより、**診断薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を推進**。《194》【内】
- 新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続きの迅速化のため、「**体外診断用医薬品規制と審査の最適化のための協働計画 2024**」を策定。本計画において、「5) 海外をはじめとして**新たな感染症が発生した際の体外診断用医薬品開発における留意点等について検討を行う**。」こととしており、産業界と議論を実施。《196》

令和8年度以降の主な取組方針

引き続き、以下の取組等を実施。

- 検査等措置協定の締結状況を確認するとともに、検査実施可能数を把握するための調査を実施。《178》
- 病原体検査体制に係る訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行うとともに、地方衛生研究所等の研修等や施設整備について支援を実施。《179》
- 検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進を目的とする研究開発支援を実施。《193》【経】
- 各種規制の国際整合を進めながら、体外診断用医薬品の規制と審査の最適化を目指した課題に取り組む。《196》

政府行動計画のポイント

- ・ 都道府県等は、**地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施**し、住民の生命及び健康を保護する必要がある
- ・ 都道府県等が効果的な感染症対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である**保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う**
- ・ 感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、都道府県等は、**平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う**とともに、これらの取組に資するよう国が必要な要請・支援を行う

令和7年度までの主な取組

【平時からの体制整備】

- ・ 令和6年度から、自治体職員を対象に、地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための**感染症危機管理リーダーシップ研修を実施**。また、**実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた実地疫学専門家等の養成及び連携の推進を実施**。《201》
- ・ **感染症発生・まん延時において、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣を円滑に実施するため、関係省庁や全国知事会等とも連携し、令和7年に「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」を発出**《200、201》
- ・ 令和6年度に、都道府県等による効果的なIHEAT※運用のため、IHEAT運用要領を改正。《202》
※ Infectious disease Health Emergency Assistance Team
- ・ 令和5年度から、**地方衛生研究所等**に対して、**令和6年度からは保健所**に対して、**実践型訓練等に係る支援**を実施。《208》

- ・ 各都道府県等は、感染症基本指針に基づき、**宿泊施設の協定締結を進めている**。《214》（令和7年10月1日時点の宿泊協定の締結状況）

流行初期	目標：約2.8万室	実績：約6.1万室
流行初期以降	目標：約7.6万室	実績：約9.3万室

【有事に優先的に取り組むべき業務の整理】

- ・ 令和5年度から、都道府県等に対し、全国の保健所における**健康危機対処計画の策定・見直し状況等について調査**し、次の感染症危機に備えた保健所の体制整備の状況を把握。**令和8年1月31日時点で、全国の462保健所のうち、90%の保健所において策定済み**。《203》

【ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化】

- ・ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、令和6年度に、G-MISにより協定締結医療機関の協定に定める準備状況等を平時・有事において報告する仕組みを構築。また、感染症サーベイランスシステムにおいても、平時・有事における報告の仕組みを整備し、**電子カルテと発生届の連携に向けて検討を実施**。《226》

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 令和7年度に発出した「**感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領**」の内容について、様々な機会を捉え周知。《200、201》
引き続き、以下の取組等を実施。
- ・ 感染症危機管理リーダーシップ研修や実地疫学専門家養成コースを通じた実地疫学専門家の育成、IHEAT専門講習を実施。《201、202》
- ・ 保健所や地方衛生研究所等の研修や実践型訓練等に係る支援を実施。《208》

政府行動計画のポイント

- ・ 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な**感染症対策物資等**が十分に行き渡る仕組みを形成
- ・ 初動期、対応期においては、準備期に形成した仕組みに基づき**感染症対策物資等**の円滑な供給を行う

令和7年度までの主な取組

【感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みの形成】

- ・ 政府行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に必要な**マスク等の个人防护具**について**備蓄**を行っており、定期的の使用推奨期限の確認も含めて備蓄状況を調査し、国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄合計が備蓄水準を上回るものであることを確認。また、令和8年3月に開催した**全国薬務関係主管課長会議**においても**備蓄水準に基づく計画的な備蓄について改めて周知**。（235、239）
- ・ 令和7年度、G-MISを使用して**協定締結医療機関における个人防护具の備蓄、人工呼吸器の配置状況を確認**。（236、239）
- ・ **个人防护具の備蓄品目や備蓄水準について政府行動計画ガイドラインにおいて記載し**、令和6年9月、11月に都道府県に対して令和7年度からの**都道府県備蓄に関する事務連絡を発出**。（239）

【感染症対策物資等の生産要請等】

- ・ ワクチン用のシリンジ、ワクチン用の注射針等について、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため、令和7年10月に報告徴収を実施。（233）
- ・ 个人防护具については、「个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査」を年1回行っており、有事に備え平時より国内の个人防护具の生産・輸入状況を把握（令和7年度調査は令和7年12月より実施）。（233）
- ・ 感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者から、導入を支援した生産設備の稼働状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を聴取した。（234）【経】

令和8年度以降の主な取組方針

引き続き、以下の取組等を実施。

- ・ 个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査を実施。また、**都道府県とも連携のうえ、国・都道府県・協定締結医療機関における備蓄を推進**。（233、235）
- ・ ワクチン用のシリンジ、注射針等について製造販売業者に対し、報告徴収を通じて、需給状況・生産（輸入）計画を把握。（233）
- ・ 人工呼吸器の配置状況を確認。（236、239）
- ・ 感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者との情報共有を年1回程度、定期的に行い、導入を支援した生産設備の状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を把握。これらの課題に応じて、必要な対応を検討。（234）【経】

⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

政府行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある
- ・ 国及び地方公共団体は新型インフルエンザ等発生時に備え、**事業者や国民に必要な準備を行うことを勧奨**する
- ・ **指定（地方）公共機関は業務計画の策定等、事業継続のための準備**を行う
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や国民は、自ら事業継続や感染防止に努め、国及び地方公共団体は、国民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う

令和7年度までの主な取組

【事業者や国民に対する必要な準備の勧奨】

- ・ 業界団体や事業者における感染対策の実施及び事業継続に関する取組状況等について、業所管省庁との情報共有体制を整備。《247》【統】
- ・ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和6年8月全面改定）について周知し、**業務継続計画の策定を促進するため、「次の感染症危機に備え、事業者の皆様」に心がけていただきたいこと**を周知。《250、252》【統】
- ・ **令和7年度委託事業において、中小企業庁の「事業継続力強化計画」認定制度の申請をする際に中小事業者が活用可能な感染症有事を想定した業務継続計画モデルを作成。**《250》【統】
- ・ 政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、リーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）を作成・公表（令和6年12月）。《252》【統】

【指定公共機関における事業継続のための準備】

- ・ 令和6年9月以降、都道府県を通じて指定公共機関に対して、**業務計画の改定に係る各種情報提供等を行い、業務計画の改定に関する支援を実施。**《251》【統】
- ・ **令和7年12月に「令和7年度指定公共機関情報連絡会」を開催し、業務計画改定が未完了の指定公共機関に対し改定の働きかけを実施。**《251》【統】
- ・ **全ての指定公共機関と担当省を対象として令和8年度に実施予定の合同机上訓練のシナリオを検討。**《251》【統】

【国民生活等への影響を考慮した必要な対策・支援】

- ・ 給付金等の申請手続の際、口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要となること等を目的として「**公金受取口座登録制度**」を整備。**これまでに日本における人口の約半数が登録。**《248》【デ】
- ・ 自治体が行う給付の迅速・効率化のため、申請から給付（振込）までのプロセスをデジタル完結できる「**給付支援サービス**」を提供。《248》【デ】
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応時に行った法令等の弾力的な対応等の特例について整理。《249》【統、全省庁】

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 引き続き、業所管省庁との情報共有体制の整備、並びに事業者等に対する業務継続計画に関する周知、感染症対策等に関する情報提供及び事業業務継続に関する周知を実施。《247、250、252、255》【統】
- ・ 引き続き、業務計画の改定未了の指定公共機関の改定を促すとともに、関連情報を提供。《251》【統】
※令和8年5月時点で既存の全指定公共機関が改定完了。また、新たに追加指定の2機関に対して引き続き支援を実施。
- ・ 引き続き、各種媒体を通じた制度の周知や、**行政機関等経由登録の特例制度実施など**、登録促進に向けた取組を実施。《248》【デ】
- ・ 有事における法令等の弾力的な運用に向け、具体的な対応方針を整理。《249》【統、全省庁】



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」における 5つの横断的視点からのフォローアップ概要（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

- 《 》は、令和8年7月16日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2－1「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（準備期）」の番号を記載しています。
- 【 】は、担当省庁の略称を記載しています。
内閣感染症危機管理統括庁：統、内閣府健康・医療戦略推進事務局：内、デジタル庁：デ、文部科学省：文、厚生労働省：厚
なお、何も記載していない場合には、担当省庁は厚生労働省としています。
- 昨年度フォローアップから進展のみられた主な取組を赤字で示しています。

5つの横断的な視点について

- 令和6年7月2日に全面改定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」においては、新型コロナウイルス感染症の経験等を踏まえ、**対策項目を6項目から13項目に拡充**し※、記載を充実させた。

※ 新たな対策項目として、水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、保健、物資を追加

- さらに、**13の対策項目について、横断的に考慮すべき事項として以下の5つの視点を設定し、対策項目を強化**することとした。

- ① 人材育成
- ② 国と地方公共団体との連携
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ④ 研究開発への支援
- ⑤ 国際的な連携

- 令和7年6月に実施した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の第1回フォローアップにおいて、5つの横断的な視点ごとに各省庁の取組の進捗状況を整理した。
- 今般、第2回フォローアップを実施に伴い、各省庁の取組の進捗状況を更新した。

5つの横断的な視点①（人材育成）

政府行動計画のポイント

平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要

- ・専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による**専門性の高い人材の養成**
- ・感染症危機管理**人材の裾野を広げる取組**として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に**訓練・研修を実施**
- ・**地域**での人材の確保・育成

地域での人材：地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等

専門性の高い人材の育成

- ・**感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム**において、**国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成**（平成27年度から開始。**合計31人修了**）。《26》
- ・**実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じて実地疫学専門家等を養成**（令和8年3月時点で**139人修了**）。《44》
- ・**人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を育成**（令和6年度から約500人を対象）。《136》
- ・**IHEAT※専門講習や感染症・IHEAT管理者マネジメント研修等を実施**（令和6年度から各約1900人、約800人修了）。《207》

※ Infectious disease Health Emergency Assistance Team

感染症危機管理人材の裾野の拡充

- ・「**感染症危機管理対応訓練**」の場を活用し、**感染症危機を担う政府職員の知識及び資質を向上**。平素の勤務においても、**有識者講話や外部の施設研修の場を設定**する等、職員の感染症危機管理能力を向上。《4》【統】
- ・知事参加の対策本部設置訓練や、現場での対応訓練など、**多数の機関が参加する実践的な訓練を都道府県が実施するにあたり、技術的支援を実施**。《15》【統】
- ・**全国の検疫所において関係機関と検疫措置訓練を実施**。水際対策関係者に対し感染症や感染防護等に関する説明を実施。《4》

地域での人材の確保・育成

- ・地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための**感染症危機管理リーダーシップ研修を実施**（令和6年度開始。**これまでに、長期研修、短期研修あわせて49人修了**）。《16》
- ・都道府県が実施する、**感染対策等に関する医師・看護師等の研修や医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対して支援を実施**。《138》
- ・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するため、**JIHSと地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施**。《179》

令和7年度までの主な取組

令和8年度以降の主な取組方針

- ・引き続き、**IDES養成プログラムの実施、JIHSにおけるFETPを通じた実地疫学専門家の養成、IHEAT専門講習等を通じた専門家の育成、人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材の育成**を実施。《26、44、136、207》

- ・引き続き、**訓練の場を活用し、職員の知識等を向上**。《4》【統】
- ・引き続き、**都道府県主催の感染症危機を想定した実践的な訓練の実施を伴走支援**。《15》【統】
- ・**全国の検疫所において関係機関との合同実施も含めた訓練や研修を実施**。《4》

- ・引き続き、**感染症危機管理リーダーシップ研修を継続**。《16》
- ・引き続き、**JIHSにおいて病原体検査体制訓練を実施。地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討**を実施。《179》

5つの横断的な視点②（国と地方公共団体との連携）

政府行動計画のポイント

感染症危機対応では、**国と地方公共団体の適切な役割分担**が重要（国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務）

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため平時から**国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築**
- ・ 国から地方公共団体への**情報発信の工夫**により、地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・ 平時から**意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化

連携体制・ネットワーク構築

平時からの意見交換・訓練

情報発信の工夫

令和7年度までの主な取組

- ・ **感染症サーベイランスシステム及びPathoGenS※**により情報を収集し、得られた情報について**自治体へ還元**するとともに、**令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む**、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に**感染症発生動向調査週報（IDWR）**において公表等を実施。《47》

※ 病原体のゲノム情報を集約するシステム（Pathogen Genomic data collection System）

- ・ 病原体検出法の確立及びその手法の展開についての初動体制を確保するため、令和6年度から、**JIHSと地方衛生研究所等とが協力**して行う**病原体検査体制訓練**を実施。《181》

- ・ 国と都道府県との**緊急連絡会議訓練**や国による**都道府県伴走支援**の実施等を通じて、国と都道府県等の連携体制の確認や体制構築の訓練を実施。《18》【統】
- ・ 都道府県が実施する**感染症危機管理対応訓練の伴走支援**や、都道府県の実施する研修への**講師派遣**等を通じて人材育成を支援。《16》【統】
- ・ **全国感染症危機管理担当部局長会議や地域ブロック会議等**を開催。《60》【統】
- ・ 全国の検疫所において、都道府県等の関係者も参加する**検疫措置訓練**を定期的に実施。《20》
- ・ 健康監視対象者に異状が生じた場合の都道府県への通知について、**フローを整理**。《68》

- ・ 都道府県に対し、関係省庁と連携し作成した、「**基本的な感染対策**」等のリーフレットの活用及び管内市区町村への周知を要請。《53》【統】
- ・ **保育施設や学校、高齢者施設等で集団感染が発生しやすい感染症**については、発生状況等の情報提供だけでなく、教育現場や施設等においてすぐに活用・実践できるようなデザインの見直し等を実施。《53》
- ・ 地方公共団体や業界団体等に対して、統括庁主催シンポジウムの参加案内や、広報・啓発資料として、Q & A冊子の配布やキッズページ新設の周知を行い、情報提供や連携体制を維持。《60》【統】

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ 引き続き、**急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス**も含めた結果についてもわかりやすく情報を公表。《47》
- ・ 引き続き、**JIHSにおいて病原体検査体制訓練を実施**。地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を実施。《181》

- ・ 引き続き、タイムラインの周知・活用を含め、**国と都道府県等と連携した訓練を実施**。《18》【統】
- ・ 引き続き、都道府県が行う訓練の伴走支援等を行うとともに地方公共団体等との会議や意見交換の場を設定。《16、60》【統】

- ・ これまでに作成した広報物等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知。《77》【統】
- ・ JIHSが公表する情報や資料等を用いて、国民等へ有用かつ信頼性の高い情報を提供。《53》

5つの横断的な視点③（DXの推進）

政府行動計画のポイント

DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要

- ・国と地方、行政と医療機関の**情報収集・共有・分析基盤の整備**
 - 保健所や医療機関等の**事務負担軽減**による対応能力の強化
 - 予防接種事務のデジタル化・標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の**医療DXの推進**
 - 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の**研究開発への活用**

【水際対策関係】

- ・令和6年度調査を踏まえ、**帰国者等による質問票の入力や情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムの整備を完了。**（70）【厚、テ】

【サーベイランス】

- ・新型コロナ対応において、HER-SYS※を構築し、**医師等による発生届の入力や、健康観察の実施についてシステム上での対応を可能**とし、令和4年からそのシステムを引き継ぐ形で**感染症サーベイランスシステムを構築。**（51）
- ・医療機関における感染症の発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、**電子カルテと発生届の連携に向けた感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案が令和7年臨時国会にて成立。**（51）
※ 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム
 (Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19)

【予防接種】

- ・**スマートフォン等を用いた予診票の入力、マイナンバーカードの接種券としての利用、マイナポータルからの接種勧奨や接種履歴の確認等が可能なシステム※**について、希望自治体で**先行実施事業を令和5年度に開始。**事業の結果も踏まえシステムを開発中。（117）
※ 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム（以下「予予・請求システム」という。）及び集合契約システム

【医療提供体制】

- ・平時から都道府県等が**医療機関等情報支援システム（G-MIS）**を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備。（124）
- ・電子カルテ情報の標準化等について、**電子カルテ導入済みの病院に対しては、標準規格に改修するための費用の補助**を実施。**電子カルテ未導入の診療所等に対しては、標準型電子カルテ（導入版）を開発**しており、令和7年3月から一部の医療機関での試行的実施を開始。（140）

【研究開発への活用】

- ・**令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を本格稼働。**（40）
- ・予防接種の有効性及び安全性向上のための調査・研究のため、予予・請求システムの情報やPMDAの副反応疑い報告の情報を匿名化して集約する**予防接種データベースの設計・開発を実施。**（118）

- ・**各種システムについて、スケジュールに基づき着実に開発等を実施。**
 - ・予予・請求システム及び集合契約システムについては、令和8年6月までに構築。（117）
 - ・予防接種データベースについては、令和8年6月までに構築。（118）
 - ・標準型電子カルテ（導入版）については、試行的実施で把握した課題等を踏まえ、令和8年度中の完成を目指す。（140）
 - ・iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施（40）

5つの横断的な視点④（研究開発への支援）

政府行動計画のポイント

危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、**ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化**につなげることが重要

- ・ **平時から**、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につながるよう、**医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進し、企業等の研究開発を支援**
- ・ 初期段階から国が中心となり、**疫学・臨床情報等を収集し**、関係機関での**臨床研究・研究開発に活用**

令和7年度までの主な取組

企業等の研究開発支援

- ・ ワクチン戦略を改定し、**MCM※戦略が令和8年3月に閣議決定**。これにより、感染症危機対応医薬品等の研究開発、製造等強化に必要な政策を推進。《80》【内】
※ 感染症危機対応医薬品等（Medical Countermeasures）
- ・ 重点感染症に対するワクチン開発に係る研究課題として**累計10 課題※**、革新的な新規モダリティに係る研究課題として**累計36 課題を採択し、研究開発を推進**。《80》【内】
※ 新型コロナ、高病原性鳥インフルエンザ、デング熱のワクチンの研究開発等を実施
- ・ SCARDA支援の下「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」において採択された**大学での基礎研究等の体制を整備**。（令和3年度～令和7年度）《85》【文】
- ・ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において、**海外研究拠点を活用した研究や多分野融合研究等への支援**に加え、海外研究拠点から現地の感染症情報を定期的に収集し、関係者に周知する等、モニタリング体制の整備を推進。《37》【文】
- ・ AMED 事業において**MCMの開発に関する研究を推進**。《151》
- ・ 第3期健康・医療戦略に次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備について明記。《151》【内】

疫学・臨床情報等の収集・活用

- ・ JIHSは、国内外の研究機関等と連携し、**病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し**、希望のある研究開発を行う関係機関に対し分与・提供。《88》
- ・ 令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）事業を発展的に拡張し、新たに平時より**感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を構築し、令和7年4月より本格稼働**。当該ネットワークにおいて、臨床研究を円滑に進めるため、**医療機関の電子カルテから臨床研究に必要な情報の一部を自動抽出**できるような仕組みを構築中。《164》

令和8年度以降の主な取組方針

- ・ **MCM戦略に基づきMCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める**。《151、152、156-158、160、162》
- ・ 引き続き、以下の事業等を実施。
 - ・ **ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業**
 - ・ **感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォーム**（世界トップレベル研究開発拠点の形成事業（ワクチン、感染症有事に備えた治療薬・診断薬））
 - ・ **新興・再興感染症研究基盤創生事業**
 - ・ **新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業**（37、80、85、151、163）【内、文、厚】

- ・ 引き続き、JIHSは、国内外の研究機関等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、希望のある研究開発を行う関係機関に対し分与・提供を実施。《88》
- ・ iCROWNの対象感染症の拡大について、引き続き検討。また、**iCROWNに参画している感染症指定医療機関において、引き続き電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を実施**。《164》

5つの横断的な視点⑤（国際的な連携）

政府行動計画のポイント

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、対応に当たっては国際的な連携が不可欠

- ・ **国際機関や諸外国の政府、研究機関等と連携**
- ・ こうした連携を通じ、
 - **平時の情報収集**（新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知等）
 - **有事の情報収集**（機動的な水際対策の実施、研究開発への活用等）を行う

【研究開発】

- ・ **CEPI※1への拠出等**を通じ、新型インフルエンザ等を含めた**感染症ワクチンの研究開発を支援**。（120）
※1 感染症流行対策イノベーション連合（Coalition for Epidemic Preparedness Innovations）
- ・ ICMRA※2及びICH※3に参加し、**医薬品等に係る国際的な規制調和を推進**。（165）
※2 国際薬事規制当局連携組織（International Coalition of Medicines Regulatory Authorities）
※3 医薬品規制調和国際会議（International Council for Harmonisation of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use）
- ・ 令和5年10月にAMEDがHERA※4と「**国境を越える感染症緊急事態への準備・対応における感染症危機対応医薬品等の研究開発に関する協力の取決め**」を締結。（198）【内】※4 欧州保健緊急事態準備・対応総局（Health Emergency Preparedness and Response Authority）

【訓練】

- ・ **外国政府等（英およびQUAD（米、豪、印））のパンデミックに関連した訓練に参加**。（27）【統】

【情報収集・共有】

- ・ 平時より、国際的な感染症情報に関して二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、GHSI※5や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館やJICA等の**様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析**。（32）
※5 世界健康安全保障イニシアティブ（Global Health Security Initiative）
- ・ 新興・再興感染症研究基盤創生事業において令和5年に新たに採択したネットワークコア拠点で、**海外研究拠点から定期的に感染症に関する現地の情報を収集**し、要約した情報を関係者に周知する等、モニタリング体制整備を推進。（32）【文】
- ・ AMEDは、米国の**CREID※6の年次総会に参加**し、国際機関の取組に関する情報を収集するとともに、日本における取組を紹介することで、相互関係を構築。（24）【文】※6 新興感染症研究センター（Centers for Research in Emerging Infectious Diseases）

- ・ 引き続き、CEPIへの拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対する**ワクチンの研究開発を支援**。（120）
- ・ 引き続き、ICMRA、ICHへの参加を通じ、**医薬品に係る国際的な規制調和を推進**。（165）
- ・ 引き続き、外国政府や国際機関等と密に連携し、**有事に備えた体制を確保**。（27、32、198）【内、厚】
- ・ **引き続き、米国保健福祉省との意図表明文書（LOI）に基づき、定期的に日米ヘルスセキュリティ委員会（HSC）を開催し、MCMの開発等について意見交換を行う**（198）
- ・ 引き続き、JIHSと情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行うとともに、**二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組みの維持・向上**と関係国との間の連携を継続。（32）
- ・ 引き続き、AMEDは、新型インフルエンザ等発生時に速やかな情報共有を行えるよう**海外研究拠点を含めた拠点整備を構築**するとともに、**新たなネットワーク構築の検討を実施**。（24）【文】



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（準備期）（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（準備期）（令和7年度） －目次－

①実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1	⑦ワクチン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p29
②情報収集・分析・・・・・・・・・・・・ p11	⑧医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p38
③サーベイランス・・・・・・・・・・・・ p14	⑨治療薬・治療法・・・・・・・・・・ p46
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション・・・・ p18	⑩検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p53
⑤水際対策・・・・・・・・・・・・・・・・ p24	⑪保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p58
⑥まん延防止・・・・・・・・・・・・ p27	⑫物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p67
	⑬国民生活及び国民経済の安定の確保・・ p71

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
1	統括庁、その他全省庁	56	1-1. 政府行動計画の見直し	国は、特措法の規定に基づき、あらかじめ推進会議の意見を聴いた上で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた政府行動計画を見直していく。	<u>令和6年度は</u> 令和7年3月26日に内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）を事務局とする新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）の場で、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）に記載の「サーベイランス」及び「DXの推進」について関係省庁からヒアリングを実施した。 <u>令和7年度は、同年4月に推進会議の場で政府行動計画に記載の「医療」、「検査」及び「ワクチン」について関係省庁からヒアリングを実施し、同年6月27日の推進会議の場で一覧表により取組状況を把握した結果について報告した。また、令和8年2月20日の推進会議の場で、「水際対策」及び「物資」について関係省庁からヒアリングを実施した。</u>	・令和8年4月に推進会議の場で政府行動計画に記載の「 <u>治療薬・治療法</u> 」及び「 <u>保健</u> 」について関係省庁からヒアリングを実施し、令和8年6月に推進会議の場で一覧表により取組状況を把握した結果について報告する。 ・推進会議でのヒアリング等による毎年度の定期的なフォローアップを通じて、政府行動計画の見直しについて必要な検討を行っていく。	統括庁
2	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	56	1-2. 実践的な訓練の実施	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	<u>コロナ禍以前までは政府対策本部（訓練）を毎年実施していたが、</u> 令和5年9月の統括庁発足以降、 <u>コロナ禍の教訓を踏まえ、</u> 有事における政府の初動対応を確認する目的で、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）、関係省庁対策会議（訓練）、国と都道府県との緊急連絡会議訓練、情報連携訓練などの「感染症危機管理対応訓練」を <u>毎年実施している</u> 。令和7年度は、令和7年11月14日～18日にかけて統括庁発足以来3年目となる感染症危機管理対応訓練を行った。	<u>前年度訓練で得た課題や教訓・知見等を踏まえ、引き続き年度内1回の開催を目標に、令和7年4月にとりまとめた「新型インフルエンザの国内発生時等のタイムライン（スケジュール例）」を適宜修正するとともに、</u> 周知・活用を含む感染症危機管理対応訓練を実施し、政府としての初動対処の練度を高めていく。 <u>この際、都道府県や関係機関等を含めた訓練を行い、相互連携の向上を図る。</u>	統括庁
					・ <u>厚生労働省において、令和7年11月18日に、統括庁が実施した政府対策本部訓練に合わせ、海外での新型インフルエンザ等感染症の発生を想定した感染症危機管理対応のための省内対策本部訓練を実施し、省内の初動対処の状況および今後の対応方針の確認を行った。</u> ・令和7年度には、成田空港検疫所を始めとして全国の検疫所（ <u>海港29カ所、空港23カ所</u> ）において <u>都道府県等の</u> 関係機関と <u>ともに</u> 検疫措置訓練を実施し、 <u>有事における連携体制等を確認した。</u> ・ <u>JIHSにおいて、地方衛生研究所等と協力し、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練を行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。当該訓練事業を通じて、各地方衛生研究所等において、検査手順を確認し、実施体制の立ち上げについて確認した。</u>	・引き続き、厚生労働省において、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を定期的に実施していく。 ・ <u>全国の</u> 検疫所において <u>も</u> 関係機関との合同実施も含めた訓練や研修を行う。 ・JIHSにおいては、引き続き病原体検査体制訓練を行う。	厚生労働省
					統括庁が主催する令和7年度の「感染症危機管理対応訓練」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（訓練）： <u>令和7年11月14日</u> 、政府対策本部会合（訓練）： <u>令和7年11月18日</u> ）に対応した。 <u>また、内閣府本府においても、令和8年2月に、訓練として各部局における準備期・発生時の対応、人員計画等の点検・見直しを実施した。この点検により、各部局の業務が「内閣府本府新型インフルエンザ等対応業務継続計画」において規定されている発生時継続業務のいずれに該当するか改めて確認するとともに、人員計画を最新時点に更新できた。また、新型インフルエンザ等の発生時における大臣官房各課の役割を改めて点検・更新することにより、各課の役割を再認識できた。</u>	<u>引き続き、統括庁が主催する感染症危機管理対応訓練に参加する。また、内閣府本府においても定期的に訓練を実施する。</u>	内閣府
					統括庁が主催する令和7年度の「感染症危機管理対応訓練」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（訓練）：令和7年11月14日、政府対策本部会合（訓練）：令和7年11月18日）に対応した。 <u>また、令和7年度においては、令和8年度実施予定のより実践的な水際対策訓練に向け、関係省庁間で認識を共有しながら、検討を進めている。</u>	引き続き対応する。	外務省
					・「 <u>新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン</u> 」等を踏まえ、令和7年9月から10月にかけて省内各局等において、「 <u>人員計画（新型インフルエンザ等発生時）</u> 」（策定済み）の精査や、 <u>各種オペレーション訓練、備蓄品（個人防護服、オンライン用機材、感染拡大防止用各種備品）の利用方法等確認</u> などを含む「 <u>新型インフルエンザ等発生時業務継続訓練</u> 」を実施した（防災関係の訓練と合わせて実施）。 ・ <u>上記訓練終了後、各局等において自己評価を行い、必要に応じて、人員計画や備蓄品等の見直しを実施。</u>	<u>「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」や統括庁の指示などを踏まえつつ、定期的な訓練を実施している。</u>	財務省
					統括庁が主催する令和7年度感染症危機管理対応訓練に参加し、初動対処等を確認した。	引き続き、統括庁が主催する感染症危機管理対応訓練に参加する。	その他関係省庁

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
3	統括庁、その他全省庁	56	1-3. 国等の体制整備・強化	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	・令和6年9月27日に「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」(内閣感染症危機管理監決裁)を改定した。 ・令和6年9月以降、当該ガイドラインを参考に、各府省等の業務継続計画(BCP)の改定を促進し、 <u>28府省等が改定した</u> 。	・改定が完了していない <u>府省等</u> に対して早期の改定を促す。 <u>(備考：令和8年5月末までに全府省等において改定完了)</u> 。 ・政府行動計画の定期的な見直しに合わせて、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の見直しを実施する。	統括庁
					令和6年7月の政府行動計画の改定及び令和6年9月の「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定を踏まえ、新型インフルエンザ等対応業務継続計画(BCP)の改定作業 <u>を進めた</u> 。	業務継続計画(BCP)に基づき必要な準備を行うとともに、政府行動計画の定期的な見直しに合わせて、BCPの必要な見直しを行う。	関係省庁
4	統括庁、その他全省庁	56	1-3. 国等の体制整備・強化	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。	令和6年度の感染症危機管理対応訓練 <u>以降、訓練</u> の場を活用し、感染症危機を担う職員の知識及び資質の向上を図るとともに、平素の勤務においても、有識者講話や外部の施設研修の場を設定する等、感染症危機管理能力の向上を <u>図っている</u> 。また、統括庁 <u>主催の訓練や研修事業</u> に各省からの職員等を受け入れ、キャリア形成を支援 <u>している</u> 。 <u>令和7年度は、毎月の各班訓練、2回／年の全庁訓練を実施したほか、1回の有識者講話、3箇所の施設研修を実施した。</u> ・ <u>厚生労働省において、令和7年11月18日に、統括庁が実施した政府対策本部訓練に合わせ、海外での新型インフルエンザ等感染症の発生を想定した感染症危機管理対応のための省内対策本部訓練を実施し、省内の初動対処の状況および今後の対応方針の確認を行った。</u> また、感染症対策部等、感染症対策関連部署の職員に対する感染症対応に関する研修を行った。 ・ <u>令和7年度には、成田空港検疫所を始めとして全国の検疫所(海港29カ所、空港23カ所)において都道府県等の関係機関とともに検疫措置訓練を実施し、有事における連携体制等を確認した。</u> ・ <u>JIHS</u> において、地方衛生研究所等と協力し、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練を行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。 ・厚生労働省は、 <u>JIHS</u> と連携し、感染症危機管理リーダーシップ(IDCL)研修を通じ、行政官等に対してキャリア形成の支援を行った(令和6年度から開始、令和6年度は <u>モデル事業として実施</u> し16人修了。 <u>令和7年度は長期研修、短期研修あわせて33人修了</u>)。	引き続き訓練の場を活用するとともに、有識者講話や <u>外部の</u> 施設研修の場を定期的に設定し、職員の資質向上を図る。また、統括庁 <u>主催の訓練や研修事業</u> に各省からの職員等を受け入れ、キャリア形成を支援する。	統括庁
						・ <u>引き続き</u> 、厚生労働省において、 <u>新型インフルエンザ等の発生に備えた</u> 訓練や研修を定期的実施していく。 ・ <u>全国の</u> 検疫所において <u>も</u> 関係機関との合同実施も含めた訓練や研修を行う。 ・JIHSにおいては、引き続き <u>地衛研等に広く参加いただき</u> 、病原体検査体制訓練を実施する。 ・厚生労働省は、JIHSと連携し、感染症危機管理リーダーシップ(IDCL)研修を通じ行政官等に対しキャリア形成の支援を行う。	厚生労働省
5	統括庁、関係省庁	56	1-3. 国等の体制整備・強化	③ 国は、準備期における取組の進捗状況等について、推進会議に報告し、改善すべき点について意見を聴く等、PDCAサイクルにより取組を進めていく。	<u>令和7年4月21日に推進会議の場で政府行動計画に記載の「医療」、「検査」及び「ワクチン」について関係省庁からヒアリングを実施し、令和7年6月27日に推進会議の場で一覧表により取組状況を把握した結果について報告した。令和8年2月20日に推進会議の場で、「水際対策」及び「物資」について関係省庁からヒアリングを実施した。</u>	・令和 <u>8</u> 年4月に推進会議の場で政府行動計画に記載の「 <u>治療薬・治療法</u> 」及び「 <u>保健</u> 」について関係省庁からヒアリングを実施し、令和 <u>8</u> 年6月に推進会議の場で一覧表により取組状況を把握した結果について報告する。	統括庁
6	統括庁、厚生労働省	57	1-3. 国等の体制整備・強化	④ 国及びJIHSは、有事において迅速に情報提供・共有し、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。	関連分野(感染症疫学、工学、経済学等)の専門家等との意見交換会、推進会議、統括庁主催シンポジウム、次の感染症危機に備えたシミュレーション・情報分析等の実施を通じて、専門家との連携を強化した。	引き続き、関係府省及び関連分野の専門家との意見交換等により、専門家の連携の維持・強化に努める。	統括庁
					・ <u>JIHSにおいて</u> 、平時から国内外の感染症専門家等の人材を把握し・登録(ロスター)による取組を通じて、有事において迅速に情報共有できる体制を構築・強化している(<u>海外派遣ロスター：本登録26名、国内派遣ロスター：本登録28名、国際感染症人材ネットワークロスター：本登録7名</u>)。 ・ <u>JIHSにおいて</u> 、平時から臨床研究ネットワークや感染症国際研究拠点連携プログラム等を活用して、医療や公衆衛生に関する情報を収集・共有するなど、国内外の専門家と連携した。	引き続き、 <u>厚生労働省は</u> 有事に対応できるように、 <u>JIHSにおいて</u> 医療、公衆衛生、社会経済等の専門家と平時から連携し、情報収集・共有を推進する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
7	統括庁、厚生労働省、関係省庁	57	1-3. 国等の体制整備・強化	⑤ 国として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。	・「新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン」（以下「行動計画ガイドライン」という。）の全面改定（令和6年8月30日）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の実施等を通じて、関係省庁がワンボイスで情報提供・共有を行う方法等を整理した。また、記者会見を担当する者の資質向上に資するよう研修等を実施した（令和7年3月）。 <u>・関係省庁や報道関係者との平時からの関係構築の観点から、統括庁が取りまとめのもと、厚生労働省、JIHS、農林水産省など感染症対応機関合同の記者勉強会を実施した（令和7年10月）。</u> <u>・次年度実施予定の統括庁職員を対象とした対面形式の模擬記者会見訓練に向けて、感染症有事を想定したシナリオの作成を行った。</u>	<u>・令和7年度に作成したシナリオに基づき、模擬記者会見訓練を実施するなど、引き続き、記者会見を担当する者への研修の実施や情報提供・共有の方法等を整理するための取組を推進する。</u>	統括庁
					<u>行動計画ガイドラインの全面改定（令和6年8月30日）を踏まえ、</u>厚生労働省内で、有事の際に記者会見や情報の整理・関係者との調整を担当する広報を担当する責任者を設定する等、必要な体制を整備した。また、統括庁との間では定期的な広報に関する打ち合わせを実施し、有事に国として一体的かつ整合的な情報発信ができるよう日頃から確認を行っている。	引き続き、有事に広報を担当する責任者が適切に対応できるよう、厚生労働省の広報について内容の工夫・改善を行うとともに、統括庁等と日頃から連携をとる。	
8	厚生労働省、統括庁	57	1-3. 国等の体制整備・強化	⑥ JIHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	<u>JIHSでは、感染症情報提供サイトを立ち上げ、</u>感染症の発生状況等の情報について、感染症発生動向調査週報（IDWR）や病原微生物検出情報（IASR）等の情報を継続して公表した。また、科学的に正しい情報が国民に利用されるようにホームページやSNSを活用するなどして、国民向け及び医療機関向けの情報提供の充実を図った。	・JIHSにおいて、感染症の発生状況等の情報について、感染症発生動向調査週報（IDWR）や病原微生物検出情報（IASR）等の情報を継続して公表する。 ・感染症情報提供サイトについて、<u>リスク評価等の随時掲載とともに、最新の情報を提供できるよう</u>随時更新を行っていく。 <u>・JIHSホームページにて、感染症について、国民にとってわかりやすい形での情報提供・共有を行っていく。</u>	厚生労働省
					<u>JIHS、厚生労働省、統括庁で連携し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、国民等に対し情報提供・共有を行った。</u>	<u>引き続き、</u>JIHS、厚生労働省、<u>統括庁</u>で連携しながら国民等への分かりやすい情報提供を実施する。	
9	統括庁、厚生労働省	57	1-3. 国等の体制整備・強化	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	<u>JIHS、厚生労働省、統括庁で、定期的な情報共有を実施するとともに、国内外における感染症の事案（例えば、保健所や検疫所等での探知など）が発生した場合には、迅速に情報共有体制を構築し、必要な対応を行った。</u>	<u>引き続き、</u>JIHS、厚生労働省、統括庁において、定期的な情報提供を行い、<u>感染症の発生事案等が発生した際には、迅速に情報共有体制を構築し、必要な対応を行う。</u>	統括庁
					厚生労働省では、<u>JIHS</u>、統括庁との毎週の定期的な会議において、緊密に感染症発生事案の共有を行っている。また、感染症の発生事案（例えば、保健所や検疫所等での探知など）が発生した場合は、迅速に担当者間で共有できる体制を構築し、必要な対応を行っている。また、必要に応じて各省庁及び国立感染症研究所等が参加する会議においても共有し、リスク評価を行っている。	引き続き、定期的な会議での感染症発生事案の共有や、関係者への迅速な情報共有等の必要な対応を実施していく。	
10	統括庁、厚生労働省	57	1-3. 国等の体制整備・強化	⑧ JIHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第23条第2項で、国立健康危機管理研究機構（JIHS）が、業務の実施状況を国に報告することとされていること等を踏まえ、<u>JIHS、厚生労働省、統括庁で、定期的な情報共有を実施した。</u>	<u>引き続き、</u>JIHSの組織・運営体制等を踏まえ、国との連携体制等の構築・強化を推進する。	統括庁
					国立感染症研究所では、膨大な情報処理を行うため、情報処理を行う最新ツールを導入しており、各部局において得られた情報をとりまとめ、リスク評価できる体制を平時から構築している。また、国立国際医療研究センターでは、感染症臨床研究ネットワークにおいて臨床研究を実施する体制を構築し、参加病院を<u>39機関にまで</u>徐々に増やすとともに、運営システムの整備を進めた。加えて、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターは、厚生労働省が設置した定期的な会議において、得られた情報やリスク評価の共有を行っている。	JIHSは、引き続き、感染症有事の際の迅速な対応を想定し、疫学・臨床情報等の収集・分析、リスク評価の運用改善、治療薬・ワクチン等に係る臨床研究を進めるとともに、令和7年度から、有事における医療の提供能力を有するDMAT事務局の移管を通じ、臨床機能の充実・強化も図り、有事における健康危機対応を迅速に行う体制を構築する。	

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
11	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	57	1-3. 国等の体制整備・強化	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	関連分野の専門家と連携し、社会・経済分野のデータの 分析方法等についての調査研究 を実施した。	引き続き、データの収集・分析方法の 調査 研究等を実施する。	統括庁
					感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく感染症の発生動向の把握や、下水サーベイランスを実施して情報収集を行ってきたほか、関係省庁、世界保健機関（WHO）や、諸外国政府機関等の国内外の関係機関や専門家等からの情報を包括的に収集・分析、解釈できるよう、平時から、 JIHS とともに、感染症インテリジェンス体制の構築に努め、強化している。	感染症法に基づく感染症の発生動向把握を継続するとともに、諸外国政府機関等の国内外の関係機関や専門家等からの情報を包括的に収集・分析、解釈できるよう、平時からJIHSとともに感染症インテリジェンス体制の構築に努めていく。	厚生労働省
12	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	57	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	① 都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、それぞれ都道府県行動計画、市町村行動計画又は指定（地方）公共機関における業務計画を作成・変更し、国は当該計画の作成・変更を支援する。都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	・指定公共機関に対しては、令和6年9月に「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」を開催し、政府行動計画の改定を踏まえた業務計画の改定に関して説明を行った。また、令和6年9月以降、業務計画の改定に係る各種情報提供等を行い、業務計画の改定に関する支援を実施した。 ・ 令和7年12月に「令和7年度指定公共機関情報連絡会」を開催し、業務計画の改定が完了していない指定公共機関に対し改定を働きかけた（年度末時点で115／119が改定済）。 ・ 全ての指定公共機関と担当省を対象として令和8年度に実施予定の合同机上訓練のシナリオを検討した。 ・ 指定地方公共機関に対しては、令和6年1月以降に、指定公共機関に対する情報について、都道府県に情報提供を行い、令和7年度以降の指定地方公共機関の業務計画の改定に係る支援を行った。 ・都道府県に対しては、地域ブロック会議等を通じた政府行動計画の改定に係る情報提供、また、質疑対応等による支援を実施し、 全都道府県で行動計画の改定が完了した。 ・市町村に対しては、令和6年12月26日に「市町村行動計画作成の手引き」を作成・送付するとともに、 都道府県を通じた質疑対応を行った。また、都道府県に対し、令和7年8月～9月にかけて開催した地域ブロック会議等を通じて、市町村行動計画改定に係る支援を依頼したうえで、各都道府県による市町村に対する支援状況の情報共有等の支援を実施した。	・改定が完了していない指定公共機関に対して引き続き情報提供等を実施する。 （備考：令和8年5月時点で全指定公共機関が改定完了。また、新たに追加指定の2機関に対して、引き続き支援を実施。） ・ 全ての指定公共機関と担当省を対象とした合同机上訓練を実施する。 ・指定地方公共機関に対しては、引き続き、業務計画の改定に係る必要な情報提供等を実施する。 ・都道府県に対しては、問い合わせへの対応等を実施する。 ・市町村に対しては、 引き続き 都道府県を通して、政府行動計画に係る情報提供や問い合わせ 及び市町村行動計画改定に係る質疑対応等の支援 を実施する。 また、都道府県による市町村への支援状況等を月1回取りまとめ、都道府県間で共有する。	統括庁
					指定公共機関（厚生労働省所管分）の業務計画の作成・変更の支援を行った。 都道府県警察の行動計画等について、警察庁の行動計画等の改正に即した内容となるよう見直しを指示し、令和7年度までに32都道府県警察が改正済み。	令和8年度 早期に、指定公共機関が業務計画の策定・改定を終えられるよう、引き続き支援する。 改正が完了していない都道府県警察に対して、引き続き令和8年度中に必要な改正が成されるよう指示していく。	
					関係省庁と連携し、所管の指定公共機関における業務計画の変更の検討に資するため令和6年7月の政府行動計画の改定等に関する情報提供等を実施した。	引き続き、業務計画の作成・変更に係る支援を行う。	業所管省庁
13	統括庁、厚生労働省	57	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	② 都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更し、国は当該業務継続計画の作成・変更を支援する。都道府県の業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。	令和7年4月11日に、都道府県に対して、業務継続計画（BCP）の見直しの検討について事務連絡で周知を行うとともに、参考として「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」を共有した。	事務連絡により業務継続計画（BCP）の変更について周知を行うなど、引き続き、都道府県及び市町村に対して、必要に応じた情報提供を実施する。	統括庁
					都道府県等の業務継続計画（BCP）の作成・変更について、内容確認等の支援を行った。	引き続き、都道府県等の業務継続計画（BCP）の作成・変更について必要な支援を行う。	厚生労働省
14	統括庁	58	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	③ 都道府県は、特措法の定めのほか、都道府県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。	・地域ブロック会議の開催等により、都道府県間で必要な情報を共有する場を設けるなどの取組を実施した。 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施体制に関する都道府県からの照会への対応等により、都道府県の検討に協力している。	引き続き、都道府県間で抱える課題等の情報を都道府県間で共有する場を設けるなどの取組を実施する。	統括庁
15	統括庁	58	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	政府行動計画の改定を踏まえ、 各都道府県が令和7年10月までにそれぞれ策定した都道府県行動計画に基づき 、知事出席の対策本部設置訓練や現場対応訓練など、コロナ対応の教訓を踏まえた多数の機関が参加する実践的な訓練を実施するよう促した。	今年度以降も、都道府県庁主催の感染症危機を想定した実践的な訓練の実施を促す。	統括庁

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
16	統括庁、厚生労働省、関係省庁	58	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	⑤ 都道府県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政官等の養成等を行う。特に都道府県等は、国やJIHS、都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や地方衛生研究所等の人材の確保や育成に努める。国及びJIHSは、これらの人材確保や育成の取組を支援する。	・指定公共機関に対して、これまでに、指定公共機関合同机上訓練や指定公共機関情報連絡会を開催し、これらを通して専門人材の養成を行った。 ・都道府県に対して、感染症危機管理対応訓練企画の支援や、都道府県の実施する研修に対する講師派遣等を通じて人材育成を支援した。 <u>・厚生労働省が実施する感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修に必要な支援を行い、研修受講者が令和7年度の感染症危機管理対応訓練等を見学した。</u>	・指定公共機関に対して、引き続き、<u>合同机上訓練等の実施を通じて</u>、専門人材の養成等に必要な支援の検討を行っていく。 ・都道府県及び市町村に対して、引き続き、感染症危機管理対応訓練企画の支援や、都道府県の実施する研修に対する講師派遣等を通じて、都道府県等のニーズ等を把握しながら人材確保や育成の取組を支援する。 <u>・引き続き、要請に応じて、感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修に必要な支援を行う。</u>	統括庁
					・厚生労働省においては、令和6年度から、地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修を実施した（令和6年度はモデル事業として実施し16人修了、令和7年度は長期研修、短期研修あわせて33人修了）ほか、平成27年度から開始した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材の養成を行っている（合計31人修了）。加えて、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている（令和8年3月時点で139人修了）。 ・令和5年度からは地方衛生研究所等に対して、令和6年度からは保健所に対して実践型訓練等に係る支援を開始しているほか、感染症対応に従事する保健師等の職員を増員するための地方財政措置を講じている。	感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修や感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム、実地疫学専門家養成コース（FETP）を継続するなど、令和7年度以降も都道府県等のニーズ等を把握しながら、引き続き支援を行う。	厚生労働省
17	厚生労働省、関係省庁	58	1-4. 地方公共団体等の行動計画等の作成や体制整備・強化	⑥ 国は、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等について、都道府県等の取組を支援する。	令和6年度から、地方衛生研究所等に対して、検査体制に係る支援を行っている。また、感染症有事において速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するための施設・設備整備への支援を行 っている 。	地方衛生研究所等の検査体制や、協定締結医療機関・都道府県の対応力を強化するため、都道府県等の意見等を踏まえつつ、引き続き必要な支援を行う。	厚生労働省
18	統括庁、その他全省庁	58	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	・令和5年9月の統括庁発足以降、有事における政府の初動対応を確認する目的で、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）、関係省庁対策会議（訓練）、国と都道府県との緊急連絡会議訓練、情報連携訓練などの「感染症危機管理対応訓練」を毎年実施している。令和7年度は、令和7年11月14日～18日にかけて、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）等感染症危機管理対応訓練を行った。 ・令和6年度以降、地域ブロック会議や全国感染症危機管理担当部局長会議、感染症危機管理に関する国・地方の実務担当者意見交換会等の実施等を通じて国と都道府県等の間で平時からの情報共有を実施しているほか、国と都道府県との緊急連絡会議訓練や国による都道府県訓練支援の実施等を通じて、国と都道府県等の連携体制の確認や体制構築の訓練を実施している。 ・指定公共機関に対し、業務計画の改定の支援のため各種情報提供を行うなど、平時からの情報共有を実施した。 ・指定地方公共機関に対し、業務計画の改定の支援のため、都道府県を通じて各種情報提供を行うなど、平時からの情報共有を実施した。	・引き続き、年度内1回の開催を目標に、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）等の感染症危機管理対応訓練を実施し、平素からの情報共有、連携体制を整備する。 ・引き続き、都道府県との意見交換の場を設け情報共有を行うとともに、令和7年4月にとりまとめた「新型インフルエンザの国内発生時等のタイムライン（スケジュール例）」の周知・活用を含め、国と都道府県等と連携した訓練を実施する。 ・指定（地方）公共機関に対しては、引き続き業務計画の策定支援などを通じて情報共有を行うとともに、指定公共機関については、定期的な情報共有の場を設ける他、机上訓練を実施する。	統括庁
					都道府県知事が参加した政府訓練に厚生労働省も参加し、平時からの情報共有や協定締結等により相互に連携している。また、令和5年度から、地方衛生研究所等への 研修 に係る支援を 行っている 。	引き続き、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道県等との相互連携を図るとともに、地方衛生研究所等への 研修 に係る支援を行う。	厚生労働省
					統括庁が主催する令和 7 年度感染症危機管理対応訓練に参加し、初動対処等を演練した。	引き続き、統括庁等が主催する訓練に参加し、初動対応等を演練していく。	防衛省

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
19	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	58	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。	新型コロナウイルス感染症対応時から引き続き、専門家や業界団体との意見交換会を実施した。 <u>（令和7年度においては2回実施した。）</u>	引き続き、意見交換会の実施等を通して、専門家や業界団体等との関係を構築していく。	統括庁
					平時から新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や学会等の関係機関との連携及び情報交換等を図っている。	引き続き、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関との連携体制を構築していく。	厚生労働省
					警察庁の所管団体に対して、感染症のまん延防止に係る情報等をタイムリーに提供するなど連携・協力体制を構築している。	引き続き、速やかな情報交換ができるよう、連携・協力体制の維持に努めていく。	警察庁
					新型インフルエンザ等の発生に備え、所管の事業者団体等との間で、緊急時も含めた連絡体制を構築した。	引き続き、連絡体制を <u>維持</u> する。	国土交通省
20	警察庁、消防庁、厚生労働省、海上保安庁、防衛省	58	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	③ 国は、都道府県が警察、消防機関、海上保安機関、自衛隊等と連携を進めるための必要な支援を行う。	警察庁の行動計画において、「都道府県警察は、関係機関等との報告・連絡体制を整備した上で、情報共有を図ること」としている。また、平素から会議や訓練等を通じて、連携強化に努めている。	引き続き、十分な連携が図られるよう必要に応じて働きかけていく。	警察庁
					消防庁から、都道府県消防防災主管部(局)において、都道府県衛生主管部(局)や都道府県内の消防本部と連携し、都道府県連携協議会、都道府県メディカルコントロール協議会、地域メディカルコントロール協議会の協議状況を把握することとしており、顕在化した課題があれば消防庁に随時相談するよう、 <u>「今後の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた消防機関の救急に係る対応等について」（令和7年8月28日付け消防庁救急企画室事務連絡）や「今後の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた消防機関の救急に係る留意事項について」（令和7年12月12日付け消防庁救急企画室事務連絡）」</u> において依頼している。	引き続き、都道府県消防防災主管部(局)において、都道府県衛生主管部(局)や都道府県内の消防本部と連携し、都道府県連携協議会、都道府県メディカルコントロール協議会、地域メディカルコントロール協議会の協議状況を把握するよう依頼する（救急需要が増加するタイミングに合わせ、厚生労働省と連携し対応する）。	消防庁
					・消防庁と調整し、都道府県等における移送に関する事務連絡を令和6年9月に発出した。 <u>・全国の検疫所において、都道府県等の関係者も参加する検疫措置訓練を定期的に実施している。</u> <u>・令和7年度には、成田空港検疫所を始めとして全国の検疫所（海港29カ所、空港23カ所）において都道府県等の関係機関とともに検疫措置訓練を実施し、有事における連携体制等を確認した。</u>	・引き続き、消防機関等との連携を進めるための必要な支援を行う。 ・検疫所は、 <u>引き続き</u> 都道府県等を始めとする関係機関と年1回以上訓練を実施する。	厚生労働省
					感染症罹患者を含む救急患者等の搬送に備え、 <u>関係機関</u> 等と訓練・研修等を実施し緊密に連携した。 <u>【令和7年度実績 7件】</u> <u>7月31日 感染症対策に関する研修（東京検疫所、川崎海上保安署）</u> <u>11月20日 个人防护具取扱い研修（千葉検疫所、木更津保安署）</u> <u>11月27日 川崎港検疫感染症総合訓練（川崎検疫所等、川崎海上保安署）</u> <u>11月27日 合同患者搬送訓練（東京検疫所、東京海上保安部）</u> <u>11月28日 検疫感染症患者等の離島搬送対応にかかる固定翼搬出入訓練（那覇検疫所、那覇航空基地）</u> <u>12月12日 令和7年度関門港検疫感染症措置訓練（門司検疫所等、門司海上保安部、下関海上保安署）</u> <u>1月27日 感染症対応研修（長門健康福祉センター、仙崎海上保安部）</u>	引き続き、地方公共団体等と連携していく。	海上保安庁
					<u>令和7年11月に東京都主催の一類感染症患者対応訓練に参加し、実践的な訓練を行い、連携の確認を行った。</u>	引き続き、地方公共団体等と訓練等を通じ緊密に連携していく。	防衛省

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
21	厚生労働省	58	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	④ 都道府県は、感染症法に基づき、管内の保健所設置市等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき都道府県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	・国は「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号）（以下「感染症基本指針」という。）を令和5年5月に改正し施行した。各保健所設置自治体は、令和6年度において、当該指針に基づき、都道府県連携協議会を開催し、関係機関と連携のうえ、予防計画の策定・変更を終えた。また、「医療計画作成指針」（医政発0615第21号）等を発出し、各都道府県において、令和6年度に当該通知等に基づき、関係機関と協議のうえ、予防計画等と整合性をとりつつ医療計画を策定した。 ・令和5年3月には「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」を、令和5年6月には「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」を発出し、策定に係る支援を実施した。	・令和5年3月には「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」を、令和5年6月には「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」を発出し、策定に係る支援を実施した。 令和8年度以降も引き続き、予防計画・医療計画の実施状況の確認を行うなど支援を行う。	厚生労働省
22	統括庁、厚生労働省	59	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	<u>政府行動計画に基づく都道府県及び市町村行動計画の改定支援を実施し、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援に係る取組の記載を充実させた。</u> また、都道府県が、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進めるため必要な支援について検討した。	<u>政府行動計画に基づく市町村行動計画の改定支援を実施し、特定新型インフルエンザ等対策の代行や応援に係る取組の記載を充実させる。</u> また、令和7年度の検討を踏まえ、 <u>引き続き</u> 都道府県に対する必要な支援 <u>について検討</u> する。	統括庁、厚生労働省
23	厚生労働省	59	1-5. 国及び地方公共団体等の連携の強化	⑥ 都道府県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	令和4年感染症法改正で新たに追加した総合調整権限については、感染症基本指針にその考え方を明示し、それを踏まえて各都道府県等で予防計画を策定している。	引き続き、予防計画の状況を注視しつつ、自治体からの問い合わせ等に対応していく。	厚生労働省
24	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	・厚生労働省において、平時より国際的な感染症情報に関してWHO <u>や外国政府機関と</u> 連携し、情報共有・交換を行うこととしている。 <u>また、IHR National Focal Pointとして、Event Information Site(EIS)の情報を関係機関へ提供している。</u> ・ <u>JIHS</u> においては、WHOのEvent Information Site for IHR National Focal Points (EIS)に参加するとともに、オーストラリアのニューサウスウェールズ大学が主導する、感染症情報の収集に関するAIツールの開発に、諸外国の関係機関とともに参画した。	引き続き、WHO <u>や外国政府機関と</u> 連携して、国際的な感染症情報の共有・交換に努める。	厚生労働省
					国内外の家畜等における伝染性疾病の発生等については、国際獣疫事務局（WOAH）等を通じて、情報収集・交換を行っている。	引き続き家畜等における伝染性疾病の発生等については、国際獣疫事務局（WOAH）等を通じて、情報収集・交換を行う。	農林水産省
					国立研究開発法人日本医療研究機構（AMED）は、海外研究拠点を含めた国際機関との連携を継続している。また、米国のCenters for Research in Emerging Infectious Diseases (CREID) の年次総会に参加し、国際機関の取組に関する情報を収集するとともに、日本における取組を紹介することで、相互関係構築を図った（令和6年6月）。	引き続き、AMEDは、新型インフルエンザ等発生時に速やかな情報共有を行えるよう海外研究拠点を含めた拠点整備を構築するとともに、新たなネットワーク構築の <u>検討を行う。</u>	文部科学省
					国内外の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生等については、国際獣疫事務局（WOAH）等を通じて、情報収集・交換を行っている。	引き続き、国内外の野鳥等における高病原性鳥インフルエンザの発生等については、国際獣疫事務局（WOAH）等を通じて、情報収集・交換を行っている。	環境省
					平時から外務省として拠出しているグローバル・ヘルス・イニシアティブ等と連携している。	引き続き、対応する。	外務省

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
25	健康・医療戦略推進事務局、外務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	令和3年6月に英国で開催されたG7サミットで提唱された100日ミッションについて、G7の一員として会合に参加している。	引き続き、100日ミッションに関して、動向を注視していく。	健康・医療戦略推進事務局
					<u>Gaviワクチンアライアンス、ユニットエイド（Unitaid）及び</u> グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）へ [△] 拠出し、理事会等での議論に貢献した。	引き続き対応する。	外務省
					令和7年度まで、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対するワクチンの研究開発を支援した。	感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対するワクチンの研究開発を支援する。	厚生労働省
					先進的研究開発戦略センター（SCARDA）は、欧州の感染対策を先導する感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）と、次のパンデミックへの準備と対応を強化することを目的に、両機関の情報共有を主とした連携を強化するための覚書に署名した（令和5年6月）。この一環でCEPIが主催する会議に職員を派遣し、情報収集や連携強化を図った。	SCARDAにおいて、引き続き、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）との連携を行う。	文部科学省
					開発費の削減や承認審査の迅速化のため、動物用医薬品の承認申請資料の調和に関する国際協力（VICH）の枠組において、動物用医薬品の承認のための資料作成、承認後の動物用医薬品の監視のための基準・ガイドライン策定についての運営委員会（SC）及び専門家作業部会（EWG）に職員を委員及びアドバイザーとして参加させ、連携をしている。	動物用医薬品の承認申請資料の調和に関する国際協力（VICH）の枠組を通して、引き続き国際的な連携を行う。	農林水産省
26	外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	③ 国及びJIHSは、医療従事者や専門人材、行政官等の人材育成のために、外国政府や国際機関等との間で、研修員受入れ、専門人材派遣、現地における研修等を行う。	健康・医療戦略推進事務局と連携して、SCARDAのワクチン・新規モダリティ研究開発事業を通じて、ワクチン等の開発等に関する取組を進めた。	引き続き、健康・医療戦略推進事務局と連携して、SCARDAを通じたワクチン等の開発等に関する取組を推進していく。	経済産業省
					<u>招へいや人材交流等を活用しつつ、国際保健機関等の関係者や各国の国際保健に携わる政府関係者との間で国際的な連携体制を整備し、強化できるよう努めている（マンスフィールド研修員や米國務省職員の受入れ等）。</u>	引き続き、可能な範囲で対応する。	外務省
					平成27年度から開始した感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材の養成を行っている（合計 <u>31</u> 人修了）。	令和8年度においても同様の支援を継続する。	厚生労働省
					国際獣疫事務局（WOAH）等には人材を派遣（ <u>令和7年度4名、令和6年度4名</u> ）することで、動物衛生分野における感染症分野の人材育成を行っている。	引き続き、国際獣疫事務局（WOAH）等には人材を派遣することで、動物衛生分野における感染症分野の人材育成を行う。	農林水産省
					AMEDは、海外研究拠点において、現地スタッフとの共同研究等を推進することや、現地国・日本の両国で病原体の取扱い研修を実施することで、感染症分野の人材育成を行っている。	AMEDにおいて、海外研究拠点への支援を継続する。海外研究拠点において、現地スタッフとの共同研究等を推進することで、感染症関連分野の人材育成を行う。	文部科学省
27	統括庁、外務省、厚生労働省、農林水産省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	④ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生を想定した外国政府や国際機関等との共同訓練を実施する。	・JIHSと国際機関等との訓練の実施に向けて、JIHSの業務計画の策定に向けた支援を行い、 <u>令和7年6月に業務計画を策定した。</u> ・令和7年度は、JIHSにおいて実施される豪専門家による研修や独訓練視察報告に統括庁として参加した。 ・QUADの枠組み（日本、米国、豪州、インド）や <u>英国等外国政府等の</u> パンデミックに関連した訓練も実施され、日本からも参加している。 ・英、 <u>独</u> 等、外国政府や <u>WHO等国际機関</u> の訓練について情報収集を行った。 ・ <u>大臣と知事等との緊急連絡会議（訓練）に米C D C東アジア・太平洋地域オフィスがオブザーバー参加した。</u>	・JIHSと国際機関等との訓練の実施等に関し、 <u>JIHSと密に情報交換を行う等、</u> 国との連携体制等の構築・強化を <u>引き続き</u> 推進する。 ・引き続き外国政府や国際機関等と密に連携し、訓練の場を有効に活用することで有事の際の体制強化に努める。	統括庁
					<u>国際保健機関等の関係者や各国の国際保健に携わる政府関係者と意見交換及び情報収集を行い、国際的な連携及び協力体制の維持・強化に努めている。</u>	引き続き、対応する。	外務省
					令和6年12月の日中韓三国保健大臣会合において、パンデミック及び重大な影響が考えられる感染症に対する共同訓練を時々開催することを含んだ共同行動計画が同意に至った。また、QUADの枠組み（日本、米国、豪州、インド）における、パンデミックに関連した訓練も実施され、日本からも参加している。	引き続き、新型インフルエンザ等の発生を想定し、諸外国政府や国際機関等と連携した共同訓練の実施を検討する。	厚生労働省
					国際獣疫事務局（WOAH）、国連食糧農業機関（FAO）等が行うワークショップに専門家等を派遣（ <u>令和7年度29件、令和6年度46件</u> ）し、国際機関と連携、協力を行っている。	引き続き、国際獣疫事務局（WOAH）、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関との連携、協力を行う。	農林水産省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
28	外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	国際緊急援助隊（JDR）を、被災国政府等の要請に応じて派遣しており、個別のケースごとに先方政府要請内容を踏まえ、関係省庁と協議し、隊員となる専門家の編成を行っている。平成28年7月、コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対し、延べ17人の感染症対策チームを初めて派遣した。また、コンゴ民主共和国で発生したエボラ出血熱の流行に対し感染症対策チームを平成30年6月に13名、令和元年8月に20名、派遣した。令和元年12月、サモア独立国における麻疹の流行に対し、感染症対策チーム15名を派遣した。平時より、在外公館や国際機関等を通じて情報収集をし、派遣に備えている。	海外における感染症の流行に適切に対応するため、国際緊急援助隊として感染症対策チームを派遣する仕組みを精査する。関係国・機関から要請があった場合には、引き続き、先方ニーズを踏まえ、可能な支援を行っていく。	外務省
					JIHSとともに、感染症インテリジェンス体制の強化の観点から、人材確保のためのロスター登録を行っており、有事の際に迅速に専門家を派遣出来る体制の構築に努めている。令和7年度においては厚生労働省委託事業により約34名のロスター登録者が海外調査派遣された。	引き続き左記の取組を実施する。	厚生労働省
					人獣共通感染症を含む、家畜伝染性疾病に関する専門家との連絡体制を構築している。	引き続き、人獣共通感染症を含む、家畜伝染性疾病に関する専門家との連絡体制を構築し、有事に備える。	農林水産省
					野生鳥獣への鳥インフルエンザ対策について、有事の際に専門家を国内外に派遣し、情報収集する体制を構築している。	引き続き、野生鳥獣の保有する感染症に関する専門家との連絡体制を構築する。	環境省
29	厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	⑥ JIHSは、大学等の関係機関と連携し、国際的な連携強化を含む調査研究を実施し、国はこれを支援する。	令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築（令和6年度はモデル事業として14の特定・第一種感染症指定医療機関が参加）し、臨床情報・検体等を速やかに収集し、迅速に病態解明や検査方法や治療薬・ワクチン等の研究開発を行う基盤となる体制を構築した。令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の本格運用を開始した。	感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）において、臨床研究が円滑に行われるよう引き続きネットワーク整備を行う。	厚生労働省
					農研機構動物衛生研究部門等の研究機関と連携して、家畜の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進めている。	引き続き、農研機構動物衛生研究部門等の研究機関と連携して、家畜の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進めている。	農林水産省
					新興・再興感染症基盤創生事業において、令和6年9月にザンビア共和国高官の日本招聘や令和6年11月に本事業において連携している海外10拠点の研究者等が参加したザンビア共和国における海外拠点ネットワーク会議の開催等を行っており、これらを通じて、国際連携を強化している。さらに、令和8年1月には、本事業において連携している海外10拠点の研究者等が参加したベトナムにおける海外拠点ネットワーク会議を開催し、海外拠点間の連携強化および情報共有の深化を図っている。	引き続き、海外研究拠点を活用したネットワーク会議を開催することで、国際連携を強化する。	文部科学省
					国立環境研究所等の研究機関と連携して野生鳥獣の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進めている。	引き続き、国立環境研究所等の研究機関と連携して野生鳥獣の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進める。	環境省
30	厚生労働省	59	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	⑦ JIHSは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、迅速に情報収集や検体の提供等が受けられるよう海外の研究機関等を含めた関係機関との連携体制を構築する。	JIHSにおいては、厚生労働省とも連携し、WHOや諸外国政府機関等との連携を強化し、有事において迅速な情報収集や検体の提供等が受けられるよう、協力体制の構築、強化に努めている。	引き続き左記の取組を実施する。	厚生労働省

実施体制(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
31	外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省	60	1-6. 国際的な連携体制の整備・強化	⑧ 国は、野生動物や家きん等に由来する新型インフルエンザ等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。	関係他省庁とともに国際会議（例：AMR（薬剤耐性）に関する国連総会ハイレベル会合）等における議論に貢献した。	引き続き、対応する。	外務省
					WHOや国際獣疫事務局（WOAH）などの国際機関で把握された海外での感染症の発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づく連絡窓口を通じて、日々、把握に努めた。	引き続き、各国及び国際機関とも連携しながら、ワンヘルス・アプローチに基づく人獣共通感染症対策を推進していく。	厚生労働省
					国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献した。また、令和5年9月、東京においてG7 CVOフォーラムを開催し、薬剤耐性対策（AMR）、鳥インフルエンザ等世界的な課題について議論を行った。令和5年10月、G7として初めてとなる保健・農業・環境の3トラック合同のワンヘルスに関する専門家会合の開催し、国際獣疫事務局（WOAH）、WHO、国連食糧農業機関（FAO）及び国連環境計画（UNEP）からなる4者構成組織であるQuadripartiteや世界全体での取組を推進するため、G7として貢献することについて確認した。任意拠出金を通じて、WOAHが実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疾病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する国際会議、実地研修、啓発活動等を実施した。	国際的な議論に積極的に参加する。引き続き、国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献していく。同様に引き続き、任意拠出金を通じて、国際獣疫事務局（WOAH）が実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疾病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する活動を支援する。	農林水産省
					国立環境研究所等の研究機関と連携して野生鳥獣の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進めている。	引き続き、国立環境研究所等の研究機関と連携して野生鳥獣の保有する感染症に関する情報を国際獣疫事務局（WOAH）等の国際機関に報告し、国際的な情報共有を進める。	環境省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
32	厚生労働省、外務省、文部科学省	71	1-1. 実施体制	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	・<u>JIHS</u>と連携し、収集した感染症発生事案については、情報の分析やリスク評価を行い、迅速に関係者に共有し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用するため、平時から関係者に情報共有を行う体制を整備した。 ・平時より、国際的な感染症情報に関して二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析するとともに、情報共有・交換を行った。また、欧州疾病管理センター（ECDC）との協力覚書<u>を締結し、協力覚書に基づき感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム</u>の研修生がECDCで研修を実施した。	引き続き、厚生労働省 <u>において</u> 、JIHSと情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行うとともに、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組みの維持・向上と関係国との間の連携を継続する。	厚生労働省
					在外公館等との連携体制の構築に努めるとともに、公電等を通じて国際情報の提供・共有を行っている。また、平時より国際機関等とも交流や往来を深め、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努めている。	引き続き、対応する。	外務省
					新興・再興感染症研究基盤創生事業において、令和5年に採択したネットワークコア拠点で、海外研究拠点から定期的に感染症に関する現地の情報を収集し、要約した情報を関係者に周知する等、モニタリング体制整備を推進した。	引き続き海外研究拠点から定期的に収集した現地の情報を集約し、関係機関へ情報提供するなど、モニタリング体制の構築を図る。	文部科学省
33	厚生労働省、外務省	72	1-1. 実施体制	② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。	<u>感染症に関する情報は</u>、在外公館（アタッシェ）及び検疫所より随時報告が行われている。また、例えば<u>令和7年9月までPHEICが宣言されていた</u>エムボックスのような疾病については、外務省において、情報収集に係る調査訓令が発出され、訓令が発出された国から公電にて外務省へ報告があった<u>情報は、厚生労働省</u>へも順次、公電等を通じて情報共有されている。	引き続き、外務本省を通じ、在外公館(アタッシェ)と連携していくとともに、検疫所は感染症に関する情報を得た場合には速やかに共有を行う。	厚生労働省
					在外公館が感染症に関する情報を得た場合には、「感染症の発生・流行に係る報告・処理要領」（令和6年7月3日策定）に基づき、すみやかに公電にて外務本省に報告している。当該報告を受けた外務本省は、関係省庁に対し速やかに情報を共有している。	引き続き対応する。	外務省
34	厚生労働省	72	1-1. 実施体制	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	情報収集・分析の結果については、必要に応じ、速やかに <u>JIHS</u> 等と連携することとしている。例えば、令和6年度においては、劇症型溶血性レンサ球菌感染症やエコーウイルス11型、麻しん等、 <u>令和7年度においては、マールブルグ病</u> について、 <u>JIHS</u> 等と連携し収集した情報をもとに、都道府県等に対し速やかに注意喚起を行う等の対応を行った。	引き続き、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
35	厚生労働省	72	1-1. 実施体制	④ 国、JIHS及び都道府県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。	・<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。</u> ・<u>令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u> ・<u>JIHS</u>において、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成等を進め、実地疫学専門家養成コース（FETP）修了者をリスト化し、有事の際に連携して積極的疫学調査に対応する体制を構築した。	・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）<u>において、臨床研究が円滑に行われるよう引き続き情報収集のための体制を維持する。</u> ・JIHSにおいて、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成等を進める。	厚生労働省
36	統括庁、関係省庁	72	1-1. 実施体制	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関連分野の専門家及び関係省庁等（厚生労働省 <u>及びJIHS</u> ）と協力して <u>調査研究を実施し</u> 、有事に速やかに調査分析の結果を出すための準備 <u>を進めた</u> 。	引き続き、JIHS等と連携して <u>委託事業を通じ調査</u> 研究の実施等を行い、データの収集・分析の準備を進める。	統括庁
					厚生労働省 <u>及びJIHS</u> は、令和6年度より、 <u>統括庁の調査事業</u> に参加し、平時より検討を進めている。	厚生労働省及びJIHSは、引き続き <u>統括庁の調査事業</u> へ参加する。	厚生労働省

情報収集・分析(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
37	厚生労働省、外務省、文部科学省	72	1-2. 平時に行う情報収集・分析	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	JIHSと連携し、収集した感染症発生事案については、情報の分析やリスク評価を行い、迅速に関係者に共有し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用するため、平時から関係者に情報共有を行う仕組みを整備した。	引き続き、厚生労働省において、JIHSと連携のうえ、情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。	厚生労働省
					在外公館等との連携体制の構築に努めるとともに、公電等を通じて国際情報の提供・共有を行っている。	引き続き、対応する。	外務省
					新興・再興感染症研究基盤創生事業において、海外研究拠点を活用した研究や多分野融合研究等への支援に加え、令和5年に採択したネットワークコア拠点で、海外研究拠点から定期的に感染症に関する現地の情報を収集し、要約した情報を関係者に周知する等、モニタリング体制整備を推進した。	引き続き海外研究拠点から定期的に収集した現地の情報を集約し、関係機関へ情報提供するなど、モニタリング体制の構築を図る。	文部科学省
38	厚生労働省、外務省	72	1-3. 訓練	国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	・JIHSと連携し、収集した感染症発生事案については、情報の初期分析やリスク評価を行い、迅速に関係者に共有し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用するため、平時から関係者に情報共有を行う仕組みを整備した。この仕組みを通じ、JIHSとの情報収集・分析の実施体制の確認を行っている。 ・感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））において、国内の発生動向に関して情報収集を迅速に実施できるよう、体制の運用状況等について必要な確認を行った。本訓練には、連携強化のため、都道府県等やJIHS関係者も参加している。	・引き続き、厚生労働省において、JIHSと情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。 ・感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））についても、引き続き、国内の発生動向に関して情報収集を迅速に実施できるよう、体制の運用状況等について必要な確認を行う。	厚生労働省
					統括庁が主催する令和7年度の「感染症危機管理対応訓練」（新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（訓練）：令和7年11月14日、政府対策本部会合（訓練）：令和7年11月18日）に対応した。 また、令和7年度においては、令和8年度実施予定のより実践的な水際対策訓練に向け、関係省庁間で認識を共有しながら、検討を進めている。	引き続き、感染症危機管理対応訓練や水際対策訓練に対応し、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	外務省
39	厚生労働省、外務省、文部科学省	72	1-4. 人員の確保	国は、情報収集・分析の円滑な実施のため、JIHS等と連携し、平時において、多様な背景の専門性（公衆衛生や疫学、データサイエンス等）を有する感染症専門人材の育成や人員確保、活用、有事に向けた訓練等を行うとともに、有事に必要な人員規模と専門性を確認し、配員調整等を行う。	・厚生労働省委託事業において、有事に向けて国際感染症リスク評価研修、国際感染症インテリジェンス研修等を実施しており、多様な背景の専門性を有する感染症専門人材の育成や人材のロスター登録により人員確保を行っている。地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修を令和6年度にモデル事業として実施し、令和7年度に本格実施した（令和7年度は長期研修、短期研修あわせて33人修了）。加えて、感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成している（平成27年度から開始。合計31人修了）。厚生労働省はこれらの研修の実施等を通じて、感染症危機管理の専門家としての人材の育成、確保、管理を適切に行っている。また、厚生労働省において、情報収集・分析の円滑な実施を含む有事に向けた感染症への対応のための省内対策本部訓練等を開催するとともに、JIHSにおいて、情報収集・分析の円滑な実施を含む有事に向けた感染症への対応訓練を行っている。 ・さらに、厚生労働省においては、有事に適切な配員調整ができるよう、厚生労働省業務継続計画（BCP）の改定を行った。 ・JIHSにおいても、サージキャパシティ名簿の作成に着手するとともに、BCPの改定を進めた。	・引き続き、感染症専門人材の育成、確保のため、感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修や、感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムを継続し、有事において修了生に協力を求めることができるよう、人材管理を適切に行うとともに、有事に向けた訓練等を実施する。 ・JIHSにおいても、有事における配員調整のため、感染症有事の、特にインテリジェンス機能を中心として作成したサージキャパシティ名簿に基づき訓練を行うとともに、サージキャパシティ名簿を更新する。また、令和7年度に定めたBCPについても同様に訓練を行うとともに、BCPの更新を図っていく。	厚生労働省
					JIHS主催の実地疫学専門家養成コース（FETP）について、外務本省から在外公館に対して公電にて案内し、複数の在外公館医務官が参加した。	引き続き対応する。	外務省
					新興・再興感染症研究基盤創生事業において、ネットワークコア拠点が令和6年に開設した海外研究拠点に関するHPを活用し、海外拠点における研究内容や採用公募情報を掲載すること等により、感染症専門人材の確保に努めた。	引き続き、ネットワークコア拠点が令和6年に開設したHP等を活用し、多様な背景の専門性を有する感染症専門人材確保を行う。	文部科学省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
40	厚生労働省	72	1-5. DXの推進	国及びJIHSは、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進する。 例えば、ワクチンや治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、電子カルテから情報を抽出する体制を構築する等、ワクチンや治療薬等の研究開発や治療法の確立に資する整備を行っていく。 これらのほか、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。	・平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。 ・また、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めており、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法が第219回臨時国会にて成立した。	・電子カルテと発生届の連携については、<u>第219回臨時国会における感染症法の改正を含む医療法等一部化改正法の成立を踏まえ、公布後3年以内の施行を目指し</u>、引き続き検討を進める。 ・JIHSにおいては、平時から感染症サーベイランスシステムを活用した国内における感染症の発生動向把握を進めるとともに、感染症関連情報、予防接種等のデータベースなどの運用及び医療保険に関する情報、病原体ゲノム情報等も活用し、有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供するためのデータ解析等を行う。 ・<u>感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）に参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を行う。</u>	厚生労働省
41	厚生労働省、外務省、文部科学省	73	1-6. 情報漏えい等への対策	国は、国内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。	一般的な情報セキュリティポリシーを策定しており、全職員が情報セキュリティ研修を受講することとなっているが、情報収集や疫学情報等の機微情報を取扱う担当者については、研修受講を徹底しており、事案が発生した場合は、厚生労働省の情報セキュリティポリシーに従って対応を行うこととなっているなど、適切な情報セキュリティ対策を実施している。	引き続き、厚生労働省は、情報収集や疫学情報等の機微情報を取扱う担当者において、情報セキュリティ研修の受講を徹底する。また、JIHSにおける情報収集や疫学情報等の機微情報を取扱う担当者や部局における情報セキュリティの対応状況を確認、徹底を促す。	厚生労働省
					情報セキュリティについては、「秘密保全に関する規則」等に則って、適切に対応した。	情報セキュリティについては、「秘密保全に関する規則」等に則って、適切に対応する。	外務省
					AMEDの公募要領上に、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反を始め、関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要である旨、明記しており、本事項に沿って研究開発が推進している。	引き続き、AMEDの公募要領に明記している留意事項に沿って研究開発を推進する。	文部科学省

サーベイランス(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
42	厚生労働省	78	1-1. 実施体制	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関 からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。	感染症サーベイランスシステム及びPathoGenS（Pathogen Genomic data collection System）にて情報収集を行っている。また、得られた情報について自治体へ還元するとともに、 <u>令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む、</u> 全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に感染症発生動向調査週報（IDWR）にて公表等を行っている。 また、平時より、国際的な感染症情報に関してWHO等と連携し、情報共有・交換を行うこととしている。	引き続き左記の取組を実施するとともに、サーベイランスによる結果についてもわかりやすく情報を公表する。また、WHO等と連携して、国際的な感染症情報の共有・交換に努める。	厚生労働省
43	厚生労働省	78	1-1. 実施体制	② 国は、都道府県等からの報告とJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。	感染症の事案（例えば、保健所や検疫所等での探知など）が発生した場合は、迅速に、幹部及び担当者間で発生事案の内容を共有している。また、必要に応じて各省庁及び <u>JIHS</u> が参加する会議においても共有し、リスク評価を行っている。	引き続き左記の取組を実施する。	厚生労働省
44	厚生労働省	78	1-1. 実施体制	③ 国及びJIHSは、平時から都道府県等への感染症サーベイランスに係る技術的な指導及び支援や人材育成を実施するとともに、訓練等を通じて有事における都道府県等の感染症サーベイランスの実施体制について評価・検証を行う。	・ <u>JIHSにおいて、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている（令和8年3月時点で139人修了）。本コースは、有事に必要な人員を確保するため、年間10-15人程度の修了を目標としており、修了後は、実地疫学専門家として、自治体や医療施設等において、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアな人材となることが期待されている。</u> ・ <u>JIHS</u>においては、地方衛生研究所等の人材を対象に、感染症危機管理研修会（オンラインで3回実施：<u>3,214人参加</u>）や、感染症の検査に関する研修である <u>ウイルス</u> 研修（<u>20人参加</u>）及び <u>検査能力向上研修（のべ201人参加）、また、国立保健医療科学院による新興再興感染症研修（18人参加）</u> を実施した。 ・ 感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材の養成を行った（平成27年度から開始。合計<u>31人修了</u>）。<u>毎年約5名程度を目安に感染症危機管理の専門家を継続的に育成することを目標にしており、</u>修了生は厚生労働省や <u>JIHS</u>、検疫所、感染症指定医療機関などの国内の感染症対策の現場のほか、WHO、海外の学術機関など国際的に様々な現場で活躍している。 ・ 感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））において、国内の発生動向について、疑似症サーベイランスにより早期に検知を行うなど、情報収集を迅速に実施することを前提にシナリオを作成し取り組んでいる。本訓練には、連携強化のため、都道府県等や <u>JIHS</u>関係者も参加している。	・ 引き続き左記の取組を実施する。 ・ JIHSにおいては、今まで実施してきた研修に加えて、サーベイランスに関する講習を実施する。	厚生労働省
45	厚生労働省	78	1-1. 実施体制	④ 国は、JIHSと連携して、感染症インテリジェンスで得た知見を踏まえて、有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるよう、国内の民間検査機関を含む関係機関や外国政府、国際機関（WHO、WOAH、国連食糧農業機関（FAO）等）等と、平時から情報共有や意見交換を行う。	・ 平時より、国際的な感染症情報に関してWHO、国際獣疫事務局（WOAH） 、 国際連合食糧農業機関（FAO）等と連携し、情報共有・交換を行うこととしている。 ・ 特に、WHOからの情報収集については、DONs（Disease Outbreak News）等のIHRに基づく情報収集・共有の枠組みを活用している。	引き続き、WHO等と連携して、国際的な感染症情報の共有・交換に努める。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
46	厚生労働省、国土交通省	79	1-2. 平時に行う感染症サーベイランス	① 国及び都道府県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。 また、国は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、JIHS等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。	・感染症法に基づく感染症の発生動向の把握を行 <u>うため</u> 、令和7年 <u>4月から</u> 、急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを開始 <u>し</u> ている。 ・感染症流行予測調査、また厚生労働科学研究（以下「厚労科研」という。）の研究（例えば、「医療デジタルトランスフォーメーション時代の重層的な感染症サーベイランス体制の整備に向けた研究」等）の一環として <u>下水サーベイランスを実施している（令和6年度13都県から、令和7年度19都府県に増加）。</u> ・ <u>なお、分析結果はJIHSホームページにて公表している。（https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvdp/rapid/index.html）</u> ・ <u>5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡）の検疫所において、海外から流入が懸念される感染症の病原体の変異や動向を幅広く把握するとともに、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）と連携し、感染症の重症化因子の解明や、診断や治療方針の改善、医薬品開発等に寄与することを目的として入国時感染症ゲノムサーベイランスを実施している。</u>	・ <u>令和7年4月から開始した</u> 急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスに <u>よる結果を含め、全国の発生状況の集計</u> 結果についてもわかりやすく情報を公表していく。 ・このほか感染症法に基づく感染症の発生動向により全国的な流行状況を把握することはもとより、患者からの直接的な検体採取を伴わない下水サーベイランス等については、引き続き、令和 <u>8</u> 年度以降も、調査及び厚労科研の一環として実施する <u>予定</u> である。 ・ <u>入国時感染症ゲノムサーベイランスを引き続き実施し、海外からの感染症の流入動向の把握を行う。</u>	厚生労働省
					自治体の保健衛生部局が主体となって新型コロナウイルスの下水サーベイランスを実施する際の、保健衛生部局と下水道部局における連携・協力の手法を整理し、 ・下水中の新型コロナウイルス情報を得るための下水道管理者としての役割の例 ・この情報を用いた各地域の保健衛生部局と下水道部局における連携・協力の手法の例について記した、「新型コロナウイルスの広域監視に活用するための下水サーベイランスガイドライン（案）」を令和6年6月に公表している。 <u>各自治体に対し、予算要求の時期等を捉えて、必要な情報共有を行っている。</u>	下水道管理者に対して、下水サーベイランスを実施している感染症流行予測調査事業への参加の働きかけを行うとともに、参加意向のある都市に対して、個別の状況に応じ支援を行うなど、厚生労働省と連携して取組を推進する。	国土交通省
47	厚生労働省	79	1-2. 平時に行う感染症サーベイランス	② 国及び都道府県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。	感染症サーベイランスシステム及びPathoGenSにおいて情報収集を行っている。また、得られた情報について自治体へ還元するとともに、 <u>令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む</u> 、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に感染症発生動向調査週報（IDWR）において公表等を行っている。	引き続き左記の取組を実施するとともに、サーベイランスによる結果についてもわかりやすく情報を公表する。	厚生労働省

サーベイランス(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
48	厚生労働省、農林水産省、環境省	79	1-2. 平時に行う感染症サーベイランス	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	・厚生労働省、 JIHS 、都道府県、地方衛生研究所等は、新型インフルエンザウイルスの出現及び国内への侵入監視を目的として、従来より感染症流行予測調査において、ブタのインフルエンザウイルス保有状況の調査を行っている。 ・鳥インフルエンザについて、より綿密かつ正確なリスク評価、新たな課題の抽出及びその研究を実施することを目的として、令和6年3月に国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所で共同研究契約を締結した。 ・国内でも家きん等で発生が見られる鳥インフルエンザ（H5N1）に関しては、自治体等に対して、「鳥インフルエンザ（H5N1）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼）」（ 令和6年12月12日 感染症対策課長通知）において、情報共有を始め、積極的疫学調査及び検査の実施等について依頼している。	・厚生労働省、JIHS、都道府県、地方衛生研究所等は、引き続き、ブタのインフルエンザウイルス保有状況の調査を行う。 ・JIHS、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所は、共同研究契約に基づき、引き続き、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症対策に取り組む。 ・国内での家きん等による鳥インフルエンザが発生した場合の情報共有等については、引き続き自治体等に対して周知を行う。	厚生労働省
					各都道府県の家畜保健衛生所と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握している。また鳥インフルエンザについて、より綿密かつ正確なリスク評価、新たな課題の抽出及びその研究を実施することを目的として、令和6年3月に国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所で共同研究契約を締結した。	引き続き、各都道府県の家畜保健衛生所と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握する。また国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門は、 令和6年3月に締結した （履行期間：令和6年3月19日から令和10年3月31日まで） に基づき、引き続き、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症対策に取り組む。	農林水産省
					死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握し、関係省庁に共有する体制を整備している。具体的には、都道府県は死亡野鳥等の回収と 採材 を、国は遺伝子検査の実施や、調査方法のマニュアル化による技術的支援を行っている。マニュアルの内容は 毎年シーズンの始めを目安に見直し、適宜最適化を図っている 。 なお、これまでに平成23・24・26・27・29・30年及び令和3・4・5・6・7年に見直しを踏まえたマニュアルの改定及び修正を行っている。	引き続き、都道府県と連携し、死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握する。	環境省
49	厚生労働省	79	1-2. 平時に行う感染症サーベイランス	④ 国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランスによる新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。 また、国は、感染症サーベイランスシステムの管理及び改善を行う。	・感染症危機管理対応訓練（政府対策本部会合（訓練））において、国内の発生動向について、疑似症サーベイランスにより早期に検知を行うなど、情報収集を迅速に実施することを前提にシナリオを作成し取り組んでいる。本訓練には、連携強化のため、都道府県等や JIHS 関係者も参加している。 ・また、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めており、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法が 第219回臨時国会にて成立 した。	・引き続き感染症危機管理対応訓練に取り組む。 電子カルテと発生届の連携については、 第219回臨時国会における感染症法の改正を含む医療法等一部法改正法の成立を踏まえ、公布後3年以内の施行を目指し 、引き続き検討を進める。 ・感染症サーベイランスシステムについて、引き続き定期的なシステム改修等の対応を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
50	厚生労働省	80	1-3. 人材育成及び研修の実施	国は、JIHS及び都道府県等と連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。	・<u>JIHSにおいて</u>、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている（令和8年3月時点で139人修了）。<u>本コースは</u>、有事に必要となる人員を確保するため、年間10-15人程度の修了を目標としており、<u>修了後は、実地疫学専門家として、自治体や医療施設等において、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するためのコアな人材となることが期待されている。</u> ・<u>JIHS</u>においては、地方衛生研究所等の人材を対象に、感染症危機管理研修会（オンラインで3回実施：<u>3,214人参加</u>）や、感染症の検査に関する研修である<u>ウイルス研修（20人参加）及び検査能力向上研修（のべ201人参加）</u>、また、<u>国立保健医療科学院による新興再興感染症研修（18人参加）</u>を実施した。 ・感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材の養成を行った（平成27年度から開始。合計31人修了）。<u>毎年約5名程度を目安に感染症危機管理の専門家を継続的に育成することを目標にしており</u>、修了生は厚生労働省やJIHS、検疫所、感染症指定医療機関などの国内の感染症対策の現場のほか、WHO、海外の学術機関など国際的に様々な現場で活躍している。	引き続き左記の取組を実施する。	厚生労働省
51	厚生労働省	80	1-4. DXの推進	国及びJIHSは、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、DXを推進する。例えば、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める。 また、国は、都道府県等における効果的な感染症対策の実施に資するよう、定期的に感染症サーベイランスシステム等のシステムの改善を行う。	・新型コロナウイルス対応中に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）を構築し、医師等による発生届の入力や、健康観察の実施（本人からの報告機能及び保健所・医療機関等が健康状態を確認するための自動架電機能を含む）についてシステム上で対応できる機能を整備し、そのシステムを引き継ぐ形で感染症サーベイランスシステムを構築している。 ・また、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めており、<u>感染症法の改正を含む医療法等一部改正法が第219回臨時国会にて成立した。</u> ・<u>感染症サーベイランスシステムについて、都道府県等の要望を踏まえて、定期的にシステム改修等の対応を行っている。</u> ・<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。</u>	・電子カルテと発生届の連携については、<u>第219回臨時国会における感染症法の改正を含む医療法等一部化改正法の成立を踏まえ、公布後3年以内の施行を目指し</u>、引き続き検討を進める。 ・感染症サーベイランスシステムについて、引き続き定期的なシステム改修等の対応を行う。 ・<u>感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）に参画している感染症指定医療機関において、電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を行う。</u>	厚生労働省
52	厚生労働省	80	1-5. 分析結果の共有	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	感染症サーベイランスシステム及びPathoGenSにて情報を収集を行っている。また、得られた情報について自治体へ還元するとともに、 <u>令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む</u> 、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に感染症発生動向調査週報（IDWR）にて公表、 <u>公式SNS、各疾患の専用ページの更新、記者勉強会</u> 等を行っている。	引き続き左記の取組を実施するとともに、サーベイランスによる結果についてもわかりやすく情報を公表する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
53	統括庁、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	85	1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有 1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有	国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	・令和6年7月に全面改定された政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）を作成・公表した（令和6年12月）。また、感染症に関する情報や感染対策等について、厚生労働省とも連携しつつ、統括庁のSNSへの投稿等を通じて、適時に発信している。 ・各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレットの活用及び管内市区町村への周知を要請した。くわえて、やさしい日本語、英語等の多言語版を作成し、法務省等を通じて、関係機関へ周知を依頼した（令和7年3月）。 <u>・政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ＆A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機—私たちができること、知っておきたいこと—」を作成・公表した（令和7年11月）。</u> <u>・感染症の基礎知識や統括庁の役割について、こどもとその保護者の皆様がわかりやすく学べる内容を盛り込んだ、キッズページを新設した（令和7年12月）。</u> <u>・各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、Q＆A冊子及びキッズページの活用及び管内市区町村への周知、文部科学省に対し、同月19日事務連絡をもって、各学校への周知を依頼した。また、「感染症対策に係るQ＆A形式冊子の活用・周知について」（令和8年1月29日付事務連絡）により法務省人権擁護局を通じてQ＆A冊子の関係機関等への周知を依頼した。</u>	・感染症に関する情報や感染対策等については、厚生労働省等とも連携しつつ、引き続き、統括庁のSNSへの投稿等を通じて適時に発信する。また、SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、引き続き、適時に分かりやすい情報発信ができるよう努める。 <u>・これまでに作成した広報物等を活用しながら、</u>適時に、分かりやすい情報提供・共有を実施し、引き続き、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁
					年2回開催している都道府県教育委員会等の担当者が集まる学校保健に係る会議の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について周知した。 <u>また、統括庁が作成した感染症対策に係るリーフレットやQ&A冊子、キッズページについて、各都道府県教育委員会等に対して周知を行った。</u>	都道府県教育委員会等の担当者が集まる学校保健に係る会議の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について、 <u>引き続き</u> 周知する。	文部科学省
					<u>JIHS</u> が公表する感染症発生動向調査週報（IDWR）や病原微生物検出情報（IASR）等から得た発生状況等の専門的で科学的な情報について、グラフ等を用いて、 <u>国民や自治体等に対して</u> 情報提供を行った。また、保育施設や学校、高齢者施設等 <u>は</u> 集団感染が発生しやすく、感染拡大の起点となりやすい感染症については発生状況等の情報提供だけでなく、教育現場や施設等においてすぐに活用・実践できるよう <u>子どもの画などを活用した</u> デザイン <u>へ</u> の見直し等を行った。	・平時からその時々 of 感染症情報や情報発信について、JIHSと確認を行い<u>ながら</u>、JIHSが公表する情報や資料等を用いて、国民や自治体へ有用かつ信頼性の高い情報を提供する。また、情報の受け手がその正確性と一貫性を容易に検証できるよう工夫するなど、国民等への情報発信・共有のよりよいあり方について不断に検討を行う。 <u>・JIHSはJIHS感染症リスクコミュニケーション指針および実施要領を作成し、指針に沿った感染症リスクコミュニケーションを推進する。</u>	厚生労働省
					保育所等における感染症対策について、「保育所における感染症対策ガイドライン」により自治体等を通して周知した。	引き続き当該ガイドラインの周知に努める。	こども家庭庁

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
54	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	86	1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	・令和6年7月に全面改定された政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、リーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしよう」）を作成・公表した（令和6年12月）。 ・ <u>政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機－私たちができること、知っておきたいこと－」（令和7年11月作成）の中で、感染症危機時における偏見や差別の相談事例や相談先についても掲載した。また、本冊子について「感染症対策に係るQ&A形式冊子の活用・周知について」（令和8年1月29日付事務連絡）により法務省人権擁護局を通じて関係機関等への周知を依頼した。</u>	SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、 <u>これまでに作成した広報物等を活用しながら</u> 、引き続き偏見・差別等が許されないこと等についてSNS等を通じて発信する。	統括庁
					「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、人権教室の開催（令和3年度～現在まで）、動画配信サイトでの啓発資料の公表（令和3年11月～現在まで）等の人権啓発活動を通じ、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないことを啓発した。また、全国の法務局において、感染症に関する偏見・差別等を含む様々な人権問題に関する相談に応じるとともに、相談窓口の周知広報の実施した。 <u>また、令和8年2月、全国の法務局・地方法務局に対し、統括庁が作成した感染症対策に係る各種リーフレット等を人権啓発活動に活用するよう周知した。</u>	引き続き、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、人権教室の開催（通年）、動画配信サイトでの啓発資料の公表（通年）等の人権啓発活動を通じ、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではないことを啓発する。また、全国の法務局においては、引き続き、感染症に関する偏見・差別等を含む様々な人権問題に関する相談に応じるとともに、相談窓口の周知広報の取組を実施する。	
					政府行動計画を踏まえ、学校における偏見・差別等について許されるものではないことを啓発するため、関係省庁とともに広報・啓発資料のリーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしよう」）（令和6年12月公表）の作成に協力した。 <u>また、政府行動計画のポイントや感染対策のほか、感染症危機時における偏見や差別の相談事例や相談先について掲載した統括庁が作成したQ&A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機－私たちができること、知っておきたいこと－」（令和7年11月作成）について、各都道府県教育委員会等に対して周知を行った。</u>	都道府県教育委員会を通じて、学校に対し、広報・啓発資料のリーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしよう」）の周知を行うなど、引き続き偏見・差別等が許されないこと等について発信する。	文部科学省
					感染症に関する情報提供・共有を行う際は、個人が特定されないことなど人権に対する配慮を行い、感染症対策は社会全体で取り組むべき問題として国民等の理解を深め、行動を促すよう努めている。	引き続き、 <u>発信や掲出をする情報、啓発ツールの表現などに関し</u> 、人権に配慮した情報提供・共有に取り組んでいく。	厚生労働省
55	総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	86	1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発	国は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、国民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。	感染症対策にかかわらず一般的な偽・誤情報対策として、偽・誤情報に関する啓発教材「ニセ・誤情報にだまされないために」を令和7年2月に改訂したほか、 <u>令和8年2月には偽・誤情報対策を含む各種リスクに関する「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム」の作成・公表や、SNS上の特徴（フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー）に関する教材の作成、公表を行った。</u> <u>また、幅広い世代のICTリテラシー向上に向けた官民連携の意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」において、官民の取組を集約したWebサイトの拡充、多様な関係者等のセミナー・シンポジウム等のイベント開催、動画広告やチラシ・ポスターを活用した広報活動等の実施を行った。</u>	<u>一般的な偽・誤情報対策として</u> 、「DIGITAL POSITIVE ACTION」を通じた総合Webサイトのコンテンツを拡充するなど、 <u>官民の関係者と連携しながら、引き続き</u> 国民一人一人のリテラシーの向上に取り組んでいく。	総務省
					感染症対策にかかわらず一般的な偽・誤情報対策として、 <u>情報モラル教育の観点から教職員を対象とした研修会を開催している。また</u> 、情報の真偽を確かめるファクトチェックに関する動画教材を作成し、情報モラル教育ポータルサイトにおいて公開している。また、保護者等を対象に、偽・誤情報への対応を含めた青少年のネットとの関わり方等に関するシンポジウムを、 <u>名古屋、京都、神奈川</u> 、東京にて開催している。	引き続き、動画教材等の <u>作成や、研修会の開催を通じた啓発に取り組んでいく</u> 。また、各地において、引き続き保護者等を対象とした偽・誤情報への対応を含めた青少年のネットとの関わり方等に関するシンポジウムを開催する。	
					情報に対する国民等の信頼を高めていくことを第一に、 <u>JHS</u> と連携しつつ、各種メディアや報道機関等と丁寧にコミュニケーションを取り、科学的根拠に基づいた正確な情報提供・共有に取り組んでいる。	引き続き、国民等がインターネット等で拡散される真偽の不確かな情報に惑わされないよう、ホームページ等を通じて偽・誤情報に対する注意を呼びかけていく。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
56	統括庁、厚生労働省、関係省庁	86	1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	・SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行っている。 ・<u>感染症危機時における効率的かつ効果的な情報発信の実現に資するよう、情報発信の内容や情報の伝え方に関するインターネットアンケート調査を実施し、その結果を分析し、報告書形式で取りまとめた（令和8年3月）。</u>	令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る調査研究の内容等を踏まえつつ、引き続き、SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行う。	統括庁
					科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況のモニタリングのため、一般社会で広く共有されている情報を把握した上で、科学的根拠に基づいた情報の提供・共有に取り組んでいる。	引き続き、一般社会で広く共有されている情報を把握しつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	厚生労働省
57	統括庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	86	1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発	これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	・SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行っている。 ・<u>令和8年2月9日に開催した統括庁主催シンポジウム「“情報”の力で備える感染症危機～見えないリスクを捉え、わかりやすく伝えるために～」において、感染症インテリジェンスの構築と、リスクコミュニケーションという2つのテーマのもと、政府や専門家の取組を紹介することで、感染症リテラシーを高める機会とした。</u> ・<u>感染症危機時における効率的かつ効果的な情報発信の実現に資するよう、情報発信の内容や情報の伝え方に関するインターネットアンケート調査を実施し、その結果を分析し、報告書形式で取りまとめた（令和8年3月）。</u>	令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る調査研究の内容等を踏まえつつ、引き続き、SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行う。	統括庁
					感染症対策にかかわらず一般的な偽・誤情報対策として、偽・誤情報に関する啓発教材「ニセ・誤情報にだまされないために」を令和7年2月に改訂したほか、<u>令和8年2月には偽・誤情報対策を含む各種リスクに関する「ICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム」の作成・公表や、SNS上の特徴（フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー）に関する教材の作成、公表を行った。</u> <u>また、幅広い世代のICTリテラシー向上に向けた官民連携の意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」において、官民の取組を集約したWebサイトの拡充、多様な関係者等のセミナー・シンポジウム等のイベント開催、動画広告やチラシ・ポスターを活用した広報活動等の実施を行った。</u>	<u>一般的な偽・誤情報対策として</u> 、「DIGITAL POSITIVE ACTION」を通じた総合Webサイトのコンテンツを拡充するなど、 <u>官民の関係者と連携しながら、引き続き</u> 国民一人一人のリテラシーの向上に取り組んでいく。	総務省
					感染症対策にかかわらず一般的な偽・誤情報対策として、 <u>情報モラル教育の観点から教職員を対象とした研修会を開催している。また、</u> 情報の真偽を確かめるファクトチェックに関する動画教材を作成し、情報モラル教育ポータルサイトにおいて公開している。また、保護者等を対象に、偽・誤情報への対応を含めた青少年のネットとの関わり方等に関するシンポジウムを、 <u>名古屋、京都、神奈川</u> 、東京にて開催している。	引き続き、動画教材等の <u>作成や、研修会の開催を通じた啓発に取り組んでいく。</u> また、各地において、引き続き保護者等を対象とした偽・誤情報への対応を含めた青少年のネットとの関わり方等に関するシンポジウムを開催する。	文部科学省
					国民等が正しい情報を適時に収集できるよう <u>JIHS</u> 等から得た感染症の発生状況や感染経路、症状、予防方法等については、 <u>SNSやウェブサイト等を通じ、</u> 正確に発信するように努めている。	引き続き、国民等にとって信頼できる情報源として、正確で一貫性のある情報の提供・共有に努めていく。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
58	統括庁、厚生労働省、関係省庁	86	1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	・行動計画ガイドラインの全面改定（令和6年8月30日）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の実施等を通じて、情報提供・共有する内容について整理した。また、全面改定された政府行動計画を踏まえ作成したリーフレットについては、視覚障がい者の方でもその内容を理解できるよう、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコードである音声コードを付与した。くわえて、やさしい日本語、英語等の多言語版を作成し、法務省等を通じて、関係機関へ周知を依頼した（令和7年3月）。 <u>・政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ & A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機—私たちができること、知っておきたいこと—」を作成・公表した（令和7年11月）。</u> <u>・感染症の基礎知識や統括庁の役割について、こどもとその保護者の皆様がわかりやすく学べる内容を盛り込んだ、キッズページを新設した（令和7年12月）。</u>	<u>これまでに作成した広報物等を活用しながら、</u>引き続き、適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
					感染症は年齢や行動、あるいは地域や季節等によって感染リスクやその程度が異なるため、対象に応じて統括庁、農林水産省、外務省、こども家庭庁等、関係省庁と情報提供・共有を行い、掲載媒体の選定をしている。また、多言語による啓発資材や特設サイトを通じ、海外から入国する外国人に向けた感染症予防のための情報提供にも努めている。	引き続き左記の取組を実施する。特に外国人に向けた情報提供については、厚生労働省ホームページの <u>言語切替機能</u> 等を通じて、また場合によっては外務省、政府観光局などと連携し、より積極的に外国人に向けた情報提供・共有に取り組んでいく。さらに、こども、高齢者に向けては、わかりやすい啓発資材等を用いて情報を提供していく。	厚生労働省
					在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の新型コロナウイルスの情報を掲載している。	<u>出入国在留管理庁ホームページは、閲覧端末の言語設定に応じた109言語への自動翻訳機能を搭載しているところ、新型インフルエンザ等が発生した場合には</u> ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」 <u>において、各府省庁が発信する多言語の関連</u> 情報を掲載する。	出入国在留管理庁
59	統括庁、厚生労働省、関係省庁	87	1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。	・行動計画ガイドラインの全面改定（令和6年8月30日）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の実施等を通じて、関係省庁がワンボイスで情報提供・共有を行う方法等を整理した。また、記者会見を担当する者の資質向上に資するよう研修等を実施した（令和7年3月）。 <u>・厚生労働省との定期的な広報に関する打合せを実施しており、有事に国として一体的かつ整合的な情報発信ができるよう日頃から確認を行っている。</u> <u>・関係省庁や報道関係者との平時からの関係構築の観点から、統括庁が取りまとめのもと、厚生労働省、JHIS、農林水産省など感染症対応機関合同の記者勉強会を実施した（令和7年10月）。</u> <u>・次年度実施予定の統括庁職員を対象とした対面形式の模擬記者会見訓練に向けて、感染症有事を想定したシナリオの作成を行った。</u>	<u>・模擬記者会見訓練を実施するなど、</u>引き続き、記者会見を担当する者への研修の実施や情報提供・共有の方法等を整理するための取組を推進する。	統括庁
					<u>行動計画ガイドラインの全面改定（令和6年8月30日）を踏まえ、</u>厚生労働省内で、有事の際に記者会見や情報の整理・関係者との調整を担当する広報を<u>担当する責任者を設定する等、必要な体制を整備した。</u>また、統括庁との間では定期的な広報に関する打ち合わせを<u>実施し、</u>有事に国として一体的かつ整合的な情報発信ができるよう日頃から確認を行っている。	引き続き、有事に広報を担当する責任者が適切に対応できるよう、厚生労働省の広報について内容の工夫・改善を行うとともに、統括庁等と日頃から連携をとる。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
60	統括庁、厚生労働省、関係省庁	87	1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	・地方公共団体や業界団体等に対し新型インフルエンザ等対策に関する情報提供・共有を実施し、連携体制を維持している。具体的には、地方公共団体との間で全国感染症危機管理担当部局長会議や地域ブロック会議等を開催したほか、業界団体等との間で意見交換会の実施等を行うことで、顔の見える関係を構築・強化した。また、地方公共団体や業界団体等に対して、統括庁主催シンポジウム「次なる感染症危機への備え～新しい政府行動計画が目指すもの～」の周知や、広報・啓発資料として、リーフレットの配布を行い、情報提供や連携体制の維持を図った。 <u>・地方公共団体との間で全国感染症危機管理担当部局長会議や地域ブロック会議を実施したほか、業界団体等との間で意見交換会の実施等を行うことで、顔の見える関係を構築・強化した。また、地方公共団体や業界団体等に対して、統括庁主催シンポジウム「“情報”の力で備える感染症危機～見えないリスクを捉え、わかりやすく伝えるために～」の参加案内や、広報・啓発資料として、Q & A冊子の配布やキッズページ新設の周知を行い、情報提供や連携体制の維持を図った。</u>	引き続き、地方公共団体や業界団体等との会議や意見交換の場の設定のほか、各種取組やイベントについての積極的な周知などを通じて、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供・共有を行い、連携体制の維持に努める。	統括庁
					地方公共団体や業界団体等を対象とした説明会等の実施に当たっては、感染症の特徴や発生状況、感染拡大に備えた体制の確認等について平時より情報提供・共有を行い、双方が積極的かつ円滑に意見交換を行えるよう努めている。また、想定される感染症の拡大を予測し、事前に事務連絡や、説明会などを開催している。	引き続き、適時に情報提供・共有できるよう丁寧なコミュニケーションに努める。	厚生労働省
61	厚生労働省	87	1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	<u>新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における公表の考え方も含め、</u> 感染症の発生状況等に関する公表基準等については、当該感染症の性状により公表すべき項目が異なることを踏まえ、感染症の発生状況等に応じて、適時に地方公共団体等へ向けた事務連絡の発出、説明会等の実施、ホームページを通じた情報提供・共有に取り組み、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を行った。	・引き続き、地方公共団体等と連携し、関係法令等の解釈や運用等について情報提供・共有に努める。	厚生労働省
62	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	87	1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	在京大使館等との連携体制のあり方について検討した。	引き続き、在京大使館等との連携体制のあり方について検討する。	外務省
					米・英・仏・ <u>独</u> ・EU・豪等外国政府や大使館等との間で必要な情報提供・共有を実施している。また、更なる連携の強化も併せて検討を行った。	引き続き、平時から外国政府や大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	統括庁
					国際的な感染症情報に関するWHOとの連携や、感染症に関する諸外国等との意見交換や協力協定等を通じて、国際的な感染症情報・取組等について情報共有・交換を行っている。 <u>令和7年度より、「日米健康安全保障連携に関する意図表明文書」に基づき、厚生労働省とJHSは、米国CDCと感染症などの公衆衛生関連の事案に関する週報の交換を開始した。</u>	引き続き、WHOや諸外国と連携して、国際的な感染症情報の共有・交換に努める。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
63	統括庁、厚生労働省、関係省庁	87	1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	・令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）を実施し、同研究の報告書において、有事への備えとして平時から必要となるリスクコミュニケーションの基本的な考え方や、優良な実践事例の紹介を含む具体的な実施方法、留意点等についてとりまとめて公表した。また、SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行っている。 ・ <u>令和7年度委託調査研究（情報の受取手の反応の把握の在り方に関する調査研究等業務）により、感染症危機時における効率的かつ効果的な情報発信の実現に資するよう、情報発信の内容や情報の伝え方に関するインターネットアンケート調査を実施し、その結果を分析し、報告書形式で取りまとめた（令和8年3月）。</u>	令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る調査研究の内容等を踏まえつつ、引き続き、SNSや報道の状況の確認等を通じて情報の受取手の反応等を把握するとともに、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、正確な情報発信を行う。	統括庁
					SNS等の反応、意見、またコールセンター等に寄せられた意見、モニタリングなどの情報に基づき、受取手の必要とする情報を把握した上で、リスクコミュニケーションが適切に行われる手段と、体制を整えている。	引き続き、SNS等の反応、意見、またコールセンター等に寄せられた意見、モニタリングなどの情報を分析し、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握した上で情報提供の方法を検討する。	厚生労働省
64	厚生労働省、関係省庁	87	1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	<u>令和6年10月に「感染症・予防接種相談窓口」のコールセンターを設置、問い合わせ内容をコールセンターが日報としてまとめ、厚生労働省と共有している。また、</u> 新型インフルエンザ等の発生を想定し、目的別に国民の相談窓口となるコールセンターを設置することを、平時より確認するとともに、感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等の協力を要請している。	引き続き左記の取組を継続するとともに、平時の準備と合わせ、緊急時のフローを統括庁と連携し対応訓練をしていく。	厚生労働省
65	統括庁、厚生労働省、関係省庁	87	1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進	③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	・行動計画ガイドラインの全面改定（令和6年8月30日）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の実施等を行うとともに、令和7年3月に記者会見を担当する者の資質向上に資するよう研修等を実施した。 ・ <u>感染症危機時における効率的かつ効果的な情報発信の実現に資するよう、情報発信の内容や情報の伝え方に関するインターネットアンケート調査を実施し、その結果を分析し、報告書形式で取りまとめた（令和8年3月）。</u> ・ <u>次年度実施予定の統括庁職員を対象とした対面形式の模擬記者会見訓練に向けて、感染症有事を想定したシナリオの作成を行った。</u>	令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る調査研究の結果を踏まえ、 <u>感染症対策に係る情報発信の在り方を整理するとともに、職員向けの模擬記者会見訓練を実施する。</u>	統括庁
					<u>令和7年9月に実施した厚生労働行政モニターアンケート調査のほか、</u> ホームページやSNSへの書き込み、コールセンターや電話等でやりとりされた国民等の意見や情報を通じて、感染症に対する意識や感じ方等を読み取りつつ、職員に対して感染症危機管理基礎研修を実施し、国民等が理解しやすい情報提供・共有に努めている。	引き続き、職員に対して研修を実施しつつ、厚生労働省から発出されるSNSへの反響、問い合わせ等を通じ、国民等の感染症に対する意識や感じ方等をより具体的に把握し、必要に応じて国民等の意見を反映しつつ、リスクコミュニケーションの充実と改善に努める。	厚生労働省

水際対策(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
66	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、財務省、厚生労働省、国土交通省	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	① 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修を行うとともに、水際対策の実効性を高めるため、関係機関との合同実施も含めた訓練を行う。	令和6年12月に水際対策の関係省庁が参集の下、感染症有事を想定し必要な調整・手続等について確認した。 <u>令和7年度においては、より実践的な水際対策訓練を目指し、令和8年末の開催に向けて関係省庁と検討を行った。</u>	<u>令和7年度からの検討を踏まえ、感染症有事における関係省庁間の適切な意思決定に資する、より実践的な訓練を実施する。</u>	統括庁
					<u>・全国の検疫所において、関係機関も参加する検疫措置訓練を毎年度実施している（令和7年度は、令和8年3月末現在で海港29カ所、空港23カ所において実施済）。</u> ・また、検疫所が実施する訓練では、関係者に対して新型インフルエンザ等の感染症や感染防護等に関する説明を実施した。	・関係機関との合同訓練や、感染症に関する研修を実施することにより連携強化を図るとともに、人材育成に努める。 <u>・大量の入国者に対応するシナリオ設定での机上訓練等の実施を検討していく。</u>	出入国在留管理庁、財務省、厚生労働省、国土交通省
					令和6年12月に開催された、水際対策関係者間で実施する新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練への参加を通じて、有事の際の初動対処や、関係機関の連携について確認を行う等、有事に備えた体制整備を <u>行った。令和7年度においては、令和8年度実施予定のより実践的な訓練に向け、関係省庁間で認識を共有しながら、検討を進めている。</u>	水際対策関係者間で実施する訓練への参加等を通じて、有事の際の初動対処や関係機関の連携について確認を行う等、有事に備えた体制整備を進める。	外務省
67	厚生労働省、出入国在留管理庁、財務省	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	② 国は、个人防护具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。	・検疫所では、概ね1カ月間の水際対応に必要な数量の个人防护具を備蓄しており、<u>令和8年3月末時点</u>の備蓄量は以下のとおり。 ・サージカルマスク <u>約24万枚</u> ・N95マスク <u>約2.8万枚</u> ・アイソレーションガウン <u>約2.2万枚</u> ・フェイスシールド <u>約2.4万枚</u> ・非滅菌手袋 <u>約73万枚</u> ・停留や待機要請のための施設については、<u>令和8年3月末時点</u>で有事に対応できる水準として定めた数を満たす約2.6万室を確保している。 ・検査実施能力については、<u>令和8年3月末時点</u>において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制を確保している。	・个人防护具については、有効期限と備蓄数を管理し、常に必要数量を確保する。 ・停留や待機要請のための施設確保については、定期的に状況を確認し、必要に応じて更新等を行うことにより必要数を確保する。 ・PCR検査の体制については、職員の技術研修や検査機器の更新等、必要な措置を講じる。	厚生労働省
					令和7年 <u>10月</u> に出入国在留管理庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP） <u>を改定し</u> 、同業務継続 <u>計画</u> において水際対策の実施に必要な个人防护具等について、 <u>おおむね1か月程度、物資等の補充なしに業務を継続できる数量を確保することとしており、調達を進めている。</u>	<u>引き続き、</u> 出入国在留管理庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画等で具体的に定めた目標値を踏ま <u>え</u> て、 <u>水際対策の実施に必要な</u> 个人防护具等の <u>調達を進め、年に1度備蓄状況の確認を行う。</u>	出入国在留管理庁
					<u>財務省新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画の改定を踏まえ、令和7年5月に関税局・税関における新型インフルエンザ等対策行動計画を改定するとともに、令和7年6月に税関向けに个人防护具の備蓄基準の見直しの事務連絡を発出した。なお、个人防护具について、概ね1か月を補充なく業務を継続できる数量を備蓄しており、令和8年2月1日現在の備蓄数量は以下のとおりである。</u> <u>N95マスク 備蓄数量 約13.3万枚</u> <u>サージカルマスク 備蓄数量 約118.5万枚</u> <u>手袋 備蓄数量 約145.3万枚</u> <u>アイソレーションガウン 備蓄数量 約14.4万枚</u> <u>ゴーグル 備蓄数量 約0.5万枚</u>	<u>定期的に備蓄数量を確認し、</u> 備蓄が見直し後の基準に満たない税関においては、調達を行い必要な備蓄の確保に努める。	財務省

水際対策(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
68	厚生労働省	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	③ 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、円滑に入院等を行うことができるよう都道府県等との連携体制を構築する。 なお、当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。	・ 隔離・停留に用いる医療機関として、全国の検疫所において都道府県等と調整の上、 <u>令和8年3月末時点において、189</u> 医療機関と協定等を締結した。 ・ 協定締結に当たり、有事に円滑な入院等を行うため検疫所、関係自治体及び医療機関相互の連絡体制を整備し、関係自治体と医療機関を含む合同訓練を実施した。 ・ 感染症患者の移送の際、検疫所の患者搬送車だけでは対応が困難な場合の対応策として、民間救急等との協定締結を進め、 <u>令和8年3月末時点において、</u> 新型コロナ対応時を超える <u>39機関(43件)</u> と締結することにより十分な搬送体制を確保した。 ・ <u>健康監視対象者に異状が生じた場合の都道府県への通知について、フローの整理を行った。</u>	施設や搬送体制については、定期的に状況を確認し、必要に応じて更新等を行うことにより体制を確保する。	厚生労働省
69	厚生労働省	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所におけるPCR検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社にPCR検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。	検疫所におけるPCR検査については、有事に対応できる水準として定めた数を満たす1日あたり約1,600件検査可能な体制を確保するとともに、必要に応じて地方衛生研究所と協定等を締結するなどにより、有事に備えた検査体制を確保した。	・ 検疫所において実施するPCR検査等の検査の実施体制については、職員の技術研修や検査機器の更新等、必要な措置を講じる。 ・ 地方衛生研究所との協力体制を確保するため、今後にも必要に応じて協定の締結等の必要な措置を講じる。	厚生労働省
70	厚生労働省、デジタル庁	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	・ 厚生労働省においては、帰国者等による質問票の入力や情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムの整備に向けて、令和6年度に調査研究を実施した。 ・ 厚生労働省及びデジタル庁においては、調査研究の結果を基にシステム仕様を検討した。 ・ <u>有事において帰国者等による質問票の入力や情報共有等を円滑に行うために、厚生労働省において検疫業務支援システムの整備を行うとともに、デジタル庁においてVisit Japan Webから検疫業務支援システムへの接続を行うための改修を行った。</u>	厚生労働省においては、検疫所においてシステムの利用を含めた訓練を実施していく。	厚生労働省、デジタル庁
71	厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省、国土交通省	95	1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	特定検疫港・飛行場として集約される可能性がある4海港（横浜、神戸、関門、博多）、7空港（新千歳、成田、羽田、関西、中部、福岡、那覇）の検疫所において、検疫措置訓練を実施する等、関係機関との間での体制整備を行った。	新型インフルエンザ等の発生に備え、検疫措置の強化に備えた訓練を実施することにより体制整備を進める。	厚生労働省
					・ 出入国在留管理庁、外務省及び国土交通省においては、令和6年12月に開催された、水際対策関係者間で実施する新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練への参加を通じて、有事の際の初動対処や、関係機関の連携について確認を行う等、有事に備えた体制整備を <u>行った。令和7年度においては、令和8年度実施予定のより実践的な訓練に向け、関係省庁間で認識を共有しながら、検討を進めている。</u> ・ 国土交通省においては、令和5年9月に策定した「国土交通省におけるクルーズの安全・安心の確保に係る検討・最終とりまとめ」の内容に基づき、クルーズの安全・安心の確保に向けた今後のあり方として、各関係機関により平時においては、乗員に対する教育訓練や関係者との連絡体制の構築、受入れ港湾における資機材の整備、受入れ訓練の実施などに取り組んでいる。	水際対策関係者間で実施する訓練への参加等を通じて、有事の際の初動対処や関係機関の連携について確認を行う等、有事に備えた体制整備を進める。	出入国在留管理庁、外務省、国土交通省
72	厚生労働省、外務省	96	1-2. 在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）における新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築する。	・ 平時より、国際的な感染症情報に関しては、 <u>JIHS</u> やWHO等と連携し、情報共有・情報交換を行っている。 ・ 必要に応じて外務省と連携し、諸外国における水際対策に関する情報収集を行っている。	JIHSや外務省等と連携し、国際的な感染症情報や水際対策に関する情報収集に努める。	厚生労働省
					在外公館が感染症に関する情報を得た場合には、「感染症の発生・流行に係る報告・処理要領」（令和6年7月3日策定）に基づき、すみやかに本省に報告する体制を構築している。	引き続き対応する。	外務省
73	厚生労働省、外務省	96	1-2. 在外邦人や出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	海外渡航者向けウェブサイトFORTHや <u>SNSを活用して情報発信を行うとともに</u> 、検疫所や空港等 <u>ではポスター掲示やリーフレット配付を通じて</u> 、海外における感染症の流行情報を提供し、注意喚起を行っている。	・ <u>引き続き</u> JIHSや外務省と連携しつつ、 <u>ウェブサイトやSNSも活用し</u> 、海外渡航者向けの分かりやすい情報発信に努める。	厚生労働省
					「たびレジ」・在留届の登録者に対して、情報を提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築している。	引き続き対応する。	外務省

水際対策(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
74	厚生労働省	96	1-3. 地方公共団体等との連携	国は、検疫法の規定に基づく協定を締結するに当たり、医療機関や都道府県と連携するとともに、有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や都道府県等との連携を強化する。	・各検疫所において都道府県と調整の上、 <u>令和 8 年 3 月末時点において、189</u> 医療機関と協定を締結した。 ・全国の検疫所において、医療機関や都道府県等との間の連携を確認すること等を目的として、情報伝達、患者の搬送及び受け入れ等の検疫措置訓練を実施し、関係機関相互の情報伝達手順や担当者の再確認等を行うことにより、有事における連携体制の確認を行うことができた。なお、合同での訓練が実施できなかった場合には、関係機関との連絡体制等の確認を行った。	都道府県等を始めとする関係機関と年 1 回以上の合同訓練を実施するとともに、定期的に関係機関と有事対応等について相互確認を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
75	統括庁	105	1-1. 対策の実施に係る参考指標等の検討	国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	関連分野の専門家と連携し、まん延防止対策の実施等にあたり参考とするべき社会・経済分野のデータの分析方法等についての調査研究を実施した。	引き続き、社会科学等に関連した情報分析等を通じて、参考指標等の最適化に努める。	統括庁
76	統括庁、厚生労働省	105	1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	① 国及び都道府県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するためには国民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。	・令和6年7月に全面改定された政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）を作成・公表した（令和6年12月）。また、各都道府県に対し、「感染対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレットの活用及び管内市区町村への周知を要請した。 ・政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ & A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機—私たちができること、知っておきたいこと—」を作成・公表した（令和7年11月）。 ・感染症の基礎知識や統括庁の役割について、こどもとその保護者の皆様がわかりやすく学べる内容を盛り込んだ、キッズページを新設した（令和7年12月）。	各都道府県の取組に資するよう、これまでに作成した広報物等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知する。また、SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、引き続き、適時に分かりやすい情報発信ができるよう努める。	統括庁
					政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）を統括庁とともに作成・公表した（令和6年12月）。	引き続き、全面改定された政府行動計画に関する広報資材を活用し、国民向けに厚生労働省HPや、SNS等で積極的に周知する。また、統括庁と情報共有し、適時に分かりやすい情報発信に努める。	
77	統括庁、文部科学省、厚生労働省、業所管省庁	105	1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。	・令和6年7月に全面改定された政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）を作成・公表した（令和6年12月）。また、各都道府県に対し、「感染対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレットの活用及び管内市区町村への周知を要請した。 ・平時及び有事における感染対策等を示した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）について業所管省庁を通して業界団体に情報提供を実施した。 ・政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ & A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機—私たちができること、知っておきたいこと—」を作成・公表した（令和7年11月）。 ・感染症の基礎知識や統括庁の役割について、こどもとその保護者の皆様がわかりやすく学べる内容を盛り込んだ、キッズページを新設した（令和7年12月）。 ・各都道府県に対し、「感染対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、Q & A冊子及びキッズページの活用及び管内市区町村への周知、文部科学省に対し、同月19日事務連絡をもって、各学校への周知を依頼した。また、「感染対策に係るQ & A形式冊子の活用・周知について」（令和8年1月29日付事務連絡）により法務省人権擁護局を通じてQ & A冊子の関係機関等への周知を依頼した。	・各都道府県の取組に資するよう、これまでに作成した広報物等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知する。また、SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、引き続き、適時に分かりやすい情報発信ができるよう努める。 ・引き続き、業界団体等と意見交換を行う中で、統括庁から提供するガイドライン等の情報への反応や、感染対策に対する事業者の関心・ニーズ等を確認し、それらも踏まえながら、わかりやすくかつ有益な情報提供を事業者に対して行う。	統括庁

まん延防止(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
77	統括庁、文部科学省、厚生労働省、業所管省庁	105	1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。	年2回開催している都道府県教育委員会等の担当者が集まる学校保健に係る会議の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について周知した。	都道府県教育委員会等の担当者が集まる学校保健に係る会議の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策について、 <u>引き続き</u> 周知する。	文部科学省
					感染症に対する基本的な対策について、HPやSNS等を活用して周知している。また、感染症・予防接種相談窓口（コールセンター）を通じて、感染を広げないようにするための基本的な行動等について理解促進を図った。	引き続き感染対策の普及を行いながら、まん延防止のための基本行動への理解を得るため、厚生労働省ホームページのアクセス状況等を把握しつつ、SNSの活用を組み合わせながら、報道の状況等を踏まえ、情報発信を行い、理解促進を図っていく。	厚生労働省
					関係省庁と連携し、平時及び有事における感染対策等を示した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）等について所管業界団体に情報提供を実施した。	引き続き、所管事業者に情報提供を行う。	その他業所管省庁
78	統括庁、厚生労働省、関係省庁	105	1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	<u>・政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、リーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）を作成・公表した（令和6年12月）。</u> ・令和7年6月、委託調査事業において作成した、感染症有事に業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とした「事業者等の参考のための感染症対策の解説（ <u>感染症対策解説</u> ）」を公表した。 ・平時及び有事における感染対策等を示した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）について業所管省庁を通して業界団体に情報提供を実施した。 <u>・関係省庁や報道関係者との平時からの関係構築の観点から、統括庁の取りまとめのもと、厚生労働省、JIHS、農林水産省など感染症対応機関合同の記者勉強会を実施した（令和7年10月）。</u>	引き続き、業界団体等と意見交換を行う中で、統括庁から提供するガイドライン等の情報への反応や、感染症対策に対する事業者の関心・ニーズ等を確認し、それらも踏まえながら、わかりやすくかつ有益な情報提供を事業者に対して行う。	統括庁
					・統括庁と連携し、広報・啓発資料として、リーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）（令和6年12月発出）を作成・公表した。 <u>・統括庁と連携し、JIHS、農林水産省など感染症対応機関合同の記者勉強会を実施した（令和7年11月）。</u>	引き続き、統括庁と連携しつつ取組を進める。	厚生労働省
79	国土交通省、統括庁、厚生労働省	106	1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。	・公共交通機関の運行に当たっての留意点等をまとめた「公共交通機関における新型インフルエンザ等対策に関する調査研究」について、平成26年3月に結果を公表するとともに指定公共機関に周知を実施したところであるが、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて令和7年3月に改定した「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」においても、公共交通機関の運行に当たっての留意点等について、当該調査研究の結果を含め、引き続き指定公共機関に周知することとしている。 ・公共交通機関利用者の感染対策の徹底に関する具体的な啓発手法等についても記載しており、同計画について、公共交通機関たる指定公共機関に向けて改めて周知を行うとともに国土交通省ホームページにおいても公表した。	引き続き、これまでの調査研究や新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ指定公共機関に周知を行う。	国土交通省
					<u>令和7年12月に「令和7年度指定公共機関情報連絡会」を開催し、感染症対策等について情報共有等を実施した。また、令和8年度以降に指定公共機関合同机上訓練を行うため、指定公共機関に対するヒアリングを実施し、訓練シナリオの作成等を行った。</u>	指定公共機関合同机上訓練の <u>実施</u> に向け調整を進める。	統括庁
					指定公共機関である公共交通機関においても必要な感染対策等が講じられるよう、感染症に対する基本的な対策について、HPやSNS等を活用して周知している。また、感染症・予防接種相談窓口（コールセンター）を通じて、感染を広げないようにするための基本的な行動等について理解促進を図った。	国土交通省や関係省庁の取組内容を踏まえて、連携して情報を発信、呼び掛けを行っていく。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
80	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	115	1-1-1. 研究開発の推進	(ア) 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	・SCARDA内に目利き経験が豊富なプロボストを配置するなどの体制を構築し、「重点感染症」に対するワクチン開発として累計 <u>10</u> 課題、革新的な新規モダリティの研究課題として累計 <u>36</u> 課題を採択し、研究開発を推進した。（令和3年度～令和 <u>7</u> 年度）このうち、 <u>11課題</u> が世界トップレベル研究開発拠点の形成事業から導出されるとともに、本事業で採択された3課題がワクチン大規模臨床試験等事業に採択された。 ・令和7年2月18日に閣議決定された第3期健康・医療戦略において、次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備として、ワクチンの研究支援を推進する旨を明記した。 ・ <u>「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（以下「ワクチン戦略」という。）を改定し、新たに「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（以下「MCM戦略」という。）が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、感染症危機対応医薬品等（MCM）の研究開発、製造等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u>	引き続き第3期健康・医療戦略 及びMCM戦略 も踏まえつつ本事業を継続し、重点感染症に対するワクチンの研究開発を推進するとともに、基礎研究から実用化までのシームレスに事業間の連携を推進していく。	健康・医療戦略推進事務局
					SCARDAの支援の下、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」で採択された大学が開発したワクチンシーズの「ワクチン・新規モダリティ研究開発事業」への導出（ <u>ワクチン開発として累計11課題、令和4年度～令和7年度</u> ）や企業との共同研究の推進を通じて、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発の推進を支援した。	国は、SCARDAにおいて引き続き国産ワクチンの開発に資する研究開発が行われるよう支援の充実を図る。	文部科学省
81	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	115	1-1-1. 研究開発の推進	(イ) 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。	・令和6年3月に厚生科学審議会感染症部会危機対応医薬品等に関する小委員会（以下「MCM小委員会」という。）を感染症部会のもとに設置し、重点感染症の見直しを行うとともに、プッシュ型・プル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。 <u>これまで、MCMの研究開発の優先度及び確保の考え方について整理を行った。</u> ・令和6年度より、国内企業がワクチン開発の経験を重ね、新規のワクチンの開発に必要な知見・技術を集積していくため、重点感染症に対するワクチンについて、大規模臨床試験等の費用の補助によるプッシュ型研究開発支援を行うための基金として「ワクチン大規模臨床試験等支援基金」を設置し、公募により、KMバイオロジクス株式会社(弱毒生4価 Deng ワクチンの開発を目的とした事業)と第一三共株式会社(新型インフルエンザワクチン及び季節性インフルエンザ/新型コロナ混合ワクチンの開発を目的とした事業)の2事業を採択した。	・ <u>引き続き</u> 、プッシュ型 <u>研究開発支援</u> やプル型研究開発支援の在り方等を含む <u>MCMエコシステムに関する検討</u> をMCM小委員会等で実施する。 ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を継続して推進する。 ・ <u>ワクチン大規模臨床試験等事業（ワクチン大規模臨床試験等支援基金）に採択された2事業については、事業計画に基づく第Ⅲ相試験に向けた治験薬製造及び大規模臨床試験の実施を継続して支援する。</u> ・ <u>ワクチン大規模臨床試験等事業に採択された</u> 2事業の進捗状況について毎年度評価を行うことにより、大規模臨床試験等に伴う費用補助を適切に執行する。	厚生労働省
					SCARDAと連携して、「重点感染症」に対するワクチン開発として累計 <u>10</u> 課題、革新的な新規モダリティの研究課題として累計 <u>36</u> 課題を採択し、プッシュ型研究開発支援を推進した。（令和3年度～令和 <u>7</u> 年度）	引き続き本事業を継続し、重点感染症に対するワクチンのプッシュ型研究開発を推進していく。	健康・医療戦略推進事務局
82	厚生労働省	116	1-1-1. 研究開発の推進	② 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性や海外におけるニーズ等も総合的に検討し、その適切な在り方について検討を進め、結論を得る。	・重点感染症に対するMCMの利用可能性確保の方針検討を厚労科研で実施している。 ・令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会のもとに設置し、プル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。 <u>これまで、MCMの研究開発の優先度及び確保の考え方について整理を行った。</u>	引き続き、プル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を <u>MCM小委員会において実施する。</u>	厚生労働省

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
83	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	116	1-1-1. 研究開発の推進	③ 国は、以上の取組により、公衆衛生対策上必須であるワクチンの確保を、基礎研究から上市後まで一貫して支援する。	・令和6年度より、国内企業がワクチン開発の経験を重ね、新規のワクチンの開発に必要な知見・技術を集積していくため、重点感染症に対するワクチンについて、大規模臨床試験等の費用の補助を行うための基金として「ワクチン大規模臨床試験等支援基金」を設置し、公募により、KMバイオロジクス株式会社(弱毒生4価 Dengue ワクチンの開発を目的とした事業)と第一三共株式会社(新型インフルエンザワクチン及び季節性インフルエンザ/新型コロナ混合ワクチンの開発を目的とした事業)の2事業を採択した。 <u>・令和7年度より、重点感染症の流行国等の臨床試験実施環境を平時から把握するとともに、研究・開発に携わる関係者向けのセミナー・研修会を企画し、国内外関係者との関係を構築しておくための取組を実施している。</u>	・ <u>ワクチン大規模臨床試験等支援事業に採択された</u> 2事業の進捗状況について毎年度評価を行うことにより、大規模臨床試験等に伴う費用補助を適切に執行する。 <u>・引き続き、海外の臨床試験実施環境調査や、関係者との関係を構築するためのセミナー等の取組を継続して実施する。</u>	厚生労働省
					SCARDA支援の下、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」で採択された大学での基礎研究等を支援し、新型インフルエンザに対するプレパンデミックワクチンの備蓄に資する研究の成果を得た(令和6年度)。また、これらの研究成果は一部「ワクチン・新規モダリティ研究開発事業」へも導出し、当該事業ではワクチン開発として累計 <u>10</u> 課題、革新的な新規モダリティの研究課題として累計 <u>36</u> 課題を採択し、実用化に向けた研究開発を支援した(令和3年度～令和 <u>7</u> 年度)。	引き続きこれら事業を継続し、国産ワクチンの開発に資する研究開発を支援する。	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省
84	厚生労働省	116	1-1-2. 重点感染症の指定	国は、JIHSと連携して、危機管理の観点から感染症危機対応医薬品等を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、分析や評価を行い、重点感染症に指定する。	令和6年度において、MCM小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、結論を得た。 <u>現在は、重点感染症に対するMCMの利用可能性確保に関する検討を、MCM小委員会等で実施している。</u>	・ <u>重点感染症リストについて、国内外の感染症発生動向や研究開発の動向、公衆衛生危機管理に係る政策ニーズに対する情勢変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。</u>	厚生労働省
85	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	116	1-1-3. 研究開発体制の構築	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	SCARDAの支援の下「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」にて採択された大学での基礎研究等の体制を整備した(令和3年度～令和 <u>7</u> 年度)。また、SCARDAと連携し、関係省庁や関係者の協力の下、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置き、初動期 <u>の</u> 病原体輸送訓練を <u>令和6年度に</u> 実施した。 <u>また、令和7年度にはSCARDAにおいて病原体輸送に関する手順書を作成し、その実効性を検証・改善したうえで、公表を行う準備を進めている。</u>	・ <u>今後、病原体輸送に関する手順書の公表を行う。</u> ・引き続き、世界トップレベル研究拠点における研究開発体制を整備・支援するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練を実施することで、緊急時に迅速に研究開発実施できる体制を構築する。	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省
					健康・医療戦略推進事務局で行われている、初動期における病原体輸送訓練について、協力して取り組んだ。	引き続き、健康・医療戦略推進事務局で行われている、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等に係る、訓練等を通じた感染症有事を想定した体制整備に協力して取り組む。	厚生労働省
					健康・医療戦略推進事務局及びSCARDAと連携して、訓練等に参加した。	引き続き、健康・医療戦略推進事務局及びSCARDAと連携して、訓練等に参加していく。	経済産業省
86	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省	116	1-1-3. 研究開発体制の構築	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に既存のワクチンの有効性等を速やかに評価する体制を整備する。「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づきSCARDAの支援の下で産学官が連携して取り組む重点感染症に対するワクチン開発について、感染症の流行状況やそれらの感染症に対するワクチンの開発状況等を踏まえ、対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を行う。	令和6年度において、MCM小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、結論を得た。 <u>現在は、重点感染症に対するMCMの利用可能性確保に関する検討を、MCM小委員会等で実施している。</u>	重点感染症 <u>リスト</u> について、国内外の感染症発生動向 <u>や</u> 研究開発の動向、公衆衛生危機管理に係る政策ニーズに対する情勢変化等に適切に対応する <u>ため</u> 、必要に応じて見直しを行う。	厚生労働省
					<u>ワクチン戦略</u> の関係省庁として、厚生労働省の <u>重点感染症の見直しに関する取組・結論</u> について把握し、 <u>SCARDAにおける公募事業の設計変更等</u> を実施した。	厚生労働省の取組に応じて、関連事業の見直し・対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
87	厚生労働省、関係省庁	117	1-1-3. 研究開発体制の構築	③ 国及びJIHSは、関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、国内で感染症の治療薬等の研究開発に係る非臨床試験を実施するため、 <u>当該施設規模を踏まえ</u> 、常時1,500から2,000頭のカニクイザルを飼養し、毎年約200頭のカニクイザルを生産した。 ・MCM小委員会において、 <u>重点感染症に対する診断薬・治療薬等の研究開発について、研究開発の優先度の評価を行い、基礎～応用研究を中心に取り組むものを整理した。</u> ・ <u>JIHS</u> において、霊長類等の実験動物の安定的な確保と大型の霊長類等を含む実験動物を扱った非臨床試験の実施を推進するために必要な方策を検討を進めている。	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、常時1,500から2,000頭のカニクイザルを引き続き飼養するとともに、年間約200頭の生産を維持するため、飼育頭数の維持・管理に関する支援に努める。 ・ <u>引き続き</u> 、重点感染症に対 <u>する</u> MCMの利用可能性確保に係る検討を進め、開発にあたっての課題について把握し、必要な取組を進める。	厚生労働省
88	厚生労働省、文部科学省	117	1-1-4. 研究機関等との連携	① 国及びJIHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	<u>JIHS</u> 、WHO協力センター（WHOCC）を含め国内外の研究機関等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、希望のある研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供している。	引き続き、JIHSは、WHO協力センター（WHOCC）を含む国内外の研究機関等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、希望のある研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供する。	厚生労働省
					令和6年度においては、SCARDAの支援の下、東京大学が米国の乳牛で確認された高病原性鳥インフルエンザの性状解析を迅速に実施した。 <u>令和7年度には、動物モデルにおいて、インフルエンザ用国家備蓄ワクチンと治療薬の有効性が示された。</u>	感染症有事に発展することが疑われる病原体等について、国内外の研究機関や製薬関連企業等と連携し、情報収集や関係機関への分与・提供を行う。	文部科学省
89	厚生労働省、文部科学省	117	1-1-4. 研究機関等との連携	② 国は、ワクチンの開発を支援するため、病原体を用いた研究を行う上での課題（入手、運搬、供与等）の解消に努める。	<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。また、対象となる疾患を順次拡大している。</u> <u>さらに、病原体等管理規制について、令和7年の委託調査事業において、バイオセーフティやバイオセキュリティの観点で、諸外国において、どのようにリスクとベネフィットのバランスを考慮しつつ、既存の病原体に加え、遺伝子やゲノム、人工合成等によって作出されたモノについてリスク評価・管理しているのかについての実態調査を行った。</u>	<u>・引き続き</u> 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の利活用の更なる推進を図る。 <u>・令和8年度からの厚生労働科学研究においては、病原体等の管理に関し、リスク評価や安全管理等のバイオリスクマネジメント体制の整備についての提言やガイドライン等の作成等を目指す。</u>	厚生労働省
					<u>令和6年度にはカルタヘナ法に基づく大臣確認制度を見直し、ワクチン開発に係る遺伝子組換え生物等を用いた研究を開始する際の手続上の負担を軽減し、令和7年度にはその見直し内容の周知を行った。</u>	<u>引き続き、遺伝子組換え生物等を用いた研究が円滑に実施されるよう制度の周知を行っていく。</u>	文部科学省
90	厚生労働省	117	1-1-5. 大規模臨床試験に係る体制の整備	国は、JIHSと連携して、有事に短期間で多数の被験者の登録を行う大規模な治験を行うため、国内における治験環境を整備するとともに、国際的な治験・臨床試験が可能となる体制の整備を行う。	・ <u>AMED「アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業」において、日本主導の国際共同治験を強化し治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、JIHSを通じ、アジア地域の拠点整備や人材育成、各国の医療機関・大学とのMOU締結等、臨床研究・治験ネットワークの構築を行っている。また、AMED「医療技術実用化総合促進事業」において、国際共同臨床試験実施国・機関との強い関係を築き、交渉力を高め、試験を主導していけるような人材の育成推進のため、臨床研究中核病院等から欧米で先端的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣を行っている。令和7年度からは、「新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業」において、JIHS等のFirst-in-Human（FIH）試験実施体制整備を行い、新規モダリティを含む最新の医薬品の迅速な開発に向けた試験体制の整備を図っている。</u> ・令和6年度厚生労働科学特別研究事業において、ワクチン大規模臨床試験等における国内の治験環境の問題点を明らかにすることを目的とし、COVID-19ワクチンの治験実施状況の現状調査、振り返りを行った。 ・令和6年度より、国内企業がワクチン開発の経験を重ね、新規のワクチンの開発に必要な知見・技術を集積していくため、重点感染症に対するワクチンについて、大規模臨床試験等の費用の補助を行うための基金を設置し、公募により、2事業を採択した。 <u>・令和7年度より、重点感染症の流行国等の臨床試験実施環境を平時から把握し、研究・開発に携わる関係者向けのセミナー・研修会を企画し、国内外関係者との関係を構築しておくための取組を実施している。</u>	・ <u>アジア地域における治験・臨床試験ネットワークの構築及び欧米で先端的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣を継続して行う。</u> <u>JIHSにおけるFIH試験実施体制整備を継続して行う。また、臨床研究中核病院のグローバル対応能力を向上させるため、ARO機能の国際対応能力強化に取り組む。</u> ・2事業の進捗に応じて、大規模臨床試験等に伴う費用補助を適切に執行する。 <u>・令和6年度厚生労働科学特別研究事業においては、COVID-19ワクチン国内臨床試験の経験から、有事に備え、平時から大規模な症例数を確保することを含めた体制整備の重要性が指摘された。そのため、国内におけるワクチン治験ネットワークの構築・整備等に際しての課題を関係者で議論する等、必要な取組の検討を開始する。</u> <u>・引き続き、海外における臨床試験実施環境の調査や、関係者との関係を構築しておくための取組を継続して実施する。</u>	厚生労働省

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
91	厚生労働省、経済産業省	117	1-1-6. ワクチンの製造等に係る体制の整備	① 国は、新型インフルエンザに関するワクチンについては、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、生産体制の整備を推進する。	・日本国内において細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの生産・供給体制の構築を図り、6か月以内に全国民分のワクチンの生産体制確保という事業目標を令和元年度に達成した。 ・また、細胞培養法で生産できる企業の体制にてプレパンデミックワクチンの製造を行っている。	引き続き、構築した細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの生産体制を使用してプレパンデミックワクチンの製造を実施し、必要な調整を行う。	厚生労働省
					ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手した。 (令和6年度までにワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点について、補助金事業に係る交付決定を実施し、各拠点において整備事業を開始した。)	・ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に進める。 ・令和10年度までにワクチンの国内製造体制として、ワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点を構築していく。 <u>(順次着工しており、令和10年度までにmRNAワクチン約2億人分/年など幅広い種類のワクチンの製造体制が整う。)</u>	経済産業省
92	健康・医療戦略推進事務局、厚生労働省、経済産業省	117	1-1-6. ワクチンの製造等に係る体制の整備	② 国は、それ以外の感染症に関するワクチンについても、可及的速やかに開発し製造することが可能となるよう、新規モダリティや投与方法等の研究開発や生産体制の整備を促進するとともに、新型コロナ等の既に流行している感染症に対するmRNAワクチン等の国内における開発を支援することにより、新しいモダリティ等を活用してワクチンを開発した経験を有する事業者の増加を図る。	SCARDAと連携して、革新的な新規モダリティの研究課題として累計 <u>36</u> 課題を採択し、研究開発支援を推進した(令和3年度～令和 <u>7</u> 年度)。	引き続き革新的な新規モダリティの研究開発を推進していく。	健康・医療戦略推進事務局
					新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについては、大規模臨床試験等の支援等を実施した結果、5事業者がワクチンの薬事承認を取得した。	新型コロナウイルス感染症に対するワクチンについては、研究開発等を実施中の事業者への支援を行う。	厚生労働省
					ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手した。 (令和6年度までにワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点について、補助金事業に係る交付決定を実施し、各拠点において整備事業を開始した。)	・ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に進める。 ・令和10年度までにワクチンの国内製造体制として、ワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点を構築していく。 <u>(順次着工しており、令和10年度までにmRNAワクチン約2億人分/年など幅広い種類のワクチンの製造体制が整う。)</u>	経済産業省
93	厚生労働省	117	1-1-7. プレパンデミックワクチンの接種方法等に係る検討	国は、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて動物での有効性や人での有効性及び安全性等を確認し、発生時の使用に資する知見を得る。	・ <u>JIHS</u> において、有効性等に関する非臨床試験を行った。SCARDAにおいて、臨床試験を実施し、安全性と免疫原性の検証を行うとともに新型インフルエンザ発生時にプレパンデミックワクチンで誘導される免疫の交差性の確認ができるよう、血清の保存等の対応するべく調整を実施した。 ・ <u>JIHSの研究者等によりプレパンデミックワクチンである国家備蓄ワクチンA/Astrakhan /3212/2020(IDCDC-RG71A)および国家備蓄ワクチン A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022(NIID-002)の免疫原性および安全性を検証する治験を遂行中である。</u> ・ <u>また、厚労科研研究班において、A/Astrakhan /3212/2020(IDCDC-RG71A)を接種したマウス、フィレットにおいて、Astrakhan株およびEzo red fox株チャレンジに対する感染防御効果を確認した。</u>	引き続き、有効性等に関する非臨床試験及び臨床試験を実施し、臨床試験の実施について調整する。	厚生労働省

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
94	厚生労働省	118	1-1-8. 有効性及び安全性の評価に係る検討	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	<u>JIHS</u> においてワクチンの有効性・安全性評価に資する研究を行った。また、令和8年6月から稼働を予定している予防接種データベースや他の公的データベースを活用してワクチンの有効性・安全性評価を行うための手法について、検討を実施した。 <u>具体的には、地方自治体が保有するデータベースを利用したワクチンの有効性・安全性評価に関する実証的な研究や、データベースを用いた統計学的手法の検討、NDBから有害事象を抽出するための疾患定義の検討を行った。</u>	引き続き、令和8年6月から稼働を予定している予防接種データベースを活用した有効性・安全性評価 <u>を</u> 行うための手法についての検討を進め、令和8年度以降予防接種データベースを用いた、ワクチンの有効性や安全性に関する分析を、これまで実施していた有効性・安全性への分析への追加的な分析として行う。	厚生労働省
95	厚生労働省、文部科学省	118	1-1-9. ワクチンの研究開発に係る人材の育成及び活用	国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、ワクチンの研究開発の担い手の確保を推進するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行うとともに、国及び都道府県等は、大学等の研究機関を支援する。また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。	<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。</u>	<u>引き続き、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の利活用の更なる推進を図る。</u>	厚生労働省
					SCARDAの支援の下、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」で採択された大学において、次世代の研究者等の育成を行うなど人材育成を行うとともに、企業との共同研究を含めた研究開発支援を行った。	国は、SCARDAにおいて引き続き国産ワクチンに資する研究開発・人材育成が行われるよう支援の充実を図る。	文部科学省
96	厚生労働省	118	1-2. ワクチン確保 1-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	① 国は、パンデミックワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、新型インフルエンザについては、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造及び備蓄（一部は製剤化）を進める。	令和 <u>7</u> 年度は、H5N1株（A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (NIID 002)）に対応するプレパンデミックワクチンの製造・備蓄を行うとともに、令和 <u>6</u> 年度に備蓄したH5N1株（A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (NIID 002)）に対応するプレパンデミックワクチンの一部製剤化を実施した。	引き続き、パンデミックワクチンの生産技術等を活用し、プレパンデミックワクチンの備蓄及び一部製剤化ができるよう調整をする。	厚生労働省
97	健康・医療戦略推進事務局、厚生労働省	118	1-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	② 国は、平時から定期的にプレパンデミックワクチンの新たなモダリティや新たな製造法の導入等の検討を行う。	SCARDAの支援の下、インフルエンザワクチンを含む、新規モダリティの研究課題として、累計 <u>36</u> 課題を採択し、研究開発を推進した。また、重点感染症に対するワクチン研究課題においても、新型インフルエンザワクチンの研究開発を推進した（令和3年度～令和 <u>7</u> 年度）。	引き続き革新的な新規モダリティの研究開発を推進していく。	健康・医療戦略推進事務局
					・細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業において、日本国内において細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの生産・供給体制の構築を図り、6か月以内に全国民分のワクチンの生産体制確保という事業目標を令和元年度に達成した。 ・また、細胞培養法で生産できる企業の体制にてプレパンデミックワクチンの製造を行っている。	新型インフルエンザのワクチンについて、新たなモダリティや製造法が開発された場合には、プレパンデミックワクチンとしての備蓄をするかどうかを含め、必要な検討を行う。	厚生労働省
98	厚生労働省	118	1-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	③ 国は、プレパンデミックワクチンの製造及び備蓄を行う際には、最新の疫学情報やリスク評価に基づき、製造するワクチン株を決定する。また、新型インフルエンザの発生時における有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みプレパンデミックワクチンの一部を用いて有効性及び安全性についての臨床研究を推進する。	新型インフルエンザ対策に関する小委員会（令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>17</u> 日開催）及び厚生科学審議会感染症部会（令和 <u>7</u> 年5月 <u>28</u> 日開催）において、最新の疫学情報やリスク評価に基づき、製造するワクチン株（令和 <u>7</u> 年度はH5N1株（A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (NIID 002)）を決定し、製造されたプレパンデミックワクチンについては、臨床試験を進めている。	引き続き、リスク評価に基づき、製造するワクチン株を決定及び製造されたプレパンデミックワクチンについては、臨床試験を進める。	厚生労働省
99	厚生労働省	119	1-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	④ 国は、プレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。	原液として備蓄したプレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後の初動期における迅速な接種を実施するため、一部ワクチンを製剤化し、備蓄した。	原液として備蓄したプレパンデミックワクチンについて、新たに一部製剤化を行う必要が生じた場合には、製剤化実施に向けた製造業者とのスケジュール調整等の必要な調整を実施する。	厚生労働省
100	厚生労働省	119	1-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	⑤ 国は、平時から新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンの製造体制を活用して、プレパンデミックワクチンの製造を行う。	新型インフルエンザ対策に関する小委員会（令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月 <u>17</u> 日開催）及び厚生科学審議会感染症部会（令和 <u>7</u> 年5月 <u>28</u> 日開催）において、令和 <u>7</u> 年度はH5N1株（A/Ezo red fox/Hokkaido/1/2022 (NIID 002)）を備蓄する決定がなされたことを受け、プレパンデミックワクチンの製造を製造業者へ依頼した。	新型インフルエンザ対策に関する小委員会等における議論により製造するワクチン株が変更されるなど、新たにプレパンデミックワクチンの製造の必要が生じた場合には、製造業者と連携し製造に向けたスケジュール調整等の必要な調整を実施する。	厚生労働省

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
101	経済産業省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、厚生労働省	119	1-2-2. パンデミックワクチン 1-2-2-1. ワクチン製造拠点及びデュアルユース設備の整備	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、令和4年9月に一次公募でワクチン製造拠点を始めとする17案件、令和5年9月に二次公募で部素材等の製造拠点を重点的に23案件を採択し、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手した。 （令和6年度までにワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点について、補助金事業に係る交付決定を実施し、各拠点において整備事業を開始した。）	・ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に進めるとともに、関係省庁間での情報共有等に取り組む。 ・令和10年度までにワクチンの国内製造体制として、ワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点を構築していく。 <u>（順次着工しており、令和10年度までにmRNAワクチン約2億人分/年など幅広い種類のワクチンの製造体制が整う。）</u>	経済産業省
					SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況を関係省庁間で適宜共有を行っている。 <u>また、ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、有事対応の実効性を上げるための施策を推進するとともに、政府一丸となったMCMエコシステム構築のための施策の検討・見直しを引き続き行うこととした。</u>	SCARDAにおけるワクチン開発状況について引き続き共有を行う <u>とともに、MCM戦略に基づき必要な施策の推進を行う。</u>	健康・医療戦略推進事務局
					内閣府健康・医療戦略推進事務局と意見交換を毎月行い、 <u>SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況等</u> の現況を共有した。	引き続き、内閣府健康・医療戦略推進事務局と定期的な意見交換を行い、 <u>SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況等</u> の現状共有に努める。	文部科学省
					デュアルユース設備を用いたワクチンの製造を含め、感染症有事におけるワクチン研究開発の指揮系統を関係省庁と連携して検討を行っている。	引き続き、必要な検討を行う。	厚生労働省
102	厚生労働省	119	1-2-2-2. ワクチンの速やかな確保のための情報共有	国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等） （イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等	新型コロナに対するパンデミックワクチンの開発実績のある企業を主として、ワクチンのモダリティごとの国内製造能力等に関する情報等を聴取した。	デュアルユース設備の整備状況も踏まえながら、関係省庁間で連携の上、引き続きパンデミックワクチンの製造拠点に関する情報を聴取・更新する。	厚生労働省
103	厚生労働省	120	1-2-2-3. 輸入ワクチンの確保に係る調整	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	・「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）において、輸入ワクチンの確保の基本的な考え方や、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項、調整プロセス等について定めている。 ・国内外の製造販売業者に対して、パンデミックワクチンの開発状況や供給可能性を確認するなど、情報収集を行った。	・引き続き、国内外の製造販売業者に対してのヒアリング等を通じて、ワクチンの開発状況や供給量等を把握する。 ・輸入ワクチンの確保の基本的な考え方や、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項、調整プロセス等について、適宜必要な見直しを行い、必要に応じてガイドラインの改定を行う。	厚生労働省
104	厚生労働省	120	1-2-3. ワクチンの接種に必要な資材の把握	国は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	ワクチン用のシリンジ、ワクチン用の注射針等について、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため令和 <u>7</u> 年10月に報告徴収を行った。 <u>その結果、十分な数が確保できしており、新型インフルエンザ等の発生時のワクチン接種を実施する場合に、ワクチン量に対してシリンジや注射器がボトルネックにはならないことが確認できている。</u>	引き続き、報告徴収を行い、需給状況・生産（輸入）計画を把握する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
105	厚生労働省	120	1-3. ワクチンの供給体制 1-3-1. ワクチンの流通に係る体制の整備	国は、都道府県に対し、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築するよう、要請する。 （ア） 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制 （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担	・「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）において、ワクチンの流通について、都道府県、市区町村等の役割、卸売販売業者との情報共有体制等を示した。 ・平時からワクチンの円滑な流通を可能とするため、「季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナウイルスワクチンの供給等について」（令和7年9月19日）等の課長通知等を都道府県等宛て発出し、ワクチンの円滑な流通に必要な体制の構築について要請を行った。	・「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」の見直しが行われる際には、修正の要否について検討を行う。 ・引き続き、ワクチンの円滑な流通を可能とするための体制構築について要請を行い、有事において新型コロナウイルス等のワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努める。	厚生労働省
106	厚生労働省	120	1-3-2. ワクチンの分配に係るシステムの整備	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	・令和6年3月末をもって新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了し定期接種化したことに伴い、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）については、令和6年3月末をもって稼働を終了し、 <u>再稼働に向けた保有についても令和7年度末に終了した。</u> ・ <u>V-SYSに代わり、国において医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配量を管理するシステムとして、ワクチン配送システム</u> の業務要件定義・システム要件定義を進めており、 <u>令和7年度中に必須機能の基本設計を完了させたところ。</u>	<u>ワクチン配送システムについて、令和8年度に引き続き基本設計・開発等を進める。</u>	厚生労働省
107	厚生労働省、統括庁、関係省庁	120	1-4. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）	特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておく。なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型コロナウイルス等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。	「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）や「新型コロナウイルス等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）において、特定接種の対象となり得る者の基準等を示した。	統括庁の主導により必要に応じて行われる登録対象事業者等の見直しについて連携する。	厚生労働省
					「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）において、特定接種の登録対象者の基準やその考え方を整理するとともに、特定接種の対象となり得る登録事業者や国家公務員・地方公務員について具体的に示した。	特定接種の登録対象事業者等について必要に応じて見直しを実施する。	統括庁
108	厚生労働省、統括庁、関係省庁	121	1-4-1. 登録事業者の登録に係る周知	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	「新型コロナウイルス等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の登録に関する規程」（平成25年厚生労働省告示第370号）等において、登録に際して必要な事項を示している。また、特定接種管理システムの運用により、基準に該当する者からの申請を随時受け付け、登録を進めている。	特定接種の実施が必要な事態に備え、引き続き、基準に該当する者からの申請を受け付け、登録を進めていく。	厚生労働省
					厚生労働省と連携し、特定接種に係る登録実施要領を作成し、平成28年1月6日付け厚生労働省健康局長通知として地方公共団体等を通じて対象となる事業者へ周知を行った。	引き続き、関係省庁等と連携し、対象事業者への周知とデータベースへの登録を実施する。	統括庁
109	厚生労働省、関係省庁	121	1-4-2. 登録事業者の登録	国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。	特定接種管理システムの運用（平成28年1月運用開始）により、基準に該当する者からの申請を随時受け付け、登録を進めている。	特定接種の実施が必要な事態に備え、引き続き、基準に該当する者からの申請を受け付け、登録を進めていく。	厚生労働省
					特定接種の対象となる事業者等から申請を確認し、登録受付を実施している。	引き続き事業者等からの申請に滞りなく対応していく。	関係省庁

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
110	厚生労働省	121	1-5. 接種体制の構築 1-5-1. 接種体制	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	・新型インフルエンザ等の発生時における接種体制の構築に必要な情報として、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理し、「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」に示している。 ・新型コロナワクチン接種の際に実施した集合契約（接種に関する自治体と医療機関の間の契約を全国の市町村と全国の医療機関で一括して契約締結するもの）を参考に、定期接種や今後の臨時接種における集合契約を管理する集合契約システムについて、令和8年6月稼働に向けて、設計を実施し開発 <u>を行っている</u> 。	集合契約システムの令和8年6月稼働に向けて、引き続き開発やテストを実施する。 <u>システム稼働後は、当該システムを使用した予防接種事務のデジタル化が全国において円滑に進むよう、令和8年度に予防接種事務のデジタル化を開始する自治体の事例等を集約するほか、必要なシステム改修を行う。</u>	厚生労働省
111	厚生労働省、関係省庁	121	1-5-2. 特定接種	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者について、「特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領」（平成28年1月策定）において、接種場所を決定しておくことを申請要件としている。	引き続き、基準に該当する者からの申請を受け付け、登録を進めていく。	厚生労働省
					「新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）に規定される特定接種の対象となり得る者の基準等に該当する国家公務員について、速やかに特定接種が実施できるよう特定接種登録システムにおいて必要な登録を行っている。	必要に応じて登録情報の更新を行う。	関係省庁
112	厚生労働省	122	1-5-3. 住民接種	国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。	「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」において、住民接種の接種順位については、特定接種が行われない場合は、新型インフルエンザ等の患者の診療や対応に直接従事する医療従事者等から接種するとした上で、住民接種の対象者については4群に分けた上で、考え方や疾病の特徴によって接種順位の一例を記載している。	「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」に記載した接種順位の考え方等について、修正の必要がないか、状況を注視し必要に応じてガイドラインの改定を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
113	厚生労働省	122	1-5-3. 住民接種	(ア) 市町村又は都道府県は、国等の協力を得ながら、当該市町村又は都道府県の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。	スマートフォン等を用いた予診票の入力や、マイナンバーカードの接種券としての利用、マイナポータルからの接種勧奨や接種履歴の確認等を行うことのできるシステムとしてデジタル庁が開発したPMH（Public Medical Hub）システムを活用して、予防接種事務デジタル化を希望する自治体において先行実施事業を令和5年度から開始しており、当該取組により明らかとなった課題を踏まえながら、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの設計を実施し開発 <u>を行っている</u> 。	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの令和8年6月稼働に向けて、引き続き開発やテストを実施する。 <u>システム稼働後は、当該システムを使用した予防接種事務のデジタル化が全国において円滑に進むよう、令和8年度に予防接種事務のデジタル化を開始する自治体の事例等を集約するほか、必要なシステム改修を行う。</u>	厚生労働省
114	厚生労働省	122	1-5-3. 住民接種	(イ) 市町村又は都道府県は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。	新型コロナワクチン接種の際に実施した集合契約（接種に関する自治体と医療機関の間の契約を全国の市町村と全国の医療機関で一括して契約締結するもの）を参考に、定期接種や今後の臨時接種における集合契約を管理する集合契約システムについて、令和8年6月稼働に向けて、設計を実施し開発 <u>を行っている</u> 。	集合契約システムの令和8年6月稼働に向けて、引き続き開発やテストを実施する。 <u>システム稼働後は、当該システムを使用した予防接種事務のデジタル化が全国において円滑に進むよう、令和8年度に予防接種事務のデジタル化を開始する自治体の事例等を集約するほか、必要なシステム改修を行う。</u>	厚生労働省
115	厚生労働省、関係省庁	122	1-5-3. 住民接種	(ウ) 市町村又は都道府県は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示す等の技術的な支援を行う。	「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）において、住民接種の接種体制について、市町村又は都道府県で検討が必要な事項を示した上で、モデルとなる接種対象者の試算方法などを示している。	「予防接種（ワクチン）に関するガイドライン」（令和6年8月30日改定）の見直しが行われる際には、修正の可否について検討を行う。	厚生労働省
116	厚生労働省	123	1-6. 情報提供・共有	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	・厚生労働省のHP上のQ&Aや、リーフレット等の様々な媒体を通じて、予防接種の有効性・安全性等に関する科学的根拠に基づく情報の周知・広報に取り組んだ。 ・緊急時に迅速な薬事承認を可能とするため緊急承認制度について、わかりやすくまとめたリーフレットを作成し厚生労働省HPにて情報提供を行っている。	・今後も様々な媒体を通じて科学的根拠に基づく情報を発信するとともに、接種の判断をするに当たって必要な情報を丁寧にわかりやすく周知していく。 <u>また、定期接種の接種率や定期接種ワクチンの出荷量を確認することで、情報提供を行ったことによる行動変容を一定程度把握することとする。</u> ・緊急承認制度について、引き続き、情報提供を行う。	厚生労働省
117	厚生労働省	123	1-7. DXの推進	① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。	・スマートフォン等を用いた予診票入力や、マイナンバーカードの接種券としての利用、マイナポータルからの接種勧奨や接種履歴の確認等を行うことのできるシステムとしてデジタル庁が開発したPMH（Public Medical Hub）システムを活用して、予防接種事務デジタル化を希望する自治体において先行実施事業を令和5年度から開始しており、当該取組により明らかとなった課題を踏まえながら、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムの設計を実施し開発 <u>を行っている</u> 。 ・新型コロナワクチン接種の際に実施した集合契約（接種に関する自治体と医療機関の間の契約を全国の市町村と全国の医療機関で一括して契約締結するもの）を参考に、定期接種や今後の臨時接種における集合契約を管理する集合契約システムについて、令和8年6月稼働に向けて、設計を実施し開発 <u>を行っている</u> 。	予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システムの令和8年6月稼働に向けて、引き続き開発やテストを実施する。 <u>システム稼働後は、当該システムを使用した予防接種事務のデジタル化が全国において円滑に進むよう、令和8年度に予防接種事務のデジタル化を開始する自治体の事例等を集約するほか、必要なシステム改修を行う。</u>	厚生労働省
118	厚生労働省	123	1-7. DXの推進	② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うことを目的として、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに記録された情報及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の副反応疑い報告に係る情報を匿名化して集約する予防接種データベースについて、設計・開発 <u>を行っている</u> 。	予防接種データベースを令和8年6月までに構築するため、必要な調整等を行う。	厚生労働省

ワクチン(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
119	厚生労働省	123	1-7. DXの推進	③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	・令和6年3月末をもって新型コロナワクチンの特例臨時接種が終了し定期接種化したことに伴い、V-SYSについては、令和6年3月末をもって稼働を終了し、<u>再稼働に向けた保有についても令和7年度末に終了した。</u>また、<u>V-SYSに代わり、国において医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配量を管理するシステムとして、ワクチン配送システムの業務要件定義・システム要件定義を進めており、令和7年度中に必須機能の基本設計を完了させたところ。</u> ・予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムに記録された情報及びPMDAの副反応疑い報告に係る情報を匿名化して集約する予防接種データベースについて、設計・開発<u>を行っている。</u>	・ワクチン配送システムについて、<u>令和8年度に引き続き基本設計・開発等を進める。</u> ・予防接種データベースの令和8年6月<u>までに構築するため、必要な調整等を行う。</u>	厚生労働省
120	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	124	1-8. 国際連携	国は、CEPI等の、ワクチンの研究開発のための国際的な枠組みに参画する。また、ワクチンに関する国際的な情勢について情報収集に努める。	令和 <u>7</u> 年度まで、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対するワクチンの研究開発を支援した。	引き続き、感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）への拠出等を通じ、新型インフルエンザ等を含めた感染症に対するワクチンの研究開発を支援する。	厚生労働省
					<u>ワクチン戦略</u> の関係省庁として、厚生労働省・外務省の取組について適宜進捗把握を実施した。 <u>また、SCARDAにおいては重点感染症に対するワクチンの国内外開発状況について調査・公表を行った。</u>	引き続き、関係省庁の進捗を把握し、またSCARDAと連携し国際的なワクチン情勢の情報収集に努める。	健康・医療戦略推進事務局
					グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）に拠出し、理事会等での議論に貢献した。	引き続き対応する。	外務省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
121	厚生労働省	135	1-1. 基本的な医療提供体制	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	・令和 5 年 5 月に「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画策定のための手引き」を発出し、都道府県等において感染症対策を総合的に進めるための予防計画の策定を支援した。 ・令和 5 年 5 月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第 4 号）等を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り協定締結を行った。 （令和 7 年10月 1 日時点の協定締結状況） ①病床確保 目標：45,681床 実績：<u>49,179</u>床 ②発熱外来 目標：41,643機関 実績：<u>41,917</u>機関 ③自宅療養者等への医療提供 病院・診療所 目標：23,481機関 実績：<u>29,035</u>機関 薬局 目標：31,053機関 実績：<u>50,091</u>機関 訪問看護事業所 目標：5,075機関 実績：<u>6,224</u>機関 ④後方支援 協定締結医療機関数 目標：<u>4,318</u>機関 実績：<u>6,234</u>機関 ⑤医療人材派遣 派遣可能医師数 目標：3,067人 実績：<u>4,626</u>人 派遣可能看護師数 目標：4,921人 実績：<u>7,830</u>人 ・令和 5 年 6 月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、相談体制に関する留意事項を示した。	・医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関に対し医療措置協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 <u>・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。</u>	厚生労働省
122	厚生労働省	135	1-1. 基本的な医療提供体制	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。	感染症法に基づく発生動向調査や国際的な枠組み等から、症状や重症化リスク等の医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養の振り分けに必要な情報を収集しており、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す準備を行っている。	現在、成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン第 2 版及び「 <u>5学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針</u> 」に、入院治療又は外来治療の基準を例示しているところであり、これらも踏まえ振り分けの基準の作成に必要な情報の収集を行う。	厚生労働省
123	厚生労働省	135	1-1. 基本的な医療提供体制	③ 上記の有事の医療提供体制を平時から準備することで、感染症危機において感染症医療及び通常医療を適切に提供する。	・令和 5 年 5 月に「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画策定のための手引き」を発出し、都道府県等において感染症対策を総合的に進めるための予防計画の策定を支援した。 ・令和 5 年 5 月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第 4 号）等を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り協定締結を行った。 （令和 7 年10月 1 日時点の協定締結状況） ①病床確保 目標：45,681床 実績：<u>49,179</u>床 ②発熱外来 目標：41,643機関 実績：<u>41,917</u>機関 ③自宅療養者等への医療提供 病院・診療所 目標：23,481機関 実績：<u>29,035</u>機関 薬局 目標：31,053機関 実績：<u>50,091</u>機関 訪問看護事業所 目標：5,075機関 実績：<u>6,224</u>機関 ④後方支援 協定締結医療機関数 目標：<u>4,318</u>機関 実績：<u>6,234</u>機関 ⑤医療人材派遣 派遣可能医師数 目標：3,067人 実績：<u>4,626</u>人 派遣可能看護師数 目標：4,921人 実績：<u>7,830</u>人	・医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関に対し医療措置協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 <u>・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。</u>	厚生労働省

医療(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
124	厚生労働省	135	1-1. 基本的な医療提供体制	④ 都道府県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における有事の司令塔機能を果たす部局を平時から明確化し、体制整備を行う。	令和6年度に、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により有事において協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができる仕組みを構築し、都道府県が必要な調整を実施しやすい環境を整備した。	有事において都道府県が必要な調整を実施しやすい環境を引き続き整備する。	厚生労働省
125	厚生労働省	135	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-1. 相談センター	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	・各都道府県において、国内発生早期を含め、感染症有事の際に新型インフルエンザ等への対策を円滑に実施できるよう、各都道府県における新型インフルエンザ等対策行動計画の策定の支援を行った。 ・平時より、感染症法に基づく発生動向調査や各都道府県との連携等を通じて、相談体制設置時に必要な情報を収集する。 ・令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、相談体制に関する留意事項を示した。	引き続き、感染症法に基づく発生動向調査や各都道府県との連携等を通じて、相談体制設置時に必要な情報を収集する。	厚生労働省
126	厚生労働省	136	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-2. 感染症指定医療機関	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。	感染症法に基づき必要な対応が行えるよう、感染症指定医療機関（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関）を整備している（特定感染症指定医療機関：4医療機関、第一種感染症指定医療機関：56医療機関、第二種感染症指定医療機関：361医療機関（令和7年4月時点））。	・引き続き、感染症法に基づき必要な対応が行えるよう、感染症指定医療機関の体制整備を行う。 ・ <u>医療等の進歩や医療体制の変化等を踏まえ、感染症指定医療機関の指定基準について見直しの検討を進める</u>	厚生労働省
127	厚生労働省	136	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関（第一種協定指定医療機関）	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。	令和5年5月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第4号）を発出する等、流行初期医療確保措置付きの協定も含め、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、流行初期医療確保措置付きの協定を含め、協定締結を行った。 （令和7年10月1日時点の協定締結状況） 病床確保 目標：45,681床 実績：49,179床 病床確保（流行初期） 目標：23,213床 実績：32,927床	・医療提供体制の整備状況は、毎年1回、協定締結医療機関に対し、流行初期医療確保措置付き協定を締結している場合にはその内容も含め、医療措置協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・ <u>また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。</u>	厚生労働省
128	厚生労働省	136	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）	発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。）を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。	・令和5年5月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第4号）を発出する等、流行初期医療確保措置付きの協定も含め、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、流行初期医療確保措置付きの協定を含め、協定締結を行った。 （令和7年10月1日時点の協定締結状況） 発熱外来 目標：41,643機関 実績：41,917機関 発熱外来（流行初期） 目標：15,370機関 実績：28,753機関 ・発熱外来を行う協定締結医療機関を含め、協定締結医療機関の体制整備のため、 <u>新興感染症対応力強化事業により</u> 、個人防護具保管庫の整備や、検査機器、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機の設備整備に対する支援を行っ <u>ている</u> 。	・医療提供体制の整備状況は、毎年1回、協定締結医療機関に対し、流行初期医療確保措置付き協定を締結している場合にはその内容も含め、医療措置協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・ <u>また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。</u>	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和７年度までの取組状況	令和８年度以降の取組方針	記載省庁
129	厚生労働省	137	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。	自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関の確保を含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和５年５月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第４号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。 （令和７年10月１日時点の協定締結状況） 自宅療養者等への医療提供 病院・診療所　目標：23,481機関　実績：29,035機関 薬局　　　　　目標：31,053機関　実績：50,091機関 訪問看護事業所　目標：5,075機関　実績：6,224機関	・医療提供体制の整備状況は、毎年１回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。	厚生労働省
130	厚生労働省	137	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関	後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。	後方支援を行う医療機関の確保を含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和５年５月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第４号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。 （令和７年10月１日時点の協定締結状況） 後方支援 協定締結医療機関数　目標：4,318機関　実績：6,234機関	・医療提供体制の整備状況は、毎年１回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。	厚生労働省
131	厚生労働省	137	1-1. 基本的な医療提供体制 1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関	医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため、医療人材を医療機関等に派遣する。	医療人材の派遣を行う医療機関の確保を含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和５年５月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第４号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。 （令和７年10月１日時点の協定締結状況） 医療人材派遣 目標値 実績 派遣可能医師数　目標：3,067人　実績：4,626人 派遣可能看護師数　目標：4,921人　実績：7,830人	・医療提供体制の整備状況は、毎年１回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。	厚生労働省
132	厚生労働省	137	1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	・各都道府県における医療提供体制の整備が図られるよう、医療提供体制の目標値の設定も含めた医療計画策定指針を令和５年５月に作成し、各都道府県に提示した。 ・各都道府県において、目標値の設定を含めて医療計画・予防計画を策定済みである。 ・令和５年５月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第４号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。 （令和７年10月１日時点の協定締結状況） ①病床確保　目標：45,681床　実績：49,179床 ②発熱外来　目標：41,643機関　実績：41,917機関 ③自宅療養者等への医療提供 病院・診療所　目標：23,481機関　実績：29,035機関 薬局　　　　　目標：31,053機関　実績：50,091機関 訪問看護事業所　目標：5,075機関　実績：6,224機関 ④後方支援 協定締結医療機関数　目標：4,318機関　実績：6,234機関 ⑤医療人材派遣 目標値 実績 派遣可能医師数　目標：3,067人　実績：4,626人 派遣可能看護師数　目標：4,921人　実績：7,830人	・医療提供体制の整備状況は、毎年１回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 ・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。	厚生労働省

医療(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
133	厚生労働省	137	1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	・各都道府県における医療提供体制の整備が図られるよう、令和5年5月に医療計画の指針を作成し、各都道府県に提示した。 ・令和6年度に、G-MISを通じて協定締結医療機関の協定に定める準備状況等を報告可能にする仕組みを構築し、 <u>都道府県による運用を可能とした。</u>	・ <u>6年ごとの</u> 医療計画の見直しに合わせて、医療計画の指針を改定する。 ・ <u>引き続き</u> 医療提供体制の整備状況は、毎年1回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。またおおむね当該年度末を目途に公表する。	厚生労働省
134	厚生労働省	137	1-2. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備	③ 都道府県等は、民間宿泊事業者等との間で協定の締結を進めて宿泊療養施設の確保を行いつつ、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に周知を行う。	・宿泊施設の確保を進めるため令和5年6月に「感染症法に基づく「宿泊施設確保措置協定」締結等のガイドライン」を作成し、保健所設置自治体に周知した。 ・各保健所設置自治体は、各々が定めた感染症に係る予防計画に基づき、宿泊施設の協定締結を進め、令和 <u>7年10月1日時点</u> で約 <u>6</u> 万室分（新興感染症に関する大臣公表後1ヶ月後）の体制を確保している。 （令和 <u>7年10月1日</u> 時点の宿泊協定の締結状況） ①流行初期 目標：約2.8万室 実績：約 <u>6.1</u> 万室 ②流行初期以降 目標：約 <u>7.6</u> 万室 実績：約 <u>9.3</u> 万室	引き続き、各都道府県等が感染症基本指針に基づき定めた予防計画の目標と宿泊施設の協定締結状況を <u>毎年1回</u> 確認する。	厚生労働省
135	厚生労働省	138	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	① 国は、災害・感染症医療業務従事者（DMAT、DPAT及び災害支援ナース）の養成・登録を行い、状況を定期的に確認する。	・令和4年の改正医療法において、DMAT、DPAT及び災害支援ナースを「災害・感染症医療業務従事者」として法令上位置づけ、当該人材の養成・確保を行うこととした。また、DMAT隊員養成研修、DPAT隊員養成研修及び災害支援ナース養成研修の内容には、感染症分野の内容を含めている。 <u><研修終了者数></u> 日本DMAT： <u>20,356</u> 人（令和 <u>8</u> 年3月時点）、日本DPAT： <u>1,438</u> 人（令和 <u>8</u> 年3月時点）、災害支援ナース： <u>11,472</u> 人（令和 <u>8</u> 年3月時点） ・令和7年度から、 <u>DMATの事務局をJIHSへ移管し、有事における健康危機対応を迅速に行う体制を構築した。</u>	・DMAT、DPAT、災害支援ナースについて養成・登録の状況を <u>毎年1回</u> 確認する。	厚生労働省
136	厚生労働省	138	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	② 国は、都道府県等や医療機関と協力して、研修や訓練等を通じて、人工呼吸器やECMO等を扱う医療人材や感染症専門人材の育成を推進し、育成状況を定期的に確認する。	人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成するため、 <u>254</u> 人の医療従事者を対象に令和 <u>7</u> 年度に8回にわたり研修会を実施した。	引き続き、関係団体等のニーズを踏まえつつ、研修等を通じて人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成する。	厚生労働省
137	厚生労働省	138	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	③ 国は、新型インフルエンザ等の診断、重症度に応じた治療、院内感染対策、患者の移送等に係る指針等の策定を行い、医療機関へ周知する。	・一般的な院内感染対策に関する研修を行ったり移送についての通知「医療提供体制や感染症の特性等を踏まえた、都道府県等と消防機関の役割分担の基本的な考え方等について（令和6年9月20日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」を発出するなど、都道府県等からの情報提供も含め医療機関に対して必要な情報提供を実施した。 ・なお、治療については、平成29年に「成人の新型インフルエンザ診療ガイドライン」をお示ししている。 <u>・また、医療人材（医療機関清掃従事者も含む）を養成するため、令和7年度に研修会を実施した（院内感染対策講習会）。</u> <u>（令和7年度実績）</u> <u>講習会①（地域において指導的立場を担うことが期待される病院向け）：1,500人</u> <u>講習会②（地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け）：6,573人</u>	引き続き、医療機関に対し、一般的な院内感染対策に関する研修等を行うことにより、必要な情報の周知を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
138	厚生労働省、関係省庁	138	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	④ 都道府県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。	・災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関の確保を含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和5年5月に「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第4号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。 ・都道府県が実施する感染対策等に関する医師・看護師等の研修や医療関連サービス事業者の感染対策研修等に対して支援を実施している。 また、医療人材（医療機関清掃従事者も含む）を養成するため、令和7年度に研修会を実施した（院内感染対策講習会）。 （令和7年度実績） 講習会①（地域において指導的立場を担うことが期待される病院向け）： <u>1,500</u> 人 講習会②（地域の医療連携体制が求められる病院、診療所、助産所等向け）： <u>6,573</u> 人	・医療提供体制の整備状況は、研修や訓練の実施状況を含め、年1回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。 <u>・また、医療措置協定の実効性の確保に向けた都道府県及び協定締結医療機関を対象とした訓練指針の作成等について今後検討を行っていく。</u>	厚生労働省
139	厚生労働省	138	1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等	⑤ JIHSは、国と連携して、特に医療機関や研究機関、検査機関の機能等の向上のため、人材の交流も含め、人材育成や研究開発の支援等を行う。	・ <u>JIHS</u> において、感染症指定医療機関に対してセミナー <u>や机上訓練</u> を行うなど、感染症に対しての知識の普及等の支援を行った。 ・ <u>JIHS</u> においては、地方衛生研究所等の人材を対象に、感染症危機管理研修会（オンラインで <u>3回実施：3,612人参加</u> ）や、感染症の検査に関する研修 <u>である</u> ウイルス研修 <u>（20人参加）及び検査能力向上研修（のべ201人参加）、また、国立保健医療科学院による</u> 新興再興感染症研修 <u>（20人参加）</u> を実施した。 ・感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材の養成を行った。 ・令和6年4月より新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、新たに平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、 <u>参加施設を39施設まで増やし</u> 、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築した。 <u>また、令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）として本格運用を開始した。</u>	・JIHSにおいて、人材育成については、人材の交流も含め、同様の支援を継続する。 <u>・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）において、臨床研究が円滑に行われるようネットワークの整備および人材育成につながる支援を行う。</u>	厚生労働省
140	厚生労働省、デジタル庁	138	1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進	国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	・令和6年度に、G-MISにより協定締結医療機関の協定に定める準備状況等を報告する仕組みを構築した。 その上で、年に一度協定締結医療機関に対しG-MISによる医療措置協定の準備状況の報告を求めることとしており、令和7年度も、当該報告を通じて平時からG-MISの運用の確認を行った。 ・感染症サーベイランスシステムについては、令和4年の感染症法改正により、感染症指定医療機関については感染症サーベイランスシステムから感染症法第12条に基づく医師の届出を届け出ることを義務づけるなど、平時からシステムを活用している。 <u>さらに、令和7年には医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会を経由した発生届の提出を可能とする感染症法の改正を含む改正医療法が成立した。</u> ・異なる医療機関間等での電子カルテ情報の共有に向けた電子カルテ情報の標準化については、電子カルテ導入済みの病院に対しては、医療情報化支援基金を活用し、電子カルテシステムを標準規格に改修するための費用の補助を行い、電子カルテ未導入の診療所等に対しては、クラウドベースの標準型電子カルテ <u>（導入版）</u> を開発しており、令和7年3月から一部の医療機関での試行的実施を開始した。	・G-MIS及び感染症サーベイランスシステムについては引き続き必要な改修及び運用について検討する。 <u>・医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会を経由した発生届の提出について、令和10年以降の実装を目指し検討を進める。</u> ・標準型電子カルテ <u>（導入版）</u> については、試行的実施で把握した課題等を踏まえ、 <u>令和8年度中の完成を目指す。</u>	厚生労働省
					医療DXの推進に関する工程表に記載のある取組について、関係省庁からの情報提供を受け、システム開発や必要な制度改正等に関する進捗状況の確認を行った。	関係省庁のDXの推進状況を把握しつつ、必要に応じて関係省庁に対して技術的な支援を行う。	デジタル庁

医療(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
141	厚生労働省	138	1-5. 医療機関の設備整備・強化等	① 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。	協定締結医療機関が実施する施設・設備整備（個室病室、病棟のゾーニング、簡易陰圧装置等）に対して、 <u>新興感染症対応力強化事業により</u> 支援を実施し <u>ている</u> 。医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。	・協定締結医療機関が実施する施設・設備整備に対して支援に努める。 ・協定締結医療機関からの毎年 1 回の報告により準備状況を確認する。	厚生労働省
142	厚生労働省	139	1-5. 医療機関の設備整備・強化等	② 医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。	協定締結医療機関が実施する施設・設備整備（個室病室、病棟のゾーニング、簡易陰圧装置等）に対して、 <u>新興感染症対応力強化事業により</u> 支援を実施し <u>ている</u> 。医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。	・協定締結医療機関が実施する施設・設備整備に対して支援に努める。 ・協定締結医療機関からの毎年 1 回の報告により準備状況を確認する。	厚生労働省
143	厚生労働省、関係省庁	139	1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理	① 国は、臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法について整理を行い、都道府県へ示す。	行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月 30 日改定）において、臨時の医療施設として活用できる施設や、受け入れる患者を例示した。 活用できる施設の例示：体育館や公民館などの公共施設やホテル等 受け入れる患者の例示：比較的軽症であるが、在宅療養を行うことが困難であり、入院する必要がある患者等	都道府県に医療措置協定に係る状況を確認する際、臨時の医療施設の設置・運営方法等の検討状況を確認し、必要に応じて平時から整理を行う。	厚生労働省
144	厚生労働省、関係省庁	139	1-6. 臨時の医療施設等の取扱いの整理	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	・行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月 30 日改定）において、臨時の医療施設として活用できる施設や、受け入れる患者を例示した。 ・また、各都道府県において、臨時の医療施設の設置等に係る準備も含め、新型インフルエンザ等対策が円滑に実施できるよう、各都道府県における新型インフルエンザ等対策行動計画の策定の支援を行った。	都道府県に医療措置協定に係る状況を確認する際、臨時の医療施設の設置・運営方法等の検討状況を確認し、必要に応じて平時から整理を行う。	厚生労働省
145	厚生労働省、関係省庁	139	1-7. 都道府県連携協議会等の活用	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。 また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	・令和 5 年 5 月に感染症基本指針を改正し、都道府県連携協議会において、高齢者施設等の関係団体と連携することや、入院調整・医療人材の確保等に関する内容を、各都道府県で策定する予防計画に盛り込むよう示した（当該予防計画は令和 6 年中に全自治体で策定済）。 ・また、令和 4 年感染症法改正で新たに追加した総合調整権限については、感染症基本指針にその考え方を明示し、それを踏まえて各都道府県等で予防計画を策定した（当該予防計画は令和 6 年中に全自治体で策定済）。	引き続き、各都道府県等における予防計画の状況を注視しつつ、適宜自治体の支援を行う。	厚生労働省
146	厚生労働省	139	1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保	① 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	精神疾患を有する患者や妊産婦など、特に配慮が必要な患者の病床の確保の観点も含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和 5 年 5 月に「「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第 4 号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。	医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
147	厚生労働省、消防庁	139	1-8. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保	② 都道府県は、地域によっては、小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。	小児や妊産婦など、特に配慮が必要な患者の病床の確保の観点も含め、感染症有事の医療提供体制を確保するため、令和 5 年 5 月に「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について」（医政地発0526第 4 号）を発出する等、各都道府県における協定締結を促した。都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り、協定締結を行った。また、令和 5 年 3 月に「都道府県連携協議会の運営規則等の基本的な考え方について（通知）」を発出し、構成員等や協議事項について通知を行い、協議を促した。	医療提供体制の整備状況は、毎年 1 回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。	厚生労働省
					都道府県連携協議会において医療機関間の役割・連携の明確化等について、関係者間で合意形成されるよう、都道府県消防防災主管部(局)や消防本部から積極的に意見を伝えることや、都道府県メディカルコントロール協議会や地域メディカルコントロール協議会において、関係者間で救急搬送の現状や課題を共有し、具体的な対応方法等について協議するよう、 <u>「今後の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた消防機関の救急に係る対応等について」（令和 7 年 8 月 28 日付け消防庁救急企画室事務連絡）</u> や <u>「今後の急性呼吸器感染症（ARI）の感染拡大に備えた消防機関の救急に係る留意事項について」（令和 7 年 12 月 12 日付け消防庁救急企画室事務連絡）</u> において依頼した。	引き続き、都道府県連携協議会において、医療機関間の役割・連携の明確化等について、関係者間で合意形成されるよう、都道府県消防防災主管部(局)や消防本部から積極的に意見を伝えることや、都道府県メディカルコントロール協議会や地域メディカルコントロール協議会において、関係者間で救急搬送の現状や課題を共有し、具体的な対応方法等について協議するよう依頼する（救急需要が増加するタイミングに合わせ、厚生労働省と連携し対応する）。	消防庁

治療薬・治療法(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
148	厚生労働省	149	1-1. 重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備	① 国は、JIHSと連携して、危機管理の観点から、感染症危機対応医薬品を国内で利用できるようにすることが必要な感染症について、分析や評価を行い、重点感染症に指定する。	令和6年度において、MCM小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、重点感染症リストの更新を行った。この作業には国立国際医療研究センター職員が委員として参加した。 <u>現在は、重点感染症に対するMCMの利用可能性確保に関する検討を、MCM小委員会等で実施している。</u>	・ <u>重点感染症リストについて</u> 、国内外の感染症発生動向や <u>研究開発の動向</u> 、公衆衛生危機管理に係る政策ニーズに対する情勢変化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行う。	厚生労働省
149	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	149	1-1. 重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	・ 令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会の下に設置し、MCMエコシステムに関する検討を開始した。本小委員会には、国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターからも専門家が参加した。 <u>これまで、重点感染症に対するMCMの研究開発の優先度について整理を行った。</u>	・ <u>引き続き</u> 重点感染症に対するMCMの <u>利用可能性確保</u> に係る検討を、MCM小委員会等で実施する。 ・ 研究の成果を踏まえ、治療薬の研究開発等の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行っていく。	厚生労働省
					・ MCMの利用可能性確保の方針検討を厚労科研究で実施し、国内外の重点感染症の治療薬の研究開発動向等に関する情報を収集し、分析を行っている。 ・ AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業において、重点感染症に対する診断薬・治療薬等の研究開発について、中長期的な研究開発の基本方針策定のための考え方の整理を行 <u>っている。</u>		
					<u>ワクチン戦略</u> の関係省庁として、重点感染症に関する厚生労働省の取組について適宜進捗把握を実施した。 <u>また、ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、治療薬を含むMCMの研究開発等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u>	<u>MCM戦略に基づき、治療薬を含むMCMの研究開発等の必要な施策を推進する。</u>	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省
150	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	149	1-1. 重点感染症の指定及び情報収集・分析体制の整備	③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	・ 令和6年4月より、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関の感染症臨床研究ネットワークを構築し、情報共有等を行っている。 <u>令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の本格運用を行った。</u> ・ 令和7年1月より開催されている関係省庁及びAMEDが参加するMCMに関する定期的な会合を活用し、関係機関との情報共有体制を構築している。	・ 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を通じて、感染症指定医療機関等との情報共有等を継続して行う。 ・ 関係省庁及びAMEDが参加するMCMに関する定期的な会合を活用し、関係機関との情報共有を継続して行う。	厚生労働省
					<u>令和7年1月より開催されている関係省庁及びAMEDが参加するMCMに関する定期的な会合を活用し、関係機関との情報共有体制を構築している。</u>	<u>関係省庁及びAMEDが参加するMCMに関する定期的な会合を活用し、関係機関との情報共有を継続して行う。</u>	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省
151	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	149	1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進 1-2-1. 研究開発の方向性の整理	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	・ AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業の中で、MCMの開発に関する研究を推進している。令和 <u>7</u> 年度は、AMED「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」のうち、重点感染症に対するMCMの採択課題数は約 <u>6</u> 課題であった。 ・ <u>JIHS</u> は、AMEDからの研究費も得て、MCMや治療法の研究開発を進めた。 <u>現在、カンジダ・アウリスを含むカンジダ血症迅速診断法の確立を進めている。</u>	・ AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を継続して行う。 ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					・ 令和7年2月18日に閣議決定された第3期健康・医療戦略において、次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備として、治療薬の研究支援を推進する旨を明記した。 ・ <u>ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、治療薬を含むMCMの研究開発等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u> ・ AMEDの所管省庁として、支援・把握を行っている。	・ 引き続き、第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき対応を行う。 ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	健康・医療戦略推進事務局

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
152	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	149	1-2. 治療薬・治療法の研究開発の推進 1-2-1. 研究開発の方向性の整理	② 国は、対象となる重点感染症の考え方やリストの更新を行う等、未知の感染症を含む重点感染症の研究開発の方向性について必要に応じた見直しを行う。開発する治療薬の市場性や意義を考慮し、開発段階に応じた達成すべき目標と、目標達成ごとの対応方針を設ける等、研究開発の方針及び目標を示す。	・令和6年度において、MCM小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、重点感染症リストの更新を行った。 <u>これまで、重点感染症に対するMCMの研究開発の優先度について整理を行った。</u> ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業において、重点感染症に対する診断・治療薬等の研究開発について、中長期的な研究開発の基本方針策定のための考え方の整理を行 <u>っている。</u>	・ <u>引き続き重点感染症</u> に対するMCMの <u>利用可能性</u> 確保に係る検討を、MCM小委員会等で実施する。 ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					AMEDの所管省庁として、 <u>各事業の進捗把握・調整費措置など継続的な研究</u> 支援・把握を行っている。	引き続き、第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
153	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	150	1-2-2. 研究開発体制の構築	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	・令和3年度から、病態解明の研究ならびに予防法・診断法・治療法の開発等を進めるための基盤（ナショナル・リポジトリ）を構築することを目的として、新興・再興感染症データバンク（REBIND）を実施している。 ・令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）の機能を発展的に拡張し、全国の14の特定・一種感染症指定医療機関を含む医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、医療機関や自治体等との連携や、多施設で感染症の臨床研究を実施できる体制を整備した。 <u>令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の本格運用を行った。また、有事に臨床情報や検体をすみやかに収集するための研修等を実施した。</u> ・ <u>令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u>	<u>引き続き</u> 、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の体制整備を行い、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等の評価等を含む臨床研究を実施できる体制を整備していく。	厚生労働省
					関係省庁の取組状況を把握した。	第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき、対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
154	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	150	1-2-2. 研究開発体制の構築	② 国は、JIHSを中心として、都道府県から指定された感染症指定医療機関と連携した臨床情報、検体及び病原体を管理・集約できる体制を構築する。	・令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築した。 <u>令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の本格運用を行った。</u> ・ <u>令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u>	感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大について <u>引き続き</u> 検討する。	厚生労働省
					関係省庁の取組状況を把握した。	第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき、対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
155	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	150	1-2-2. 研究開発体制の構築	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	・令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からな <u>る</u> 、感染症臨床研究ネットワークを構築した。 <u>令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク(iCROWN)として本格運用を行った。</u> そのネットワークを活用して、臨床情報・検体等を速やかに収集し、迅速に病態解明や検査方法や治療薬・ワクチン等の研究開発を行う基盤となる体制を構築している。 ・ <u>令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u> ・ <u>AMED「アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業」において、日本主導の国際共同治験を強化し治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、JIHSを通じ、アジア地域の拠点整備や人材育成、各国の医療機関・大学とのMOU締結等、臨床研究・治験ネットワークの構築を行っている。また、AMED「医療技術実用化総合促進事業」において、国際共同臨床試験実施国・機関との強い関係を築き、交渉力を高め、試験を主導していけるような人材の育成推進のため、臨床研究中核病院等から欧米で先端的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣を行っている。</u>	・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大について <u>引き続き</u> 検討する。 ・アジア地域における <u>臨床研究・治験</u> ネットワークの構築及び欧米で先端的な臨床試験を実施する医療機関等への人材派遣を継続して行う。	厚生労働省
					AMEDの所管省庁として、 <u>各事業の進捗把握・調整費措置など継続的な研究</u> 支援・把握を行っている。	引き続き、第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局

治療薬・治療法(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
156	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	150	1-2-3. 研究開発推進のためのファンディング機能の強化	① 国は、AMED及びJIHSと連携し、重点感染症に関する治療薬・治療法について、研究開発基盤を整備するとともに、平時から治験薬製造等に関する体制の整備や人材育成・確保等の長期的かつ戦略的な研究開発支援に取り組む。	・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を推進した。 ・令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築した。 <u>令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）として本格運用を行った。</u> そのネットワークを活用して、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築するとともに、感染症臨床研究に関する人材教育等を実施した。	・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を推進する。 ・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大について引き続き検討するとともに、 <u>有事における同ネットワークを用いた臨床研究体制を整備する。</u> ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					AMED所管省庁として、支援・把握を行っている。 <u>また、ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、治療薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u>	引き続き、第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
157	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	150	1-2-3. 研究開発推進のためのファンディング機能の強化	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。	・令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会の下に設置し、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。 <u>これまで、MCMの研究開発の優先度及び確保の考え方について整理を行った。</u> ・ <u>重点感染症に対するMCMへのプッシュ型研究開発支援として、日本医療研究開発機構（AMED）を通じた研究開発支援やMCM開発支援事業、データ等提供支援としての感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業等を実施し、プル型インセンティブとして、重点感染症のGroup CであるAMR（薬剤耐性）に対しての抗菌薬確保支援事業や、備蓄（買上）、規制の合理化等を実施している。</u>	・引き続き、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討をMCM小委員会等で実施する。 ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					関係省庁の取組状況を把握した。	第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に基づき、対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
158	厚生労働省	151	1-2-3. 研究開発推進のためのファンディング機能の強化	③ 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性、海外におけるニーズ等も総合的に検討し、プル型研究開発支援の適切な在り方について検討を進め、結論を得る。	・MCMの利用可能性確保の方針検討を厚労科研で実施している。 ・令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会の下に設置し、 <u>新規抗菌薬開発に対する</u> プル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。 <u>これまで、MCMの研究開発の優先度及び確保の考え方について整理を行った。</u>	・引き続き、プル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を <u>MCM小委員会等で実施する。</u> ・ <u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
159	厚生労働省、関係省庁	151	1-2-3. 研究開発推進のためのファンディング機能の強化	④ 国及びJIHSは、関係機関と連携し、研究開発を推進する上で必要となる霊長類等の実験動物を安定的に確保するための方策について検討し、実施する。また、大型の霊長類を含む実験動物を扱った非臨床試験を実施することのできる設備や人材を整備・確保するための方策についても検討し、実施する。	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、国内で感染症の治療薬等の研究開発に係る非臨床試験を実施するため、 <u>当該施設規模を踏まえ</u> 、常時1,500から2,000頭のカニクイザルを飼養し、毎年約200頭のカニクイザルを生産した。 ・ <u>MCM小委員会において、重点感染症に対する診断薬・治療薬等の研究開発について、研究開発の優先度の評価を行い、基礎～応用研究を中心に取り組むものを整理した。</u> ・ <u>JIHS</u> において、霊長類等の実験動物の安定的な確保と大型の霊長類等を含む実験動物を扱った非臨床試験の実施を推進するために必要な方策について検討を進めている。	・国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所において、常時1,500から2,000頭のカニクイザルを引き続き飼養するとともに、年間約200頭の生産を維持するために飼育頭数の維持・管理に関する支援に努める。 ・ <u>引き続き</u> 重点感染症に対 <u>する</u> MCMの利用可能性確保に係る検討を進め、開発にあたっての課題について把握し、必要な取組を進める。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
160	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	151	1-2-4. 研究開発企業の育成及び振興等	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	・平成30年より医療系ベンチャーが専門家から無料で相談を受けることができる窓口（MEDISO）を設置し、研究開発の段階から、臨床現場での実用・保険適用、グローバル市場への進出・普及までを総合的・俯瞰的に見据えた上で、各段階に応じたきめ細かな相談・支援を行っている。 <u>・創薬クラスターで不足している施設整備等への支援、創薬経験を有する研究開発支援者等による実用化の支援など、創薬スタートアップ支援に取り組んだ。</u> ・国立国際医療研究センター及び国立感染症研究所において、AMEDや研究機関等と連携し、治療薬・治療法の研究開発を進めた。	・引き続き、医療系ベンチャーへ途切れのない支援を実施していく。 <u>・革新的医薬品等実用化支援基金により、創薬クラスターキャンパス整備事業者の取組等を支援し、官民連携して継続的に創薬スタートアップから革新的新薬を生み出す創薬基盤・インフラの強化を目指す。</u> ・引き続き、JIHSにおいて、AMEDや研究機関等と連携し、治療薬・治療法の研究開発を進める。 <u>・令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					AMED所管省庁として、支援・把握を行っている。	引き続き、第3期健康・医療戦略及びMCM戦略に基づき対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局
					令和3年度補正予算・令和4年度第2次補正予算で措置した創薬ベンチャーエコシステム強化事業において、これまで <u>認定VCの公募を7回実施し31社、創薬ベンチャーの公募を11回実施し43件</u> を採択した。	創薬ベンチャーエコシステム強化事業については、今後も年数回の認定VC及び創薬ベンチャーの公募を実施する。事業を通じて創薬ベンチャーを育成し、エコシステムの強化を目指す。	経済産業省
161	厚生労働省	151	1-2-4. 研究開発企業の育成及び振興等	② JIHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究の実施に資する助言を国に行う。	<u>JIHSにおいて、戦略的な研究資金の確保を進め、研究費の増加を実現するとともに、国の審議会等に参加し、新興再興感染症等に関する研究の企画や実施について提言を行った。例えば、脇田副理事長等が感染症協議会の構成員として参画し、「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化に関する感染症協議会提言」に係る議論に貢献した。</u>	・「国立健康危機管理研究機構 中期目標」において、JIHSは質の高い科学的知見を迅速に獲得し、統括庁や厚生労働省へ提供することを記載されており、適切に対応する。 ・厚労科研費やAMED研究費等も活用しながら、必要な研究を実施できるよう取り組む。 ・引き続き、研究資金の確保に努め、研究の実施に資する助言を行う。	厚生労働省
162	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	151	1-2-4. 研究開発企業の育成及び振興等	③ 国は、応用開発段階にある治療薬・治療法については、平時においては市場の需要がないことから、上市の実現や上市後の市場性の確保のための支援策について検討・実施することで事業としての予見性の確保に努める。	令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会の下に設置し、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。これまで、MCMの研究開発の優先度及び確保の考え方について整理を行った。 <u>・重点感染症に対するMCMへのプッシュ型研究開発支援として、日本医療研究開発機構（AMED）を通じた研究開発支援やMCM開発支援事業、データ等提供支援としての感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業等を実施し、プル型インセンティブとして、重点感染症のGroup CであるAMR（薬剤耐性）に対しての抗菌薬確保支援事業や、備蓄（買上）、規制の合理化等を実施している。</u>	・引き続き、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討をMCM小委員会等で実施する。 <u>・令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					関係省庁の取組状況を把握した。	第3期健康・医療戦略及びMCM戦略に基づき、対応を行う。	健康・医療戦略推進事務局

治療薬・治療法(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
163	厚生労働省、文部科学省	151	1-2-5. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成	国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び都道府県等は大学等の研究機関を支援する。 また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。	・令和6年4月より新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築した。 <u>令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）として本格運用を行った。</u> ・感染症臨床研究ネットワークを活用して、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築するとともに、この中で感染症臨床研究に関する人材教育等を実施した。また、大学等の研究機関は、臨床研究の実施に際し、感染症臨床研究ネットワークに参加する医療機関との共同研究が可能となった。 <u>・令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u>	引き続き感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大を検討する <u>とともに、人材育成につながる整備を行う。</u>	厚生労働省
					「ワクチン戦略」の関係省庁として、感染症有事における情報共有体制を構築している。	<u>国は、SCARDAの支援の下、「感染症危機対応医薬品等の研究開発プラットフォーム」において治療薬等に資する研究開発・人材育成を支援する。</u>	
164	厚生労働省	151	1-2-6. DXの推進	国及びJIHSは、臨床情報やゲノム情報、検体等が速やかに共有され、治療薬の研究開発や治療法の確立に資するよう、情報の入力の自動化・省力化や情報の一元化やデータベース連携等、DXを推進する。特に治療薬等の研究開発の基盤構築のための臨床情報の収集に当たっては、電子カルテから情報を抽出する等、DXにより迅速な対応ができるよう、体制を構築する。	・令和6年4月より新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品等の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築した。 <u>令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）として本格運用を行った。</u> ・感染症臨床研究ネットワークにおいて、 <u>臨床研究を円滑に進める</u> ため、医療機関の電子カルテから臨床研究に必要な情報の一部を自動抽出できる <u>システムを一部の医療機関に実装化のための整備を行い、JIHSをはじめとする医療機関より順次進めている。</u>	感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大を検討する <u>とともに、参画している感染症指定医療機関において、引き続き電子カルテより臨床情報を抽出するソフトウェアの導入支援を行う。令和8年度は引き続き対象医療機関を拡大し、検証を進める。</u>	厚生労働省
165	厚生労働省	152	1-3. 必要な薬事規制の整備	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	・緊急時に迅速な薬事承認を可能とするため緊急承認制度を整備し、令和4年5月に緊急承認制度における承認審査の考え方についてガイドラインを示した。緊急時における治療薬の薬事審査においては、緊急承認制度や特例承認制度等の活用も踏まえ、PMDAと連携し、柔軟に審査を行っている。 ・海外との規制調和の推進については、薬事規制当局の代表者で構成されている国際薬事規制当局連携組織（ICMRA）及び医薬品等に関する国際調和ガイドライン作成の場である医薬品規制調和国際会議（ICH）に参加することで、医薬品等に係る国際的な規制調和の推進に努めている。	・引き続き特例承認制度や緊急承認制度等を適切に運用する。 ・引き続き国際薬事規制当局連携組織（ICMRA）、医薬品規制調和国際会議（ICH）への参加を通じ、医薬品に係る国際的な規制調和の推進に努める。	厚生労働省
166	厚生労働省	152	1-4. 治療薬・治療法の活用に向けた整備 1-4-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	・令和6年4月より平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、そのネットワークを活用して、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を共有する体制を構築した。 <u>令和7年4月からは感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）として本格運用を行った。</u> ・ <u>JIHS</u> は厚生労働省からの委託を受け、 <u>令和7年度より</u> 感染症臨床研究ネットワークを構築し、そのネットワークを活用して、 <u>各月に国際感染症に関する定期勉強会を開催し、iCROWNシンポジウムも実施するなど、医療機関や自治体関係者、国民へ広く門戸を開いた形で情報共有の機会を設けている。</u>	・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症の拡大を検討する。 ・ <u>引き続き</u> 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）で得られた情報等を <u>都道府県・</u> 医療機関等へ情報提供を行う <u>ための体制を整備する。</u> ・「国立健康危機管理研究機構 中期目標」において、JIHSは政府と連携して国民等に対し、科学的知見等についてわかりやすく情報提供・共有を行うことが記載されており、適切に対応する。 ・国やJIHSが運営するホームページ等を活用し、必要な情報を迅速に提供・共有していく。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
167	厚生労働省	152	1-4. 治療薬・治療法の活用に向けた整備 1-4-1. 医療機関等への情報提供・共有体制の整備	② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	令和5年5月に感染症基本指針の改正（令和6年4月1日適用）を行い、各都道府県での予防計画の改定を指示し、令和6年4月1日までに47都道府県において予防計画の改定が完了していることを確認した。	各都道府県における予防計画に基づく医療提供体制の構築や感染症指定医療機関、協定締結医療機関に対し、必要な支援を実施する。	厚生労働省
168	厚生労働省	152	1-4-2. 有事の治療薬等の供給に備えた準備	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	有事における国が確保した治療薬の円滑な流通を目的として、 <u>国備蓄の抗インフルエンザ薬の放出について確認を行った。</u>	引き続き、有事における円滑な流通の <u>ため、国備蓄の抗インフルエンザ薬の放出について確認を行う。</u>	厚生労働省
169	厚生労働省、経済産業省	152	1-4-2. 有事の治療薬等の供給に備えた準備	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	感染症法第53条の22に基づき、製造販売業者に対して平時は6か月に1回、供給不足発生のおそれがある時は1か月に1回、供給不足発生後は1週間に1回の頻度で感染症治療薬の在庫量や出荷量等の報告を求めるとともに、これらのデータを踏まえ、 <u>医薬品安定供給体制緊急整備事業や抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業により</u> 抗インフルエンザウイルス薬等の増産に必要な設備整備 <u>費用や人件費</u> の支援を行うことで、当該製造販売業者の生産体制の強化を行った。	引き続き、感染症治療薬について製造販売業者に対して在庫量や出荷量等の報告を求めるとともに、当該製造販売業者 <u>に</u> 必要な <u>支援を行い、生産体制</u> の強化を行う。	厚生労働省
					ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができるデュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手した。	・ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じて、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に進める。 ・ <u>令和10年度までにワクチンの国内製造体制として、ワクチン製造8拠点、製剤化・充填4拠点、治験薬製造4拠点と部素材の生産拠点を構築していく。（順次着工しており、令和10年度までにmRNAワクチン約2億人分/年など幅広い種類のワクチンの製造体制が整う。）</u>	経済産業省
170	厚生労働省、外務省	152	1-4-2. 有事の治療薬等の供給に備えた準備	③ 国は、治療薬の確保に関する国際的な連携・協力体制について調整を行う。	諸外国との連携・協力体制について調整をしている。	引き続き、諸外国との連携・協力体制について調整をする。	厚生労働省
					<u>国際保健機関等の関係者や各国の国際保健に携わる政府関係者と意見交換及び情報収集を行い、新型インフルエンザ等の発生時の治療薬の確保に関する国際的な連携・協力体制の調整に努めている。</u>	<u>引き続き、対応する。</u>	外務省
171	厚生労働省	152	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	① 国は、国内外の感染症危機対応医薬品のうち感染症危機管理の観点から国による確保が必要なものについて、その特性を踏まえ、必要な量の備蓄を行う。備蓄に当たっては、必要な医薬品の開発状況や感染症の発生状況等の情報を総合的に勘案し、備蓄量や時期を判断する。	・ <u>現在、感染症危機管理の観点から国による確保が必要なものとして、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を行っている。</u> ・令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会の下に設置し、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討 <u>を開始した。これまで、MCMの確保における考え方及び確保における備蓄（買上）の基本的な考え方を整理した。</u>	・引き続き、MCMの備蓄を含むMCMの利用可能性確保に係るMCMエコシステムの検討を、MCM小委員会等で実施する。 ・ <u>MCMのうち感染症危機管理の観点から国による確保が必要なものについて、MCM小委員会における議論等を踏まえ、引き続き必要な量の備蓄を行う。</u>	厚生労働省

治療薬・治療法(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
172	厚生労働省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	② 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。	・国は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量（1,750万人分）を管理・備蓄した。 ・都道府県に対し備蓄目標量（47都道府県合計1,750万人分）を周知し、また現在の備蓄量について報告を得た。 ・ <u>国及び都道府県が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬の備蓄割合の変更について検討した。</u>	・引き続き、国は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量の達成を維持するとともに、都道府県に備蓄目標量を周知し、現在の備蓄量について報告を求める。 ・備蓄目標量や備蓄薬の種類については、新たな知見等が得られた場合等には、MCM小委員会等で見直しの議論を行う。	厚生労働省
173	厚生労働省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	③ 国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄薬全体に対する割合を含め、備蓄の要否を検討する。	感染症発生動向調査として、薬剤耐性株サーベイランスを行い、得られた抗インフルエンザウイルス薬の薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報を踏まえ、今後の抗インフルエンザウイルス薬の製品ごとの備蓄の要否の検討に使用した。	引き続き、感染症発生動向調査として、薬剤耐性株サーベイランスを行い、備蓄の要否の検討に使用する。	厚生労働省
174	厚生労働省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	<u>インフルエンザ等の急性呼吸器感染症に対しては、流行状況を踏まえ、製造販売業者に対しては増産等の適切な対応を要請するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売者に対しては過剰な発注の自粛等への協力を要請した。その結果、令和6年度シーズンにおいては、抗インフルエンザ薬について前シーズンの供給量の約3倍の供給予定量を確保した。</u>	引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、医療機関や薬局等へ適正な流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省
175	外務省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	⑤ 国は、現地の法制度等を踏まえつつ、必要に応じ、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。	全在外公館宛、館員・家族用に抗インフルエンザウイルス薬、マスク、防護服等の緊急備蓄品を配備し、在留邦人用に抗インフルエンザウイルス薬を配備した。	保存期限が切れる抗インフルエンザウイルス薬について買換・配備の検討を進めていく。	外務省
176	厚生労働省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	感染症法第53条の22に基づき、感染症治療薬については製造販売業者等に対して平時は6か月に1回、供給不足発生のおそれがある時は1か月に1回、供給不足発生後は1週間に1回の頻度で感染症治療薬の在庫量や出荷量等の報告を求めるとともに、これらのデータを踏まえ、感染症対症療法薬等の増産に必要な設備整備の支援等を行った。	引き続き感染症法に基づき製造販売業者等に対して在庫量や出荷量等の報告を求める。	厚生労働省
177	厚生労働省	153	1-4-3. 感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備	⑦ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	・国の備蓄量について管理を行うとともに、都道府県における備蓄量について、都道府県からの報告により把握を行った。 ・備蓄対象となっている <u>ものを含め</u> 抗インフルエンザウイルス薬について、季節性インフルエンザの流行時期には、 <u>製造販売業者等を通じて</u> 流通備蓄分（供給状況）の把握を行った。	流通備蓄分を含む備蓄数量について引き続き把握していく。	厚生労働省

検査(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
178	厚生労働省	163	1-1. 検査体制の整備	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	・都道府県による民間検査機関と検査等措置協定の契約締結状況の確認とともに、検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査を令和6年度より <u>毎年度</u> 実施している。 <u>JIHS</u> と連携し、地方衛生研究所等に対して、精度管理を実施している。加えて、必要に応じて精度管理を行うための体制整備について要請できるよう、準備を進めている。 （調査結果:令和 <u>7</u> 年 <u>10月1日</u> 時点） 検査等措置協定締結機関等による1日当たりの検査実施可能件数（件/日） ①流行初期 目標 約10万件/日 実績 約 <u>26</u> 万件/日 ②流行初期以降 目標 約 <u>44</u> 万件/日 実績 約 <u>50</u> 万件/日 ・都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。	引き続き、協定締結状況の確認とともに、 <u>毎年度</u> の検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査及び支援や、JIHSが検査実施機関に対し精度管理を行うための支援を行う。	厚生労働省
179	厚生労働省	164	1-1. 検査体制の整備	② JIHSは、地方衛生研究所等と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深めるとともに、民間検査機関等も含めた国内の検査実施機関における検査体制の強化を支援する体制を構築する。また、地方衛生研究所等と検査精度等の検証を迅速に行う体制を確立するとともに、有事における検査用試薬等の入手ルートを確保する。	・令和6年度から、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、 <u>JIHS</u> と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を実施している。 ・地方衛生研究所等に対する精度管理を実施した。 ・また、厚生労働省において複数の民間検査機関から、コロナを踏まえた、有事における検査体制の強化に関する課題についてヒアリング <u>を行い、このヒアリングを踏まえ、平時からJIHSと民間検査機関が連携できるよう体制整備に向けた検討・調整を行った。</u> ・令和5年度から地方衛生研究所等の <u>研修</u> に係る支援を <u>行っている</u> ほか、同年度から、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る施設整備のための支援も <u>行っている</u> 。	・引き続き病原体検査体制訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行う。 ・引き続き、JIHSによる検査実施機関に対する精度管理を行うための支援を行うとともに、民間検査機関を対象にしたJIHSによる検査精度管理の体制整備に向けた検討・調整を行う。 ・ <u>引き続き、民間検査機関からのヒアリングも踏まえ、平時からJIHSと民間検査機関が連携できるよう体制整備に向けた検討・調整を行う。</u> ・有事の際に検査用試薬等が入手可能となるよう現状把握を行う。 ・地方衛生研究所等の <u>研修</u> や感染症検査室に係る支援を引き続き実施する。	厚生労働省
180	厚生労働省	164	1-1. 検査体制の整備	③ 都道府県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。	都道府県等からの申請に応じて都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。	引き続き、都道府県等からの申請に応じて都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための取組を行う。	厚生労働省
181	厚生労働省、関係省庁	164	1-1. 検査体制の整備	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、 <u>JIHS</u> と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。	・引き続き病原体検査体制訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行う。 ・検体搬送を迅速に実施するために協力を要請する運送事業者等の選定のための準備を進める。	厚生労働省
182	厚生労働省	164	1-1. 検査体制の整備	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	都道府県は、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、民間検査機関と検査等措置協定の契約を締結し、その結果を都道府県のHPにて公表した。締結状況の確認とともに、検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査を <u>令和6年度より</u> 実施し、目標達成状況を確認し <u>ている</u> 。 （調査結果:令和 <u>7</u> 年 <u>10月1日</u> 時点） 検査等措置協定締結機関等による1日当たりの検査実施可能件数（件/日） ①流行初期 目標 約10万件/日 実績 約 <u>26</u> 万件/日 ②流行初期以降 目標 約 <u>44</u> 万件/日 実績 約 <u>50</u> 万件/日 ・都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。	引き続き、締結状況の確認とともに、検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査及び支援を行う。	厚生労働省

検査(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
183	厚生労働省	164	1-1. 検査体制の整備	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に検査体制を整備するため、新型コロナ対応で確保したPCR検査能力等を一定程度維持することを目指し、感染症サーベイランスを強化し、検査実施能力の確保と検査機器の維持管理に取り組む。また、国はJIHSと協力して、検査体制を整備するために必要な人材の育成に資する技術研修を実施し、検査の精度管理を充実し、検査機関における検査精度を担保する。	・都道府県による民間検査機関と検査等措置協定の契約締結状況の確認とともに、検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査を令和6年度より<u>毎年度</u>実施した。また、都道府県等からの申請に応じて都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。 ・平時のサーベイランスを行うにあたり国立感染症研究所及び地方衛生研究所の共同で、検査施設における病原体等検査の病原体検出マニュアル等を作成し、技術的な支援を行っており、令和6年度、<u>令和7年度においても</u>実施した。 ・<u>JIHS</u>においては、令和<u>7</u>年度において、地方衛生研究所等の人材を対象に、感染症の検査に関する研修である<u>ウイルス</u>研修（<u>20人参加</u>）及び<u>検査能力向上研修（のべ201人参加）</u>、また、<u>国立保健医療科学院による</u>新興再興感染症研修（20人参加）を実施した。 ・地方衛生研究所等に対する精度管理を実施した。	・引き続き、締結状況の確認とともに、<u>毎年度の</u>検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査及び支援を行う。 ・JIHSにおいて、検査施設における病原体等検査の病原体検出マニュアル等を作成し、研修を実施するなど、技術的な支援を行う。 ・引き続き、JIHSによる検査実施機関に対する精度管理を行うための支援を行う。	厚生労働省
184	厚生労働省、関係省庁	164	1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化	① 国は、JIHSと連携し、有事に円滑に検査体制が構築できるよう、地方衛生研究所等、検査等措置協定締結機関等が参加する訓練等を実施する。都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等は、訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について<u>JIHS</u>と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している（令和6年度は地方衛生研究所等を対象に10月末から、<u>令和7年度は8月から</u>、順次実施した。）。<u>訓練の結果、地方衛生研究所において速やかに体制を構築することが可能であることが分かった。</u> ・令和5年度から地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援を行っ<u>ている</u>。	・<u>引き続き</u>、病原体検査体制訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行う。 ・<u>引き続き</u>、地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援を実施する。	厚生労働省
185	厚生労働省、関係省庁	165	1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化	② 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、都道府県等の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、<u>JIHS</u>と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している（令和6年度は地方衛生研究所等を対象に10月末から、<u>令和7年度は8月から</u>、順次実施した。）。<u>訓練の結果、地方衛生研究所において速やかに体制を構築することが可能であることが分かった。</u> ・令和5年度から地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援を行っ<u>ている</u>。	・引き続き、病原体検査体制訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行う。 ・引き続き、地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援を実施する。	厚生労働省
186	厚生労働省、関係省庁	165	1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、 <u>JIHS</u> と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している（令和6年度は地方衛生研究所等を対象に10月末から、 <u>令和7年度は8月から</u> 、順次実施した。）。 <u>当該訓練事業を通じて、各地方衛生研究所等において、検査手順や実施体制の立ち上げについて確認し、地方衛生研究所において速やかに体制を構築することが可能であることが分かった。</u>	JIHSは、引き続き、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、病原体検査体制訓練を継続して行う。	厚生労働省
187	厚生労働省	165	1-2. 訓練等による検査体制の維持及び強化	④ 国は、関係団体と連携し、検体採取部位によっては検体採取を行う者の職種が限られることから、歯科医師を対象とした検体採取の技術研修等を実施する。	歯科医師を対象とした検体採取の研修について、公益社団法人日本歯科医師会によりe-ラーニング研修を実施している。	歯科医師を対象とした検体採取の研修について、引き続き公益社団法人日本歯科医師会による研修を実施する。また、有事の際は必要に応じて研修受講対象を拡大する等、関係団体と継続的に連携する。	厚生労働省
188	厚生労働省	165	1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保	国は、JIHS、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等と連携し、有事において、検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保を行う。その際、有事における業務負担を軽減できるよう、DXの推進により、自動化、効率化されたシステムを構築する。	DXの推進の観点も踏まえて検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の検討を進めるため、令和6年度より検査データの情報収集・分析・共有体制の整備に向けた調査（「感染症危機管理に資する次世代迅速検査診断法の確立と検査データの収集・分析・共有体制の社会実装」）を実施し、 <u>システム構築に必要な要件定義等の作成を行った。</u> なお、本調査については、令和6年度にBRIDGE（研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（programs for Bridging the gap between R&d and the IDeal society (society 5.0) and Generating Economic and social value））施策として採択（3か年）されている。	引き続き、感染症検査のデータを効率的に集約・分析する仕組みの構築に向け、 <u>必要なシステム改修等を含む</u> 検査データの情報収集・分析・共有体制の整備を <u>進める。</u>	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
189	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	165	1-4. 研究開発支援策の実施等 1-4-1. 研究開発の方向性の整理	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症危機対応医薬品等の利用可能性を確保するための重点感染症の指定、研究開発の推進、利活用体制の確保に至る一連のエコシステムの構築のための検討を進める。また、新たな検査診断技術の研究を推進し、有効性が示される場合には、新型インフルエンザ等への対策として導入し普及させることを念頭に置く。	・令和6年度において、MCM小委員会の下に国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターからも専門家が参加した「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、結論を得た。 ・<u>MCM小委員会において、診断技術を含むMCMの研究開発の優先度について整理を行った。</u> ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業の中で、MCMの開発に関する研究を推進している。 ・令和7年1月より開催されている関係省庁及びAMEDが参加するMCMに関する定期的な会合を活用し、関係機関との情報共有体制を構築している。	・<u>引き続き</u>、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を、MCM小委員会等で実施する。 ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を継続して行う。 ・<u>令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					・令和7年2月18日に閣議決定された第3期健康・医療戦略において、次なる感染症有事に備えた研究開発体制の整備として、検査薬の研究支援を推進する旨を明記した。 ・<u>ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、診断薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u> ・AMED所管省庁として、感染症診断薬に関する開発を支援・把握した。	引き続きAMEDにおける研究開発を支援し、第3期健康・医療戦略及びMCM戦略に盛り込まれた内容を踏まえ、関係省庁と連携して着実に対応する。	健康・医療戦略推進事務局
190	厚生労働省	165	1-4. 研究開発支援策の実施等 1-4-1. 研究開発の方向性の整理	② 国及びJIHSは、都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等と連携し、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の開発の方針を整理する。	・<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より「感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業」として事業化を行った。令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u> ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業の調査において、重点感染症に対する診断・治療薬等の研究開発について、中長期的な研究開発の基本方針策定のための考え方の整理を行っ<u>ている。</u>	・引き続き、重点感染症に対するMCMの利用可能性確保に係る検討を、MCM小委員会等で実施する。 ・引き続き、<u>感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）における臨床検体の収集スキームを活用し、平時から研究開発基盤となる検体等の収集・提供体制を構築する。</u>	厚生労働省
191	厚生労働省	166	1-4. 研究開発支援策の実施等 1-4-1. 研究開発の方向性の整理	③ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生に備え、PCR検査等の分子診断技術、ゲノム解析、血清学的検査、迅速検査キット等の既存の技術に加え、新たな検査診断技術について研究開発を促進する。	・<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より事業化を行った。令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u> ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を推進した（「採択課題名：重症呼吸器感染症を引き起こすウイルス性感染症の診断法の開発、病態解明と治療薬開発に向けた細胞生物学的研究」等）。 ・AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業の中で、MCMの開発に関する研究を推進している。	・引き続き、AMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業においてMCMの開発を継続して行う。 ・引き続き、<u>感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）における臨床検体の収集スキームを活用し、平時から研究開発基盤となる検体等の収集・提供体制を構築する。</u>	厚生労働省

検査(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
192	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	166	1-4-2. 研究開発体制の構築	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より事業化を行った。令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。また、研究班にて疾患拡充の際の課題を抽出し、iCROWN医療機関運用手順書マニュアルへの反映を行った。</u>	<u>・令和7年4月より事業化した感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を活用し、引き続き、診断薬・検査機器等の診断技術等の共同研究を実施できるよう、研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。</u> <u>・令和8年度には、全ての特定感染症指定医療機関及び第一種感染症指定医療機関を感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）における研究実施機関として組み入れる予定である。</u>	厚生労働省
					・令和7年2月18日に閣議決定された第3期健康・医療戦略において、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う旨を明記した。また、AMED所管省庁として、感染症診断薬に関する開発を支援・把握した。 <u>・ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、診断薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u>	引き続きAMEDにおける研究開発を支援し、第3期健康・医療戦略 <u>及びMCM戦略</u> に盛り込まれた内容を踏まえ、関係省庁と連携して着実に対応する。	健康・医療戦略推進事務局
					<u>国際保健機関等の関係者や各国の国際保健に携わる政府関係者と意見交換及び情報収集を行い、新型インフルエンザ等の発生時の研究開発体制の構築に努めている。</u>	引き続き、対応する。	外務省
193	厚生労働省、経済産業省	166	1-4-3. 研究開発企業の育成や振興等	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等の検査診断技術の研究開発及び国内製造の促進を目的とする研究開発企業の育成や振興の支援等を行う。	・令和6年3月にMCM小委員会を感染症部会のもとに設置し、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討を開始した。 <u>・令和7年度においては、MCM開発支援事業において、国内企業の体外診断用医薬品の開発の知見や経験を蓄積する観点から、薬事承認に向けた臨床性能評価試験等を支援した。</u>	・ <u>引き続き</u> 、令和6年度に見直した「重点感染症」に対し、プッシュ型研究開発支援やプル型研究開発支援の在り方等を含むMCMエコシステムに関する検討をMCM小委員会等で実施する。 ・ <u>引き続き</u> 、令和 <u>8年度も</u> 、MCM開発支援 <u>事業</u> において、国内企業の体外診断用医薬品の開発の知見や経験を蓄積する観点から、薬事承認に向けた臨床性能評価試験等を支援する。 <u>・令和8年3月に閣議決定されたMCM戦略に基づき、MCMの研究開発等に関する具体的な検討を進める。</u>	厚生労働省
					AMEDを通じて実施している、 <u>次世代型医療機器開発等促進事業</u> 等において、検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進を目的とする研究開発支援を実施した。	引き続き、AMEDを通じて、次世代型医療機器開発等促進事業等において、検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進を目的とする研究開発支援を実施する。	経済産業省
194	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	166	1-4-3. 研究開発企業の育成や振興等	② 国は、JIHSやAMEDと連携し、診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発のための研究課題の設定、研究資金の調達や戦略性を持った研究費の分配等を実施する。JIHSは、戦略性を持った研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。	厚労科研やAMEDで実施される新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業等も活用しながら、必要な研究を実施できるよう、研究課題の設定や研究資金の調達、戦略性を持った研究費の分配等に取り組んだ（「採択課題名：重症呼吸器感染症を引き起こすウイルス性感染症の診断法の開発、病態解明と治療薬開発に向けた細胞生物学的研究」等）。また、 <u>JIHS</u> においては、戦略性を持った研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行った。	引き続き、厚労科研費やAMED研究費等も活用しながら、必要な研究を実施できるよう取り組む。	厚生労働省
					・AMEDの所管省庁として、MCMや診断薬の研究開発について支援・把握を行った。 <u>・ワクチン戦略を改定し、新たにMCM戦略が令和8年3月24日に閣議決定された。これにより、診断薬を含むMCMの研究開発、製造等強化に必要な政策を進めていくこととした。</u>	<u>引き続き第3期健康・医療戦略及びMCM戦略を踏まえ、AMEDにおける研究開発を支援する。</u>	健康・医療戦略推進事務局
195	厚生労働省、関係省庁	166	1-4-4. 検査関係機関等との連携	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	平時より、国際的な感染症情報に関してWHO、諸外国・地域の研究機関等と連携し、情報共有・交換を行っており、新型コロナウイルス感染症対応においても、WHOが公表するゲノム配列情報を入手する等連携した。	引き続き、WHO、諸外国・地域の研究機関等と連携して、国際的な感染症情報の共有・交換に努める。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
196	厚生労働省、関係省庁	166	1-4-4. 検査関係機関等との連携	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続きの迅速化については、規制側と産業界との協議を経て、「体外診断用医薬品規制と審査の最適化のための協働計画2024」（計画の期間は令和6年度からの5年間）を策定した。本計画において、「5）海外をはじめとして新たな感染症が発生した際の体外診断用医薬品開発における留意点等について検討を行う。」こととしており、産業界と議論を <u>実施している。</u> <u>また、令和7年度においては、行政側において新型コロナウイルス感染症によるパンデミック時の体外診断用医薬品の承認審査の対応について整理した文書の案を作成した。また、産業界側では、体外診断用医薬品の規制の国際整合のための調査分析を行っているところである。</u>	引き続き、本計画に基づいて、各種規制の国際整合を進めながら、体外診断用医薬品の規制と審査の最適化を目指した課題に取り組んでいく。 <u>また、体外診断用医薬品の承認審査の対応について整理した文書について、発出に向けた調整を進め、今後、これらについて行政と産業界で議論を進めていく。</u>	厚生労働省
197	厚生労働省	166	1-4-4. 検査関係機関等との連携	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	<u>平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築することを目的に、令和6年4月に新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張し、令和7年4月より事業化を行った。令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。</u>	<u>引き続き、</u> 都道府県による趣旨の理解を促進するとともに、感染症指定医療機関の推薦等の協力を仰ぐ。	厚生労働省
198	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、経済産業省	166	1-4-4. 検査関係機関等との連携	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	・平時より、国際的な感染症情報に関してWHO、諸外国・地域の研究機関等と連携し、情報共有・交換を行っており、新型コロナウイルス感染症対応においても、WHOが公表する検体、病原体、ゲノム配列情報を入手する等連携した。 <u>・米国保健福祉省との意図表明文書（LOI）に基づき、日米ヘルスセキュリティ委員会（HSC）を開催し、MCMの開発等について意見交換を行っている。</u>	・有事における診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関の調整を迅速・円滑に行うため、引き続き関係省庁とも連携しながら、WHO、諸外国・地域の研究機関等と協力し国際的な感染症情報の入手・共有に努める。 <u>・米国保健福祉省とのLOIに基づき、引き続き定期的にHSCを開催し、MCMの開発等について意見交換を行う。</u>	厚生労働省
					AMEDが欧州保健緊急事態準備・対応総局（HERA）と「国境を越える感染症緊急事態への準備・対応における感染症危機対応医薬品等の研究開発に関する協力の取決め」を締結し、情報交換を行う体制を整えた（令和5年10月）。AMED所管省庁として状況について適宜把握した。	引き続き、AMEDを経由した情報交換について支援・協力する。	健康・医療戦略推進事務局
					WHOに関する議論等において厚生労働省と緊密に連携した。	引き続き対応する。	外務省
					他省庁とともに国際的な連携・協力体制に努めた。	引き続き、他省庁とともに国際的な連携・協力体制に努める。	経済産業省
199	厚生労働省	167	1-5. 有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	検査実施の方針を整理するにあたって、まずは検査実施可能数（検査可能なキャパシティ）を確保するため、都道府県は、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、民間検査機関との検査等措置協定の契約を締結しており、国は、 <u>令和6年度から</u> 、都道府県が民間検査機関と締結した検査等措置協定の締結状況の確認とともに、検査実施可能数の調査を実施し <u>ている。</u> （調査結果:令和 <u>7</u> 年 <u>10月1日</u> 時点） 検査等措置協定締結機関等による1日当たりの検査実施可能件数（件/日） ①流行初期 目標 約10万件/日 実績 約 <u>26</u> 万件/日 ②流行初期以降 目標 約 <u>44</u> 万件/日 実績 約 <u>50</u> 万件/日 ・都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。	引き続き締結状況の確認とともに、検査実施可能数（検査実施可能なキャパシティ）を把握するための調査及び支援を行い、この調査結果を踏まえ、各省庁や関係者の意見を聞きつつ、協定締結した検査機関による検査以外の検査等の考え方について、方針の整理を行う。	厚生労働省

保健(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
200	厚生労働省、統括庁	174	1-1. 人材の確保	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	・新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」により、国が派遣調整を行った。 ・ <u>令和4年の改正感染症法により厚生労働大臣から都道府県知事等への総合調整権限が創設されたことを踏まえ、感染症発生・まん延時において、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣を円滑に実施するため、関係省庁や全国知事会等とも連携し、令和7年10月に「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」を発出した。</u>	<u>令和7年度に発出した「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」の内容について、様々な機会を捉え周知を行う。</u>	厚生労働省
					新型コロナウイルス感染症対策における厚生労働省の対応も踏まえて、必要な支援について検討した。	厚生労働省の取組を注視し、必要に応じて都道府県への情報共有や都道府県の要望を厚生労働省に共有する等の対応を行う。	統括庁
201	厚生労働省	174	1-1. 人材の確保	② 都道府県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送出し及び受入れ等に関する体制を構築する。	・新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症応援派遣活動要領」により、派遣調整を行った。 ・ <u>令和4年の改正感染症法により厚生労働大臣から都道府県知事等への総合調整権限が創設されたことを踏まえ、感染症発生・まん延時において、保健所で保健師等の専門職が不足した場合の自治体間の応援派遣を円滑に実施するため、関係省庁や全国知事会等とも連携し、令和7年10月に「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」を発出した。</u> ・令和6年度はモデル事業として、自治体職員を対象に地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修を実施し、 <u>3ヶ月間の研修を1回実施した（16人修了）。令和7年度からは本格実施として、短期研修（3ヶ月開催）と長期研修（約1年）を実施した（短期研修31人、長期研修2人修了）。</u> ・実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている。 <u>（令和8年3月時点で139人修了）。</u> ・令和6年度には、災害時感染制御支援チーム（DICT）事務局を国立国際医療研究センター内に設置した。平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めている。	・令和7年度に発出した「感染症発生・まん延時の保健師等広域応援派遣調整要領」の内容について、様々な機会を捉え周知を行う。 ・令和8年度においても、感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修の実施や、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた人材育成の取組を継続する。 ・JIHSに事務局を置く災害時感染制御支援チーム（DICT）の体制整備についても引き続き進めていく。	厚生労働省
202	厚生労働省	174	1-1. 人材の確保	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	・ <u>令和4年の地域保健法改正により、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援するIHEATの仕組みが法定化されたこと</u> を踏まえ、令和5年4月にIHEAT運用要領を改正し、IHEAT要員確保における都道府県等の役割を示し、令和6年6月には、都道府県等による効果的なIHEAT運用につなげるべく同要領を改正した。 ・都道府県等が要請に即応可能なIHEAT要員を確保できるよう、令和3年度から国においてIHEAT専門講習を実施し、都道府県等がIHEAT要員に対して行う研修等に対する支援を行っている。 ・令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、人員体制の確保における留意事項等を示した。 ・令和5年度に健康危機対処計画策定・実践モデル事業を行い、人員確保に関する記載を含む健康危機対処計画の策定例や、人員数の見積り等に活用可能なフォーマット等を提供した。	・引き続き、JIHSと連携してIHEAT専門講習を実施する。 ・引き続き、 <u>都道府県等</u> の意見等を踏まえつつ、有事体制を構成する人員確保に関して、必要な助言等を行う。	厚生労働省
203	厚生労働省	175	1-2. 業務継続計画を含む体制の整備	① 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認するよう要請し、都道府県等は感染症有事体制の状況を毎年度確認する。	令和5年度から都道府県等に対し、全国の保健所における健康危機対処計画（感染症編）の策定・見直し状況や実践型訓練の実施状況について調査し、次の感染症危機に備えた保健所の体制整備の状況を把握しており、令和7年度においては、令和8年1月31日時点の状況を調査した。 ＜調査結果のポイント＞ 全国の462保健所のうち、90%の保健所において計画を策定済みであった。また、10%の保健所において計画を策定中であった。	引き続き調査を実施する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
204	厚生労働省	175	1-2. 業務継続計画を含む体制の整備	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保を行う。	・令和6年度から、都道府県等に対し、地方衛生研究所等の検査体制に関する調査（令和6年度は9月末における協定を締結した民間検査機関等における検査数の状況等の調査）を実施しており、目標達成状況を確認し、調査結果を公表した。 （調査結果:令和7年10月1日時点） 検査等措置協定締結機関等による1日当たりの検査実施可能件数（件/日） ①流行初期 目標 約10万件/日 実績 約26万件/日 ②流行初期以降 目標 約44万件/日 実績 約50万件/日 ・都道府県等が感染症検査に必要な設備を購入するための支援を行っている。 ・令和5年3月に発出した「地方衛生研究所等の整備における留意事項について（通知）」及び「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」において、地方衛生研究所等における検査体制の確保に関する留意事項等を示した。 ・令和5年度に検査体制の確保に関する記載を含む健康危機対処計画の策定例等を示した。 ・令和6年度から、地方衛生研究所等の検査体制に係る支援を行っている。	引き続き、地方衛生研究所等や民間検査機関等における検査体制の目標値の達成状況の確認を継続的に確認するとともに、必要な支援を実施していく。	厚生労働省
205	厚生労働省	175	1-2. 業務継続計画を含む体制の整備	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	・令和5年3月に発出した「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」及び令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、業務継続計画（BCP）策定に関する留意事項等を示した。 ・令和5年度にICTや外部委託の活用に関する記載を含む健康危機対処計画の策定例や、業務の優先度の整理に活用できるフォーマット等を提供した。 ・令和5年度～令和6年度において、保健所業務のデジタル化推進に関する研究を実施し、令和7年度に厚労科研成果データベースにて一般公開した。 ・全国の462保健所のうち、90%の保健所においてBCPに係る記載を含む健康危機対処計画を策定済みである。	厚生労働省として、引き続き策定中となっている保健所に対して個別のフォローアップを行い、保健所における健康危機対処計画の策定を支援していく。	厚生労働省
206	厚生労働省	175	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施	① 国は、都道府県等に対し、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施するよう要請する。	令和5年5月に発出した「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画策定の手引き」において、保健所の体制整備に関する数値目標として、保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象に全員が年1回以上受講できるよう実施する研修・訓練の回数を予防計画に記載するよう定め、その達成状況について、進捗確認した（令和7年度達成率95.7%（都道府県））。	予防計画に定めた研修・訓練の数値目標の達成状況を踏まえつつ、引き続き要請等を実施する。	厚生労働省
207	厚生労働省	175	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施	② 国は、都道府県等やJIHS等と連携して、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、「実地疫学専門家養成コース（FETP）」を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進、IHEAT要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。	・令和3年度から、IHEAT専門講習や感染症・IHEAT管理者マネジメント研修（令和7年度より「感染症危機マネジメント研修」に名称変更）、各保健所設置自治体が実施するIHEAT研修といった、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む）への研修の実施等により、感染症危機への対応能力の向上を図っている（令和7年度のIHEAT専門講習は1,091人修了、感染症危機マネジメント研修は401名修了）。 ・令和6年度はモデル事業として自治体職員を対象に地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修を実施し、3ヶ月間の研修を1回実施した（16人修了）。令和7年度からは本格実施として、短期研修（3ヶ月開催）と長期研修（約1年）を実施した（短期研修31人、長期研修2人修了）。 ・実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている（令和8年1月末時点で128人修了）。	引き続き、IHEATの研修、感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修、実地疫学専門家養成コース（FETP）等の研修の実施を通じて専門人材の充実を図る。	厚生労働省

保健(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
208	厚生労働省	175	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施	③ 都道府県は、管内の保健所や地方衛生研究所等の人材育成を支援する。	・令和5年度からは地方衛生研究所等 <u>に対して</u> 、令和6年度 <u>からは</u> 保健所 <u>に対して</u> 、 <u>実践型訓練等に係る</u> 支援を行っ <u>ている</u> 。	保健所や地方衛生研究所等の実践型訓練 <u>等</u> に係る支援を引き続き行う。	厚生労働省
209	厚生労働省、関係省庁	175	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施	④ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努める。また、保健所や地方衛生研究所等を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。	・令和5年度に保健所及び地方衛生研究所等における <u>健康危機対処</u> 計画の策定例や研修・訓練例等を示した。 ・令和5年度からは地方衛生研究所等の実践型訓練に係る支援を開始し、令和6年度 <u>からは</u> 保健所も対象として支援を行っ <u>ている</u> 。 ・令和6年度 <u>はモデル事業として</u> 、自治体職員を対象に、地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修を実施し、 <u>3か月間</u> の研修を1回実施した（16人修了）。 <u>令和7年度からは本格実施として、短期研修（3ヶ月開催）と長期研修（約1年）を実施した（短期研修31人、長期研修2人修了）。</u> ・実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行っている（令和 <u>8年1月末</u> 時点で128人修了）。	引き続き、保健所や地方衛生研究所等の実践型訓練 <u>等</u> に係る支援のほか、感染症危機管理リーダーシップ（IDCL）研修や実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた人材育成を行う。	厚生労働省
210	統括庁、厚生労働省、関係省庁	175	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施	⑤ 都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。	令和6年度 <u>以降</u> 政府の感染症危機管理対応訓練に連動して各都道府県知事等も出席した緊急連絡会議訓練を行っ <u>ている</u> ほか、各都道府県が実施する対策本部設置訓練、現場対応訓練等をより効果的かつ効率的に実施し得よう訓練事例集や訓練企画の参考を配布し、感染症危機を担う職員の知識や資質の向上を図っ <u>ている</u> 。さらに、訓練の自走化を目的として統括庁で採択した都道府県に対し伴走支援を実施し、訓練の質的向上を図っ <u>ている</u> 。 <u>令和7年度は6府県に対する伴走支援を実施した。</u>	都道府県における職員の知識や資質向上に資する訓練・研修等の実施を促すとともに、令和 <u>7</u> 年度同様、政府と連携した訓練を実施する。	統括庁
					令和5年度からは地方衛生研究所等 <u>に対して</u> 、令和6年度 <u>からは</u> 保健所 <u>に対して</u> 、 <u>実践型訓練等に係る</u> 支援を行っ <u>ている</u> 。	保健所や地方衛生研究所等の実践型訓練 <u>等</u> に係る支援を引き続き行う。	厚生労働省
211	厚生労働省、関係省庁	176	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	・令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、関係機関との連携に関する留意事項を示した。 ・ <u>令和5年度からは地方衛生研究所等に対して</u> 、令和6年度 <u>からは</u> 保健所 <u>に対して</u> 、 <u>実践型訓練等に係る</u> 支援を行っ <u>ている</u> 。 ・各保健所設置自治体は、国から示された予防計画作成のための手引きを参考に、令和6年度において、当該指針に基づき、都道府県連携協議会を開催し、関係機関と連携のうえ、予防計画の策定・変更を <u>終えた</u> 。	・保健所や地方衛生研究所等の実践型訓練 <u>等</u> に係る支援を引き続き行う。 ・引き続き、必要に応じて予防計画の実施状況の確認を行う。	厚生労働省
212	厚生労働省、関係省庁	176	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	・感染症基本指針を令和5年5月に改正し施行した。 ・各保健所設置自治体は、国から示された予防計画作成のための手引きを参考に、令和6年度において、当該指針に基づき、都道府県連携協議会を開催し、関係機関と連携のうえ、予防計画の策定・変更を終えた。	引き続き、必要に応じて予防計画の実施状況の確認を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
213	厚生労働省、関係省庁	176	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	令和4年感染症法改正で新たに追加した総合調整権限については、令和5年5月に改正した感染症基本指針にその考え方等を明示し、それを踏まえて各都道府県等で予防計画を策定している（令和6年度において策定は終了している。）。	引き続き、予防計画の状況を注視しつつ、自治体からの問い合わせ等に対応する。	厚生労働省
214	厚生労働省、関係省庁	176	1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床の逼迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	・感染症基本指針において、都道府県等は、検査等措置協定を締結すること等により、宿泊施設の確保を行うとともに、外出自粛対象者に対して食料品等を支給する等の支援を行うこととしている。 ・各都道府県等は、感染症基本指針に基づき、手引きも参考にし策定した予防計画に基づき、宿泊施設の協定締結を進め、 <u>令和7年10月1日時点</u> で約6万室分（感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから1か月以内の体制）を確保している。 （ <u>令和7年10月1日</u> 時点の宿泊協定の締結状況） ①流行初期 目標：約2.8万室 実績：約6.1万室 ②流行初期以降 目標：約7.6万室 実績：約9.3万室	引き続き、締結状況を定期的に確認する。	厚生労働省
215	厚生労働省	176	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	・令和5年3月に発出した「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」及び令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、メンタルヘルスの支援も含め、人員体制の整備等に関する留意事項等を示した。 ・令和5年度に、人員体制の整備や外部委託の活用に関する記載を含む健康危機対処計画の策定例を提供した。 ・令和5年度からは保健所や地方衛生研究所等の感染症対応に従事する保健師等の職員を増員するための地方財政措置を講じているほか、 <u>令和5年度からは地方衛生研究所等に対して、</u> 令和6年度からは <u>保健所に対して</u> 実践型訓練等に係る支援を行って <u>いる</u> 。 ・令和6年度から、感染症検査室に係る施設整備のための支援を地方衛生研究所等に行っ <u>てい</u> <u>る</u> 。	都道府県の状況を確認しつつ、引き続き支援を行う。	厚生労働省
216	厚生労働省	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。	・令和5年6月に「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」を発出し、策定に係る支援を実施した。 ・令和5年度に健康危機対処計画策定・実践モデル事業を実施し、計画の策定例や研修・訓練例等を示した。 ・令和6年度以前から、地域健康危機管理体制推進事業による保健所の研修や実践型訓練に係る支援や、保健所業務のデジタル化に関する研究（厚労科研）を実施している。 <u>・令和7年度に保健所業務のデジタル化に関する研究（厚労科研）の成果報告書を厚労科研成果データベースにて一般公開した。</u>	・都道府県の状況を確認しつつ、引き続き策定に係る支援を行う。	厚生労働省

保健(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
217	厚生労働省	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	・<u>令和5年度から地方衛生研究所等の研修に係る支援を行っている。</u> ・<u>JIHS</u>において、実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を行った。<u>（令和8年3月時点で139人修了）</u>また、地方衛生研究所等の人材を対象に、感染症危機管理研修会（オンライン）や、感染症の検査に関する研修として、ウイルス研修、細菌研修、新興再興感染症研修（国立保健医療科学院が主催）を継続的に実施した。 ・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練について、<u>JIHS</u>と地方衛生研究所等とが協力して行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。	JIHSにおいて、引き続き、実地疫学専門家養成コース（FETP）や研修、訓練の実施を通じ、地方衛生研究所等との連携体制の構築に努める。	厚生労働省
218	厚生労働省	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	・令和5年3月に「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」を発出し、策定に係る支援を実施した。 ・令和5年度に、計画の策定例等を示した。 ・令和5年度から地方衛生研究所等の研修に係る支援を行<u>っている</u>。 ・令和6年度から、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る施設整備のための支援を行っ<u>てい</u><u>る</u>。	都道府県の状況を確認しつつ、地方衛生研究所等の <u>研修</u> に係る支援を引き続き行う。	厚生労働省
219	厚生労働省	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	・令和5年度から地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援<u>を行っている</u>。 ・<u>JIHSにおいて、地方衛生研究所等と協力し、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練を行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。当該訓練事業を通じて、各地方衛生研究所等において、検査手順を確認し、実施体制の立ち上げについて確認した。</u>	・引き続き、地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援やJIHSと連携した訓練を行う。 ・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練については、引き続き国内外で発生する感染症事例を活用しながら、地方衛生研究所等と連携して技術更新を図る。	厚生労働省
220	厚生労働省、関係省庁	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑥ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都道府県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	・令和5年度から地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援<u>を行っている</u>。 ・<u>JIHSにおいて、地方衛生研究所等と協力し、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練を行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。当該訓練事業を通じて、各地方衛生研究所等において、検査手順を確認し、実施体制の立ち上げについて確認した。</u>	・引き続き、地方衛生研究所等の<u>研修</u>に係る支援を引き続き行う。 ・病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練については、引き続き国内外で発生する感染症事例を活用しながら、地方衛生研究所等と連携して技術更新を図る。	厚生労働省
221	厚生労働省、関係省庁	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑦ JIHSは、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	<u>JIHSにおいて、地方衛生研究所等と協力し、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制確保や初動訓練を行う病原体検査体制訓練を令和6年度から実施している。当該訓練事業を通じて、各地方衛生研究所等において、検査手順を確認し、実施体制の立ち上げについて確認した。</u>	引き続き、全国の検疫所において関係機関との合同実施も含めた訓練や研修を行う。	厚生労働省
222	厚生労働省	177	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑧ 国、JIHS、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。	感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から感染症の流行状況を確認している。	<u>引き続き左記の取組を実施するとともに、</u> 引き続き、体制の整備を行う。	厚生労働省
223	厚生労働省	178	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑨ 国、都道府県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。	・令和7年<u>11</u>月～令和7年<u>12</u>月にかけて、G-MISを活用して協定締結医療機関の協定に定める準備状況に係る報告を各都道府県から受けた。 ・<u>令和7年10月1日時点における都道府県ごとの医療措置協定の締結等の実績を取りまとめ、厚生労働省ウェブサイトにより公表している。</u> https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001610199.pdf	毎年1回、協定締結医療機関より協定の準備状況に係る報告を求めることとしている。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
224	厚生労働省、農林水産省、環境省	178	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑩ 国、都道府県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。	・感染症法に基づく獣医師の届出状況は、感染症発生動向調査週報（IDWR）として取りまとめられ、随時、国内の家きん等における鳥インフルエンザの発生状況を把握し、関係省庁に共有する体制を整備している。 ・ヒトの感染疑いについては、自治体等に対して、「鳥インフルエンザ（H5N1）に関する積極的疫学調査の実施等について（依頼）」（感染症対策課長通知）により積極的疫学調査及び検査の実施等について依頼している。また、平時から関係機関と情報共有を行い、連携体制を構築している。	国内で家きん等における鳥インフルエンザが発生した場合及びヒトの感染疑い事例が発生した場合の対応等については、引き続き自治体等に対して周知を行う。	厚生労働省
					都道府県と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握し、関係省庁に共有する体制を整備している。	引き続き、都道府県と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握する。	農林水産省
					死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握し、関係省庁に共有する体制を整備している。具体的には、都道府県は死亡野鳥等の回収と 採材 を、国は遺伝子検査の実施や、調査方法のマニュアル化による技術的支援を行っている。マニュアルの内容は随時見直し、最適化を図っている。	引き続き、都道府県と連携し、死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握する。	環境省
225	厚生労働省	178	1-4. 保健所及び地方衛生研究所等の体制整備	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	・令和6年4月より新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築した。 <u>令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の本格運用を行い、</u> 科学的知見の創出、感染症の医薬品開発や有効性評価等に係る臨床研究を実施する体制を構築している。 <u>令和7年6月の第96回厚生科学審議会感染症部会において、重点感染症が感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の対象感染症として追加されることが決定した。本年は、ネットワーク内の医療機関や自治体関係者対象に幅広い感染症の勉強会やシンポジウムを開催した。</u>	・ <u>引き続き、</u> 感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事務局・厚生労働省・都道府県・参加医療機関等が参加する施設協議会において、実施する臨床研究等に関する情報共有等を行うとともに、 <u>ネットワーク内の研究体制の整備・見直しを行う。</u>	厚生労働省
226	厚生労働省	178	1-5. DXの推進	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	新型コロナ対応での課題を踏まえ、令和6年度に、G-MISにより協定締結医療機関の協定に定める準備状況等を平時・有事において報告する仕組みを構築した。 <u>令和7年10月1日時点における都道府県ごとの医療措置協定の締結等の実績を取りまとめ、厚生労働省ウェブサイトにより公表している。</u> https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001610199.pdf <u>また、感染症サーベイランスシステムにおいても、平時・有事における報告の仕組みを整えており、感染症法の改正を含む医療法等の一部改正法が第219回臨時国会にて成立したことを受け、医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めている。</u>	・G-MIS及び感染症サーベイランスシステムについて引き続き必要な改修及び運用について検討する。 ・ <u>なお、電子カルテと発生届の連携については、感染症法の改正を含む医療法等の一部改正法の成立を踏まえ、公布後3年以内の施行を目指し、引き続き検討を進める。</u>	厚生労働省

保健(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
227	統括庁、厚生労働省	178	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。	各都道府県の取組に資するよう各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の報告書の活用及び管内市区町村への周知を要請した。 <u>・各都道府県に対し、統括庁主催シンポジウム「“情報”の力で備える感染症危機～見えないリスクを捉え、わかりやすく伝えるために～」の参加・周知依頼や、広報・啓発資料として、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、Q＆A冊子及びキッズページの活用及び管内市区町村への周知依頼を行った。</u>	令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る調査研究の内容等を踏まえつつ、各都道府県の取組に資するよう、 <u>これまでに作成した広報物</u> や調査研究から得られた知見等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知する。	統括庁
					<u>・JIHS等と連携し、感染症に関する基本的な情報、感染症の発生状況等の情報に関する情報、発生時にとるべき行動等、その対策等について、都道府県等に対してポスターやパンフレット等の啓発資料を配布している。</u> <u>・感染症サーベイランスシステムにおいて情報収集を行っており、得られた情報について都道府県等に情報提供するとともに、令和7年4月から開始した急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に感染症発生動向調査週報（IDWR）において公表等を行っている。</u>	・平時からJIHS等と連携し、ポスター等の啓発資材を活用し、継続的に都道府県等への情報提供を行い、得られた科学的知見に合わせて適宜情報の更新を行う。 <u>・引き続き、急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスによる結果を含む、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に感染症発生動向調査週報（IDWR）において公表等を行い、感染症サーベイランスにおいて収集した情報について都道府県等に情報提供を行う。</u>	厚生労働省
228	統括庁、厚生労働省	178	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	・各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の報告書の活用及び管内市区町村への周知を要請した。 <u>・各都道府県に対し、統括庁主催シンポジウム「“情報”の力で備える感染症危機～見えないリスクを捉え、わかりやすく伝えるために～」の参加・周知依頼や、広報・啓発資料として、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、Q＆A冊子及びキッズページの活用及び管内市区町村への周知依頼を行った。</u>	・各都道府県の取組に資するよう、 <u>これまでに</u> 作成した広報物や <u>令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る</u> 調査研究から得られた知見等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知する。 ・SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、引き続き、適時に分かりやすい情報発信ができるよう努める。	統括庁
					・令和5年3月に発出した「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」及び令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、保健所と地方衛生研究所等におけるリスクコミュニケーションの留意事項等について示した。感染症情報に関しては、発生状況により適切な媒体、情報の発信方法で、国民と、都道府県、医療従事者向けに発出した。 ・都道府県等が住民に対して情報提供・共有を行いやすいよう、コラボポスターをつくるなど自治体にも利用しやすい形で啓発資材を作成し、提供している。	・引き続き、リスクコミュニケーションに係るガイドラインの内容等について、様々な機会を捉え周知を行う。 ・引き続き、都道府県等が活用しやすい啓発資材を作成・配布していく。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
229	統括庁、厚生労働省	179	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。	・各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、3種類のリーフレット（「基本的な感染対策」「次の感染症危機に備えましょう」「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）や令和6年度委託調査研究（感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究）の報告書の活用及び管内市区町村への周知を要請した。 ・ <u>各都道府県に対し、統括庁主催シンポジウム「“情報”の力で備える感染症危機～見えないリスクを捉え、わかりやすく伝えるために～」の参加・周知依頼や、広報・啓発資料として、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、Q＆A冊子及びキッズページの活用及び管内市区町村への周知依頼を行った。</u>	・各都道府県の取組に資するよう、 <u>これまでに</u> 作成した広報物や <u>令和7年度に実施した情報の受取手の反応把握等に係る</u> 調査研究から得られた知見等について、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知する。 ・SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、引き続き、適時に分かりやすい情報発信ができるよう努める。	統括庁
					令和5年3月に発出した「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」及び令和5年6月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、保健所と地方衛生研究所等におけるリスクコミュニケーションの留意事項等について示した。	引き続き、リスクコミュニケーションに係るガイドラインの内容等について、様々な機会を捉え周知を行う。	厚生労働省
230	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	179	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	④ 都道府県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。	・各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年1月16日付事務連絡）を発出し、リーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしましょ う」）の活用及び管内市区町村への周知を要請した。 ・ <u>各都道府県に対し、「感染症対策に係る広報に資する資料の提供について」（令和7年12月16日付事務連絡）をもって、感染症危機時における偏見や差別の相談事例や相談先についての掲載も含む、政府行動計画のポイントや国民の皆様に実践いただきたい感染対策についてまとめたQ＆A形式の冊子「いまから備える次の感染症危機ー私たちができること、知っておきたいことー」の活用及び管内市区町村への周知依頼を行った。</u>	SNSや報道、統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を把握しつつ、 <u>これまでに作成した広報物を活用しながら、</u> 引き続き偏見・差別等が許されないこと等についてSNS等を通じて発信する。	統括庁
					「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、令和3年度から毎年度、都道府県等に対して人権啓発活動地方委託事業に係る依頼文書を発出し、同依頼文書において、同強調事項に掲げられた項目を参考に、様々な人権課題について事業を展開することが重要であることを呼びかけた。	引き続き、「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、都道府県等に対し、人権啓発活動地方委託事業において、同強調事項に掲げられた項目を参考に、様々な人権課題について事業を展開することが重要であることを呼びかける。	法務省
					政府行動計画を踏まえ、学校における偏見・差別等について許されるものではないことを啓発するため、関係省庁とともに広報・啓発資料のリーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）（令和6年12月公表）の作成に協力した。 <u>また、年2回（5月、2月）開催している都道府県教育委員会等の当事者が集まる会議の場で周知を行った。</u>	都道府県教育委員会を通じて、学校に対し、広報・啓発資料のリーフレット（「感染症に関する偏見や差別をなくしましょう」）の周知を行うなど、引き続き偏見・差別等が許されないこと等について発信する。	文部科学省
					感染症基本指針において都道府県で策定する予防計画において差別・偏見の排除に関する事項を含めることとしている。	引き続き感染症基本指針に則り、差別・偏見を排除するよう指導する。	厚生労働省
231	厚生労働省	179	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	・「保健行政窓口のための外国人対応の手引き」や「保健行政のための多言語行政文書集」を作成し、保健所の窓口業務等における多言語対応等に係る検討の支援を行っている。 ・多言語の啓発資材を用意する、視覚が不自由な方向けに読み上げ機能を付すなど、配慮が必要な者にも伝わりやすい情報共有を行っている。 ・保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行った。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行った。 ・国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理した。	引き続き保健所の窓口業務等における多言語対応等に係る検討の支援を行うとともに、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、適切に情報共有ができるような資材の作成等を行う。	厚生労働省

保健(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
232	厚生労働省	179	1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	⑥ 保健所は、地方衛生研究所等と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。	・令和 5 年 3 月に発出した「地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン」及び令和 5 年 6 月に発出した「保健所における健康危機対処計画（感染症編）策定ガイドライン」において、保健所と地方衛生研究所等におけるリスクコミュニケーションの留意事項等について示した。 ・令和 5 年度にリスクコミュニケーションに関する記載を含む健康危機対処計画の策定例等を示した。	引き続き、リスクコミュニケーションに係るガイドラインの内容等について、様々な機会を捉え周知を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
233	厚生労働省、関係省庁	192	1-1. 体制の整備	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	・緊急時に迅速な薬事承認を可能とするため緊急承認制度を整備し、令和4年5月に緊急承認制度における承認審査の考え方についてガイドラインを示した。緊急時における治療薬の薬事審査においては、緊急承認制度や特例承認制度等の活用も踏まえ、柔軟に審査を行っている。 ・个人防护具については、「个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査」を年1回行っており、有事に備え、平時より国内の个人防护具の生産・輸入状況について把握を行っている(令和7年度調査は令和7年12月より実施し、調査完了済)。都道府県とは必要に応じて連絡を行っている。 ・ワクチン用のシリンジ、ワクチン用の注射針等について、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため令和7年10月に報告徴収を行った。	・引き続き特例承認制度や緊急承認制度等を適切に運用する。 ・个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査について引き続き実施し、都道府県とも引き続き連携する。 ・引き続き、報告徴収により需給状況・生産（輸入）計画を把握する。	厚生労働省
234	経済産業省	192	1-1. 体制の整備	② 国は、導入を支援した感染症対策物資等の生産設備について、今後の新型インフルエンザ等の発生時に活用できるよう調整する。	感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者から導入を支援した生産設備の稼働状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を聴取した。大半の事業者は現在も導入を支援した生産設備を活用しており、需給の逼迫時には一定の供給増を期待することが出来ることを把握。他方、PCR検査関連をはじめ、一部の事業者では新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けた需要減に伴い、導入を支援した生産設備の余剰感が生じていることや生産設備を除却等する動きがあることを確認した。また、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金において、医療関連物資の生産設備導入を支援した補助事業者について初期的に状況を確認した。	引き続き、感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者との情報共有を年1回程度、定期的に行い、導入を支援した生産設備の状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を把握する。これらの課題に応じて、必要な対応を検討する。 また、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金において、医療関連物資の生産設備導入を支援した補助事業者についても同様の情報共有の機会を設けることを検討する。	経済産業省
235	厚生労働省、その他 全省庁	192	1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	・政府行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に必要なマスク等の个人防护具について備蓄を行っており、定期的に備蓄状況を調査し、国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄合計が備蓄水準を上回るものであることを確認した。また、令和6年11月より、G-MISを使用して協定締結医療機関における人工呼吸器の配置状況を調査し、必要数が配備されていることを確認した。 ・都道府県においても令和7年度より政府行動計画に基づき个人防护具の備蓄を開始することとされており、令和6年9月4日及び11月21日に都道府県に対して事務連絡を発出し、都道府県備蓄に関する連絡をした。また、令和8年3月に開催した全国薬務関係主管課長会議においても備蓄水準に基づく計画的な備蓄について改めて周知を行っている。	・引き続き備蓄を進めるとともに定期的に个人防护具の備蓄量を確認する。 ・引き続き、G-MISを利用して人工呼吸器の配置状況を把握する。 ・都道府県においては令和7年度より政府行動計画に基づき个人防护具の備蓄を進めているところ、引き続き国として必要な対応を行う。	厚生労働省
					・備蓄品リストを整備しており、当該リストに基づき、使用推奨期限の確認と計画的な処理を実施しながら備蓄を行っている。年一度行う訓練時等に備蓄数を確認している。 ・令和8年2月に備蓄数を確認した。	今後も同様の取組を行う。	内閣府
					宮内庁新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画に基づき、定期的に備蓄状況・使用推奨期限等の確認を行い（直近では令和8年2月に確認）、使用推奨期限を踏まえた計画的な使用も行いつつ、必要な物資の計画的な備蓄を行っている。	引き続き、宮内庁新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画に基づき、定期的に（年に1回程度）備蓄状況等の確認を行い、必要な物資の計画的な備蓄を行う。	宮内庁
					・総務省における新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等としてマスク、消毒液等の備蓄・使用推奨期限を確認しており、必要に応じて調達等を行っている。 ・毎月、フロアの消毒液の計画的な補充等を行っており、その際に在庫の確認を行っている。 ・直近では消毒液を調達し、令和7年7月に納品された。	引き続き適切な物資管理を行うよう努める。	総務省

物資(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
235	厚生労働省、その他 全省庁	192	1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	<u>「新型インフルエンザ等発生時業務継続訓練」（令和7年9月から10月にかけて実施）の中で、備蓄品（個人防護服、オンライン用機材、感染拡大防止用各種備品）の利用方法や在庫状況等の確認を実施した。</u>	<u>「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」や統括庁の指示などを踏まえつつ、定期的の実施していく。実施に際しては、これまでの事項に加えて使用推奨期限の確認等についても、訓練項目に明示することとしたい。</u>	財務省
					出入国在留管理庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画等に基づき、マスクや手指消毒液等の感染防止用品等について、出入国在留管理庁の <u>全官署において、おおむね2週間程度、物資等の補充なしに業務を継続することができる数量を確保することとし、調達を進めている。</u> また、年に一度、 <u>使用推奨期限の確認も含めて</u> 備蓄状況の確認を行っており、直近では令和 <u>7年11</u> 月に確認を行った。	引き続き、出入国在留管理庁新型インフルエンザ等対応業務継続計画 <u>で具体的に定めた目標値を踏まえて、</u> マスクや手指消毒液等の感染防止用品等の <u>調達を進め、</u> 年に一度、 <u>使用推奨期限の確認も含めた</u> 備蓄状況の確認を行 <u>う。また、使用推奨期限がある物品に関しては計画的に使用又は処理を行う。</u>	出入国在留管理庁
					<u>令和7年12月に、新型インフルエンザ等対策の実施に必要なアルコール消毒液やサージカルマスク等といった感染症対策物資等の備蓄状況について使用推奨期限の確認と計画的な使用や処理の検討を行った。</u>	年に一度、新型インフルエンザ等対策についての訓練実施時等に合わせて、備蓄状況について使用推奨期限の確認と計画的な使用や処理の検討を行う。	原子力規制委員会
					防衛省業務継続計画（BCP） <u>等</u> に基づき、令和 <u>7</u> 年度も活動に必要な隊員向けに抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況 <u>の</u> 確認 <u>と使用推奨期限を踏まえた計画的な使用等を実施</u> した。	防衛省業務継続計画（BCP） <u>等</u> に基づき、活動に必要な隊員向けに抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄状況 <u>の</u> 確認 <u>と使用推奨期限を踏まえた計画的な使用等を実施</u> していく。	防衛省
					業務継続計画（BCP）に基づき、各省庁において必要となる感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等の確認 <u>と使用推奨期限を踏まえた計画的な使用等</u> を実施した。	引き続き、各省庁において必要となる感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等の確認 <u>と使用推奨期限を踏まえた計画的な使用等</u> を実施する。	その他省庁
236	厚生労働省	192	1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。	・年1回G-MISを利用して都道府県 <u>における</u> 備蓄量を <u>物資の使用推奨期限ごとに</u> 確認しており、令和7年度は11月より備蓄量の調査を実施している。 ・令和6年7月に都道府県に対して、個人防護具の備蓄に関する説明会を実施し、 <u>使用推奨期限も踏まえた計画的な備蓄について周知を行っている。</u> また同年9月4日及び11月21日に備蓄に関する事務連絡を発出しており、定期的に連絡を行っている。 <u>また、令和7年12月に、都道府県における備蓄の推進に向けて、個人防護具の備蓄のあり方や品質管理等の参考になるよう、備蓄に係る先行事例を周知した。</u> ・人工呼吸器については、令和7年度においてもG-MISを使用して協定締結医療機関における配置状況の確認を行った。	・引き続き、都道府県に対する定期的な備蓄状況の確認及び連絡を行う。 ・引き続き、G-MISを利用して人工呼吸器の配置状況の確認を行う。	厚生労働省
237	厚生労働省	192	1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	③ 国は、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する。	個人防護具の備蓄品目や備蓄水準について行動計画ガイドライン（令和6年8月30日改定）において記載した。また、令和6年9月4日及び11月21日に都道府県に対して事務連絡を発出し、令和7年度からの、 <u>使用推奨期限も踏まえた計画的な備蓄</u> に関する連絡をした。 <u>また、令和8年3月に開催した全国薬務関係主管課長会議においても備蓄水準に基づく計画的な備蓄について改めて周知を行っている。</u>	引き続き、都道府県に対する定期的な備蓄状況の確認及び連絡を行う。	厚生労働省
238	消防庁	193	1-2. 感染症対策物資等の備蓄等	④ 国及び都道府県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。	新型インフルエンザ発生時に必要な感染防止用資器材を確保できるよう、「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画の策定について」（平成20年12月22日付け消防救第257号消防庁救急企画室長通知）で <u>調達・保守間隔の設定も含めた計画的な</u> 備蓄を検討するよう依頼している。なお、新型インフルエンザの感染防止用資器材の整備費用について、普通交付税措置が講じられている。	引き続き、新型インフルエンザの感染防止用資器材の整備費用について、普通交付税措置が講じられることとされている。	消防庁

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
239	厚生労働省	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	個人防護具の備蓄品目や備蓄水準について行動計画ガイドライン（令和6年8月30日改定）において記載した。また、令和6年9月4日及び11月21日に都道府県に対して事務連絡を発出し令和7年度からの <u>使用推奨期限も踏まえた計画的な備蓄</u> に関する連絡をした。 <u>令和8年3月に開催した全国薬務関係主管課長会議においても備蓄水準に基づく計画的な備蓄について改めて周知を行っている。</u> <u>また、令和7年1月27日に、予防計画における「個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数」の各都道府県の目標の達成状況について周知し、目標も踏まえて引き続き医療機関との調整等を推進いただきたい旨について周知を行った。</u> 協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量、人工呼吸器の配置状況の把握については、令和6年 <u>11月より</u> G-MISを使用して備蓄量・配置状況を確認した。	・国は、引き続き都道府県において個人防護具の備蓄を進めるよう連絡を行い、協定締結医療機関への備蓄状況の確認についても引き続き行う。 ・引き続き人工呼吸器についてはG-MISでの状況の確認を行う。	厚生労働省
240	厚生労働省	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき個人防護具を計画的に備蓄する。国及び都道府県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の支援を行う。	個人防護具の備蓄品目や備蓄水準について行動計画ガイドライン（令和6年8月30日改定）において記載した。協定締結医療機関は、政府行動計画及び同ガイドラインに定められた水準を踏まえて備蓄を開始している。国及び都道府県は、協定締結医療機関の個人防護具の保管施設整備の補助金等による支援を行った。	協定締結医療機関の個人防護具の備蓄並びに国及び都道府県の保管設備整備支援について引き続き対応する。	厚生労働省
241	厚生労働省	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。	都道府県に対して事務連絡を発出 <u>して周知する</u> 予定であり、 <u>個人防護具以外に必要な感染症対策物資等について整理を進める等</u> 、発出に向け <u>た</u> 準備を行っている。	<u>使用推奨期限の確認等の必要な留意事項を含め、個人防護具以外に必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に係る</u> 事務連絡を発出し、 <u>周知を行う。</u>	厚生労働省
242	厚生労働省	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	④ 国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。	<u>令和7年6月19日に協定締結医療機関以外の医療機関においても個人防護具の備蓄に努めていただきたい旨について周知を行った。</u>	<u>引き続き、備蓄に努めていただきたい旨や、使用推奨期限の確認等の留意事項について定期的に周知を行う。</u>	厚生労働省
243	厚生労働省	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	国及び都道府県は、令和 <u>7年11月より</u> G-MISを利用して協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量、人工呼吸器の配置状況を確認した。	G-MISを利用した協定締結医療機関に対する確認を、引き続き年1回実施する。	厚生労働省
244	厚生労働省、こども家庭庁	193	1-3. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	⑥ 国及び都道府県は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。	<u>・令和7年度に介護施設等の災害時情報共有システムを改修し、介護施設等における個人防護具等の備蓄状況を把握できるようにした。（令和8年4月運用開始）</u>	<u>・災害時情報共有システムにおいて、介護施設等ごとの個人防護具等の備蓄情報が入力されるよう、使用推奨期限の確認等と併せて周知を行う。</u>	厚生労働省
					令和4年3月31日に「児童福祉施設における業務継続ガイドライン」を策定し、当該ガイドラインにおいて、児童福祉施設 <u>等</u> における感染症対策物資等の備品確保の必要性 <u>や感染症発生早期等における対応として備品の補充を行うこと等</u> を周知した。	引き続き当該ガイドラインの周知に努める。	こども家庭庁
245	厚生労働省、関係省庁	193	1-4. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	・個人防護具については、「個人防護具の国内生産・輸入実態把握調査」を年1回行っており、有事に備え平時より国内の個人防護具の生産・輸入状況について把握を行っている（ <u>令和7年度調査は令和7年12月より実施し、調査完了済</u> ）。 ・新型コロナ及びインフルエンザの抗原検査キットについて、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため週次の報告徴収を実施した。 ・PCR検査試薬、パルスオキシメータ、ワクチン用のシリンジ、ワクチン用の注射針、酸素濃縮装置、人工呼吸器について、製造販売業者に対し需給状況・生産（輸入）計画を把握するため <u>令和7年10月に報告徴収を実施した。</u>	・引き続き「個人防護具の国内生産・輸入実態把握調査」を実施する。 ・引き続き、報告徴収での需給状況・生産（輸入）計画の把握を行う。	厚生労働省

物資(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
246	厚生労働省、関係省庁	193	1-5. 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	・个人防护具については、「个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査」を年 1 回行っており、有事に備え平時より国内の个人防护具の生産・輸入状況について把握を行っている（令和 7 年度調査は令和 7 年 12 月より実施）。 ・抗原検査キットについては、感染状況や需給状況を勘案した上で増産要請等に係る事務連絡を発出し事業者に対し安定供給に支障がでないように要請を行った（令和 6 年 7 月 24 日、令和 6 年 11 月 26 日）。	・引き続き「个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査」を実施する。 ・引き続き感染状況や需給状況を勘案した上で必要な対応を行っていく。	厚生労働省

国民生活及び国民経済の安定の確保(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
247	統括庁、その他全省庁	200	1-1. 情報共有体制の整備	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。 また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	・業所管省庁に対して、業界団体や事業者における感染対策の実施及び事業継続に関する取組状況等について情報提供するよう連絡を行い、 <u>こうした</u> 取組を通じて情報共有体制を整備した。 ・国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定めて連絡先を共有するとともに、 <u>令和7年8月から9月</u> にかけて開催した地域ブロック会議や問い合わせへの対応等を通して情報共有体制を整備した。	・引き続き情報共有体制の整備を行っていく。 ・必要に応じて連絡の窓口となる部署及び担当者に係る情報を更新し、引き続き情報共有体制を整備する。	統括庁
					所管団体との間で、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る連絡窓口の更新を行うなど、情報共有体制を整備した。	引き続き、情報共有体制を維持する。	業所管省庁
					各省庁間で、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に係る連絡窓口の更新を行うなど、情報共有体制を整備した。	引き続き、情報共有体制を維持する。	その他全省庁
248	全省庁	200	1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	・令和3年5月に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）に基づき、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、任意で、預貯金口座をマイナンバーとともにあらかじめ国に登録し、給付を行う行政機関等が当該口座情報の提供を求めることをできるようにする「公金受取口座登録制度」を整備・運用している。当該制度により、国民は、事前に公金受取口座を登録しておくことで、個別の給付金等の申請手続において、手続の都度口座情報の記載や通帳の写し等の貼付等が不要となる一方、当該申請手続を受ける行政機関等は、マイナンバーを活用した情報連携により、国民が事前登録した上で国（デジタル庁）において一定の確認を行った公金受取口座情報を入手することが可能となっている。 ・幅広い方が公金受取口座を登録できるよう、マイナポータルのほか、所得税の確定申告（還付申告）の際 <u>や金融機関窓口で</u> の登録申請を可能としており、 <u>日本における人口の約半数が</u> 登録されている。 ・また、コロナ禍において特別定額給付金等の各種給付金の事務処理がデジタル化されていないこともあり、個人に対する給付に時間を要する人手がかかるなど、デジタル改革の必要性が改めて認識され、この課題を解決する必要があるが、国民向けフロントサービスや事務処理を1,741の基礎自治体が各々でシステム開発するのは合理的ではないため、デジタル庁から自治体で共同利用できるサービス、「給付支援サービス」を提供している。	・ <u>公金受取口座については</u> 、より多くの方に登録いただけるよう、各種媒体を通じた制度の周知や、 <u>行政機関等</u> 経由登録の <u>特例制度</u> の実施など、登録促進に向けた取組を引き続き実施する。 ・ <u>給付支援サービスについては、定期的な機能改善を行いながら、サービスの提供を継続する。</u>	デジタル庁
249	全省庁	200	1-3. 法令等の弾力的な運用に関する準備	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	新型コロナウイルス感染症対応時に各省庁において行った措置をとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対応に係る事業等の概要について」を作成・公表し、当時行われた法令等の弾力的運用等について整理を行った。	<u>必要に応じて、再整理を行う。</u>	全省庁
250	統括庁、業所管省庁	201	1-4. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 1-4-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	・新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）について周知を行った。また、当該ガイドラインを踏まえて「次の感染症危機に備え、事業者の皆様が心掛けていただきたいこと」と題した資料を作成し、令和6年10月に事業者へメールで情報提供 <u>するとともに、ホームページに掲載した。</u> ・ <u>委託事業において、中小企業庁の「事業継続力強化計画」認定制度の申請をする際に中小事業者が活用可能な感染症有事を想定した業務継続計画モデルを業種別に作成した。</u>	引き続き、事業者等における感染症対策等に関する情報提供等を行っていく。	統括庁
					所管の業界団体に対して平時及び有事における感染対策等を示した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）について周知を行った。また、統括庁と連携し、業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、「次の感染症危機に備え、事業者の皆様が心掛けていただきたいこと」を周知した。	引き続き、必要に応じて働きかけを行う。	業所管省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和7年度までの取組状況	令和8年度以降の取組方針	記載省庁
251	統括庁、指定公共機関 所管省庁	201	1-4. 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 1-4-1. 業務継続計画の策定の勧奨及び支援	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	【指定公共機関】 ・令和6年9月に「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」を開催し、政府行動計画の改定を踏まえた業務計画の改定に関して説明した。 ・令和6年9月以降、業務計画の改定に係る各種情報提供等を行い、業務計画の改定に関する支援を実施した。 ・令和7年12月に「令和7年度指定公共機関情報連絡会」を開催し、業務計画の改定が完了していない指定公共機関に対し改定を働きかけた。（年度末時点で115／119が改定済） ・全ての指定公共機関と担当省を対象として令和8年度に実施予定の合同机上訓練のシナリオを検討した。	【指定公共機関】 ・改定が完了していない指定公共機関に対して引き続き情報提供等を実施する。 （備考：令和8年5月時点で全指定公共機関が改定完了。また、新たに追加指定の2機関に対して、引き続き支援を実施。） ・全ての指定公共機関と担当省を対象とした合同机上訓練を実施する。	統括庁
					統括庁と連携の上、所管の指定公共機関における業務計画の策定支援等を実施した。	引き続き、指定公共機関における業務計画の改定に向けた支援等を行っていく。	指定公共機関 所管省庁
252	統括庁、業 所管省庁	201	1-4-2. 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	・政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、リーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）を作成・公表した（令和6年12月）。 ・令和7年6月、委託調査事業において作成した、感染症有事に業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とした「事業者等の参考のための感染症対策の解説（感染症対策解説）」を公表した。 ・新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）について周知を行った。また、当該ガイドラインを踏まえて「次の感染症危機に備え、事業者の皆様が心掛けていただきたいこと」と題した資料を作成し、令和6年10月に事業者へメールで情報提供するとともに、ホームページに掲載した。	引き続き、事業者等における感染症対策等に関する情報提供等を行っていく。	統括庁
					統括庁と連携し、所管の業界団体に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることや、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意すること等についても記載した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和6年8月全面改定）及び広報・啓発資料として統括庁が作成したリーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）の周知を行った。また、平時からの備えを進めるために、業務継続計画（BCP）の策定の促進に資するよう、統括庁と連携し、「次の感染症危機に備え、事業者の皆様が心掛けていただきたいこと」と題した資料について情報提供を行った。	引き続き、必要に応じて働きかけを行っていく。	その他業所管 省庁
253	厚生労働省、国土交通省、関係省庁	201	1-5. 緊急物資運送等の体制整備	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	指定公共機関が作成した改定案の事前確認を行うなど、業務計画の作成・改定の支援を行った。	引き続き、指定公共機関が業務計画の策定・改定について、必要な支援を行う。 また、指定公共機関における合同机上訓練を通じて、国と指定公共機関の連携を強化するとともに、次なる感染症有事に万全を期す。	厚生労働省
					「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「国土交通省新型インフルエンザ等業務継続計画」（BCP）を令和7年3月に改定し、指定公共機関等に周知を行い、緊急物資の運送を行う事業者である指定公共機関の業務計画の策定・改定の支援を行った。	緊急物資の運送を行う事業者である指定公共機関について、改定後の業務計画を踏まえて有事に備えた体制整備を進める。	国土交通省

国民生活及び国民経済の安定の確保(準備期)

No.	担当省庁	頁	見出し	政府行動計画の記載	令和 7 年度までの取組状況	令和 8 年度以降の取組方針	記載省庁
254	統括庁、その他全省庁	201	1-6. 物資及び資材の備蓄	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、第12章第 1 節（「物資」における準備期）1-2で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（令和 6 年 9 月30日改定）において、各府省等で感染症対策を含めた必要な物資の備蓄を行うことを記載した。 また、同ガイドラインと内閣官房新型インフルエンザ等対応業務継続計画（BCP）に基づき、感染症有事において統括庁が業務を実施するために必要な感染症対策物資、食料品や生活必需品等の備蓄を行った。	引き続き、感染症有事において統括庁が業務を実施するために必要な感染症対策物資、食料品や生活必需品等を備蓄する。	統括庁
					業務継続計画（BCP）に基づき、必要な物資の備蓄を行い、使用期限等の確認を行った。	引き続き、必要な物資等の備蓄を行い、使用期限等の確認を行う。	その他全省庁
255	統括庁、業所管省庁	202	1-6. 物資及び資材の備蓄	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	・令和 <u>7 年 6 月</u> 、委託調査事業において <u>作成した</u> 、感染症有事に業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とした「事業者 <u>等</u> の参考のための感染症対策の解説 <u>（感染症対策解説）</u> 」を公表した。 ・新型インフルエンザ等を想定した業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」（令和 6 年 8 月全面改定）について周知を行った。また、当該ガイドラインを踏まえて「次の感染症危機に備え、事業者の皆様にご心がけていただきたいこと」と題した資料を作成し、令和 6 年10月に事業者へメールで情報提供 <u>するとともに、ホームページに掲載</u> した。	引き続き、事業者等に対して業務継続に関する情報提供等を行っていく。	統括庁
					<u>警察庁の所管</u> 業界団体に対して、各種感染対策に資する情報提供等を適宜実施した。	引き続き、必要に応じて働きかけていく。	警察庁
256	厚生労働省	202	1-7. 生活支援を要する者への支援等の準備	国は、市町村に対し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。	令和 6 年 8 月策定の行動計画ガイドラインにおいて、市町村が講じるべき措置等について具体的に示した。	引き続き、行動計画ガイドラインの周知徹底を図る。	厚生労働省
257	厚生労働省	202	1-8. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	各都道府県、市町村及び特別区に対し「新型インフルエンザ等対策における「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」の改定等について」（令和 6 年 8 月30日付事務連絡）を発出し、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた体制整備等を促した。	引き続き、各地方自治体と連携し、新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生した場合に備えた体制整備を推進していく。	厚生労働省



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（初動期・対応期）（令和7年度）

令和8年7月16日
内閣感染症危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の フォローアップ一覧表（初動期・対応期）（令和7年度） －目次－

①実施体制・・・・・・・・・・・・・p1	⑦ワクチン・・・・・・・・・・・・・p49
②情報収集・分析・・・・・・・・・・・・・p10	⑧医療・・・・・・・・・・・・・p60
③サーベイランス・・・・・・・・・・・・・p18	⑨治療薬・治療法・・・・・・・・・・・・・p72
④情報提供・共有、 リスクコミュニケーション・・・・・・・・・p23	⑩検査・・・・・・・・・・・・・p83
⑤水際対策・・・・・・・・・・・・・p34	⑪保健・・・・・・・・・・・・・p89
⑥まん延防止・・・・・・・・・・・・・p42	⑫物資・・・・・・・・・・・・・p101
	⑬国民生活及び国民経済の安定の確保・p106

「取組状況」の項目について、a～cの選択肢等の内容は下記のとおり。

○ 準備期に記載がある場合はaを選択、準備期に記載がない場合は、b、cを選択又は自由記載となっている。

a：準備期の取組に基づき対応

b：対応事項が明確かつ容易等であり、初動期・対応期に速やかに対応

c：感染力、感染経路、病原性等、感染症について得られた情報等を踏まえて対応するもの等であり、初動期・対応期に速やかに対応

a～cのいずれにも当てはまらない場合、自由記載欄に記載している。

※ なお、「政府行動計画の記載」中に複数の取組がある場合、取組ごとに回答しており、a～c及び自由記載を組み合わせで回答しているものがある。

また、b又はcに分類されているもののうち、その実施に向けた準備に取り組んでいる場合は、当該取組内容を自由記載欄に記載しているものがある。

○ 上記の分類に関わらず、いずれの場合も、平時において、対応事項の確認や関係機関との連携等について取組を実施している。

実施体制（初動期・対応期）

令和 8 年 3 月31日時点

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
1	統括庁、外務省、厚生労働省、その他全省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	① 国は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係省庁等間で情報共有を行うとともに、必要に応じて、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOに通報する。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
2	統括庁、厚生労働省、関係省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	② 国及びJIHSは、国内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、速やかにリスク評価を行い、その結果を共有する。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
3	統括庁等内閣官房、厚生労働省	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	③ 内閣感染症危機管理監は、事態に応じ、関係省庁と緊急協議を行うとともに、事態に関する情報を内閣総理大臣に報告し、必要な指示を受ける。内閣危機管理監は、感染症に係る危機管理の対応が必要な事態が生じた場合には、臨時に命を受け、統括庁に協力する。			○	「感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について」（令和5年8月25日閣議決定）等の文書において緊急参集要員協議に係る基準等を定めている。また、平時から緊急参集要員の連絡先等の把握、臨時の命発出手続きの確認、協議実施までに収集すべき情報の初動対処業務マニュアルへの整理等、感染症危機発生時に速やかに対応できるよう準備している。	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
4	統括庁、その他全省庁	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	④ 国は、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、閣僚会議を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、政府の初動対処方針について協議し、決定する。	○			—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
							○		—	—	—	その他全省庁
5	統括庁、厚生労働省	61	2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置	初動期	⑤ 国は、必要に応じて、関係省庁対策会議や閣僚会議にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
6	統括庁、外務省、厚生労働省	61	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法（昭和26年法律第201号）及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の類型のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。	○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	厚生労働省

実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
7	統括庁、厚生労働省	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	② ①の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。都道府県は、直ちに都道府県対策本部を設置する。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。	○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
						○		○	—	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する	厚生労働省
8	統括庁、関係省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	③ 国は、必要に応じて準備期にあらかじめ指定した各省庁の幹部職員を統括庁の兼務とすることや、その他の職員についても統括庁に参集させることにより、統括庁の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における政府の一体性の確保を図る。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	統括庁
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	関係省庁
9	厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	④ 国は、政府対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う厚生労働省の体制を強化するため、同省内外から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	その他全省庁
10	統括庁、厚生労働省	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑤ 国は、必要に応じて、政府対策本部にJIHSを出席させ、把握している科学的知見等の意見を述べさせる。	○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○			—	9	⑦ 国及びJIHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
11	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑥ 国は、JIHS等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。	○		○	政府対策本部の設置や基本的対処方針の策定に至る初動対応が円滑に行えるよう、事務的な文書の素案作成など平時に可能な準備を進めている。	2	国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	その他全省庁

実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
12	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑦ 国、都道府県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3及び1-4を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。	○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	統括庁
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			—	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	その他全省庁
13	厚生労働省、関係省庁	62	2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置	初動期	⑧ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。		○		—	—	—	厚生労働省
14	外務省、厚生労働省、農林水産省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	① 国は、国際機関又は発生国からの要請に応じ、準備期における検討に基づき編成した海外派遣専門人材チームの派遣を検討する。	○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	外務省
						○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	厚生労働省
						○			—	28	⑤ 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて職員を派遣できるよう、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門人材チームを編成する。	農林水産省
15	厚生労働省、関係省庁	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	② 国は、発生国に対しWHOが行う支援への協力を行う。	○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省
16	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	③ 国は、WHO、国際獣疫事務局（WOAH）等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。	○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	文部科学省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	農林水産省
17	厚生労働省	63	2-3. 国際的な連携体制の強化	初動期	④ JIHSは、迅速に情報収集を行い、検体の提供等が受けられるよう、連携関係にある海外の研究機関等と協力を進める。	○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省

実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
18	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	63	2-4. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	初動期	国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。国は、都道府県及び市町村における機動的かつ効果的な対策の実施のため、都道府県及び市町村への財政支援について迅速に検討し、所要の措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	厚生労働省
19	統括庁、厚生労働省、関係省庁	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	① 国及びJHSは、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、国民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に共有する。また、国は、必要に応じて、推進会議の意見を聴いて基本的対処方針を変更し、これを公示した上で、基本的対処方針に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。	○		○	—	8, 9	⑥ JHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。 ⑦ 国及びJHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	統括庁
						○		○	—	8, 9	⑥ JHSは、平時から、国と連携して、国民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。 ⑦ 国及びJHSは、情報共有等を平時から定期的に行う等、緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。	厚生労働省
20	統括庁、厚生労働省	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	② 都道府県は、保健所や地方衛生研究所等とも連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。	○			—	15	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	統括庁
						○			—	15	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。	厚生労働省
21	統括庁、厚生労働省	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	③ JHSは、統括庁や厚生労働省が求める感染症の特徴に関する情報を始めとした科学的知見を迅速に提供するため、迅速な意思決定や情報分析が可能な組織体系に移行する。	○			—	10	⑧ JHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	統括庁
						○			—	10	⑧ JHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。	厚生労働省
22	全省庁	64	3-1-1. 対策の実施体制	対応期	④ 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。			○	<u>平時から、職員のメンタルヘルス支援として、相談窓口を設置し、周知している。</u>	—	—	全省庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
23	統括庁	64	3-1-2. 国による総合調整及び指示	対応期	① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う。 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。	○		○	—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
24	厚生労働省	65	3-1-2. 国による総合調整及び指示	対応期	② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う。 なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する。	○		○	—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
25	統括庁、厚生労働省	65	3-1-3. 都道府県による総合調整	対応期	① 都道府県は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
26	厚生労働省	66	3-1-3. 都道府県による総合調整	対応期	② また、都道府県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。あわせて、都道府県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市等に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省

実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
27	統括庁、厚生労働省、関係省庁	66	3-1-4. 政府現地対策本部の設置	対応期	国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、政府現地対策本部を設置する。	○			—	4, 18	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	4, 18	② 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、行政官等について、キャリア形成の支援等を行いながら、訓練や養成等を推進する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
28	統括庁、厚生労働省、関係省庁	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	① 国は、地方公共団体から職員の派遣要請があった場合又は指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる。	○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
						○			—	18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	厚生労働省
29	統括庁、厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	② 都道府県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省
30	厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	③ 都道府県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。	○			—	23	⑥ 都道府県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関等の民間機関に対して総合調整権限を行使し、着実な準備を進める。	厚生労働省
31	統括庁、厚生労働省	66	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の属する都道府県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、当該都道府県はこれに対応する。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
32	統括庁、厚生労働省	67	3-1-5. 職員の派遣・応援への対応	対応期	⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は当該市町村の属する都道府県に対して応援を求める。当該都道府県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。	○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	統括庁
						○			—	22	⑤ 都道府県は、第3節（対応期）3-1-5に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。	厚生労働省
33	厚生労働省	67	3-1-6. 国際的な連携体制の強化	対応期	① 国は、症例定義や実施された措置を含む国内発生情報のうち、国際保健規則（IHR）で通報が義務付けられている内容について、遅滞なく WHO へ通報する。	○			—	24	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	厚生労働省
34	厚生労働省、関係省庁	67	3-1-6. 国際的な連携体制の強化	対応期	② 国は、国際機関や外国政府等との間で、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する連携や協力を行う。	○			—	25	② 国及びJHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	関係省庁
35	統括庁、総務省、厚生労働省、関係省庁	67	3-1-7. 必要な財政上の措置	対応期	① 国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずる。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	関係省庁
36	統括庁、総務省	67	3-1-7. 必要な財政上の措置	対応期	② 都道府県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
37	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	67	3-2-1-1. まん延防止等重点措置の公示までの手続等	対応期	国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。まん延防止等重点措置の実施の手続は、以下のとおりである。	○		○	—	2	国、JHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	統括庁
							○	○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	その他全省庁

実施体制（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
38	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	68	3-2-1-1-1. 関係情報の報告	対応期	国及びJHSは、準備期及び初動期から実施している国内外からの情報を収集し分析する体制について、その時々必要性に応じて、その情報収集・分析の方法や体制を柔軟に変化させ、専門家等の意見も聴きつつ、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置の実施の判断に必要な関係情報を政府対策本部長に報告する。	○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	統括庁
						○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	11	⑨ 国は、感染症危機管理における情報収集・分析について、国内外の関係者と連携し、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。	その他全省庁
39	統括庁、厚生労働省	68	3-2-1-1-2. 推進会議への意見聴取	対応期	国は、まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、推進会議の意見を聴く。		○		—	—	—	統括庁
							○		—	—	—	厚生労働省
40	統括庁、厚生労働省	68	3-2-1-1-3. まん延防止等重点措置の決定	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施することを決定する。あわせて、基本的対処方針の変更に関する推進会議の意見を踏まえ、変更案を決定する。		○	○	—	—	—	統括庁
							○	○	—	—	—	厚生労働省
41	統括庁	68	3-2-1-1-4. 公示等	対応期	国は、まん延防止等重点措置の公示を行うとともに、基本的対処方針を変更する。		○		—	—	—	統括庁
42	統括庁	68	3-2-1-2. 期間及び区域の指定	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施すべき期間及び区域を公示する。また、公示する区域については、発生区域の存在する都道府県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定が可能であることにも留意する。		○	○	—	—	—	統括庁
43	統括庁	68	3-2-1-3. 都道府県による要請又は命令	対応期	都道府県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。	○			—	19	② 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。	統括庁
44	統括庁、厚生労働省、その他全省庁	69	3-2-1-4. まん延防止等重点措置を実施する必要のある事態の終了	対応期	国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、推進会議の意見を聴いて、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する。		○		—	—	—	統括庁
							○		—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	その他全省庁
45	統括庁	69	3-2-2. 緊急事態宣言の手続	対応期	緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、上記3-2-1のまん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。 ① 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。		○		—	—	—	統括庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
46	統括庁	69	3-2-2. 緊急事態宣言 の手續	対応期	② 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置する。市町村は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。	○	○	—		18	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
47	統括庁、厚生労働省、 その他全省庁	69	3-3-1. 政府対策本部 の廃止	対応期	国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する。		○	—		—	—	統括庁
							○	—		—	—	厚生労働省
							○	—		—	—	その他全省 庁
48	統括庁	70	3-3-2. 都道府県対策 本部の廃止	対応期	都道府県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく都道府県対策本部を廃止する。		○	—		—	—	統括庁

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
49	厚生労働省、外務省、文部科学省	74	2-1. 実施体制	初動期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに感染症インテリジェンス体制を強化し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省
50	厚生労働省	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	① 国及びJIHSは、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、都道府県等や国際機関、研究機関、在外公館、検疫所等からの情報、学術論文等の情報、現地での派遣調査による情報、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報等のほか、感染動向に関する様々なシミュレーションの結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
51	厚生労働省	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	② 国及び都道府県等は、リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
52	統括庁、関係省庁	74	2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	初動期	③ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
53	厚生労働省	74	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析を行うため、感染症インテリジェンス体制を強化し、継続的にリスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
54	厚生労働省	74	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
55	厚生労働省、外務省	75	2-2-2. リスク評価体制の強化	初動期	③ 国は、準備期から実施する取組に加えて、流行国・地域への派遣調査や有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に発生の初期段階での情報の収集・分析を行い、初期段階でのリスク評価を行う。 さらに、情報収集・分析の方法について、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	37, 53	・国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 ・国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じて、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
56	厚生労働省	75	2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
57	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	75	2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	初動期	国は、新たな感染症が発生した場合は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36, 53	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	33	② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
58	厚生労働省、外務省、文部科学省	76	3-1. 実施体制	対応期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、感染症インテリジェンス体制を強化する。 また、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
59	厚生労働省	76	3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	対応期	① 国、JIHS、都道府県等は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、検疫所、JIHS及び都道府県等からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。 この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
60	統括庁、関係省庁	76	3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価	対応期	② 国及びJIHSは、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
61	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	① 国及びJIHSは、都道府県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症インテリジェンス体制を強化し、引き続き活用する。	○			—	38	国は、都道府県等やJIHS等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。	厚生労働省
62	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的なネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
63	厚生労働省、外務省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	③ 国は、有事に国際機関や諸外国政府等が開催する会議や調査等への参加等により、積極的に情報の収集・分析を行い、リスク評価を行う。	○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	外務省
64	統括庁、関係省庁	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	④ 国は、特に国内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を実施する場合に備え、国民生活及び国民経済に関する分析を強化し、感染症危機が国民生活及び国民経済等に及ぼす影響を把握する。	○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	関係省庁
65	厚生労働省	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	⑤ 都道府県等は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。	○			—	35	④ 国、JIHS及び都道府県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。	厚生労働省

情報収集・分析（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
66	厚生労働省、統括庁	77	3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施	対応期	⑥ 国は、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について都道府県等に提供するとともに、国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36, 75	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。 国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	統括庁
67	厚生労働省	77	3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。	○		○	—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
68	厚生労働省、統括庁、外務省、文部科学省	77	3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有	対応期	国は、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、都道府県等に共有するとともに、国民等に迅速に提供・共有する。	○			—	34	③ 国は、情報収集・分析の結果のうち、必要なものについては、JIHSや都道府県等、地方衛生研究所等を始めとする関係機関に速やかに共有するよう努める。	厚生労働省
						○			—	36	⑤ 国及びJIHSは、国民生活及び国民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。	統括庁
						○			—	33	② 在外公館及び検疫所は、感染症に関する情報を得た場合には速やかにこれらの機関を所管する省庁の関係部局へ報告する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
69	厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省	81	2-1. 実施体制	初動期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断し、実施体制の整備を進める。 また、国は、WHOやWOAH等における病原体の同定・解析、症例定義に関して協力を行い、情報共有等を行う。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	文部科学省
						<u>○</u>		○	—	<u>48</u>	<u>③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</u> <u>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。</u>	農林水産省

サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
70	厚生労働省、農林水産省、環境省	81	2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始	初動期	国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。 また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、国民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。 新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を地方衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、JIHSは、それを確認する。	○		○	－	46, 47, 48, 49	① 国及び都道府県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。 また、国は、感染症サーベイランス体制の強化に向けた研究の一環として、JIHS等と連携し、下水サーベイランス等の患者からの直接的な検体採取を伴わないサーベイランスを平時から実施し、その分析結果等について定期的に公表する。 ② 国及び都道府県等は、JIHS等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。 ③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	厚生労働省
						<u>○</u>		○	－	48	<u>③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。</u> <u>また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。</u>	農林水産省
						○		<u>○</u>	－	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
71	厚生労働省	82	2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化	初動期	国及びJIHSは、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得た知見等に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について分析を行う。これらを踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性の評価を行う。	○		○	－	42, 45	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。 ④ 国は、JIHSと連携して、感染症インテリジェンスで得た知見を踏まえて、有事において迅速かつ効率的な感染症サーベイランスの実施体制を構築できるよう、国内の民間検査機関を含む関係機関や外国政府、国際機関（WHO、WOAH、国連食糧農業機関（FAO）等）等と、平時から情報共有や意見交換を行う。	厚生労働省

サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
72	厚生労働省	82	2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。	○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
73	厚生労働省	82	2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有	初動期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、国内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国民等へ迅速に提供・共有する。	○			—	52	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省
74	厚生労働省	83	3-1. 実施体制	対応期	国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に実施できるよう、リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備する。 また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。	○		○	—	43	② 国は、都道府県等からの報告とJIHSによるリスク評価に基づき、速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。	厚生労働省

サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
75	厚生労働省、農林水産省、環境省	83	3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。 なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。 このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。 都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。	<u>○</u>		○	ー	<u>42、48</u>	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。 ③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	厚生労働省
						○		<u>○</u>	ー	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林水産省
						○		<u>○</u>	ー	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
76	厚生労働省	84	3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施	対応期	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴及び流行状況を踏まえたリスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性の評価を行う。初動期以降も、必要に応じて、疫学調査や厚生労働科学研究等により、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について評価を行い、必要な対応や見直しを実施する。	<u>○</u>		○	ー	<u>42</u>	① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。 また、国は、JIHSと連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。	厚生労働省
77	厚生労働省	84	3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。	○		○	ー	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省

サーベイランス（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
78	厚生労働省	84	3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有	対応期	国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症サーベイランスにより国内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め都道府県等に共有するとともに、国民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて国民等に分かりやすく情報を提供・共有する。	○			—	52	国は、JIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果を都道府県等に迅速に共有するとともに、分析結果に基づく正確な情報を国民等に分かりやすく提供・共有する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
79	統括庁、厚生労働省、関係省庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○			—	53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁
						○			—	53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
79	統括庁、厚生労働省、関係省庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	関係省庁
80	統括庁	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを立ち上げる。			○	—	—	—	統括庁
81	厚生労働省	88	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○		—		53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
82	統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	統括庁
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	厚生労働省
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	関係省庁

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
83	厚生労働省	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	○		—		61	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	厚生労働省
84	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	初動期	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	統括庁
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	厚生労働省
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	関係省庁
85	統括庁、厚生労働省	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。	○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	統括庁
						○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	厚生労働省
86	厚生労働省、関係省庁	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を作成するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	○		—		59, 64	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 ② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
87	厚生労働省、関係省庁	89	2-2. 双方向のコミュニケーションの実施	初動期	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等により Q&A を配布するとともに、コールセンター等の設置を要請する。	○		—		64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
						○		—		64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	関係省庁

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
88	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	89	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	法務省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	文部科学省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	厚生労働省
89	統括庁、厚生労働省、関係省庁	89	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁
						○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	厚生労働省
90	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	90	2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請や協力等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	法務省
								○	—	—	—	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
91	統括庁、厚生労働省、関係省庁	91	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁
						○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
91	統括庁、厚生労働省、関係省庁	91	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	① 国は、国民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。 その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。 また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。	○		—		53, 58	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	関係省庁
92	統括庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	② 国は、国民等の情報収集の利便性向上のため、関係省庁、地方公共団体、指定（地方）公共機関の情報等について、必要に応じて、集約の上、総覧できるウェブサイトを運営する。			○	—	—	—	統括庁
93	厚生労働省	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	③ JIHSは、国と連携して、国民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○		—		53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
94	統括庁、厚生労働省、関係省庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	④ 国は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。	○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	統括庁
						○		—		60	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、地方公共団体や業界団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
95	厚生労働省	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	⑤ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。	○		—		61	④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、感染症の発生状況等に関する公表基準等に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の一層の明確化や周知を図る。	厚生労働省
96	外務省、統括庁、厚生労働省、関係省庁	92	3-1. 基本的方針 3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有	対応期	⑥ 国は、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	外務省
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	統括庁
						○		—		62	⑤ 平時から、在京大使館等との連携体制の構築に努めつつ、国際的な情報提供・共有を適切に行う。	厚生労働省
97	統括庁、厚生労働省	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	① 国は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。	○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	統括庁
						○		—		63, 65	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。 ③ 国は、国民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等を始め、リスクコミュニケーションの研究や取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。	厚生労働省
98	厚生労働省、関係省庁	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	② 国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を改定するとともに、コールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、国民や事業者等の関心事項等を整理し、Q&A 等に反映するとともに、関係省庁で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。	○		—		59, 64	② 国として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する広報担当官を置くことを含め必要な体制を整備するとともに、関係省庁がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等を整理する。 ② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省
99	厚生労働省、関係省庁	92	3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施	対応期	③ 国は、都道府県及び市町村に対し、オンライン等により Q&A の改定版を配布するとともに、コールセンター等の継続を要請する。	○		—		64	② 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民等からの相談に応じるため、国のコールセンター等が設置されるよう準備する。また、都道府県及び市町村に対し、コールセンター等が設置されるように準備するよう要請する。	厚生労働省

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
100	統括庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁	92	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、地方公共団体、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、国民等に周知する。	○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	統括庁
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	法務省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	文部科学省
						○			—	54	国は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。	厚生労働省
101	統括庁、厚生労働省、関係省庁	93	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	統括庁
						○			—	56	また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを行い、その状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、国民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。	厚生労働省
102	統括庁、総務省、法務省、厚生労働省、関係省庁	93	3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	対応期	国は、偏見・差別等や偽・誤情報への対策として、SNS 等のプラットフォーム事業者が行う取組に対して必要な要請・協力等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	総務省
								○	—	—	—	法務省
								○	—	—	—	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
103	厚生労働省、統括庁、関係省庁	93	3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、国民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、国民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、国は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国が国民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。	○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
104	厚生労働省、統括庁、関係省庁	93	3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明	対応期	病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、国民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。	○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	厚生労働省
						○			—	53	国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
105	厚生労働省、統括庁、関係省庁	94	3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明	対応期	病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や国民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。	○			—	58	① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	厚生労働省
						○			—	58	① 国は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて国民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、国民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。	統括庁

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
106	厚生労働省、統括庁、関係省庁	94	3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。	○			－	63	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	厚生労働省
						○			－	63	① 国は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。	統括庁

水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
107	出入国在留 管理庁、国 土交通省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、発生 国・地域又は発生国・地域から第三国（発生国・地域以外の国・ 地域をいう。以下同じ。）を経由して我が国へ来航する船舶・航 空機について、船舶・航空会社等の協力を得ながら、出発地、搭 乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報を収集する。		○		<u>出入国在留管理庁では、平時より 船舶・航空会社等から搭乗者等に係 る情報を収集している。</u>	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	国土交通省
108	厚生労働 省、外務省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	② 国は、主要国及び発生国・地域の発生状況や水際対策について の情報収集を行う。	○			－	72	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）におけ る新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築す る。	厚生労働省
						○			－	72	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）におけ る新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築す る。	外務省
109	厚生労働 省、出入国 在留管理 庁、国土交 通省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	③ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表 （PHEIC 宣言等）等する前であっても、帰国者等への質問票の配 布等により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認 し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。また、発生国・地域 から第三国経由で帰国・入国する者に対し、船舶・航空会社等の 協力を得ながら、質問票の配布に加えて旅券の出国証印の確認を 実施する等、発生国・地域での滞在の有無を把握し、検疫の効果 を高める。			○	－	－	－	厚生労働省
							○		－	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	国土交通省
110	出入国在留 管理庁、財 務省	97	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	④ 国は、入国審査や税関において、新型インフルエンザ等に感染 したおそれのある者を発見した場合は、直ちに検疫所に通報し指 示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。		○		－	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	財務省
111	厚生労働 省、国土交 通省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑤ 国は、有症状者（発熱や咳といった健康状態に何らかの異状を 呈している者をいう。以下同じ。）が搭乗手続をしようとした場 合には、必要に応じて搭乗拒否を行うよう、船舶・航空会社等に 要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
								○	－	－	－	国土交通省
112	厚生労働 省、国土交 通省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑥ 国は、船内又は機内において有症状者を発見した場合に、船内 又は機内における必要な感染症対策を講ずるよう、船舶・航空会 社等に対応を要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
						<u>○</u>			－	<u>66</u>	<u>① 国は、水際対策関係者に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得の ための研修や検疫措置の強化に対応する人材の育成のための研修を行うとともに、水 際対策の実効性を高めるため、関係機関との合同実施も含めた訓練を行う。</u>	国土交通省
113	厚生労働省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑦ 国は、全ての帰国者等に対し船舶・航空会社等の協力を得なが ら、帰国・入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カー ドの配布等により帰国・入国後の患者の発見に努める。			○	－	－	－	厚生労働省
114	厚生労働 省、外務省	98	2-1. 新型インフルエ ンザ等の発生初期の 対応	初動期	⑧ 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりや すく提供・共有し、注意喚起を行う。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する。	厚生労働省
						○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、 注意喚起を行う体制を構築する。	外務省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
115	外務省	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑨ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO による急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生の公表（PHEIC 宣言等）等の有無にかかわらず、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。発生国・地域の状況等を総合的に勘案し、渡航中止勧告や退避勧告を検討する。	○		—		73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
116	業所管省庁	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑩ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国・地域への出張を避けるよう要請する。また、国は、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。			○	<u>情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。</u>	—	—	業所管省庁
117	厚生労働省、出入国在留管理庁、財務省	98	2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応	初動期	⑪ 国は、水際対策関係者に対して、必要に応じて、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスのばく露を受けた場合の抗ウイルス薬の予防投与等の必要な感染対策を講ずる。	○		○	—	67, 111	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。 登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
						○			—	67	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。	出入国在留管理庁
						○			—	67	② 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。	財務省
118	厚生労働省	98	2-2. 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等	初動期	国は、当該感染症が、検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討を行い、必要に応じて感染症の政令指定を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
119	厚生労働省、国土交通省	98	2-3. 検疫措置の強化	初動期	① 国は、検疫を実施する港及び空港内の待機・検査等のスペースや動線の確保等について、港又は空港管理会社等と調整し、検疫措置の環境整備を行う。	○			—	71	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	厚生労働省
						<u>○</u>			—	<u>71</u>	<u>⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。</u>	国土交通省
120	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	② 国は、JHS と連携し、PCR 検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する（第 1 節（準備期）1-1④で協力体制を構築した地方衛生研究所等や民間検査会社を含む。）。	○			—	69	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。	厚生労働省
121	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	③ 国は、隔離・停留や宿泊施設での待機要請の対象となる者を収容・待機させる施設や搬送手段を第 1 節（準備期）1-1③の協定等に基づき確保する。	○			—	68	③ 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、円滑に入院等を行うことができるよう都道府県等との連携体制を構築する。 なお、当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。	厚生労働省

水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
122	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	④ 国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港及び特定検疫飛行場（以下「特定検疫港等」という。）の周辺の施設の管理者の同意を得て当該施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する。			○	－	－	－	厚生労働省
123	統括庁、厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑤ 国は、診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。			○	－	－	－	統括庁
								○	－	－	－	厚生労働省
124	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑥ 国は、検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請を実施する。			○	－	－	－	厚生労働省
125	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑦ 国は、陰性者や検査対象外の者については、上記⑤により定めた対象範囲に従って、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視を実施する。なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更する。			○	－	－	－	厚生労働省
126	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑧ 国は、居宅等待機者については、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、居宅等への移動に関し公共交通機関の不利用の要請を行う。			○	－	－	－	厚生労働省
127	厚生労働省	99	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑨ 国は、当該感染症について、無症状病原体保有者からの感染が見られる場合は、当該感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、上記⑤から⑦までの検疫措置の強化を図る。			○	－	－	－	厚生労働省
128	厚生労働省	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑩ 国は、検疫法に基づく検疫感染症の発生又はまん延を防止するための指示及び居宅等での待機指示や外出していないことの報告徴収等の水際対策を徹底するための措置並びに水際対策への協力が得られない者に対する措置の実施を検討する。また、これらの措置を含めた水際対策の内容を広く国内外に周知する。			○	－	－	－	厚生労働省
129	厚生労働省、国土交通省	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑪ 国は、検疫措置を適切に行うため、発生国・地域の感染状況、船舶・航空機の運航状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め集約化を図る。	○			－	71	⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。	厚生労働省
						<u>○</u>			－	<u>71</u>	<u>⑥ 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、帰国者等の検疫措置の強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化、船舶・航空機の運航制限の要請、入国制限、査証制限等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。</u>	国土交通省
130	警察庁、海上保安庁	100	2-3. 検疫措置の強化	初動期	⑫ 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		－	－	－	警察庁
							○		－	－	－	海上保安庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
131	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	100	2-4. 入国制限等	初動期	① 国は、WHO や諸外国の動向も踏まえつつ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、発生国・地域の感染状況等を勘案して、上陸拒否対象国・地域の指定及び同国・地域からの外国人の入国の原則停止等について、政府対策本部で決定する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
132	出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省	100	2-4. 入国制限等	初動期	② 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、指定された上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人について、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 5 条第 1 項第 14 号に該当するものとして上陸を拒否する。			○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	厚生労働省
133	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	100	2-4. 入国制限等	初動期	③ 国は、発生国・地域の感染状況や検疫体制等に応じ、帰国を希望する在外邦人の数にも留意しつつ入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う。具体的には、下記⑤の船舶・航空機の運航の制限等により実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
134	外務省	100	2-4. 入国制限等	初動期	④ 国は、外国人の入国の原則停止等の政府対策本部決定に基づき、必要な査証制限（発給済み査証の効力停止、査証審査の厳格化、査証免除措置の一時停止等）を行う。			○	—	—	—	外務省
135	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	100	2-4. 入国制限等	初動期	⑤ 国は、検疫体制等を踏まえ新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要な場合には、船舶・航空会社に対し、発生国・地域から発航又は来航する船舶・航空機の運航の制限を要請する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
136	出入国在留管理庁、海上保安庁、警察庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	① 国は、発生国・地域からの密入国が予想される場合には、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染したおそれのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、保健所等との協力を確保しつつ、必要な感染対策を講じた上、所要の手続をとる。		○		—	—	—	出入国在留管理庁
							○		—	—	—	海上保安庁
							○		—	—	—	警察庁

水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
137	出入国在留 管理庁、海 上保安庁、 警察庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	② 国は、発生国・地域から到着する船舶・航空機に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		<u>出入国在留管理庁では、平時から密入国者など不法に入国（上陸）しようとする外国人の発見や違反防止のため、空港内のパトロールや、船内サーチを行っている。</u>	－	－	出入国在留 管理庁
							○		－	－	－	海上保安庁
							○		－	－	－	警察庁
138	警察庁、海 上保安庁	101	2-5. 密入国者対策	初動期	③ 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、また、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導又は調整する。		○		－	－	－	警察庁
							○		－	－	－	海上保安庁
139	厚生労働 省、デジタ ル庁	101	2-6. システムの稼働	初動期	国は、質問票の配布等の検疫手続について、第1節（準備期）1-1-⑤で整備したシステムを通じた質問票の入力等の機能の運用を開始するとともに、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働させる。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働 省、デジタ ル庁
140	外務省	101	2-7. 関係各国・地域 への情報提供・共有	初動期	国は、上記 2-3 から 2-6 までのに係る水際対策について、関係各国・地域へ情報提供・共有を行う。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
141	厚生労働省	101	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	① 国は、検疫措置の強化に伴い、検疫所と都道府県等や医療機関等の関係機関との連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR 検査等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。	○			－	69	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。	厚生労働省
142	厚生労働省	101	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	② 国は、質問票等により得られた情報について、準備期にあらかじめ定めたところに従い、都道府県等に提供する。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働省
143	厚生労働省	102	2-8. 地方公共団体等 との連携	初動期	③ 都道府県等は、国と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。	○			－	70	⑤ 国は、帰国者等による質問票の入力、帰国者等の健康監視等や都道府県等への情報共有等を円滑に行う上で必要なシステムを整備し、随時更新する。	厚生労働省
144	外務省、文 部科学省、 業所管省庁	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	① 国は、発生国・地域に滞在（駐在や留学を含む。）する在外邦人に対し、直接又は企業や学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国・地域において感染が疑われた場合の対応等について周知する。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
							○		<u>速やかに対応等について情報を入手・周知できるよう、学校等の関係者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	文部科学省
							○		<u>情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	業所管省庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
145	外務省、国土交通省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	② 国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間に帰国ができるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等の必要な支援を行う。なお、入国者総数の上限数を設定し、入国者総数の管理を行う場合には、現地の緊急的な状況等に応じ帰国を希望する在外邦人に対し、特に留意する。	○			—	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
								○	—	—	—	国土交通省
146	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	③ 国は、定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、検疫強化の必要性に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処の方針を決定し、外務省ホームページ、在外公館、船舶・航空会社、旅行代理店等を通じ、これを発生国・地域に滞在する在外邦人に対して周知する。	○			—	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
						○			—	72, 73	① 国は、諸外国・地域（特に日本各地との定期便による交流がある国・地域）における新型インフルエンザ等の感染状況や水際対策に係る情報を収集する体制を構築する。 ② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
								○	—	—	—	海上保安庁
									・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢を確保している。 ・令和8年度以降も引き続き態勢確保する。	—	—	防衛省
147	外務省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、防衛省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	④ 国は、決定した対処の方針に従い、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応を行う。			○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
								○	—	—	—	海上保安庁
									・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢を確保している。 ・令和8年度以降も引き続き態勢確保する。	—	—	防衛省

水際対策（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
148	外務省	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	⑤ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、現地医療機関等による抗インフルエンザ薬の処方等を検討し、必要に応じ、在外公館に配備する医薬品の利用等も検討する。			○	<u>在外公館に配備する抗インフルエンザ薬は、現地の医師の処方、使用指示があるにもかかわらず、責任国・地域で医薬品が枯渇し、在外邦人が必要な内服が行えない場合に、在外公館の医務官もしくは医務官が不在の場合には外務省診療所長の許可を得て当該在外邦人に配付することとしている。</u>	－	－	外務省
149	外務省、文部科学省、業所管省庁	102	2-9. 在外邦人支援	初動期	⑥ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、直接又は企業や学校等を通じ、感染拡大防止のための注意喚起等を実施する。	○			－	73	② 国は、在外邦人や出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。	外務省
							○		<u>速やかに対応等について情報を入手・周知できるよう、学校等の関係者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	文部科学省
							○		<u>情報収集先や所管事業者への連絡体制を整備している。</u>	－	－	業所管省庁
150	厚生労働省	103	3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国は、状況の変化を踏まえ、第２節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続する。 その際、感染症法の規定に基づき、都道府県等から要請があり、かつ、都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、国は、当該都道府県等に代わって第２節（初動期）2-8③の健康監視を実施する。			○	－	－	－	厚生労働省
151	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	103	3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期	対応期	国は、第２節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続しつつ、リスク評価の結果に基づき、国内外の感染状況、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策を検討し、実施する。 また、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。			○	－	－	－	統括庁
								○	－	－	－	出入国在留管理庁
								○	－	－	－	外務省
								○	－	－	－	厚生労働省
								○	－	－	－	国土交通省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
152	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	103	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	国は、第2節（初動期）2-1 及び 2-3 から 2-9 までの対応を継続しつつ、以下の①から③までの取組を行う。 ① 国は、ワクチンや治療薬の開発や普及によって、感染拡大に伴うリスクが低下すると考えられることから、これらの開発や普及状況に応じて水際対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討し、実施する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
153	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	② 国は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、対策の効果や国民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、水際対策に合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小又は中止する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
154	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	③ 国は、当該感染症の新たな変異株が海外で発生した場合には、当該病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）が確認できるまでの間は水際対策を強化し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や国内外の感染状況等を踏まえて対策の強度を切り替える。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	国土交通省
155	統括庁、出入国在留管理庁、外務省、厚生労働省、国土交通省	104	3-4. 水際対策の変更の方針の公表	対応期	国は、水際対策の強化、緩和又は中止を行うに当たっては、その方針について国内外に公表するとともに、関係機関等に必要な対応を依頼する。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	出入国在留管理庁
								○	—	—	—	外務省
								○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	国土交通省

まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
156	厚生労働省	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	① 国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。 また、国及び都道府県等は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。	○			—	2,18	<u>国、JIHS、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。</u> <u>① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。</u>	厚生労働省
157	厚生労働省	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	② JIHSは、国内外の専門家と協力し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づき、有効なまん延防止対策に資する情報を速やかに国及び都道府県等に提供する。	○			—	10, 37	⑧ JIHSは、統括庁や厚生労働省からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等の有事における健康危機への対応を想定した平時の体制を構築するとともに、感染症有事の際に迅速な対応が可能となる体制を構築する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
158	統括庁、指定公共機関所管省庁	107	2-1. 国内でのまん延防止対策の準備	初動期	③ 国は、国内におけるまん延に備え、地方公共団体又は指定（地方）公共機関等において業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備を行うように要請する。	○			—	250, 251	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じてこと等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 ② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	統括庁
							○		—	—	—	指定公共機関所管省庁
159	厚生労働省	108	3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応	対応期	都道府県等は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
160	統括庁	108	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-1. 外出等に係る要請等	対応期	都道府県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。 また、都道府県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁

まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
161	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	109	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等	対応期	国及び都道府県は、国民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。	○		—		77,78	② 国、都道府県、市町村、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。 ③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
							○	—	—	—	—	業所管省庁
162	統括庁、外務省、国土交通省	109	3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 3-1-2-3. 退避・渡航中止の勧告等	対応期	国は、感染症危険情報を発出し、在外邦人や出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行い、発生国・地域の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて退避勧告や渡航中止勧告を行う。			○	—	—	—	統括庁
						○		—	—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
							○	—	—	—	—	国土交通省
163	統括庁、文部科学省、業所管省庁	109	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等	対応期	都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。 また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。	○		—	—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
								○	感染症対策等について、都道府県教育委員会等を通じて学校へ情報共有・周知するための体制を構築している。	—	—	文部科学省
							○	—	—	—	—	業所管省庁
164	統括庁、業所管省庁	109	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請	対応期	都道府県は、必要に応じて、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。			○	—	—	—	統括庁
							○	—	—	—	—	業所管省庁

まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
165	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-3. 3-1-3-1及び3-1-3-2の要請に係る措置を講ずる命令等	対応期	都道府県は、上記3-1-3-1又は3-1-3-2のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
166	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-4. 施設名の公表	対応期	都道府県は、上記3-1-3-1から3-1-3-3までのまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表する。また、国は、都道府県の判断に資する内容の情報提供・共有を行う。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
167	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	① 国及び都道府県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。	○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	統括庁
								○	—	—		厚生労働省
							○		—	—		業所管省庁
168	厚生労働省	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	② 国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。	○			—	76	① 国及び都道府県は、それぞれの行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護するためには国民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。	厚生労働省
169	統括庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	③ 都道府県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。	○			—	78	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。	統括庁
170	統括庁、外務省、国土交通省、業所管省庁	110	3-1-3. 事業者や学校等に対する要請 3-1-3-5. その他の事業者に対する要請	対応期	④ 国は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている国・地域への出張の延期・中止の勧告を行う。	○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	統括庁
						○			—	37	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	外務省
							○		—	—		国土交通省
							○		—	—		業所管省庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
171	統括庁、業 所管省庁	111	3-1-3. 事業者や学校 等に対する要請 3-1-3-5. その他の事 業者に対する要請	対応期	⑤ 国は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組 を検討する。	○			—	78, 79, 252, 255	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ 等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限 の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん 延防止対策への理解促進を図る。 ④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となる ものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛 や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が 想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏ま え、指定（地方）公共機関に周知する。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、 テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性 のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、 こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要 となる可能性があることにも留意する。	統括庁
							○		—	—	—	業所管省庁
172	統括庁、こ ども家庭 庁、文部科 学省	111	3-1-3. 事業者や学校 等に対する要請 3-1-3-6. 学級閉鎖・ 休校等の要請	対応期	国及び都道府県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、 薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等に おける感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、国 及び都道府県は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基 づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況 等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。			○	<u>新型インフルエンザ等への対処に関 する方針は、基本的対処方針にて示 すこととなり、当該対処方針の策定 が円滑に行えるよう、事務的な文書 の素案作成など、平時に可能な準備 を進めており、速やかに対応可能で ある。</u>	—	—	統括庁
								○	<u>保育施設等における感染対策の実施 に資する情報提供・共有について は、保育所における感染症対策ガイ ドラインによって行っている。</u>	—	—	こども家庭 庁
								○	<u>感染症対策等について、都道府県教 育委員会等を通じて学校へ情報共 有・周知するための体制を構築して いる。</u>	—	—	文部科学省
173	統括庁、厚 生労働省、 国土交通省	111	3-1-4. 公共交通機関 に対する要請 3-1-4-1. 基本的な感 染対策に係る要請等	対応期	国は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼 び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。	○			—	79	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となる ものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛 や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が 想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏ま え、指定（地方）公共機関に周知する。	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
							○		—	—	—	国土交通省

まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
174	統括庁、国土交通省	111	3-1-4. 公共交通機関に対する要請 3-1-4-2. 減便等の要請	対応期	国は、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、公共交通機関等に対し、運行方法の変更等を要請する。	○			—	79	④ 公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定（地方）公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。国は、その運行に当たっての留意点等について、調査研究の結果を踏まえ、指定（地方）公共機関に周知する。	統括庁
							○		—	—	—	国土交通省
175	統括庁	111	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期	対応期	国及び都道府県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する国民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、国民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。 このため、国及び都道府県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討することを含め、上記3-1に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる（まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の考え方については、3-3に記載）。			○	—	—	—	統括庁
176	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期	対応期	以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びIHHSによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。			○	—	—	—	統括庁
177	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合	対応期	り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記3-2-1と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。			○	—	—	—	統括庁
178	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合	対応期	り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。 それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。			○	—	—	—	統括庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
179	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合	対応期	り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記3-1に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。 上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、都道府県に対する国の支援を強化する。具体的には、都道府県が当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、国は、都道府県を支援するため、当該都道府県においてより効果的・効率的な感染対策を実施できるよう、関係省庁や業界団体等との連携や調整、好事例の提供や導入支援、感染対策に関する助言・指導等を行う。それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。			○	—	—	—	統括庁
180	統括庁	112	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合	対応期	こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。 例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記3-1-3-6の学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等 を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。			○	—	—	—	統括庁
181	統括庁、厚生労働省	113	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記3-1に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。 なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記3-2-2に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
182	統括庁、厚生労働省	113	3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	国及び都道府県は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省

まん延防止（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
183	統括庁	113	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	上記3-2の考え方にに基づき対応するに当たり、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載を参照する。 ① 都道府県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。	○		○	－		① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	統括庁
184	統括庁	114	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	② 国は、JIHS及び都道府県等と緊密に連携し、JIHS等から得られる科学的知見や都道府県の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床利用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。 その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。	○		○	－	75	国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理する。その際、有事にも円滑な把握ができるよう、可能な限り平時から定期的に収集している既存の指標やデータ等を用いる。	統括庁
185	統括庁	114	3-3. まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等	対応期	③ ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、これらの措置の必要性や内容を判断する。（統括庁） （ア） 封じ込めを念頭に対応する時期 科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。 （イ） 病原体の性状等に応じて対応する時期 医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、JIHS等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。 （ウ） ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 上記（イ）と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。			○	－	－	－	統括庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
186	厚生労働省	125	2-1. 研究開発 2-1-1. 病原体やゲノム情報の早期入手	初動期	国及びJHSは、国内外の研究機関等と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し、分与・提供するとともに、早期にパンデミックワクチンの研究開発を実施するよう要請する。	○			—	88	① 国及びJHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	厚生労働省
187	健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	国は、パンデミックワクチンの研究開発を支援するため、以下（ア）から（エ）までの支援策について検討し、実施する。 （ア） SCARDAを介した研究開発支援の推進	○			—	80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	文部科学省
188	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（イ） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）における優先的な相談対応や承認審査の実施		○		—	—	—	厚生労働省
189	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（ウ） 大規模臨床試験費用の支援	○			—	81	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。	厚生労働省
190	厚生労働省	125	2-1-2. 研究開発の支援	初動期	（エ） 開発企業の相談窓口の設置受付		○		—	—	—	厚生労働省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
191	健康・医療 戦略推進事 務局、文部 科学省、厚 生労働省、 経済産業省	125	2-1-3. 研究開発に係 る情報共有・連携	初動期	国は、国内で速やかにパンデミックワクチンの研究開発が実施されるよう、以下（ア）から（オ）までの現況をワクチンの開発・製造に関する関係省庁、研究機関、研究者、事業者等で共有し、連携を図る。 （ア） 発生した新型インフルエンザ等に関するSCARDAにおけるワクチン開発状況 （イ） 国内でパンデミックワクチンの研究開発を実施できる拠点 （ウ） 国内でパンデミックワクチンの臨床試験を実施できる医療機関 （エ） 国内に整備されているワクチン製造拠点 （オ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況	○		ー		101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	健康・医療 戦略推進事 務局
						○		ー		80	（ア） 国は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）内に設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）と連携して、平時から国産ワクチンの開発に資する研究開発を推進する。また、産学官連携による基礎研究から実用化までのシームレスかつ世界をリードするワクチンの研究開発を推進する。	文部科学省
						○		ー		90, 102	国は、JIHSと連携して、有事に短期間で多数の被験者の登録を行う大規模な治験を行うため、国内における治験環境を整備するとともに、国際的な治験・臨床試験が可能となる体制の整備を行う。 国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等） （イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等	厚生労働省
						○		ー		101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
192	厚生労働省	126	2-1-4. 緊急承認等の検討	初動期	① 国は、新たに開発されたワクチンについて、速やかに接種で使えるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。特に新型インフルエンザに係るパンデミックワクチンの承認については、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用しつつ、必要に応じて緊急承認等の制度を適用し、短期間に適切に審査・承認のプロセスを進める。	○			－	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省
193	厚生労働省	126	2-1-4. 緊急承認等の検討	初動期	② 国は、緊急承認が適用されたワクチンについて有効性及び安全性の検証ができる体制を構築する。さらに、国は、開発されたワクチンに対する承認審査に当たり、開発企業が同一のモダリティを活用したワクチンの承認を既に受けており、開発されたワクチンが既に承認を受けているワクチンと同じ添加剤等を用いている等、共通する点がある場合には、共通する内容に係る過去のデータを活用する等、迅速に審査を実施する。	○			－	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
194	厚生労働省	126	2-2. ワクチン等の確保 2-2-1. プレパンデミックワクチン（新型インフルエンザの場合）	初動期	国は、新型インフルエンザの発生後、備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対する有効性の確認を行う。また、有効性が期待できるものについては、あらかじめ製剤化している当該ワクチンの接種に向けた準備を進めるとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。なお、新型インフルエンザの発生時には、感染拡大の状況等も勘案しつつ、検定を受けるいとまがない場合には、必要に応じプレパンデミックワクチンの検定を免除する。		○		－	－	－	厚生労働省
195	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	127	2-2-2. パンデミックワクチン 2-2-2-1. ワクチンの開発及び生産体制に係る検討	初動期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、ワクチンの開発及び生産に関する機関、研究者、事業者等の状況を踏まえ、関係省庁間で必要となるワクチンの開発及び生産体制を検討する。	○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	厚生労働省
						○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			－	85	① 国は、SCARDAの支援の下で、産学官連携コンソーシアムの構築等、緊急時の迅速な研究開発を念頭に置いた、平時からのワクチン研究開発が実施可能な世界トップレベル研究開発拠点を整備するとともに、初動期における病原体入手からワクチン開発までの流れや連携等について訓練する等、有事を想定した体制整備を推進する。	経済産業省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
196	厚生労働省、経済産業省	127	2-2-2-2. ワクチンの製造設備の確保	初動期	① 国は、準備期に収集したワクチンの製造に関する事業者の情報を踏まえて、ワクチン製造に関する事業者等に対して、パンデミックワクチンの製造に取り組むとともに、必要量のワクチンの製造に要する原材料等の確保を行うよう要請する。	○			—	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省
						○			—	101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省
197	厚生労働省、経済産業省	127	2-2-2-2. ワクチンの製造設備の確保	初動期	② 国は、デュアルユース設備を有する事業者に対して、デュアルユース設備を活用して自らパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むか、パンデミックワクチンの開発に取り組む他の事業者と連携してデュアルユース設備を活用してパンデミックワクチンの開発・製造に取り組むかを検討するよう指示する。その際、国は、パンデミックワクチンの開発・製造に取り組む事業者にデュアルユース設備に関する情報を提供すること等を通じて、事業者間の連携を促し、必要な製造能力の確保を支援する。	○			—	102	国は、新型インフルエンザ等の発生時に全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるよう、以下（ア）及び（イ）の情報を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） 国内に整備されているワクチン製造拠点の情報（各事業者において製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報等） （イ） ワクチンのモダリティごとに、国内において製造可能な数量の合計、製造開始までのリードタイム及び国内で必要と予想される数量を製造できるまでのリードタイムの情報等	厚生労働省
						○			—	101	国は、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、ワクチン製造拠点の整備に加えて、平時にはワクチン以外のバイオ医薬品の製造が可能であり、新型インフルエンザ等の発生時にはワクチンの製造が可能な両用性のある設備（デュアルユース設備）のある国内製造拠点の形成等を支援する。デュアルユース設備として整備されたワクチン製造設備について、有事における製造切替えが円滑に行われるよう、以下（ア）から（ウ）までのワクチンの開発及び生産に関する関係機関、研究者、事業者等の現況を関係省庁間で共有し、必要な支援やその方針等を定めた上、不断の更新を行う。 （ア） SCARDAにおける重点感染症に関するワクチン開発状況 （イ） デュアルユース設備を有する事業者が製造可能な製品の種類、規格、製造量、製造開始までのリードタイムの情報及びデュアルユース設備を有する事業者がパンデミックワクチン製造に切り替えるための資材調達や人員体制等の状況 （ウ） 関係省庁間における有事認定、ワクチンの特定、事業者への指示の方法及び役割分担	経済産業省
198	厚生労働省	127	2-2-2-3. ワクチンの製造に係る要請	初動期	国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの製造を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。この場合には、季節性インフルエンザワクチン等の製造を中断してパンデミックワクチンの製造に切り替えること等も含めて製造能力が可能な限り最大限に活用されるよう調整を行う。	○			—	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
199	厚生労働省	127	2-2-2-4. ワクチンの確保	初動期	国は、事業者が開発し薬事承認を受け、国内で製造したパンデミックワクチンについて接種に必要な量を確保する。	○			－	81	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。	厚生労働省
200	厚生労働省	127	2-2-2-5. 輸入ワクチンの確保に係る情報収集及び対応	初動期	国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、初期に供給量が限られる中で、必要な量の輸入ワクチンを確保できるよう、海外ワクチンの製造販売業者に対して、我が国への供給可能性や時期等について情報収集を行うとともに、状況に応じて、供給に係る交渉、契約締結等の所要の対応を行う。また、ワクチンの特性に応じて、製造販売業者や卸売販売業者等と連携して、冷凍庫等を活用した保存方法や輸送方法等の配送に係る所要の対応を行う。	○			－	103	国は、国内のワクチン製造拠点の製造量等を考慮し、国内製造分のワクチンだけでは不足が生じる事態に備え、輸入ワクチンの確保の基本的考え方と、輸入ワクチンを確保するために必要となる海外のワクチン製造販売業者に対する確認事項や調整プロセス等について定めておく。	厚生労働省
201	厚生労働省	128	2-2-3. ワクチンの接種に必要な資材 2-2-3-1. ワクチンの接種に必要な資材の数量の調査	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、国内における製造事業者や輸入事業者に対して、国内在庫の量や今後確保可能な数量の見込みについて調査する。	○			－	105	国は、都道府県に対し、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下（ア）から（ウ）までの体制を構築するよう、要請する。 （ア） 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制 （イ） ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法 （ウ） 市町村との連携の方法及び役割分担	厚生労働省
202	厚生労働省	128	2-2-3-2. ワクチンの接種に必要な資材の増産等の要請	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材が不足することが見込まれる場合には、事業者に対して、製造量や輸入量の増加の要請を行う。	○			－	104	国は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	厚生労働省
203	厚生労働省	128	2-2-3-3. ワクチンの接種に必要な資材の確保	初動期	国は、注射針やシリンジ等のワクチンの接種に必要な資材について、接種に必要な量を確保する。	○			－	104	国は、ワクチンの接種に必要な注射針やシリンジ等の資材について、国内における製造事業者や輸入事業者の状況、国内在庫の量及び新型インフルエンザ等の発生時に確保可能な数量の見込みを把握する。	厚生労働省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
204	厚生労働省、統括庁	128	2-3. 接種体制 2-3-1. 接種体制の準備	初動期	国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理するとともに、接種体制等の必要な準備を行う。	○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
						○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。	統括庁
205	厚生労働省	128	2-3-2. 地方公共団体への早期の情報提供・共有	初動期	国は、市町村及び都道府県に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう努める。			○	—	—	—	厚生労働省
206	厚生労働省、関係省庁	129	2-3-3. 接種体制の構築	初動期	市町村又は都道府県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、国は、大規模接種会場の設置や職域接種等の実施の要否について検討し、これらの実施が必要な場合は、必要な準備を行う。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省
207	厚生労働省	129	2-3-4. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討	初動期	国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
208	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等のウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）の変異等に関する情報収集に努める。	○			－	88	① 国及びJIHSは、ワクチンの開発を推進するため、平時から国内外の研究機関や製薬関係企業等と連携し、病原体やゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う関係機関に対し分与・提供する。	厚生労働省
209	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	② 国及びJIHSは、流行株の変異が認められた場合は、産学官が連携して当該変異したウイルス株（新たな感染症の場合は、病原体）に対し、ワクチンの研究開発や確保等の第２節（初動期）に記載した取組を実施する。	○			－	81,82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 95, 101, 102, 103, 104	（イ） 平時に市場の需要がないワクチンの研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出すため研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、ワクチンの治験を行う場合には新型インフルエンザ等の発生時期や規模等が予測できず、各年度の所要額が見込みがたい上に、数万人単位の大規模臨床試験が必要となるため研究開発費が高額となることも想定される。こうした課題に対応しワクチンの確保等を行うため、国は、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援を行い、上市後の市場性を確保することで平時からの研究開発を推進し、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築する。 ② 国は、プル型研究開発支援について、国際的な動向を踏まえつつ、我が国における公衆衛生上の買上げや備蓄の必要性や海外におけるニーズ等も総合的に検討し、その適切な在り方について検討を進め、結論を得る。 ③ 国は、以上の取組により、公衆衛生対策上必須であるワクチンの確保を、基礎研究から上市后まで一貫して支援する。	厚生労働省
210	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	③ 国及びJIHSは、抗体等免疫獲得状況調査を実施し、予防接種の計画に資する情報を収集する。			○	・ 厚生労働省は、国立感染症研究所、都道府県、地方衛生研究所等と連携し、予防接種法に基づく定期接種対象疾病について集団免疫の現況把握(感受性調査)及び病原体検索(感染源調査)などの調査を実施し、その結果を公表している。 https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/nesvpd/ ・ 令和８年度以降も同調査を実施する予定である。	－	－	厚生労働省
211	厚生労働省	130	3-1. 研究開発	対応期	④ 国及びJIHSは、関係機関と連携し、流行株に対するワクチンの有効性及び安全性について評価を実施する。	○			－	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
212	厚生労働省	130	3-2. ワクチンや接種に必要な資材の供給 3-2-1. 計画的な供給の管理	対応期	国は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量についての計画を策定するとともに、国が一括してワクチン、注射針やシリンジ等の供給を担う場合には、当該ワクチン等が円滑に供給されるよう流通管理を行う。	○			－	106	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	厚生労働省
213	厚生労働省	130	3-2-2. ワクチン等の流通体制の構築	対応期	国は、都道府県に対し、ワクチン等を円滑に流通できる体制を構築するよう要請する。	○			－	106	国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムを稼働できるよう整備を行う。	厚生労働省
214	厚生労働省	130	3-2-3. ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有	対応期	① 国は、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供・共有を早期に行うよう、ワクチン等の製造事業者等へ要請する。		○		－	－	－	厚生労働省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
215	厚生労働省	131	3-2-3. ワクチン等の 納入量等に係る早期 の情報提供・共有	対応期	② 国は、ワクチン等が不足することが見込まれる場合には、生産の促進を要請する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
216	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	① 市町村又は都道府県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。	○			—	111	登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち国民生活・国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。 このため、国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及び地方公共団体に 対し、接種体制の構築を要請する。	厚生労働省
217	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	② 国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討する。 追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように都道府県や市町村、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。	○			—	94	JIHSは、ワクチン導入後の有効性及び安全性の評価の実施について検討を行う。	厚生労働省
218	厚生労働省	131	3-3. 接種体制	対応期	③ 国は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表するとともに、地方公共団体に対しても早期に情報提供・共有を進める。	○			—	117	① 国は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化を進め、新型インフルエンザ等が発生し、市町村又は都道府県が接種を開始する際に、迅速かつ正確に接種記録等の管理が行えるよう基盤整備を行う。	厚生労働省
219	統括庁、関係省庁	131	3-3-1. 特定接種 3-3-1-1. 特定接種の実施	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。			○	—	—	—	統括庁
220	統括庁、厚生労働省、関係省庁	131	3-3-1-2. 特定接種の実施方法の決定	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレバンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、ワクチンの供給量、国民等から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、推進会議の意見を聴いて、特定接種の対象となる登録事業者や接種総数、接種順位を決定する等、特定接種の具体的運用を定める。	○			—	108	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	統括庁
						○			—	108	国は、特定接種について、基準に該当する事業者からの申請に基づき登録事業者を管理するデータベースへの登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
221	厚生労働省、関係省庁	131	3-3-1-3. 登録事業者及び国家公務員に対する特定接種の実施	対応期	国は、登録事業者の接種対象者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	○			—	112	国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。	厚生労働省
222	厚生労働省	132	3-3-1-4. 地方公務員に対する特定接種の実施	対応期	都道府県及び市町村は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	○			—	112	国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理する。また、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。	厚生労働省
223	厚生労働省、統括庁	132	3-3-2. 住民接種 3-3-2-1. 住民接種の接種順位の決定	対応期	国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。	○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
						○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	統括庁
224	厚生労働省	132	3-3-2-2. 予防接種の準備	対応期	国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種の準備を開始する。また、市町村又は都道府県は、国と連携して、接種体制の準備を行う。	○			—	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省

ワクチン（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
225	厚生労働省	132	3-3-2-3. 予防接種体制の構築	対応期	国は、全国民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に市町村又は都道府県において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう市町村又は都道府県に対し要請する。	○			－	110	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について整理する。 また、国等は、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、全国の医療機関と全国の市町村又は都道府県が集合的な契約を結ぶことができるシステム構築を行う。 また、市町村又は都道府県は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。	厚生労働省
226	厚生労働省	132	3-3-2-4. 接種に関する情報提供・共有	対応期	市町村又は都道府県は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。国は、都道府県及び市町村に対し、接種に関する情報提供・共有を行うよう要請する。	○			－	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
227	厚生労働省	132	3-3-2-5. 接種体制の拡充	対応期	市町村又は都道府県は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、都道府県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。	○			－	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
228	厚生労働省	133	3-3-2-6. 接種記録の管理	対応期	国、都道府県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。	○			－	118	② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	厚生労働省
229	厚生労働省	133	3-4. 副反応疑い報告等 3-4-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供	対応期	国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や国民等への適切な情報提供・共有を行う。	○			－	116, 118	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。 ② 国は、情報の流出の防止その他の国民等のプライバシー情報の管理を徹底した上で、予防接種の接種記録等及び副反応疑い報告が格納された予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等の連結解析を推進し、ワクチンの有効性及び安全性の向上を図るための研究等に利用可能な基盤の整備を行う。	厚生労働省
230	厚生労働省	133	3-4-2. 予防接種データベースを活用した調査研究の実施	対応期	国は、デジタル化された情報連携基盤を活用し、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告の収集に努め、匿名化した上で、予防接種データベースに格納する。さらに、予防接種データベースと匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）等のデータベースとの連結解析を可能にすることで、予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究を実施する。	○			－	119	③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	厚生労働省
231	厚生労働省	133	3-4-3. 予防接種データベースの情報の提供	対応期	国は、予防接種データベースに格納された情報について、国による調査研究のほか、相当の公益性を有すると認められる業務を実施する者に提供する。	○			－	119	③ 国は、一括してワクチンの供給を担う場合に備え、医療機関等のワクチン納入希望量を集約し、市町村又は都道府県への分配量を決定し、分配につなげるシステムが稼働できるよう整備を行うほか、地方公共団体から得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤を整備する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
232	厚生労働省	133	3-4-4. 健康被害に対する速やかな救済	対応期	国は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底するとともに、申請者が急増した場合には、体制強化を図り、迅速な救済に取り組む。		○		—	—	—	厚生労働省
233	厚生労働省	133	3-5. 情報提供・共有	対応期	① 国は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。	○			—	116	国は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、国民等の理解促進を図る。	厚生労働省
234	厚生労働省	134	3-5. 情報提供・共有	対応期	② 市町村又は都道府県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。		○		—	—	—	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
235	統括庁、厚生労働省	140	2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	初動期	① 国は、JIHSと協力して、感染症指定医療機関での対応により得られる臨床情報、地方衛生研究所等での検査により得られる情報、都道府県が実務を行う中で入手した情報、研究機関や学術団体等が入手した情報も含め、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報収集・分析を行い、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
236	厚生労働省、統括庁	140	2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等	初動期	② 都道府県は、国やJIHSから提供された情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	統括庁
237	厚生労働省	140	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	① 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に、国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	○			—	126	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。	厚生労働省
238	厚生労働省	140	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	② 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
239	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	③ 感染症指定医療機関は、患者の受入体制を確保し、患者に適切な医療を提供する。また、医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	○			—	126, 140	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。 国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
240	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	④ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
241	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑤ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
242	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑥ 国は、都道府県等に対し、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査等措置協定機関等における検査体制を速やかに整備するよう要請を行う。	○			—	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
243	厚生労働省	141	2-2. 医療提供体制の確保等	初動期	⑦ 国は、都道府県に対し、対応期において流行初期の協定締結医療機関による医療提供体制が遅滞なく確保できるよう、流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備を行うよう要請する。	○			—	133	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
244	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	① 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関の受診につなげる相談センターの整備を速やかに行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
245	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	② 国は、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対して、住民等に周知を行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
246	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。	○			—	125	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
247	厚生労働省	141	2-3. 相談センターの整備	初動期	④ 都道府県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。	○			—	121	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
248	統括庁、厚生労働省	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	① 国は、初動期に引き続き、JIHSと協力して、感染症指定医療機関、地方衛生研究所等、都道府県、研究機関や学術団体等の入手した情報を含め、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析を行い、病原性や感染性に応じて変異する新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、診断・治療に関する情報等について、随時更新や見直しを行いながら、都道府県、医療機関、国民等に迅速に提供・共有を行う。	○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	統括庁
						○			—	37, 53	国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。 国は、平時からJIHS 等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、国民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、国民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、都道府県及び市町村の保健衛生部局や福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧な情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。	
249	厚生労働省	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	② 国は、JIHSや感染症指定医療機関、都道府県等から提供される臨床情報や病床使用率等を踏まえ、症例定義や入退院基準、濃厚接触者の基準等について、随時見直しを行う。その際、医療従事者に関する濃厚接触者の基準は、医療提供体制の維持の観点を踏まえ、感染拡大防止のための必要な対応にも留意しつつ、より柔軟に見直すことを検討する。			○	—	—	—	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
250	厚生労働省、統括庁	142	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	③ 都道府県は、国及びIHHSから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	統括庁
251	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	④ 都道府県は、準備期において都道府県連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
252	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑤ 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
253	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑥ 国及び都道府県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。	○			—	141	① 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関について、施設整備及び設備整備の支援を行うとともに、準備状況の定期的な確認を行う。	厚生労働省
254	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑦ 都道府県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
255	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑧ 医療機関は、都道府県からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力を行う。	○			－	140	国は、新型インフルエンザ等の発生時における対応能力の向上や業務負担の軽減等のため、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の改善、感染症サーベイランスシステムの活用、電子カルテ情報の標準化等、DXを推進する。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の運用について、都道府県や医療機関等の研修や訓練等により、定期的な確認を行う。	厚生労働省
256	厚生労働省	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑨ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）を通じて都道府県へ報告を行う。都道府県は、国等と連携し、医療機関の求めに応じ感染症対策物資等を提供する体制を構築する。	○			－	133	② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
257	厚生労働省、消防庁	143	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑩ 都道府県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移動手段を確保する。また、住民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。	○			－	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
						○			－	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	消防庁
258	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑪ 都道府県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。	○			－	121	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省
259	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑫ 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	○			－	146	① 都道府県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。	厚生労働省
260	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑬ 都道府県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。	○			－	121	① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
261	厚生労働省	144	3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応	対応期	⑭ 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
262	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう要請する。都道府県はこれに応じた所要の対応を行う。	○			－	126, 127, 133	新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。 病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
263	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。流行初期医療確保措置協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保又は発熱外来を行う。	○			－	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
264	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	③ 都道府県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。			○	－	－	－	厚生労働省
265	厚生労働省	144	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	④ 医療機関は、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届出を行う。			○	－	－	－	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
266	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑤ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
267	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑥ 都道府県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、3-4②の臨時の医療施設を設置する場合を想定し、必要に応じて迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。	○			—	144	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	厚生労働省
268	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	① 国は、都道府県等に対して、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談（受診先となる発熱外来の案内を含む。）を受ける相談センターの強化を行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
269	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	② 国は、症例定義に該当する有症状者が、相談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、国民等に周知を行うとともに、都道府県等に対しても、住民等に周知を行うよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
270	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-1. 流行初期 3-2-1-2. 相談センターの強化	対応期	③ 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、住民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。	○			—	125	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
271	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	① 国は、都道府県に対して、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関に加えて、その他の協定締結医療機関においても対応するよう要請する。	○			—	127, 133	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
272	厚生労働省	145	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	② 都道府県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、協定締結医療機関に対して、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心となった対応とし、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
273	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	③ 協定締結医療機関は、準備期に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。	○			—	132	① 都道府県は、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の目標値を設定するとともに、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。都道府県は、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結する。	厚生労働省
274	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	④ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、都道府県は、保健所設置市等との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。	○			—	145	都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
275	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑤ 都道府県は、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。その際、国は、重症化する可能性が高い患者を判断するための指標を作成して示す。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
276	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑥ 都道府県は、必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。	○			—	138	④ 都道府県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関、医療人材（災害・感染症医療業務従事者を含む。）、消防機関、医療機関清掃従事者等の研修や訓練を実施し、研修や訓練の結果を国へ報告する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
277	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等	対応期	⑦ 都道府県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。	○			—	129, 246	自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。 国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
278	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-2. 相談センターの強化	対応期	上記3-2-1-2の取組を継続して行う。	○			—	122, 125	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。 都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省
279	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応	対応期	① 国は、都道府県に対して、小児、妊産婦、高齢者、特定の既往症を有する者等の特定のグループが感染・重症化しやすい等の新型インフルエンザ等が発生した場合は、リスクの高い特定のグループに対する重点的な医療提供体制を確保するよう要請する。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省
280	厚生労働省	146	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-2. 流行初期以降 3-2-2-3. 病原体の性状等に応じた対応	対応期	② 国は、都道府県に対し、病原性が高い場合は、重症患者が多く発生することが想定されるため、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関において重症者用の病床の確保を多く行うよう要請する。一方、感染性が高い場合は、国は、都道府県に対し、必要に応じて、全ての協定締結医療機関において対応する等、医療提供体制を拡充するよう要請するとともに、入院医療を重症化リスクの高い患者に重点化するよう、入院基準等の見直しを行う。	○			—	122	② 国は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等について、症状や重症化リスク等に応じた振り分けの基準を示す。 都道府県は、地域の実情に応じて、機動的な運用を行う。	厚生労働省

医療（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
281	厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	① 国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。また、変異株の出現等により、感染が再拡大した場合は、国は、都道府県に対して、協定に基づき措置を講ずる協定締結医療機関を増やす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応するよう要請する。	○		—		127, 133	病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に都道府県と締結した協定に基づき、都道府県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。）においては、流行初期医療確保措置の対象となる協定締結医療機関（以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。）が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。 ② 国は、都道府県に対して、予防計画及び医療計画に定める医療提供体制が整備されるよう必要な支援や助言等を行う。また、国は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて、都道府県における医療提供体制の整備状況を定期的に確認し、公表する。	厚生労働省
282	厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	対応期	② 国は、都道府県に対して、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するよう要請するとともに、国民等に対して周知する。都道府県は、当該要請に応じて所要の措置を講ずるとともに、市町村と協力して、住民等への周知を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
283	統括庁、厚生労働省	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	① ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、国は、都道府県等に対して、基本的な感染対策に移行する方針を示す。			○	—	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省
284	厚生労働省、統括庁	147	3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築 3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	② 都道府県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。			○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	統括庁
285	厚生労働省	147	3-3. 予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針	対応期	新型インフルエンザ等の発生時に、新型インフルエンザ等の特徴のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期に整備した医療提供体制の事前の想定とは大きく異なる場合は、国は、JIHS等と協力して、通常医療との両立も踏まえながら、準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、都道府県等に対して対応方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省
286	厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	① 国及び都道府県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等の準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。国及び都道府県は、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。			○	—	—	—	厚生労働省
287	厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	② 都道府県は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）の情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。	○		—		144	② 都道府県は、国による整理も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を整理する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
288	統括庁、厚生労働省	148	3-4. 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針	対応期	③ 国及び都道府県は、上記の①及び②の対応を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下（ア）から（ウ）までの対応を行うことを検討する。 （ア）第6章第3節（「まん延防止」における対応期）3-1-2及び3-1-3の措置を講ずること。 （イ）適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。 （ウ）対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。			○	<u>まん延防止等重点措置は特措法第31条の6第1項又は第3項に基づき公示され、公示された場合、基本的対処方針の変更を実施することとなる。基本的対処方針の策定の対応が円滑に行えるよう、事務的な文書の素案作成など、平時に可能な準備を進めており、速やかに対応可能な状態を整えている。</u>	—	—	統括庁
								○	—	—	—	厚生労働省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
289	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	154	2-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有	初動期	国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報を随時収集し、その分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有する等、双方向的な情報共有を行う。	○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	外務省
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	文部科学省
290	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	154	2-2. 研究開発方針等の検討	初動期	国は、JIHSやAMED等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発方針や治療薬の確保方針について随時検討を行う。	○			—	151	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	厚生労働省
						○			—	151	① 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新しい技術の活用を含め、感染症危機対応医薬品等や治療法の研究開発を推進し、支援する。	健康・医療戦略推進事務局

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
291	厚生労働省、外務省、文部科学省	154	2-3. 迅速な研究開発の実施 2-3-1. 病原体やゲノム情報の早期入手	初動期	国及びJIHSは、治療薬・治療法の開発を推進するため、国内外の機関と連携し、病原体及びゲノム配列データ等の情報を早期に入手し、研究開発を行う製薬関係企業や研究機関等の関係機関に対し分与・提供する。	○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
						○			—	32	① 国は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的をJIHS等と共有した上で連携し、感染症インテリジェンスに資する国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制（以下「感染症インテリジェンス体制」という。）を整備する。また、国内外の関係機関や専門家等との交流や往来を深める等、人的・組織的ネットワークの形成や維持・向上に努める。 特に感染症インテリジェンスに資する情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から国内外の関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。 例えば、二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析できる体制を構築する。	文部科学省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
292	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省	154	2-3-2. 基礎研究及び橋渡し研究の推進	初動期	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新たな治療薬・治療法の研究開発のため、国内外の関係機関と連携し、準備期において構築した重点感染症に対する研究開発基盤等を活用し、早期の臨床応用を目指し、基礎研究及び橋渡し研究を迅速に実施する。	○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149, 150	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。 ③ 国及びJIHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。	文部科学省
293	厚生労働省	155	2-3-3. 臨床研究等の迅速な実施	初動期	国及びJIHSは、製薬関係企業や医療機関等とも連携し、準備期に構築した臨床研究等の実施に資する体制や人材を活用し、国内外で必要な臨床研究等を迅速に開始するとともに、治療薬の研究開発や治療法の確立に資する科学的知見の収集や共有を図る。	○			—	155, 163	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。 国及びJIHSは、大学等の研究機関と連携し、治療薬・治療法の研究開発の担い手を確保するため、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成を行い、国及び都道府県等は大学等の研究機関を支援する。 また、国及び都道府県等は、育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における臨床研究等の実施体制の強化を支援する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
294	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	① 国及びJHSは、AMEDやPMDAを含む関係機関と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の振興や、国産試薬の開発、国内製造の支援、創薬ベンチャーによる開発を含め迅速な研究開発の推進及び早期実用化のための必要な支援を実施する。	○			—	160	① 国及びJHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	厚生労働省
						○			—	160	① 国及びJHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	160	① 国及びJHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	経済産業省
295	厚生労働省	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	② JHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究課題の設定や研究費の分配等の実施に資する情報提供等を国に対して行う。	○	○		—	161	② JHSは、戦略性を持った研究資金の確保を行い、また、研究の実施に資する助言を国に行う。	厚生労働省
296	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	155	2-3-4. 研究開発企業との連携及び協力	初動期	③ 国及びJHSは、AMEDと連携し、製薬関係企業等に対し、既存の治療薬や化合物、開発シーズの新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うよう要請するとともに、必要に応じて、研究開発の支援を行う。	○			—	153	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	153	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	健康・医療戦略推進事務局
297	厚生労働省	155	2-4. 緊急承認等の検討	初動期	国は、研究開発された医薬品や医療機器等の早期確保のため、緊急承認 や特例承認 の実施可能性の検討等を開始する。	○			—	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
298	厚生労働省	155	2-5. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備 2-5-1. 診療指針の確立	初動期	国及びJHSは、大学等の研究機関や製薬関係企業等と連携し、既存の治療薬の新型インフルエンザ等に対する有効性等の検証を速やかに行うとともに、流行初期における診療指針の策定を図る。その際に、必要に応じて、準備期に構築した研究開発体制を活用し、治療薬の有効性等の精査を行う。	○			—	153, 155	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。 ③ 国及びJHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
299	厚生労働省	155	2-5-2. 医療機関等への情報提供・共有	初動期	国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有する。	○			—	166	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	厚生労働省
300	厚生労働省	156	2-5-2. 医療機関等への情報提供・共有	初動期	都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。	○			—	167	② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
301	厚生労働省、経済産業省	156	2-5-3. 治療薬の確保	初動期	国は、既存の治療薬が新型インフルエンザ等の治療に有効であることが判明した場合や新しく治療薬が開発された場合、国際的な連携・協力体制の活用を含め、必要量の確保に努める。また、国内で製造が可能な治療薬については、国内の製造拠点において増産を行う。	○			—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	厚生労働省
						○			—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	経済産業省
302	厚生労働省	156	2-5-4. 治療薬の配分	初動期	国は、供給量に制限がある治療薬について、流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等について整理した上で、都道府県等と連携し、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。	○			—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
303	厚生労働省	156	2-5-5. 治療薬の流通管理及び適正使用	初動期	国は、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通を指導する。	○		○	—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
304	厚生労働省	156	2-5-6. 対症療法薬に係る流通管理及び適正使用	初動期	国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化の支援を行う。また、対症療法薬の適正な流通を指導する。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
305	厚生労働省	156	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）	初動期	① 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。	○			—	177	⑦ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
306	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合）	初動期	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。	○			—	150, 153	③ 国及びJHSは、得られた知見を速やかに政府内や都道府県、医療機関、AMED等に提供できるよう、有事における情報共有体制を構築する。 ① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。	厚生労働省
307	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合）	初動期	③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。	○		○	—	166, 167	① 国及びJHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。 ② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
308	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合）	初動期	④ 国は、国内での感染拡大に備え、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	○			—	167	② 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJHSが示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。	厚生労働省
309	厚生労働省	157	2-6. 抗インフルエンザウイルス薬の使用 （新型インフルエンザの場合）	初動期	⑤ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	○			—	174	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
310	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省、文部科学省	158	3-1-1. 国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有	対応期	国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向等に関する情報や必要に応じて臨床情報を随時収集し、流行している病原体に対する既存の薬剤の有効性を含め分析を行う。また、その知見を政府内や都道府県、医療機関等の関係機関で共有し、双方向的な情報共有を行う。	○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	厚生労働省
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	外務省
						○			—	149	② 国及びJIHSは、国内外の重点感染症の治療薬・治療法の研究開発動向や備蓄の状況、臨床情報等に関する情報を収集し、分析を行う。分析した内容は、治療薬・治療法の研究開発に活用するとともに、治療薬の配分計画の検討及び改善にいかし、感染症対応能力の強化を行う。	文部科学省
311	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、文部科学省、経済産業省	158	3-1-2. 研究開発方針等の検討	対応期	国は、JIHSやAMED、PMDA等と連携し、発生した新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の研究開発や確保の方針について随時検討を行い、必要な見直しを行う。 また、国は、発生した新型インフルエンザ等について、こども、妊産婦、高齢者、特定の既往症や合併症を有する者等の重症化リスクの高い特定のグループを同定した場合は、PMDAと連携し、特にそれらのグループを対象とした治療薬等の開発を優先的に推進するよう、大学等の研究機関や製薬関係企業等に対し必要な支援等を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	健康・医療戦略推進事務局
								○	—	—	—	文部科学省
								○	—	—	—	経済産業省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
312	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、経済産業省	158	3-1-3. 治療薬・治療法の研究開発の推進	対応期	国は、研究開発を更に推進するためのプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援の方法を検討・実行し、新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法について、AMED等を通じた研究開発を推進するとともに、開発企業に対する研究開発段階から薬事承認、実用化に至るまで、実用化が見込まれる治療薬への伴走型支援を始めとする必要な支援等を行う。 国及びJIHSは、AMEDを含む国内外の関係機関と連携し、治療薬・治療法の開発に際して臨床試験の実施に係る支援を行う。	○			—	157, 155	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
						○			—	157, 155	② 平時においては市場の需要がない治療薬・治療法の研究開発を推進するためには、製薬関係企業が開発に乗り出せるよう研究開発の予見性を高める仕組みを構築することが極めて重要である。 また、そのような治療薬・治療法の治験を行う場合には感染症の発生時期や規模等が予測できず、各年度の必要となる開発費用が見込みがたい。このため、国は、上市後の市場性を確保し、平時からの研究開発を推進することで、公衆衛生上の備えにいかすための一連のエコシステムを構築し、製薬関係企業等を対象としたプッシュ型研究開発支援及びプル型研究開発支援と公衆衛生対策のための医薬品確保を行う。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	160	① 国及びJIHSは、AMEDや研究機関等と連携し、研究試薬を含む治療薬・治療法の研究開発企業の育成及び振興や、国産試薬の開発、国内製造の促進への支援、創薬ベンチャーの育成等を実施する。	経済産業省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
313	厚生労働省、外務省、経済産業省	159	3-1-4. 治療薬の確保等に係る調整	対応期	国は、国内外で新型インフルエンザ等に対する既存の治療薬の適応拡大や有効な治療薬の開発の可能性を踏まえ、国内外の関係機関等と治療薬の確保及び供給に係る調整を行う。 さらに、国は、それらの治療薬について、速やかに使用可能となるよう、緊急承認や特例承認等の仕組みの適用可否について速やかに検討を行うとともに、必要に応じて、国として薬事承認前から国内外の製薬関係企業との購入契約締結等の調達に向けた調整を行う。	○		○	—	165	国は、PMDAと連携し、平時においては患者の発生がない感染症危機対応医薬品等の特性を踏まえ、緊急時において限られたデータしか得られていない場合であっても、緊急性に鑑みて柔軟に薬事審査を行うことができるよう必要な薬事規制の整備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時における治療薬の早期普及のため、薬事規制の国際的な調和を進める。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
								○	—	—	—	経済産業省
314	厚生労働省、経済産業省	159	3-1-5. 対症療法薬に係る調整	対応期	国は、対症療法薬が不足するおそれがある場合には、必要に応じて、生産業者等に対し、増産の要請等を行うとともに、人材確保や設備等の観点から生産体制の強化のための調整及び支援を行う。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
						○		○	—	169	② 国は、国内の治療薬の製造拠点等について把握するとともに、必要な強化を行う。	経済産業省
315	厚生労働省	159	3-1-6. 治療薬・治療法の活用 3-1-6-1. 治療薬・治療法の開発後の早期普及に向けた対応	対応期	国及びJIHSは、既存の治療薬・対症療法薬や開発・承認された治療薬を用いた治療法の確立に資するよう、得られた知見を整理し、JIHS又は関係学会等による科学的知見の共有や適正な使用を含めた診療指針の策定や見直しを支援する。	○			—	153, 155	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に、既存の治療薬の有効性等を速やかに評価できる体制を構築する。 ③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
316	厚生労働省	159	3-1-6-2. 治療薬・治療法普及後のフォローアップ	対応期	国及びJIHSは、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、治療法のエビデンスレベルの向上に努める。特に特例承認や緊急承認された治療薬については国内邦人での使用実績が少ないこと等を踏まえ副作用の発生状況等の把握に努める。また、必要に応じ診療指針の改定等に必要な支援を検討する。治療薬による副作用被害が発生している場合は、関係機関と連携し、副作用被害に対する救済措置を適切に実施する。	○		○	—	155	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初動期から治療薬・治療法の速やかな研究開発の推進及び支援を行うため、平時から、基礎研究から治験等臨床研究に至る感染症研究のハブとしてJIHSが機能する体制を整備する。感染症の診療を行う医療機関が感染症の科学的知見の創出や治療薬等の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県や国内外の医療機関、研究機関等との連携及びネットワークの強化に努める。都道府県は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
317	厚生労働省	160	3-1-6-3. 医療機関等への情報提供・共有	対応期	国は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を、都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供する。	○			—	166	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を都道府県、医療機関等や医療従事者等、国民等に対して迅速に提供・共有するための体制を整備する。	厚生労働省
318	警察庁	160	3-1-6-4. 医療機関や薬局における警戒活動	対応期	国は、医療機関や薬局及びその周辺において、国民等の混乱、不測の事態を防止するため、必要に応じた警戒活動を行うよう都道府県警察を指導・調整する。			○	—	—	—	警察庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
319	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	① 国は、引き続き、都道府県等と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、それらの流通状況を調査し、過剰な量の買い込みをしない等、適正な流通を指導する。	○		○	—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
320	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	② 国は、対症療法薬についても、適切に使用するよう要請するとともに、それらの流通状況を調査し、適正な流通を指導する。	○		○	—	176	⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
321	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	③ 国は、患者数が減少した段階においては、必要に応じ、製薬関係企業等に次の感染拡大に備えた増産の要請等を行う。また、国及び都道府県は、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。	○		○	—	174	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。	厚生労働省
322	厚生労働省	160	3-1-6-5. 治療薬の流通管理	対応期	④ 国及び都道府県は、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行う。また、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。	○			—	168	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。	厚生労働省
323	厚生労働省	160	3-1-7. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究	対応期	国は、JHSや関係学会等と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後を把握するとともに、合併症に対する治療法等について分析し、必要な研究を実施する。これにより得られた知見については、診療指針等に適宜反映するとともに、都道府県や医療機関、国民等に対して周知する。			○	—	—	—	厚生労働省
324	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	① 国は、国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかを確認するとともに、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。	○			—	168, 172, 177	① 国は、治療薬の供給量に制限がある場合の流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等及び医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、有事を想定した準備や訓練等を行う。 ② 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄する。その際、現在の備蓄状況、流通の状況や重症患者への対応等も勘案する。 ⑦ 国は、備蓄した治療薬について、必要に応じ、製造販売業者による流通備蓄分を含め備蓄量の把握を行う。	厚生労働省

治療薬・治療法（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
325	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。			○	—	—	—	厚生労働省
326	厚生労働省	161	3-1-8. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）	対応期	③ 国及び都道府県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
327	厚生労働省	161	3-2-1. 体制等の緩和と重点化	対応期	国は、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮して治療薬の確保や流通管理に関する体制等の緩和について検討し、必要に応じて、対症療法薬の増産の要請等 及び生産体制の強化の支援等を行う。また、重症化リスクの高い特定のグループに対して、必要な治療が提供されるよう重点的な対策を行う。	○		○	—	174, 176	④ 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。また、必要に応じて、製造販売業者への増産を要請する。 ⑥ 国は、解熱鎮痛薬、鎮咳薬、抗炎症薬等の対症療法に用いる治療薬（以下「対症療法薬」という。）について生産、輸入又は販売の事業を行う事業者に対し、定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、対症療法薬の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求める。	厚生労働省
328	厚生労働省	161	3-2-2. リスク増加の可能性を踏まえた備えの充実等	対応期	国は、病原体の変異に伴う病原性や感染性の増加や、予期せぬ治療薬関連物資等の不足、他の感染症の同時流行等の複合的な危機が発生した場合等、リスクが更に増加する可能性もあるため、引き続き情報収集や分析等を行い、状況に応じた対応を行う。			○	—	—	—	厚生労働省

検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
329	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	① 国は、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、都道府県等に対し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備するよう要請を行い、必要に応じて支援を行う。また、準備期の準備に基づき、検査に必要な予算・人員を確保し、必要に応じて研修等を実施し、更なる人員確保を図る。	○			—	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
330	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。	○			—	182	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	厚生労働省
331	厚生労働省、経済産業省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	—	—	—	経済産業省
332	厚生労働省、関係省庁	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	④ 国は、国内での新型インフルエンザ等の発生時に検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断する。	○			—	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
333	厚生労働省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	⑤ 国は、JIHSと連携し、水際対策の強化に伴い、検疫所等でPCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所等が保有する検査機器が活用できる体制を整備する。	○			—	69, 181	④ 国は、新型インフルエンザ等に対する検疫所における PCR 検査等の検査の実施体制を整備するとともに、必要に応じて最寄りの地方衛生研究所等や民間検査会社に PCR 検査等の検査を依頼できるよう、必要に応じて協定を締結する等、協力体制を構築する。 ④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
334	厚生労働省、外務省	168	2-1. 検査体制の整備	初動期	⑥ 国は、JIHSと協力し、海外における情報も含めて、幅広く新型インフルエンザ等に関する情報の収集を行い、入手した情報を基に検査体制を拡充する。	○			—	195	① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	厚生労働省
						○			—	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省

検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
335	厚生労働省、外務省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	① 国は、JIHSと連携し、海外で新型インフルエンザ等が発生している場合は、速やかに検体や病原体の入手に努め、入手した検体を基に病原体の検出手法を確立するとともに、病原体情報を公表する。また、病原体又は病原体情報を基に検査方法の確立を迅速に行う。	○			—	186	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
336	厚生労働省、外務省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	② JIHSは、海外から検体や病原体を速やかに入手するとともに、検疫所や国内で採取された検体を収集し病原体を確保し、検査試薬の開発及び検査マニュアルの作成を行う。	○			—	186, 195	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。 ① 国及びJIHSは、診断薬・検査機器等を早期に開発・製造し流通させるため、海外からの検体や病原体、ゲノム配列データ等の入手の仕組みや搬送体制について確認し、必要な対応を行う。	厚生労働省
						○			—	25	② 国及びJIHSは、ワクチンや診断薬、治療薬等の開発等に関する国際連携の取組による連携・協力体制に参画する。	外務省
337	厚生労働省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	③ 国は、JIHSと連携し、既存の診断薬・検査機器等の活用の可否を検討し判断するとともに、検査試薬及び検査マニュアルを速やかに地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に配布する等の技術的支援を行う。	○			—	181, 186	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。 ③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省
338	厚生労働省	169	2-2. 国内におけるPCR検査等の汎用性の高い検査手法の確立と普及	初動期	④ 国は、JIHSと連携し、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発能力を有する研究機関や検査機関、民間検査機関等と協力の上、速やかにPCR検査等の最適で汎用性の高い検査方法の開発を行い、臨床研究により評価を行うとともに、検査の使用方法について取りまとめ、医療機関等に情報提供・共有する。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
339	厚生労働省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	① 国は、検査診断技術の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有に努める。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
340	厚生労働省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	② JIHSは、国と連携し、検体から速やかに病原体を分離し、適切な病原体管理が可能な研究開発企業や研究機関、学会等の関係機関からの研究開発目的での要望に対し分与・提供する。	○			—	186	③ JIHSは、都道府県等、地方衛生研究所等、検疫所、研究機関、学会等、試薬・検査機器メーカー等の民間企業と連携し、検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練を実施する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
341	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局、外務省	169	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	③ 国及びJIHSは、AMEDと連携し、準備期に構築した都道府県等や国内外の医療機関や研究機関等との連携やネットワークを活用し、作製した感染症検体パネルを提供する等、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに検査診断技術の研究開発を行うとともに、開発した検査診断技術について品質の担保を含めた評価を行う。また、各種検査方法について指針を取りまとめ、地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関等に情報を提供・共有する。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	健康・医療戦略推進事務局
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	外務省
342	厚生労働省	170	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	④ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	○			—	197	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
343	厚生労働省	170	2-3. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	初動期	⑤ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。薬事承認を取得した診断薬・検査機器等の情報を、その使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。	○			—	196	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	厚生労働省
344	厚生労働省、外務省、経済産業省	170	2-4. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整	初動期	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外は、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。	○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	厚生労働省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	外務省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	経済産業省
345	厚生労働省	170	2-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	初動期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、準備期において整理した検査実施の方針の基本的な考え方も踏まえ、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省

検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
346	厚生労働省	170	2-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討	初動期	② 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活を維持することを目的として検査を活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの開発も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	○			－	199	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	厚生労働省
347	厚生労働省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	① 国は、予防計画に基づき、都道府県等から、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び検査実施数について定期的な報告を受けた上で、必要に応じて検査体制を拡充するよう要請を行い、必要に応じて支援を行うとともに、検査に必要な予算及び人員の見直し並びに確保を行う。	○			－	178	① 国は、都道府県等と連携し、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための支援を行う。また、検査実施機関に対し、精度管理を行うための体制を整えるよう要請する。	厚生労働省
348	厚生労働省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	② 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。	○			－	182	⑤ 都道府県等は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	厚生労働省
349	厚生労働省、経済産業省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	③ 国は、検査物資の確保状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を試薬・検査機器メーカー等の民間企業等へ要請する。	○			－	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	－	－	－	経済産業省
350	厚生労働省、関係省庁	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	④ 国は、検体や病原体の迅速な搬送が実施できるよう、必要に応じて追加的に運送事業者等と協定等を締結するとともに、協力事業者の拡大の必要性について判断し、必要な対応を行う。	○			－	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
351	厚生労働省、外務省	171	3-1. 検査体制の拡充	対応期	⑤ 国は、JIHSと協力し、国内外の検査体制に係る情報を収集するとともに、必要に応じて国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しを行う。	○		○	－	181	④ 国は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、検疫所や地方衛生研究所等、民間検査機関、医療機関、研究機関及び流通事業者等の有事に検査の実施に関与する機関（以下「検査関係機関等」という。）との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に検査ができるよう、公用車等による検体搬送に加え、運送事業者等とも検体の搬送方法の検討を行い、必要に応じて協定等を締結できるよう準備を進める。	厚生労働省
						○			－	24	① 国及びJIHSは、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や外国政府等と速やかに情報共有できる体制を整備する。	外務省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
352	厚生労働省、健康・医療戦略推進事務局	171	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	① 国及びJIHSは、AMEDや官民の研究機関と連携し、準備期に構築した検査関係機関等との連携やネットワークを活用し、臨床研究を推進し、検査方法の研究開発や確立に資する科学的知見の収集及び共有を図る。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
						○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	健康・医療戦略推進事務局
353	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	② 国は、JIHSと連携し、国内で検査方法が開発された場合は、開発された検査方法の臨床試験の実施に係る支援を行う。	○			—	192	国及びJIHSは、AMEDと連携し、新型インフルエンザ等が発生した際に、研究開発能力を有する研究機関や検査機関等とともに、検査診断技術の研究開発や普及を早期に実現するため、感染症の診療を行う医療機関が診断薬・検査機器等の検査診断技術の開発に向けた共同研究を実施できる体制を構築するための支援を行う。また、都道府県等や国内外の研究機関等との連携やネットワークの強化に努める。	厚生労働省
354	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	③ 国は、開発された診断薬・検査機器等が早期に使用可能となるよう、緊急承認等の仕組みの適用の可否について速やかに検討を行う。	○			—	196	② 国は、診断薬等を早期に開発・製造し流通させるため、新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続を迅速化する方法について整理し、必要な対応を行う。	厚生労働省
355	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	④ 国は、JIHSと連携し、臨床試験により診断薬・検査機器等の評価を速やかに行い、薬事承認を取得した迅速検査キットや抗体検査等の診断薬・検査機器等についてその使用方法とともに医療機関等に速やかに情報提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省
356	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	○			—	197	③ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。	厚生労働省
357	厚生労働省、経済産業省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑥ 国は、医療機関を含む検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査物資の確保状況や流通状況を確認し、必要に応じて検査物資の増産を要請するとともに、買取保証についても検討し、検査物資の確保に努める。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省
								○	—	—	—	経済産業省
358	厚生労働省	172	3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及	対応期	⑦ 国及びJIHSは、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及を図る。			○	—	—	—	厚生労働省
359	厚生労働省、消費者庁	172	3-3. 検査方法の精度の維持管理や見直し等	対応期	国は、JIHSと連携し、薬事承認を得ていない検査方法が活用されている場合は、これらの検査精度に関する情報の収集に努め、課題が認められる場合には、必要に応じて、当該検査方法の精度等の改善に係る指導や販売の中止の要請を行うほか、法令に違反する表示に対しては、表示の改善の指導等を行う。			○	—	—	—	厚生労働省
							○		<u>景品表示法に違反するおそれのある情報に接した場合は、法と証拠に基づき適切に対処できる体制を整えている。</u>	—	—	消費者庁

検査（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
360	厚生労働省、外務省、経済産業省	172	3-4. 診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整	対応期	国は、国外で新型インフルエンザ等に対する有効な検査方法が開発される可能性を踏まえ、国内外の関連企業との診断薬・検査機器等の調達に係る調整を行う。また、新型インフルエンザ等以外の通常医療の診断薬・検査機器等が不足するおそれがある場合には、需給状況を是正するよう、供給に係る調整も行う。		○		—	—	—	厚生労働省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	外務省
						○			—	198	④ 国は、WHOや諸外国の研究開発等の対応状況等に関する情報収集に努め、国際的な研究開発等の協力、診断薬・検査機器等の輸入又は輸出に係る国家間や関係機関との調整等を行い、国際的な連携・協力体制を構築する。	経済産業省
361	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	① 国は、都道府県等及びJHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。			○	—	—	—	厚生労働省
362	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、段階的に検査実施の方針の見直し等を検討し判断する。			○	—	—	—	厚生労働省
363	厚生労働省	173	3-5. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し	対応期	③ 国は、新型インフルエンザ等の感染症の特徴や感染状況、検査の特性や検査体制を考慮し、国民生活の維持を目的として検査を活用することの是非について、技術的な観点に加え、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点も考慮して判断を行うとともに、利活用する場合は迅速検査キットの活用も想定されることを念頭に検査実施の方針を決定する。	○			—	199	国は、新型インフルエンザ等の発生時の流行状況、医療提供体制の状況と検査実施能力や国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の様々な観点を考慮し、目的に応じ、それぞれの検査方法をどのような対象者に対して行うか等の基本的な考え方を示す検査実施の方針を整理し、有事に備える。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
364	厚生労働省	180	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	① 国は、都道府県等に対し、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行うよう、要請や助言を行う。 （ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等） （イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握 （ウ） IHEAT要員に対する都道府県等が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請 （エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化 （オ） 地方衛生研究所等、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備	○		—		202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
365	厚生労働省	180	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	② 都道府県等は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、都道府県等の本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。	○		—		202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
366	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	③ 国は、都道府県に対して、感染症指定医療機関において、速やかに感染症患者に適切な医療を提供する体制を確保するよう要請する。	○		—		213	その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
367	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	④ 都道府県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において都道府県連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。	○		—		212, 226, 145	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。 都道府県は、新型インフルエンザ等が発生した際に対応ができるよう、都道府県連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図り、予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行い、随時更新を行う。 また、都道府県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じて感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
368	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑤ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。	○			—	216	② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。	厚生労働省
369	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑥ 都道府県等は、JIHSによる地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下2-2に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。	○			—	219, 220	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。 ⑥ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、平時から都道府県等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	厚生労働省
370	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑦ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画に基づき、都道府県等の本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS等と連携して感染症の情報収集に努める。	○			—	218	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省
371	厚生労働省	181	2-1. 有事体制への移行準備	初動期	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			—	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
372	厚生労働省、統括庁	181	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	① 国は、JIHSと協力し、国内外での新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の発生状況を迅速に把握するとともに、当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等、都道府県等が住民に対して行うリスクコミュニケーション等に必要な情報提供・共有を行うことで、都道府県等を支援する。	○			—	227, 37	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	厚生労働省
						○		○	—	227, 37	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 国は、JIHSを中心として構築した感染症インテリジェンス体制により、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。国は、情報収集・分析に当たっては、JIHSと連携し、平時から外国政府、国際機関、諸外国の大学や研究機関、海外感染症専門人材、在外公館、国内外の関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。	統括庁
373	厚生労働省	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	② 国は、都道府県等に対して、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受ける相談センターを速やかに整備するよう要請する。	○			—	125	都道府県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
374	厚生労働省	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	③ 都道府県等は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。	○			－	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
375	厚生労働省、統括庁	182	2-2. 住民への情報提供・共有の開始	初動期	④ 都道府県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。	○			－	229	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。	厚生労働省
						○			－	229	③ 都道府県等は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である住民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、住民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。	統括庁
376	厚生労働省	182	2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応	初動期	都道府県等は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。	○			－	211	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。	厚生労働省
377	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	① 都道府県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、地方衛生研究所等の検査体制を速やかに立ち上げる。	○			－	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
378	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	② 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行及び体制拡充の状況や感染症対応業務への対応状況を確認し、都道府県等に対し必要な助言・支援等を行う。			○	－	－	－	厚生労働省
379	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	③ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生時に、情報集約、地方公共団体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市等を支援する。また、国、他の都道府県及び管内の保健所設置市等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。 さらに、必要に応じて管内の保健所設置市等に対する総合調整権限・指示権限を行使する。	○			－	211, 213	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
380	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	④ 都道府県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する。			○	－	－	－	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
381	厚生労働省	183	3-1. 有事体制への移行	対応期	⑤ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			－	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
382	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-1. 相談対応	対応期	都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等は、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。 都道府県等は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や都道府県での一元化等を行うことを検討する。	○			－	211, 121	都道府県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、都道府県連携協議会等を活用し、平時から保健所や地方衛生研究所等のみならず、管内の市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。 ① 都道府県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、管内の保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、下記1-1-1から1-1-7までに記載した相談センター、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者を有機的に連携させることにより、住民等に対して必要な医療を提供する。	厚生労働省
383	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定するとともに、段階的に検査実施の方針を見直す。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、国民等に分かりやすく提供・共有する。	○		○	－	227, 228	① 国は、平時からJIHS等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、都道府県等に提供する。 ② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
384	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	② 国は、都道府県等が行う感染症対応業務について、感染症サーベイランスシステムの活用により、効率化・負荷軽減を図る。	○			－	226	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	厚生労働省
385	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	③ 都道府県等は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。			○	－	－	－	厚生労働省
386	厚生労働省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	④ 地方衛生研究所等は、保健所と連携して、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、地方衛生研究所等は、JIHSとの連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHSへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。	○			－	219, 218	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。 ④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
387	厚生労働省、農林水産省、環境省	184	3-2. 主な対応業務の実施 3-2-2. 検査・サーベイランス	対応期	⑤ 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国は、都道府県等、JIHS及び関係機関と連携し、国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。 なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、都道府県等や医療現場の負担も過大となる。 このため、国は、医療機関からの患者報告による定点把握でも感染動向の把握が可能となった際には、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担も考慮し、患者の全数把握の必要性を再評価し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制を検討し、適切な時期に移行を実施する。 都道府県等は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
						○			—	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	農林水産省
						○			—	48	③ 国及び都道府県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、JIHS、家畜保健衛生所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所等と連携し、家さんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。 また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。	環境省
388	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	① 都道府県等は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHSが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
389	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。			○	—	—	—	厚生労働省
390	厚生労働省	185	3-2-3. 積極的疫学調査	対応期	③ 都道府県等は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
391	厚生労働省	185	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	① 都道府県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、都道府県等は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及びJHSへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。	○			—	212, 213	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
392	厚生労働省、関係省庁	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	② 都道府県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて、管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門（都道府県調整本部）の適時の設置、管内の入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限の行使を行う。入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、必要に応じて民間の患者等搬送事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。	○			—	212, 213	また、都道府県連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、都道府県等は、予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、都道府県等が作成する都道府県行動計画や市町村行動計画、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び地方衛生研究所等が作成する健康危機対処計画と整合性の確保を図る。 その際、都道府県は、必要に応じて総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保について、あらかじめ関係機関等と確認する。	厚生労働省
393	厚生労働省	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	③ 都道府県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じて、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
394	厚生労働省	186	3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送	対応期	④ 都道府県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めた上で運用する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
395	厚生労働省	186	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	① 都道府県等は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
396	厚生労働省	187	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	② 都道府県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
397	厚生労働省	187	3-2-5. 健康観察及び生活支援	対応期	③ 都道府県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。	○			—	226	国は、平時から感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、有事もこれらのシステムを継続して活用できるよう体制を整備する。また、都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等と連携した訓練を通じ、各種システムの運用に関する課題について、都道府県等、保健所、地方衛生研究所等、医療機関等が効率的に業務を遂行できるよう改善を図る。	厚生労働省
398	厚生労働省	187	3-2-6. 健康監視	対応期	① 都道府県等は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
399	厚生労働省	187	3-2-6. 健康監視	対応期	② 国は、都道府県等が検疫所から通知があったときに行う健康監視について、当該都道府県等から要請があり、かつ、当該都道府県等の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該都道府県等に代わって健康監視を実施する。			○	—	—	—	厚生労働省
400	統括庁、厚生労働省	187	3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	④ 都道府県等は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、住民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。	○			—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	統括庁
						○			—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省
401	統括庁、厚生労働省	187	3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	対応期	② 都道府県等は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、管内の市町村と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。	○			—	231	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	統括庁
						○			—	231	⑤ 都道府県等は、市町村と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。	厚生労働省
402	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の感染症有事体制への移行状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、円滑な移行が可能となるよう必要に応じて助言・支援する。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
403	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	② 都道府県等は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び地方衛生研究所等の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。 また、都道府県等は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	○			—	202, 204	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。 ② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
404	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	③ 国は、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	○			—	200	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	厚生労働省
405	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	④ JIHSは、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	○			—	217	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	厚生労働省
406	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑤ 都道府県等は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や都道府県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び地方衛生研究所等における業務の効率化を推進する。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省
407	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑥ 都道府県等は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。	○			—	214, 215	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床の逼迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。 ① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
408	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑦ 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
409	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行	対応期	⑧ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	○			—	225	⑪ 都道府県等は、国及びJIHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。	厚生労働省
410	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	① 国は、都道府県等及びJIHSと連携し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき、リスク評価を実施し、検査実施の方針を決定する。			○	—	—	—	厚生労働省
411	厚生労働省	188	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	② 都道府県等は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。	○			—	204	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
412	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	③ 地方衛生研究所等は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。	○			—	219	⑤ 地方衛生研究所等及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJIHSと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国及び都道府県等と協力して検査体制の維持に努める。	厚生労働省
413	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-1. 流行初期 3-3-1-2. 検査体制の拡充	対応期	④ 都道府県等は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。	○			—	215	① 都道府県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や地方衛生研究所等における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。	厚生労働省
414	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	① 国は、都道府県等における保健所及び地方衛生研究所等の体制拡充の状況や感染症対応業務への対応状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて都道府県等に対し業務のひっ迫防止に資する助言・支援を行う。また、都道府県等で行う感染症対応業務について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や感染状況等を踏まえ、必要に応じて全数把握や積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討し、都道府県等に対し方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
415	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	② JIHSは、引き続き、都道府県等からの要請に基づき、地域の感染状況等の実情に応じて実地疫学の専門家等の派遣について検討し、必要に応じて実施する。	○			—	217	③ JIHSは、地方衛生研究所等との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化のために必要な支援を行う。	厚生労働省
416	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	③ 都道府県等は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を行う。	○			—	202	③ 都道府県等は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。	厚生労働省
417	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	④ 国は、引き続き、感染症法の厚生労働大臣による総合調整の規定等に基づき、都道府県から広域派遣の調整の依頼を受けた際は、他の都道府県と調整し、保健師等の地方公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよう調整する。	○			—	200	① 国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備する。	厚生労働省
418	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑤ 都道府県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、都道府県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。	○			—	205	③ 都道府県等又は保健所は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。地方衛生研究所等においても、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。 なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における都道府県等、保健所及び地方衛生研究所等の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。	厚生労働省
419	厚生労働省	189	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑥ 都道府県等は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や都道府県等の本庁、保健所及び地方衛生研究所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や地方衛生研究所等の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。	○		○	—	21	④ 都道府県は、感染症法に基づき、管内の保健所設置市等により構成される都道府県連携協議会を組織し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針等を踏まえた予防計画を策定・変更する。なお、予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき都道府県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
420	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑦ 都道府県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。	○			—	214, 223	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。 ⑨ 国、都道府県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。	厚生労働省
421	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し	対応期	⑧ 都道府県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。	○			—	214	さらに、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都道府県等は、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。	厚生労働省
422	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	① 国は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、都道府県等の予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握することに加え、都道府県等や地方衛生研究所等への助言を通じて、都道府県等における検査体制の整備に向けた取組を支援する。	○			—	204	② 国は、都道府県等に対し、予防計画に定める地方衛生研究所等や検査等措置協定を締結した民間検査機関等における検査体制（検査の実施能力）の目標値の達成状況を確認する。都道府県等は、地方衛生研究所等、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。	厚生労働省
423	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	② 国は、ワクチン等により免疫の獲得が進んだ場合や、病原体の変異により病原性や感染性等が低下した場合等、感染症危機の状況や各地域の実情等を総合的に考慮し、リスク評価に基づき、段階的に検査実施の方針を見直すとともに、検査体制を見直し、都道府県等に対して方針を示す。			○	—	—	—	厚生労働省
424	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-2. 流行初期以降 3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保	対応期	③ 地方衛生研究所等は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。	○			—	218	④ 地方衛生研究所等は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。	厚生労働省
425	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。			○	—	—	—	厚生労働省

保健（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
426	厚生労働省	190	3-3. 感染状況に応じた取組 3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	対応期	② 都道府県等は、国からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び地方衛生研究所等における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、住民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。	○		○	—	228	② 都道府県等は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、住民に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした住民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
427	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を確認する。	○			—	236, 243	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
428	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。	○			—	243	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
429	厚生労働省	195	2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	初動期	③ 都道府県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。	○			—	239, 241	① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。 ③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。	厚生労働省
430	厚生労働省、関係省庁	195	2-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認	初動期	国は、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者から、感染症対策物資等の需給状況について速やかな報告を求めるとともに、当該事業者からの報告やこれまでの感染症危機管理の経験等を踏まえ、感染症対策物資等の供給量等に不足がないか等を確認する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるとともに、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
431	厚生労働省、関係省庁	195	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の業界団体や生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対する生産の要請その他必要な対応を検討し、必要に応じて実施する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
432	厚生労働省	195	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	② 国は、都道府県に対し、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保するよう要請する。	○			—	236, 237, 239	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ③ 国は、個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準を定め、都道府県はこれらを踏まえて備蓄する。 ① 都道府県は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、各都道府県が策定している医療計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
433	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	③ 国は、医療機関等に対し、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省

物資（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
434	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	④ 都道府県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
435	厚生労働省	196	2-3. 円滑な供給に向けた準備	初動期	⑤ 国は、個人防護具について、医療機関等への配布やシステム等を利用した緊急配布等の準備を行う。	○			—	235	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
436	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	① 国は、システム等を利用して、都道府県や協定締結医療機関における個人防護具の備蓄量等を随時確認する。	○			—	236, 243	② 国は、システム等を利用して、定期的に都道府県における感染症対策物資等の備蓄状況の確認を行うとともに、都道府県に対し、予防計画に定める個人防護具の備蓄の推進及び維持を確実に実施するよう要請するほか、必要な支援・助言等を行う。 ⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
437	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	② 国及び都道府県は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。	○			—	243	⑤ 国及び都道府県は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。	厚生労働省
438	厚生労働省	197	3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等	対応期	③ 国は、医療機関等に対し、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認するよう要請する。さらに、国は、医療機関に対し、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者にあらかじめ計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保するよう要請する。	○			—	241, 242	③ 国及び都道府県は、協定締結医療機関に対して、個人防護具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。 ④ 国及び都道府県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。	厚生労働省
439	厚生労働省、関係省庁	197	3-2. 感染症対策物資等の需給状況の確認	対応期	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に生産、流通及び在庫の状況や今後の生産計画等に関する報告等を求め、感染症対策物資等の需給状況について確認する。	○			—	245	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対し、平時から定期的に、生産等の状況について報告を求めるほか、感染症対策物資等の生産又は輸入の事業を行う事業者に対しては生産能力等の報告も求め、その供給能力を把握する。	厚生労働省
440	厚生労働省、関係省庁	197	3-3. 感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者への要請	対応期	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、新型インフルエンザ等の感染拡大に伴う感染症対策物資等の需要の急増や流通量が増加する可能性を踏まえつつ、安定的かつ速やかに感染症対策物資等を対象地域へ届けるために必要な対応を行うよう要請する。	○			—	246	国は、感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して、例えば、事業所における感染拡大に備えた人員確保等の体制の整備に取り組む等、有事にも、可能な限り、感染症対策物資等の安定的な供給に支障が生じないよう必要な対策を講ずるよう要請する。	厚生労働省

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
441	厚生労働省、関係省庁	197	3-4. 不足物資の供給等適正化	対応期	① 国は、感染症対策物資等の供給が不足している場合又は今後不足するおそれがある場合は、当該感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、生産や輸入等の促進の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行う。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
442	厚生労働省	198	3-4. 不足物資の供給等適正化	対応期	② 国は、3-1①で確認した都道府県や協定締結医療機関の個人防護具の備蓄状況等や上記の生産事業者等への生産要請等を踏まえてもなお、個人防護具が不足するおそれがある場合等は、不足する地域や医療機関等に対し、必要な個人防護具の配布を行う。	○			—	235	① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
443	厚生労働省、関係省庁	198	3-5. 円滑な供給のための生産・輸入事業者等への支援	対応期	国は、生産要請等を行った生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者等に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずる。			○	—	—	—	厚生労働省
444	厚生労働省、その他 全省庁	198	3-6. 備蓄物資等の供給に関する相互協力	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。	○			—	233, 235	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。 ① 国、都道府県、市町村及び指定（地方）公共機関は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	その他全省庁
445	厚生労働省、国土交通省	198	3-7. 緊急物資の運送等	対応期	① 国及び都道府県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	国土交通省

物資（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
446	厚生労働省、国土交通省	198	3-7. 緊急物資の運送等	対応期	② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	国土交通省
447	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	① 都道府県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁
448	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	② 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁
449	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	③ 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
450	厚生労働省、関係省庁	199	3-8. 物資の売渡しの要請等	対応期	④ 国は、都道府県の行う緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県から要請があったときは、自ら上記の①から③までの措置を行う。	○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	233	① 国は、有事に行う感染症対策物資等の需給状況の把握、緊急承認制度等の活用、関係する事業者等に対する生産や輸入の要請・指示、出荷調整の要請、売渡し、貸付け、輸送、保管の指示等を行うために必要な体制を整備する。また、国は、需給状況の把握、供給の安定化、生産等の要請等を円滑に行うため、都道府県及び関係機関との連絡や情報共有の体制を整備する。	関係省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
451	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	① 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	○			—	252, 255	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	厚生労働省
						○			—	252	国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。	業所管省庁
452	指定公共機関所管省庁、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画に基づき、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機関所管省庁、業所管省庁
453	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	203	2-1. 事業継続に向けた準備等の要請	初動期	③ 国は、これらのほか、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。	○			—	250, 252, 255	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
454	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	203	2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け	初動期	国は、国民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。		<u>○</u>		—	—	—	消費者庁
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	厚生労働省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	農林水産省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	経済産業省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	関係省庁
455	全省庁	203	2-3. 法令等の弾力的な運用	初動期	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
456	厚生労働省	204	2-4. 遺体の火葬・安置	初動期	国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。	○			—	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
457	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	205	3-1. 国民生活の安定の確保を対象とした対応 3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する国民等及び事業者への呼び掛け	対応期	国は、国民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。		<u>○</u>		—	—	—	消費者庁
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	厚生労働省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	農林水産省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	経済産業省
						○			—	255	② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	関係省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
458	厚生労働省、関係省庁	205	3-1-2. 心身への影響に関する施策	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。				・自殺対策、メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル対策等について様々な取組を実施している。 ・引き続き、自殺対策、メンタルヘルス対策、高齢者のフレイル対策等についての取組を実施する。	－	－	厚生労働省
									・これまで孤独・孤立対策に取り組む地方公共団体及びNPO等への支援や、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を実施している。 ・引き続き同取組を実施する。	－	－	内閣府
									・令和5年4月から令和6年度末まで、こども家庭科学研究として、感染症流行下等の社会的な環境変化による子どもの心身への影響の評価方法及び対処法の確立に向けた研究を実施し、その成果を令和7年度に公表した。 ・有事の際には、状況に応じて、本研究で作成された資材等の活用を検討する。	－	－	こども家庭庁
459	厚生労働省	205	3-1-3. 生活支援を要する者への支援	対応期	国は、市町村に対し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	○			－	256	国は、市町村に対し、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくよう要請する。	厚生労働省
460	文部科学省	205	3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。			○	－	－	－	文部科学省

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
461	統括庁、業 所管省庁	206	3-1-5. サービス水準 に係る国民への周知	対応期	国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、国民等に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得よう努める。	○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	統括庁
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	業所管省庁
462	警察庁	206	3-1-6. 犯罪の予防・ 取締り	対応期	国は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう都道府県警察を指導・調整する。			○	—	—	—	警察庁
463	統括庁、関 係省庁	206	3-1. 国民生活の安定 の確保を対象とした 対応 3-1-7. 物資の売渡し の要請等	対応期	① 都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。	○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	統括庁
						○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	関係省庁
464	統括庁、関 係省庁	206	3-1-7. 物資の売渡し の要請等	対応期	② 都道府県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	統括庁
						○			—	253	国は、都道府県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	関係省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
465	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	206	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	① 国、都道府県及び市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。	○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	消費者庁
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	厚生労働省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	農林水産省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	経済産業省
						○		—		247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
466	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	② 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	消費者庁
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	厚生労働省
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	農林水産省
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	経済産業省
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
467	農林水産省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	③ 国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討し、所要の措置を講ずる。				米穀については、生産量の減少により、その供給が不足する事態に備え、常時100万トン程度の国家備蓄を実施。 小麦については、輸入の途絶等により供給が不足する事態に備え、製粉企業等が2.3か月分の備蓄を実施（1.8か月分の保管料を国から助成）。	－	－	農林水産省
468	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	④ 国、都道府県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。	○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	消費者庁
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	厚生労働省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	農林水産省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	経済産業省
						○			－	3	① 国は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、国における取組体制を整備・強化するため、中央省庁業務継続計画の改定等を進める。	関係省庁
469	消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、関係省庁	207	3-1-8. 生活関連物資等の価格の安定等	対応期	⑤ 国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。		○		－	－	－	消費者庁
							○		－	－	－	厚生労働省
							○		－	－	－	農林水産省
							○		－	－	－	経済産業省
							○		－	－	－	関係省庁
470	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	国は、第2節（初動期）2-4の対応を継続して行うとともに、国及び都道府県は、必要に応じて以下①から④までの対応を行う。 ① 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
471	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	② 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
472	厚生労働省	207	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	③ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
473	厚生労働省	208	3-1-9. 埋葬・火葬の特例等	対応期	④ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。	○			－	257	都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	厚生労働省
474	全省庁	208	3-1-10. 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。	○			－	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
475	統括庁、厚生労働省、業所管省庁	208	3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等	対応期	① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。	○			－	250, 252, 255	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。 国は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。なお、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。 ② 国、都道府県及び市町村は、事業者や国民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。	統括庁
						○			－	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
						○			－	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
476	統括庁、業 所管省庁	208	3-2. 社会経済活動の 安定の確保を対象と した対応 3-2-1. 事業継続に関 する事業者への要請 等	対応期	② 国は、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策 や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報 等）を適時更新しながら事業者に提供する。また、国は、業界団 体と連携し、必要に応じ、事業者向けの感染防止のための手引の 作成を支援する。	○		—		78, 250	③ 国及び都道府県は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ 等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限 の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん 延防止対策への理解促進を図る。 ① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じ ること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定 することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	統括庁
						○		—		250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じ ること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定 することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	業所管省庁
477	指定公共機 関所管省 庁、業所管 省庁	208	3-2. 社会経済活動の 安定の確保を対象と した対応 3-2-1. 事業継続に関 する事業者への要請 等	対応期	③ 指定（地方）公共機関等は、業務計画に基づき、その業務を 適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医 療の提供並びに国民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務 の継続的な実施に向けた取組を行う。	○		—		251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発 生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務 の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとと もに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機 関所管省 庁、業所管 省庁
478	業所管省庁	208	3-2-2. 事業者に対す る支援	対応期	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型イン フルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及 び国民生活への影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図 るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上 の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ず る。	○		—		248	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政 手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。 その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速 に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	業所管省庁
479	指定公共機 関所管省庁	208	3-2-3. 地方公共団体 及び指定（地方）公 共機関による国民生 活及び国民経済 の安定に関する措置	対応期	以下①から⑤までの事業者である都道府県及び市町村又は指定（地方）公共 機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの都道府県行動 計画又は市町村行動計画、業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。 ① 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関 電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ② 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府 県、市町村及び指定地方公共機関 水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置 ③ 運送事業者である指定（地方）公共機関 旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置 ④ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関 通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うた め必要な措置 ⑤ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関 郵便及び信書便を確保するため必要な措置 また、国又は都道府県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合 は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請 する。また、国又は都道府県は、医薬品等販売業者である指定（地方）公共 機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等 製品の配送を要請する。	○		—		251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発 生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務 の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとと もに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	指定公共機 関所管省庁

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
480	全省庁	209	3-3. 国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 3-3-1. 法令等の弾力的な運用	対応期	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	249	国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保する観点から、新型インフルエンザ等の発生時に弾力的に運用することが必要な法令等について、具体的な対応方針を整理する。	全省庁
481	統括庁、関係省庁	209	3-3. 国民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応 3-3-2. 金銭債務の支払猶予等	対応期	国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。	○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	統括庁
						○			—	247	国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と都道府県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。また、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。	関係省庁
482	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	① 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。			○	—	—	—	財務省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
483	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	② 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。			○	—	—	—	財務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じること等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省

国民生活及び国民経済の安定の確保（初動期・対応期）

No.	担当省庁	頁	見出し	時期 区分	政府行動計画の記載	取組状況						記載省庁
						a	b	c	自由記載欄	準備期No.	準備期の記載	
484	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	③ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第11条第2項に規定する主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。			○	—	—	—	財務省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
485	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	210	3-3-3. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等	対応期	④ 国は、必要に応じて政府関係金融機関等に対し、十分な対応を行うこと等を要請する等、必要な対応を行う。			○	—	—	—	財務省
								○	—	—	—	厚生労働省
								○	—	—	—	農林水産省
						○			—	250	① 国は、事業者における感染対策の実施及び事業継続のため、関係業界団体を通じて等により、可能な範囲で新型インフルエンザ等の発生時の業務継続計画を策定することを勧奨するとともに、必要な支援を行う。	経済産業省
486	財務省、金融庁	210	3-3-4. 通貨及び金融の安定	対応期	日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務計画に基づき、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。	○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	財務省
						○			—	251	② 国及び都道府県は、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。	金融庁
487	厚生労働省	210	3-3-5. 雇用への影響に関する支援	対応期	国は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う。	○			—	248	国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。	厚生労働省
488	全省庁	210	3-3-6. 国民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援	対応期	国は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた国民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱(ぜいじゃく)な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。			○	—	—	—	全省庁



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

感染症サーベイランスシステムによる届出状況について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

保健所業務のDX化について

感染症対策部 感染症対策課
医政局地域医療計画課

感染症サーベイランスシステムについて

- これまで、医師は紙による届出を行っており、保健所職員は架電及び聞き取りにより健康観察業務を実施していた。こうした状況を踏まえ、届出や健康観察業務等をシステムで実施できるようにするため、令和2年5月に、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（HER-SYS※）を新たに構築した。
※ Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-1
- また、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を受けて、保健所職員の負担のさらなる軽減を図るため、令和4年から、これらの機能について、新型コロナウイルス感染症以外も対象とする「感染症サーベイランスシステム」に統合した。
- これにより、これまで保健所職員が架電等により確認をしていた感染症患者の健康状態について、患者本人がシステムに入力することにより保健所職員がシステム上で確認できるような仕組み等を構築し、現場の保健所職員等の作業が効率化できる体制となった。
- そして、医師等による届出の入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携が可能となるよう、感染症法の一部を改正した（※）。現在は実装に向けた整備を進めている。
※医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）
- 医師及び医療機関における当該システムを活用した届出状況については地域や施設の規模等によって差があるとの指摘があることから状況把握を進めているところ。今後の推進会議において、検討結果を報告予定。

医療機関情報支援システム（G-MIS）について

- G-MISは、新興感染症が発生した場合に、医療措置協定を締結する医療機関の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器、個人防護具等の確保状況等を一元的に把握できるシステムとなっている。
- 新型コロナの経験を踏まえ、都道府県のほか、地域の実情に応じて保健所においてG-MISを利用できる体制を整備している。

感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査概要

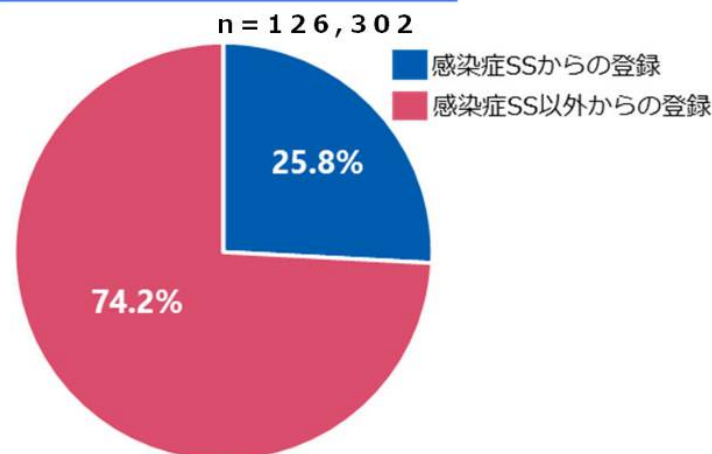
背景

- 医師等による届出の入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携が可能となるよう、昨年の臨時国会にて、医療法等の一部を改正する法律により感染症法の一部を改正した（令和7年12月公布）。公布後3年以内の施行を目指し、現在は実装に向けた整備を進めている。
- 当該システムを活用した届出状況については、かねてより、地域や医療機関の規模等によって差があるとの指摘があったことから、令和7年1月～12月における全数把握疾患の届出（126,302件）に係る都道府県別状況を調査した。※全47都道府県から回答

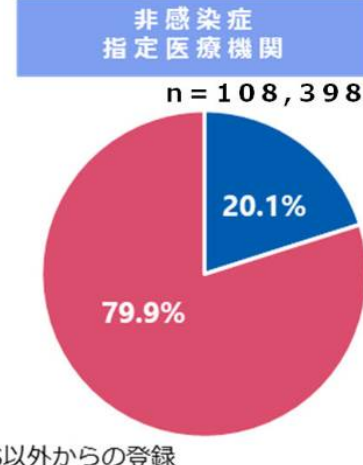
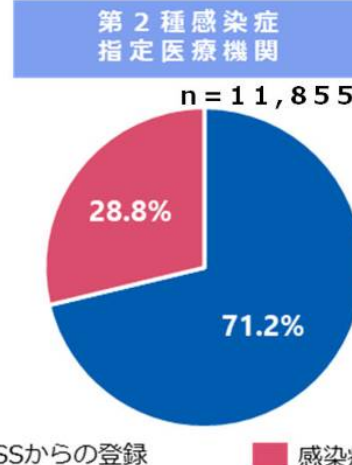
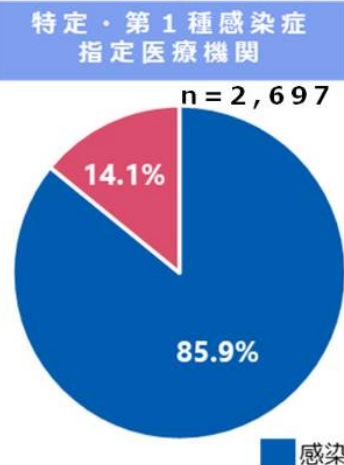
結果①

- 感染症サーベイランスシステム（感染症SS）による届出の環境整備は、特定・第1種・第2種感染症指定医療機関（以下「感染症指定医療機関」という。）524機関のうち73機関（13.9%）で実施されていなかった。
- また、令和7年1月～12月に登録された全数把握疾患の合計届出数のうち、感染症SSからの届出は、32,636件（25.8%）であった。
- 感染症指定医療機関種別の感染症SSからの届出は、特定・第1種感染症指定医療機関が2,697件のうち2,316件（85.9%）、第2種感染症指定医療機関が11,855件のうち8,445件（71.2%）、非感染症指定医療機関が108,398件のうち21,789件（20.1%）であった。

令和7年における感染症発生届
（全数把握疾患）の届出方法



令和7年における感染症指定医療機関別感染症発生届の届出方法

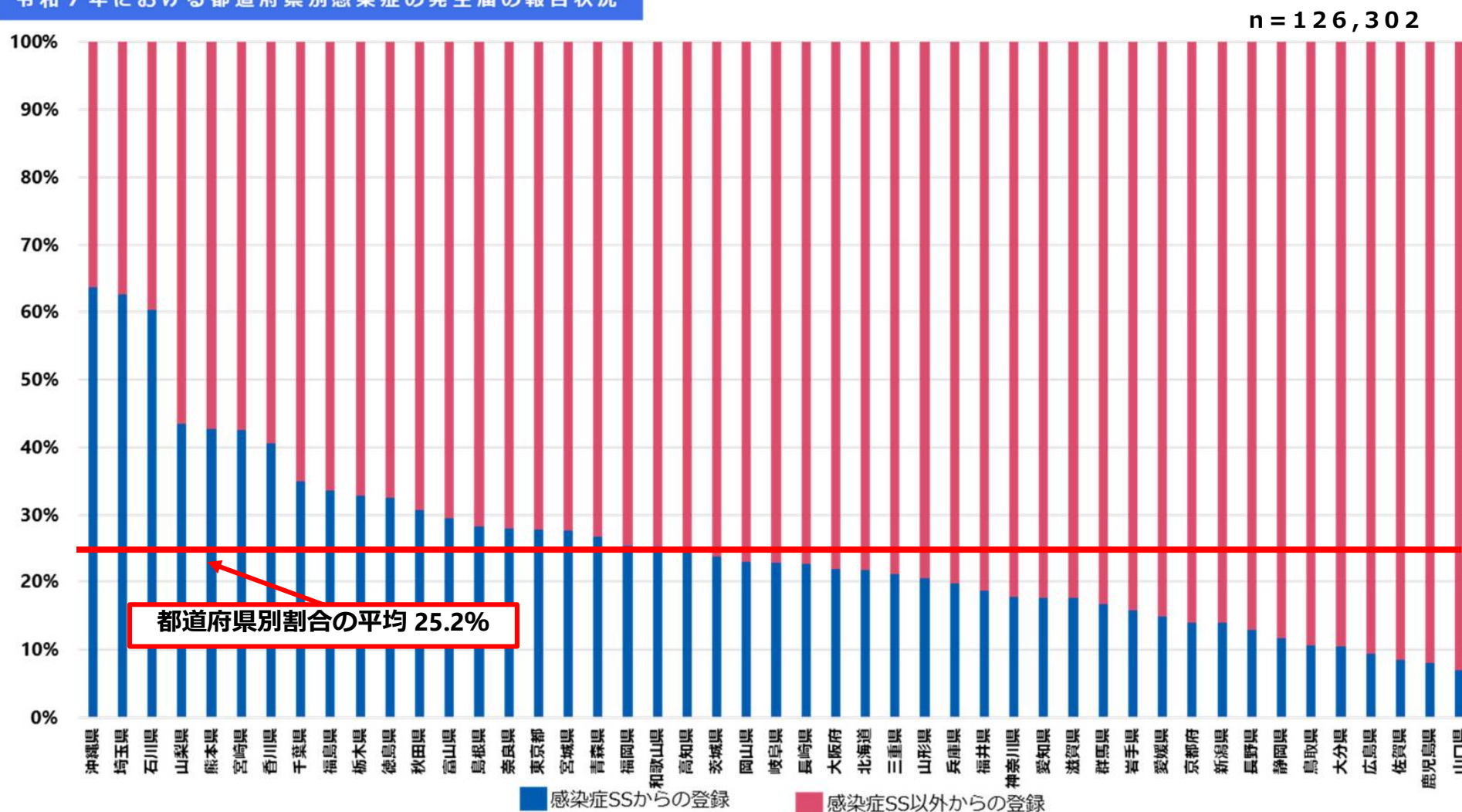


感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査概要

結果②

- 都道府県別の感染症SSからの届出割合は、地域差が認められた。

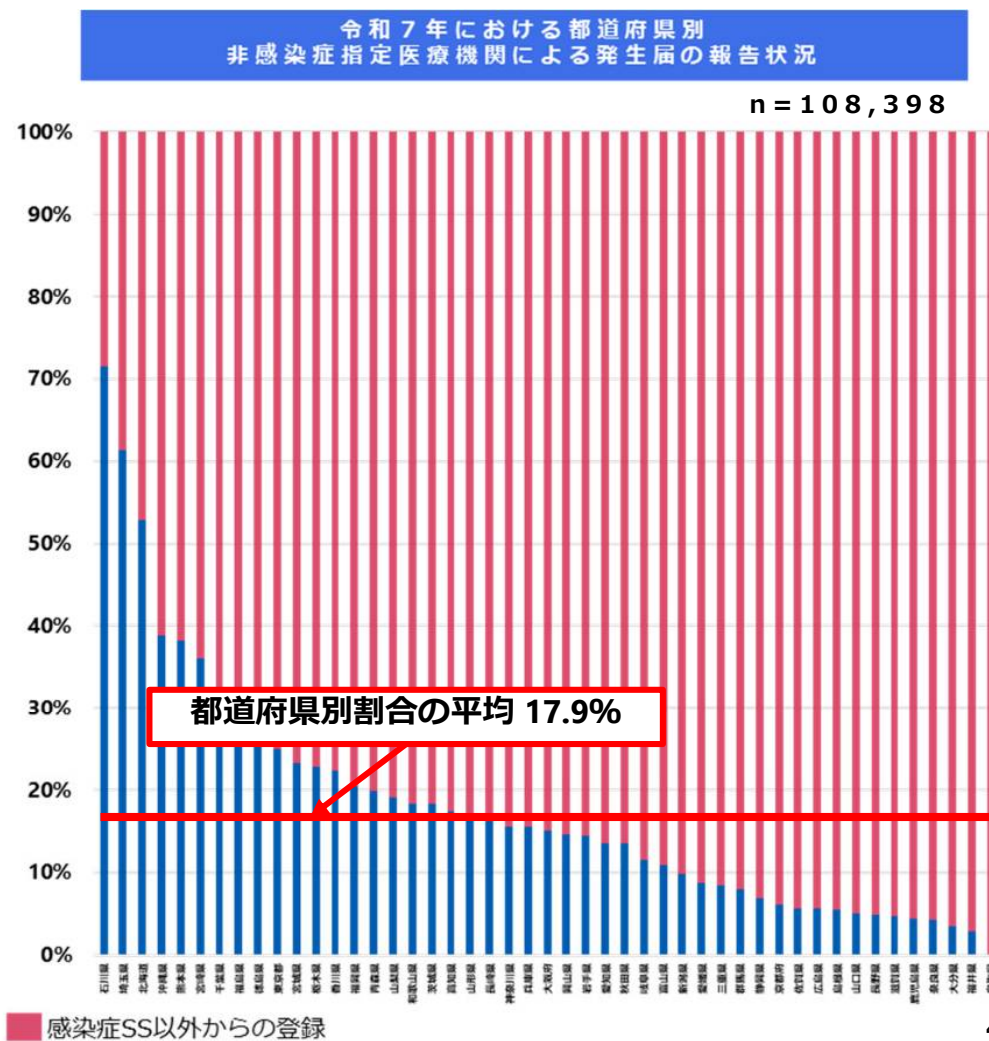
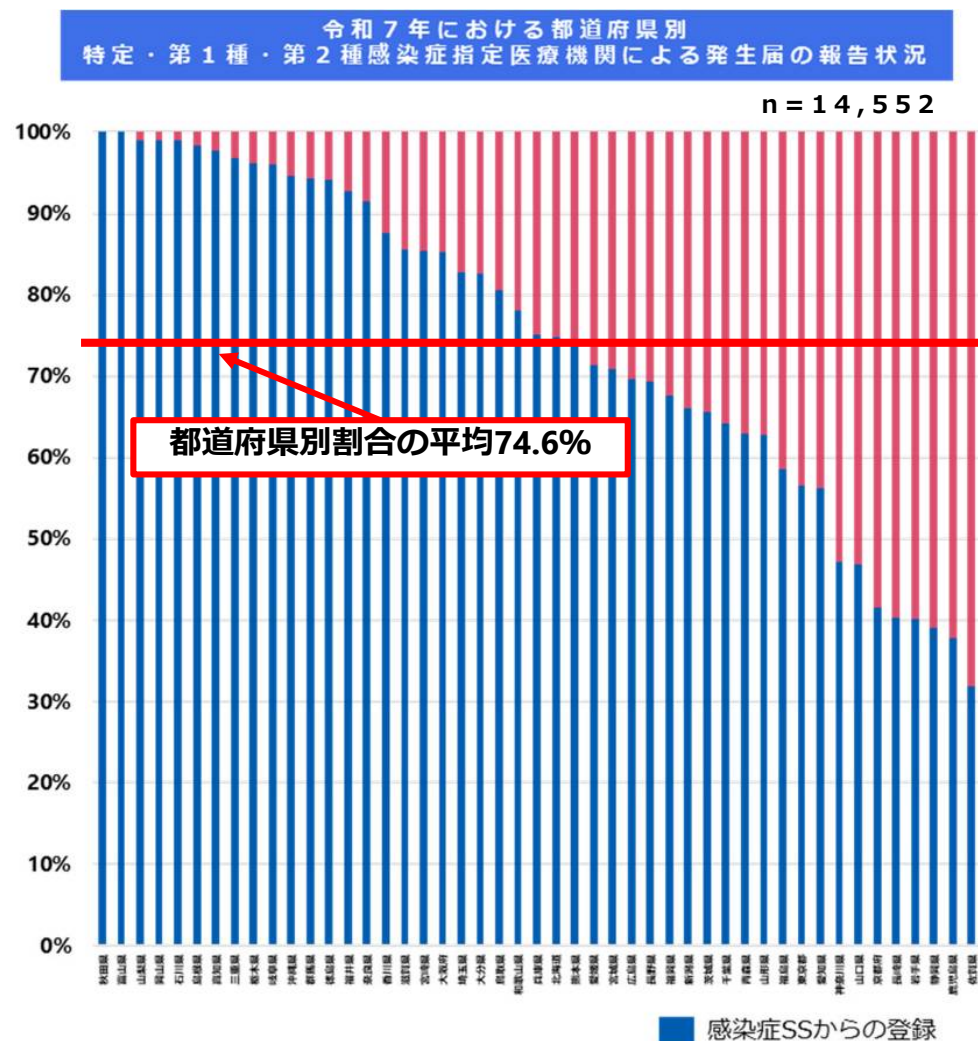
令和7年における都道府県別感染症の発生届の報告状況



感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査概要

結果③

- 都道府県別の感染症SSからの届出割合は、感染症指定医療機関のみを対象とした集計、非感染症指定医療機関のみを対象とした集計のいずれについても、地域差が認められた。



感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査概要

結果④

- 都道府県から得られた感染症SSからの届出が進まない要因

インセンティブ不足（34件）

- 入力作業の負担が増える一方で、得られるメリットが少ない
- FAXの方が早い・簡便であり、件数が少なく必要性を感じない

運用・制度設計が現場実態と乖離（18件）

- 医師の勤務先変更のたびに、感染症SS上の医師の勤務先医療機関での登録を再度行う必要があるなど、アカウント管理が煩雑である
- 非感染症指定医療機関は、法的な義務付けがないため、強く促すことができない

システム・インフラの未整備（26件）

- 感染症SSと電子カルテが別ネットワークであり、登録作業が煩雑である
- 外部接続できるPCがなく、別端末・別回線の整備が必要である

人的・操作面のハードル（22件）

- 診療所では、医師の代理で入力する事務人員がいない
- PC操作に不慣れであり、医師が高齢である
- 認証（二要素・ID取得）が面倒である

医療機関及び保健所から得られた感染症サーベイランスシステム届出のメリット

- 感染症SSによる届出を実施した結果、FAXによる届出に比べて、誤記や判読不明に関する保健所からの問合せが減少し、診療を中断して対応する機会や折り返しの電話対応が減少した。【医療機関】
- 感染症SSへの登録により、記載漏れや入力誤りが減少し、登録データの正確性が向上したことで、より分析・評価につながった。【自治体】

対応方針

- まずは、都道府県に対し、感染症SSによる届出の環境整備（システムにログインするための医療機関へのID付与や医療従事者へのアカウント付与の仕組みの工夫）及び感染症SSによる届出の促進に係る事務連絡を発出し、すべての特定・第1種・第2種感染症指定医療機関において、感染症SSによる届出に必要な環境整備を100%とすることを目指す。
- また、各都道府県における感染症SSによる届出の導入促進に資する、研修の実施等の好事例の横展開を図るとともに、導入によるメリットを全国の医療機関に周知することで、システム活用への理解を促進し、特定・第1種・第2種感染症指定医療機関における感染症SSによる届出割合の向上を目指す。併せて、第1種・第2種協定指定医療機関においても感染症SSによる届出を促す。
- さらに、電子カルテと発生届の連携については、昨年の臨時国会において医療法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、引き続き実装に向けた整備を進めていく。
- 今後、感染症SSによる届出状況に係る調査を年1回実施し、実態把握及び必要な措置を講じるとともに、届出割合の向上を目指す。

＜電磁的方法による発生届に係る規定＞

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

（医師の届出）

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所設置市等にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第七項、第十五条第十三項並びに第十六条第二項及び第三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、同項第一号に掲げる者に係るものについては直ちに、同項第二号に掲げる者に係るものについては厚生労働省令で定める期間内に、当該届出の内容を、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。第十五条第十三項及び第十四項、第四十四条の三の二第四項並びに第五十条の三第四項を除き、以下同じ。）により厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 都道府県知事は、次の各号に掲げる者について第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、電磁的方法により当該各号に定める者に通報しなければならない。

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあつては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

4 （略）

5 第一項の規定による届出をすべき医師（**厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師に限る。**）は、**電磁的方法であつて**、当該届出の内容を第二項又は第三項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による報告又は通報（以下この条において「報告等」という。）をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより**当該届出を行わなければならない**。

6 第一項の規定による届出をすべき医師（前項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師を除く。）は、**電磁的方法であつて**、当該届出の内容を報告等をすべき者及び当該報告等を受けるべき者が閲覧することができるものにより**当該届出を行うよう努めなければならない**。

7 第一項の規定による届出が前二項に規定する方法により行われたときは、報告等をすべき者は、当該報告等を行ったものとみなす。

8～10 （略）

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）

第四条の三 法第十二条第五項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された**特定感染症指定医療機関**並びに同条第二項の規定によって指定された**第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関**とする。



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

クルーズ船におけるハンタウイルス感染症事例への対応状況について（報告）

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハンタウイルス肺症候群

2026年7月15日時点

1. 病原体

- ハンタウイルス科オルソハンタウイルス属のウイルス（アンデスウイルス等）
※ハンタウイルスには多数の種があり、その一部が疾患の原因となる。

2. 感染経路

- 病原体を保有するげっ歯類の排泄物を含む粉じんの吸入、汚染された食物の喫食。
- ハンタウイルスのうち、アンデスウイルスのみ、限定的なヒトーヒト感染が過去に報告。
ただし、濃厚な飛沫・接触曝露を介した限定的な伝播であり、感染者と接触者の適切な管理により制御可能とされている。
- 今般のクルーズ船事案におけるヒトーヒト感染の感染力等については、WHO等により疫学調査を実施中。

3. 症状

- 潜伏期間は1週間から7週間程度（通常約2週間）。アンデスウイルスは最大6週間。
- 発熱や咳、筋肉痛などを呈し、嘔吐や下痢を伴うこともある。急速に症状が進行し、呼吸不全、循環不全を呈し死亡することがある。
致死率は10%から50%程度である。アンデスウイルスは21%から36%程度。

4. 発生状況

- 北米、中南米で発生がみられる一方、日本国内では患者発生の報告はない。（日本にはアンデスウイルスなどハンタウイルス肺症候群の原因ウイルスを媒介するげっ歯類は存在しない）
※腎障害等を引き起こす別のハンタウイルスを原因とする腎症候性出血熱については、過去（60年代等において）我が国でも発生が確認されている。

5. 診断・治療・予防

- 診断：全血、血清、血漿、唾液、鼻咽頭拭い液、組織からのウイルスの分離・同定等。
- 治療：特異的な治療法はなく、対症療法が中心である。
- 予防：流行地域ではげっ歯類との接触を避ける。環境を清潔に保つ。食品は蓋などをして適切に保管する。国内で承認されたワクチンはない。

オランダ国籍クルーズ船におけるハンタウイルス肺症候群の発生事案について

事案の概要

※7月15日 時点

- オランダ国籍のクルーズ船ホンディウス号は、2026年4月1日にアルゼンチンを出港後、南大西洋の様々な島に寄港
- 計147名（乗客88名、乗組員59名、計23カ国籍）が乗船、日本人1名も含まれる。
- ハンタウイルス感染症の発生が確認された後、船舶はカーボベルデ沖（西アフリカ）を出航し、5月10日にカナリア諸島に着岸

【邦人の状況】

- ◆ 5月11日、日本人1名は、英国政府手配のチャーター機により英国に到着。
- ◆ 英国では、同邦人を含め下船した方は、英医療施設にて検査等を受けた後、同国保健当局による健康観察等を受け、同邦人は6月22日に健康観察期間を終了。

【クラスター発生の経過】

（4月6日、最初の患者が発生。4月24日に30名以上がセントヘレナ島にて下船）

- 5月2日、WHOは、同船で発生した、原因不明の重症急性呼吸器疾患（SARI）のクラスターについての通報を受理。
- 5月2日、患者1名においてハンタウイルス感染が確認。5月7日、感染者からハンタウイルスの一種であるアンデスウイルスが確認
- 7月2日時点で、WHOにおいて、合計13例が報告されており、死亡は3例。
- 7月2日、WHOより、特定されたすべての接触者について42日間の追跡調査を行い、新たな二次感染例が確認されなかったことから、本事案の流行が終息したと発表された。

※航海中、あるいはアルゼンチンでの乗船前における乗客の現地野生動物との接触状況（排泄物も含む）は、現時点では不明（感染原因についても調査中）だが、最初の症例は乗船前のげっ歯類曝露の可能性が示唆されている。



クルーズ船の航路（当該クルーズ船会社HP）

※5月8日時点

厚生労働省の対応

- 検疫所で注意喚起（南米からの帰国者で体調異状の方に、ネズミなどのげっ歯類との接触の有無等を確認し、必要に応じて医療機関への受診を勧奨）（2026/5/4）
- JIHSのリスク評価（国外航行中のクルーズ船におけるハンタウイルス感染症事例について）公表に関してプレスを行い、厚生労働省HPに掲載（2026/5/6）
- 英国政府の要請を受け、日本政府が保有するファビピラビルを提供（2026/5/15英国時間）

国外航行中のクルーズ船におけるハンタウイルス感染症事例について (2026年7月3日 国立健康危機管理研究機構) 概要

リスク評価

➤ ハンタウイルスについて

基本的にヒトからヒトへ感染するものではないが、例外的に、アルゼンチンとチリで、ハンタウイルスの一種であるアンデスウイルスのヒト-ヒト感染事例が報告されている。ただし、これらは濃厚な曝露による飛沫・直接接触を介した伝播であり、適切な隔離と接触者管理により伝播の終息に至ったと報告されている。

➤ 本事例について

症例以外の乗客・乗員は、高リスクの接触者として、下船後 42 日間から 45 日間の健康観察が実施されたほか、下船後に患者と接触した方についても、その接触の程度に応じて健康観察が実施された。合計 317 人の高リスク接触者と 336 人の低リスク接触者が特定され、すべての接触者の隔離、健康観察が終了したことから、WHO は 7 月 2 日に本事例の終息を宣言した。

WHOによると最終的に、ハンタウイルス肺症候群の症例 13 例(確定例 12 例、可能性例 1 例)が報告され、うち 3 例が死亡している(致死率 23%)。確認されている症例はいずれも当該クルーズ船の乗員・乗客である。

詳細な感染源、感染経路を特定するための疫学調査が進行中である。船内でげっ歯類は確認されておらず、症例から検出されたウイルスのゲノム配列がほぼ同一であることから、現時点では、南米で感染した初発例を起点として、クルーズ船内でヒト-ヒト感染がおこったものと考えられている。

➤ 日本での流行の可能性について

ハンタウイルスの自然宿主は、ウイルスの種類ごとに特定のげっ歯類が決まっており、自然宿主となるげっ歯類が生息していない地域にウイルスが入り込んでも、自然界の感染サイクルは成立しない。北米ではシカネズミ、南米ではオナガコメネズミなどがウイルス保有動物として知られているが、これらのげっ歯類は日本国内には生息していないことから、日本国内で、アンデスウイルスをはじめとする南米に常在するハンタウイルスに感染する可能性は極めて低いと考えられる。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の 発生状況について（報告）

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

エボラ出血熱 Ebola Virus Disease

一類感染症

2026年7月15日時点

基本情報

出典：エボラ出血熱 | 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト、Ebola disease | WHO

病原体

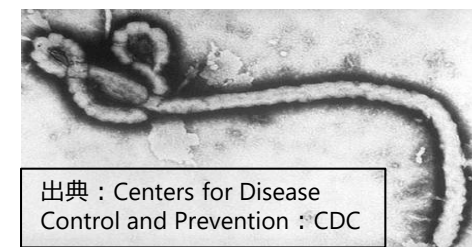
- ・ フィロウィルス科オルソエボラウィルス属のウィルス（ザイール、スーダン、タイフォレスト、ブンディブギョ、レストン、ボンバリエボラウィルスの6種がある。）
- ・ オオコウモリが自然宿主と考えられている。

感染経路

- ・ 感染した人や動物の血液や体液等に直接接触した際に粘膜等から感染する。
- ・ 感染した動物の死体や生肉との接触、またその生肉を食することでも感染する。
- ・ 空気感染はしない。

症状

- ・ 潜伏期間は2～21日
- ・ 初期症状は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛など。その後嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状がみられる。さらには出血傾向、意識障害などの重篤な症状を示し死亡することがある。
- ・ 致死率はウィルスによって異なるが、過去のアウトブレイクにおける致死率は25～90%と報告されている。（2007年および2012年にウガンダおよびコンゴ民主共和国で報告された過去2回のブンディブギョウィルス感染症流行における致死率は、およそ30%から50%の範囲であった。）
- ・ 後遺症として関節痛、視力障害、聴力障害がみられることがある。



予防・治療

予防

- ・ 患者や動物の血液、体液、遺体に素手で触れない。
- ・ 生肉の摂食を避ける。
- ・ ザイールエボラウィルスに対しては1種類のワクチンが、WHOの事前認証を取得している。

治療

- ・ 対症療法
- ・ ザイールエボラウィルスに対しては2種類のモノクローナル抗体が米国で承認されている。

発生状況

- ・ 1976年以降、アフリカで散発的に発生。直近では2025年9月4日にコンゴ民主共和国においてアウトブレイクが宣言され、同年12月1日に終息した（合計64例、うち死亡が45例）。
- ・ エボラ出血熱による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」は、2026年5月のコンゴ民主共和国及びウガンダの事案で3回目※。

※ 1回目：2014-2016年西アフリカ（合計28,616例、うち死亡11,130例） 2回目：2018-2020年コンゴ民主共和国（合計3,470例、うち死亡2,287例）

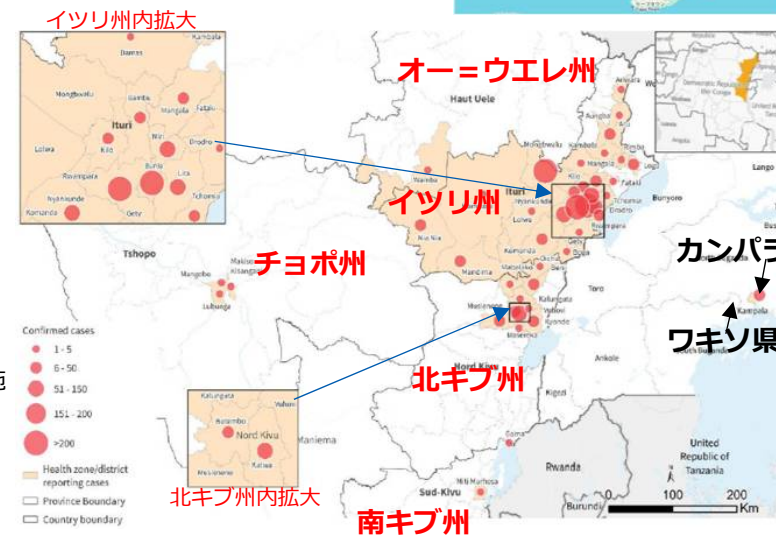
コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況について

2026年7月15日時点

概要

- 2026年5月15日、コンゴ民主共和国保健省は、同国における**ブンディブギョウイルス**による**エボラ出血熱**の発生を受け、同国における17回目のエボラ出血熱の流行を宣言。同日にウガンダ保健省からも、コンゴ民主共和国からの輸入症例の確認を受け流行が宣言され、5月17日、WHOは本事案について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：フェイク）」と判断したことを公表した。
- コンゴ民主共和国イツリ州を中心に、確定例が2,011例（うち死亡754例）（7月13日時点）、ウガンダにおいて確定例が20例（うち死亡2例）（7月14日時点）、フランスにおいて確定例が1例（うち死亡0例）（7月6日時点）報告されている。※情報源により数値等は異なる場合がある
- WHOは、6月6日時点で、本流行に関するリスクを、コンゴ民主共和国で「非常に高い」、ウガンダで「高い」、世界レベルでは「低い」と評価している。
- WHOによる暫定勧告（5月22日）では、感染が確認された国からの航空便の停止や、当該国からの渡航者・輸送手段の入国拒否は推奨されていない。（7月3日時点で勧告内容に変更はない）
- 7月15日時点で、邦人が感染したとの報告はない。

※米国は、5月18日、過去21日間にコンゴ民主共和国、ウガンダ、南スーダンに滞在していた外国人の入国を30日間停止
カナダは、5月28日、同3国の居住者の入国を90日間停止
イスラエル、UAE、サウジアラビア、バーレーン、レバノン及びハイチ等が入国制限等を実施
ウガンダは、5月27日、コンゴ民主共和国の国境の一時閉鎖を決定
ルワンダは、5月22日、コンゴ民主共和国に過去30日間滞在した者の入国禁止等を実施
モーリシャスは、6月8日、過去21日間に同3国に滞在した外国人の入国禁止
コンゴ民主共和国は、6月24日、流行地域を離れてから最低21日間の国外渡航禁止等を実施



対応

- 5月17日、検疫所におけるポスターを作成して注意喚起するとともに、コンゴ民主共和国又はウガンダの感染発生地域に滞在歴がある入国者等についても健康監視対象となり、検疫所への健康状態の報告を行うよう事務連絡を发出。
- 5月17日（現地時間）、外務省より、コンゴ民主共和国及びウガンダに対し、エボラ出血熱に関する感染症危険情報レベル1（十分注意してください）を发出。
- 5月18日、本件に関してのプレスリリースを发出。また、JIHSからエボラ出血熱の日本での流行の可能性についてリスク評価を公表。
- 5月18日、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（第1回）を開催。
- 5月21日、自治体に対し、検疫所との連携や患者搬送の手続き等についての確認と、エボラ出血熱に対する体制整備状況の報告を求める通知を发出するとともに、検疫所に対し、健康監視対象になる感染発生地域に北キブ州を追加する事務連絡を发出（23日に南キブ州、6月1日にワキソ県、7月15日にオー＝ウエレ州及びチョボ州を追加）。5月22日に自治体及び検疫所向けの説明会を開催。
- 6月3日、検疫所に対し、停留措置の対象者を拡大する事務連絡を发出（エボラ出血熱患者やコウモリ等の接触歴がある者を追加）

※現時点の感染流行地域：コンゴ民主共和国（イツリ州、北キブ州、南キブ州、オー＝ウエレ州、チョボ州）、ウガンダ（カンパラ市、ワキソ県）

コンゴ民主共和国およびウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について (令和8年5月18日 国立健康危機管理研究機構) (抄)

リスク評価

- 当該地域（注：エボラ出血熱アウトブレイクが発生したコンゴ民主共和国（DRC）イツリ州）はウガンダおよび南スーダンとの国境に近く、鉱業関連の人口移動、治安上の制約や、症例探索、接触者把握、感染管理における課題が指摘されており、検査に至っていない疑い例の報告も多い。実際の感染者数や地理的な広がりについては、まだ明らかではない部分が多いことから、状況を注視する必要がある。
- 現在ウガンダから報告された症例は DRC で曝露した輸入例と考えられ、ウガンダ国内での感染伝播は確認されていないが、接触者の追跡が困難である一方、国境を越えた往来は活発であり、今後国境を接した周辺国へも感染が拡大するリスクは高いと考えられる。
- 現在主に発生が確認されているイツリ州は DRC 内でも首都からは遠隔地であり、紛争地域であることから、日本との直接往来は限定的である。現時点で得られる情報からは、日本での輸入症例の発生や、日本国内での伝播の可能性は低く、日本の一般市民が感染する蓋然性は低いと考えられる。

出典 [コンゴ民主共和国およびウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について](#) | 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト

新型インフルエンザ等対策推進会議 委員名簿

- ◎ 五十嵐 隆 国立成育医療研究センター理事長
- 泉沢 和之 日本商工会議所社会保障専門委員会委員
- 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授
- 大曲 貴夫 国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター副院長（感染、危機管理、災害、救急担当）、国際感染症センター長
- 河岡 義裕 国立健康危機管理研究機構国立国際医療研究所国際ウイルス感染症研究センター長
東京大学国際高等研究所新世代感染症センター機構長
東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授
- 齋藤 智也 国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所感染症危機管理研究センター長
- 笹本 洋一 公益社団法人日本医師会常任理事
- 滝澤 美帆 学習院大学経済学部経済学科教授
- 富高 裕子 日本労働組合総連合会副事務局長
- 奈良 由美子 放送大学教養学部教授
- 平井 伸治 鳥取県知事
- 藤田 尚子 藤田法律事務所弁護士
- 堀 幸子 一般社団法人日本経済団体連合会危機管理・社会基盤強化委員会企画部会長
- 前葉 泰幸 津市長
- 安村 誠司 福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター長、医科大学教授

◎：議長 ○：議長代理

（五十音順・敬称略）

令和8年4月24日現在

新型インフルエンザ等対策推進会議（第 23 回）

欠席者意見

2026 年 7 月 16 日

一般社団法人 日本経済団体連合会

危機管理・社会基盤強化委員会 企画部会長

堀 幸子

本日、所要により本会議を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を申し上げます。よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

議事（1）政府行動計画のフォローアップの結果について

- ・ 毎年度、丁寧にフォローアップがされており、心強い。対策の進捗が見られ、仮に今、2020 年の新型コロナウイルス感染症と同様のパンデミックが起きても、前進した対策を打つことができるであろうことを実感できる。関係者のご尽力を高く評価するとともに、引き続きの努力と対策の充実を求めたい。
- ・ 資料 1-2「⑦ワクチン」のマイナポータルでの接種履歴の確認等が可能なシステムの普及に期待している。たとえば風疹・はしか・带状疱疹などのように、ワクチン接種によるのではなく、り患によって抗体がついている場合もあり、抗体検査の結果なども蓄積できれば、より適切な接種勧奨につなげられるのではないかと。母子手帳に代わるポータブルなワクチン接種・抗体記録の整備を望みたい。
- ・ 資料 1-2 の「⑩検査」の「ウイルス研修」「検査能力向上研修」「新興再興感染症研修」、資料 1-3 の「5つの横断的な視点①〈人材育成〉」の「感染症危機専門家（IDES）要請プログラム」「実地疫学専門家養成コース（FETP）」「人工呼吸器や ECMO を取り扱う医療人材を育成」「IHEAT 専門講習や感染症・IHEAT 管理者マネジメント研修等」「感染症危機管理リーダーシップ研修」などの研修について、修了者の実績を積み重ねていることは喜ばしい。一方で、こうした研修の修了、得られた能力・資格の維持、継続のためには、①研修受講、資格取得のインセンティブ、②能力や資格の維持・更新のインセンティブが重要である。

民間企業であれば、職務に有用な資格を取得した職員には「資格手当」を支給するとともに、能力や資格の維持・向上のためのフォローアップ研修等の費用を支弁するなどして、個人のキャリアアップを評価、処遇に反映するとともに、組織への貢献に役立てる。感染症の専門性の高い人材については、こうしたキャリアを適正に評価し、処遇に反映する仕組みはあるのか。たとえば一定の研修を修了した医師等に対する報奨などの工夫を検討すべきである。

議事（2）保健所業務の DX について

- 資料 3 の「感染症サーベイランスシステムによる届出状況に係る調査概要」の「結果①」では感染症指定医療機関でも感染症サーベイランスシステム（感染症 SS）を使わない届出も見られる。また、「結果④」によれば、「入力作業の負担が増える一方で、得られるメリットが少ない」「感染症 SS と電子カルテが別ネットワークであり、登録作業が煩雑である」等の指摘がある。
そこで、感染症 SS を用いた届出環境の底上げを図り、システムの利便性の向上、利用率を向上させるために、システム間の相互連携を強化し、入力の手間を省いて、現場でも効率化を実感できるものとするとともに、ユーザーへの利用方法のサポートを提供することなどを通じ、システム上の課題・実務利用上の課題の克服を図るべきである。

議事（3）国際的な動向等について

- ハンタウイルス肺症候群について、JIHS のリスク評価公表をプレスへの公表の形で行ったとあるが、この際に資料 1-1 「④情報提供・共有、リスクコミュニケーション」のリスクコミュニケーションに関する勉強会等の成果はあったのか。研修や訓練の結果がどう活かされたのか、その効果はどうであったのか。評価と今後への課題等についてお伺いしたい。

以 上